

## 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の 点検結果

生物多様性国家戦略 2012－2020 の第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画では政府の行動計画として約700（重複を除く）の具体的な施策を記載し、その中で50の数値目標を掲げています。

### 1. 数値目標の点検結果

数値目標の進捗具合を一覧表にまとめました。記載内容は以下のとおりです。

#### ■数値目標に関する記載

数値目標が記載されている具体的な施策の記述を、国家戦略から抜き出しています。

#### ■目標値、年次

国家戦略に記載されている目標値と目標年次を記載しています。

#### ■点検値、年次

数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載しています。

#### ■当初値、当初値の把握時期

国家戦略（平成24年9月）を策定した時点（目標設定時）のベースとなる数値及びその数値の把握時期を記載しています。

#### ■達成度（％）

国家戦略策定時をスタートとする現時点までの進捗度を示す「進捗率」と、国家戦略策定以前からの蓄積を含めた評価である「達成率」の2つの指標で記載しています。

進捗率、達成率の計算方法は以下のとおりです。

〈計算方法〉

- ・ 進捗率 = { (点検値－当初値) / (目標値－当初値) } × 100 (%)
- ・ 到達率 = (点検値 / 目標値) × 100 (%)

#### ■課題と今後の方針

施策の進捗具合の評価や目標の達成に向けた取組等について記載しています。

#### ■担当府省

施策を担当している府省名を記載しています。

数値目標の達成状況一覧表

番号	項目	目標		点検		当初		達成度		課題と今後の方針	担当府省
		目標値	年次	点検値	年次	当初値	年次	進捗率※1	到達率※2		
1	山小屋等のし尿・排水処理施設の整備数	100箇所	H23年度から10年間	8箇所	H24年度	4箇所	H23年度	4.2%	8.0%	自然環境保全のため、引き続き山小屋のし尿処理施設の整備に努める。	環境省
2	生態系維持回復事業計画策定地域数	9地域	H32年度	8地域	H25年度	6地域	H23年度末	66.7%	88.9%	平成26年度に中野山岳国立公園及び御路原国立公園においてし尿対策を策定した計画を策定予定であり、目標年次までに達成できる見込みは高い。	環境省
3	保安林面積	1,281万ha	H35年度末	1,209万ha	H24年度末	1,202万ha	H23年度末	8.9%	94.4%	今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林の計画的な指定を推進。	農林水産省
4	ラムサール条約湿地	10箇所増(56箇所)	H32まで	46箇所	H25.9	46箇所	H24.8	0.0%	82.1%	登録可能性のある湿地について調査を実施する。	環境省 農林水産省
5	管轄海域の保護区化	10%	H32まで	8.3%	H25.9	8.3%	H23.5	0.0%	83.0%	国立公園の海域部分の拡張は、全体に占める割合が小さく、また他の海洋保護区と重複している場合があり、数値の増加につなげにくい。	環境省
6	自然再生事業実施計画数	35	H27年度	35	H25	26	H23年度末	100%	100%	国家戦略で示した数値目標を達成した。	環境省
7	自然再生協議会設置数	29	H27年度	24	H25	24	H23年度末	0.0%	82.8%	国家戦略で示した数値目標を達成するため、引き続き自然再生協議会に係る情報提供などの支援に努める。	環境省
8	CO2森林吸収量 (基準年総排出量比) ※基準年=1990年	3.5%	H25~32	-	右記が最新	3.8%	H20~24	-	-	平成20~23年度までの4か年では概ね目標の達成が見込まれる状況となっている。平成25年以降も、引き続き国際的に合意された森林吸収量3.5%の確保に向けて、森林吸収源対策を推進。	農林水産省
9	フォレストア認定人数	2,000~3,000人	H32年度	-	制度開始前	-	制度開始前	-	-	平成25年度から森林総合監理士の認定を開始。	農林水産省
10	森林施業プランナー認定人数	2,100人	H27年度	393人	H25.3	-	制度開始前	18.7%	18.7%	引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。	農林水産省
11	森林の現場管理責任者等育成人数	5,000人	H32年度	765人	H25.3	436人	H23年度	7.2%	15.3%	引き続き、現場技能者の育成を推進する。	農林水産省
12	周辺の森林の山地災害防止機能が確保された集落の数	約5.6万集落	H25年度	5.4万集落	H24	5.3万集落	H22年度末	33.3%	96.4%	引き続き、治山事業により森林の適切な保全を推進。	農林水産省
13	公共土木工事における木材利用量 (H16~18実績平均比)	1.5倍程度	H27年度	1.5倍 (139m3/億円)	H24年度	約1.8倍 (169m3/億円)	H22年度	100%	100%	引き続き、森林土木工事における合法性・持続可能性が証明された木材利用、庁舎や内装の木造化・木質化を推進する。	農林水産省
14	農業の登録保留基準等の策定	全ての農業	H32	284農業	H25.9末	201/543	H24.5.1	24.3%	52.3%	目標年次までに全ての農業に対して登録保留基準の策定が済むように適宜検討会等を開催する。	環境省
15	エコファーマー累積新規認定件数	34万件	H26	27,854件	H24年度末	26,689,6件	H23年度末	15.9%	81.9%	エコファーマー累積新規認定件数については毎年着実に増加してきたものの、新規認定件数の増加が1万件程度に鈍化しているため、関連施策(環境保全型農業直接支援対策)の推進と併せて、引き続き、エコファーマーの新規認定件数の拡大を図る。	農林水産省
16	農業生産工程管理(GAP)導入産地数	3,000産地	H27年度	2,462産地	H24年度末	2,194産地	H23年度末	33.3%	82.1%	現在の取組を継続して進めて行く。	農林水産省
17	里山林資源を活用した活動団体数	20%増 (560団体)	H26年度まで	59%増 741団体	H23年度	466団体	H22年度	295.0%	132.3%	目標は達成したが、里山林の保全管理や資源活用は継続して行うことが重要であることから、引き続き、取組の推進を図る。	農林水産省

18	総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指標の策定自治体数	47都道府県	(定めず)	37都道府県	H25.9	36都府県	H24.5	9.1%	78.7%	農林水産省	今後も引き続き都道府県等に対し、IPM実践指標の策定および実践地域の育成を支援するとともに、IPM技術の情報提供を行う。農業に抵抗性を発達させている病害虫に対する農業に頼らない防除体系的な確立、効果的・効果的な防除を実施するための適切な発生調査および発生予防の手法の確立、IPMの実施効果を測定・評価する手法の確立が必要。
19	中山間地域等の農用地面積の減少防止	7.7万ha	H22～26年度	7.8万ha	H24年度末	7.7万ha	H23年度末	—	101.3%	農林水産省	引き続き高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能の確保を行う。また、平成25年度に公表した「中間年詳細や平成26年度に実施する最終評価等の結果を踏まえ、今後の支援方策について検討する。
20	地域共同活動延べ参加者数	約1,000万人・団体	H24～28年度	187万人・団体	H24年度末	191万人・団体	H23年度末	-0.5%	18.7%	農林水産省	引き続き地域共同による農地・農業用水等の地域資源の保全管理を推進する。
21	水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域	40水域	H24年度末	40水域	H25年度	37水域	H23年度末	100.0%	100.0%	環境省	引き続き、類型指定の検討に必要な情報を収集・整理する。
22	藻場・干潟の保全・造成	5,500ha	H24～28年度	738ha	H24年度末	4,800ha	H19～22年度	—	13.4%	農林水産省	藻場・干潟を平成24～28年度までの5年間でおおむね5.5千ha造成することを目標としており、今後とも目標達成に向けて事業を推進していく。(平成19～23年度実績: 5,660ha)
23	干潟の再生割合	約40%	H28年度末	38.0%	H24年度末	37.8%	H23年度末	9.1%	95.0%	国土交通省	引き続き港湾整備等により発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟・藻場の再生を推進。
24	農業集落排水処理人口整備率	76%	H28年度	87%	H24年度末	68%	H21年度	240.0%	114.7%	農林水産省	農業用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的な施設の整備を推進する。
25	漁場のたい積物除去	23万ha	H24～28年度	3.6万ha	H24年度	31.3万ha	H19～22年度	—	15.7%	農林水産省	漁場の効用回復に資する堆積物除去等を平成24～28年度までの5年間でおおむね23万ha実施することを目標としており、今後とも目標達成に向けて事業を推進していく。(平成19～23年度実績: 33.9万ha)
26	奄美大島のマングース捕獲数	0頭	H34	179頭	H24年度	272頭	H23年度	34.2%	34.2%	環境省	根絶の目標に向け、引き続き取組を進める。
27	奄美大島のマングースの1000わな日当たりの捕獲頭数	0頭	H34	0.08頭	H24年度	0.13頭	H23年度	38.5%	38.5%	環境省 農林水産省	根絶の目標に向け、引き続き取組を進める。
28	魚礁や増養殖場の整備	6万ha	H24～28年度	2.3万ha	H24年度	4.1万ha	H19～22年度	—	38.3%	農林水産省	魚礁や増養殖場の整備を平成24～28年度までの5年間でおおむね6万ha造成することを目標としており、今後とも目標達成に向けて事業を推進していく。(平成19～23年度実績: 5.1万ha)
29	漁集落排水処理人口比率	65%	H28年度まで	53.9%	H23年度	49%	H21年度末	30.6%	82.9%	農林水産省	平成22、23年度については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、全国的な集計が不可能となった。今後は、被災自治体と調整し全国集計が可能になるよう対応していく。
30	多国籍漁業協定	47協定 (維持・増加)	毎年度	52協定	H25	47協定	H23年度末	—	110.6%	農林水産省	現在の協定数の維持・増大に努力。
31	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合	9割	H34まで	85.5%	H25.1	7割台	H22	67.6%	95.0%	農林水産省	引き続き、漁業協同組合等による自主的な漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促し、持続的な養殖生産の確保を図る。
32	三大湾における底質改善割合	約50%	H28年度末	47.0%	H24年度末	46.2%	H23年度末	21.1%	94.0%	国土交通省	引き続き港湾整備等により発生する浚渫土砂等を有効活用した深堀跡の埋め戻しを推進。

番号	項目	目標		点検		当初		達成度		課題と今後の方針	担当府省
		目標値	年次	点検値	年次	当初値	年次	進捗率※1	到達率※2		
33	水質総量削減における化学的酸素要求量(COD)	東京湾:177t/日 伊勢湾:146t/日 瀬戸内海:472t/日	H26年度	178t/日 153t/日 450t/日	H23年度	183t/日 158t/日 463t/日	H21年度	83.3% 95.4% 104.9%	汚濁負荷量の削減目標に向けて、着実に水質総量削減を推進する。 今後の水質総量削減制度の在り方の検討を行う。	環境省	
34	「生物多様性の認知度	75%以上	H31年度末	-	右記が最新	56%	H24	-	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省	
35	生物多様性国家戦略の認知度	50%以上	H31年度末	-	右記が最新	34%	H24	-	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省	
36	生物多様性新聞掲載数	1,500件	H31年度	-	右記が最新	736件	H20年度	-	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省	
37	生物多様性地域戦略策定済自治体数	47都道府県	H32	23都道府県	H25.9	16都道府県	H23年度末	17.2%	地域生物多様性保全活動支援事業を通じた策定支援は行政事業シドニー(公開プロセス)の結果を受けて終了するが、「生物多様性地域戦略策定の引き上げ」等の活用により、取組の推進を図る。	環境省	
38	国内希少野生動物植物種数	25種増 (115種)	H32年度まで	1種減 89種	H25.9	90種	H24.9	-4.0% 77.4%	国内希少野生動物植物種の指定については、検討中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」に盛り込まれる保全すべき種の優先順位付け等を踏まえ、指定の検討を進める。	環境省	
39	トキの野生復帰 (小笠原東部を含む佐渡島における野生個体数)	60羽程度	H27頃	98羽 (本州1羽を含む)	H25.9	50羽	H24.7	480.0%	引き続き、着実な野生復帰への取り組みを進める。	環境省	
40	絶滅危惧植物の種子の保存	絶滅危惧種の15% (253種)	H32まで	16.0% 285種	H25.3	12.9% 218種	H24.3	147.6% 112.6%	引き続き、絶滅危惧植物の種子保存の取組を進める。	環境省	
41	特定鳥獣保護管理計画策定のためのガイドラインの補足・改訂	6種 おおよそ延べ12回	H32まで	5種 5回	H25.9 H25.9	4種 4回	H22	50.0% 12.5%	目標達成に向けた取組を着実に実施していく。	環境省	
42	鳥獣保護管理担い手確保のための研修・セミナー等の開催	延べ120回	H32まで	17回	H25.9	15回	H24年度	1.9%	目標達成に向けた取組を着実に実施していく。	環境省	
43	都道府県等における犬・猫引取数	H16年度から半減 (21万頭)	H29年度まで	22万頭	平成23年度	42万頭	H16年度	95.2%	新たな達成目標(目標年度平成35年度、平成16年度比75%減)を策定したことから、更なる取り組みの推進を図る。	環境省	
44	犬・猫所有明示実施率	犬:66% 猫:36%	H29年度	36% 20%	平成22年度 平成22年度	33% 18%	H15年度	9.1% 11.1%	新たな達成目標(目標年度平成35年度、犬72%、猫40%)を策定したことから、更なる取り組みの推進を図る。	環境省	
45	外来種の認知度	75%	H29	62.6%	H24年度	64.3%	H23	-15.9%	「外来種被害防止行動計画(仮称)」や「侵略的外来種リスト(仮称)」も踏まえ一層の普及啓発を図る。	環境省	
46	外来生物法の認知度	25%	H29	17%	H24年度	11.8%	H23	39.4%	改正外来生物法の適正な執行体制を確保するとともに、改正内容の周知等も含め、一層の普及啓発に努める。	環境省	
47	アジア太平洋地域におけるラムサール条約登録地追加	3ヶ所	H27まで	0	H25.9	-	戦略策定時	-	先方国において実地調査を実施する。	環境省	
48	東アジア・オーストラリア地域フライング・ハーバナーシップ(EAAFP)交流会の開催	3回	H32まで	0	H25.9	-	戦略策定時	-	平成26年3月に開催予定。	環境省	
49	木質バイオマス利用量 (間伐材等由来)	600万m3	H32	88.5万m3	H24	55万m3	H22	6.1%	課題解決に向けた支援体制の構築や新たな技術開発等により木質バイオマスの利用拡大を図る。 また、固定価格買取制度を活用しつつ、木質バイオマスの利用拡大を図る。	農林水産省	
50	市町村バイオマス活用推進計画の策定数	600市町村	H32まで	18市町村	H25.3	0	(制度開始前)	-	市町村・都道府県バイオマス活用推進計画の作成に努めることとするなど、現在の取組を継続して進めていく。	農林水産省	

※1 進捗率=生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。「進捗率」=〔(点検値-当初値)/(目標値-当初値)〕×100(%)

※2 到達率=戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」=〔(点検値/目標値)〕×100(%)

## 2. 具体的施策の点検結果

具体的施策の進捗状況を個別に全て点検するとともに、施策を分野ごとにまとめている節ごとに進捗状況を総括し、その結果を一覧表にとりまとめました。記載内容は以下のとおりです。

### ■総括

分野ごとのとりまとめは、国土空間的施策として9節、横断的・基盤的施策として10節、更に東日本大震災からの復興・再生として2節を単位としおり、国家戦略本文に記載の各節の基本的考え方を踏まえ、取組・進捗状況をとりまとめました。

### ■施策番号

国家戦略に記載している順番に従い番号を付けています。

### ■具体的施策

国家戦略に記載している具体的施策の内容です。

### ■基本戦略

国家戦略第1部第4章第2節の基本戦略への該当を以下で示す番号で記載していません。複数の基本戦略に該当する場合は、該当するものを全て記載しています。

〈基本戦略〉

- ① 生物多様性を社会に浸透させる
- ② 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- ③ 森・里・川・海のつながりを確保する
- ④ 地球規模の視野を持って行動する
- ⑤ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

### ■国別目標

国家戦略第2部で設定した国別目標への該当を記載しています。複数の国別目標に該当する場合は、該当するもの全て記載しています。

〈国別目標〉

- A-1：「生物多様性の社会における主流化」の達成 等
- B-1：自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少
- B-2：生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施
- B-3：窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持 等
- B-4：外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進 等
- B-5：人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進
- C-1：陸域の17%、海域等の10%の適切な保全・管理
- C-2：絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持 等

- D-1：生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化 等
- D-2：劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献
- D-3：名古屋議定書の締結と国内措置の実施
- E-1：生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等
- E-2：伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術等）の効果的・効率的動員

## ■進捗評価

国家戦略の策定時（平成24年9月）以降の施策の進捗状況を、次の4つで記載しています。

- ・既に達成済み：施策の目的が既に達成されている場合
- ・進捗中：施策が着手され、進捗している場合
- ・検討中：施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合
- ・その他：施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合

## ■施策の取組状況と成果

進捗状況の自己評価の理由を記載しています。

## ■課題と今後の方針

施策の進捗に当たっての課題や今後の方針、特記事項等を記載しています。

## ■達成目標

国家戦略の具体的施策に記載している内容です。

## ■当初値

国家戦略の具体的施策に記載している内容です。

## ■点検値

現状値が示せる施策について、平成25年9月時点で数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載しています。

## ■主な予算・税制等事項名

当該施策に関する予算・税制等の事業名を記載しています。

## ■数値目標

「1. 数値目標の点検結果」に記載している一覧表の番号に対応しています。

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
第1章 国土空間的施策											
第1節 生態系ネットワーク											
(総括) 緑の基本計画、河川整備計画、生物多様性地域戦略、全国森林計画などの計画の中に取り入れる形で生態系ネットワークの形成を進めています。更に、各種計画の実施を通して、また、自然再生事業などにより、具体的な推進にも取り組んでいます。											
1. 生態系ネットワーク											
1	生態系ネットワークの形成を促進するため、生態系ネットワークの考え方や計画手法、計画手法、実現手法等に関する情報提供、普及啓発に努めることにも、既存の施策や事業の効果について評価・検証を行います。(国土交通省、農林水産省、環境省)	③	C-1	進捗中	生態系ネットワークの基本的な考え方や、自治体向けの手引き等を国土交通省HPに掲載し、情報提供、普及啓発を行うとともに、これまでの取組に関する点検を実施中。	生態系ネットワークの形成を一層促進するため、点検の実施により進捗状況の把握、課題の整理を行い、今後の方向性を検討する。	—	—	—	・自然資本の活用、観点からの生態系ネットワーク形成の推進に関する調査	
2	広域圏レベルなどにおいて、具体的な生態系ネットワークの形成を進めることが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、現状の把握を始め、その実施に向けた方策を検討します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	A-1	進捗中	生物多様性地域戦略を複数の自治体で共有する取組を、鹿児島県の奄美大島地域において地域生物多様性保全活動支援事業を通じて実施している。	・地方自治体が策定する生物多様性地域戦略について、広域的に取り組み効果等を啓発していく。	—	—	—	・生物多様性国家戦略推進費	37
3	十分な規模と適切な配置の生態系ネットワークの核となる地域を確保・保全するために、第2期の「重要地域の保全」に示す各施策により、地域の拡大、管理水準の向上を進めます。さらに、国土の3分の2を占める森林については、陸域の動植物の多くの生息・生育を依存していることを踏まえ、生態系ネットワークの根幹として適切な整備・保全を図るとともに、保護林相互を連結する「緑の回廊」の設定をはじめ、運流池や屋簷緑の森林などの保護緑帯の設置による、よりほぐれ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	① ③	A-1 B-1 B-2 C-1	進捗中	「緑の基本計画」については、平成23年度に新たに7市町村が策定され、都道府県における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・引き続き、「保護林」や「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。また、運流池等の周辺に存する森林等の保全及びその機能・役割の維持・増進に努める。	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積:58万6千ha (平成23年4月)	保護林面積:96万5千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積:58万3千ha (平成23年4月)	—	・森林整備・保全費	
4	緑の基本計画、河川整備計画など、各種計画に生態系ネットワークの形成やその推進を付帯付け、事業者にとっての重要性を浸透させるとともに、計画的に施策を実施します。(国土交通省、農林水産省、環境省)	① ③	A-1 B-1 B-2 C-1	進捗中	・緑の基本計画の策定にあたっては、引き続き、事業実施に取り組んでいる。河川整備計画の策定にあたっては、引き続き、事業実施に取り組んでいる。河川整備計画の策定にあたっては、引き続き、事業実施に取り組んでいる。河川整備計画の策定にあたっては、引き続き、事業実施に取り組んでいる。	・緑の保全・創出の計画的な実施を行うため、緑の基本計画の策定をより一層推進する。	緑の基本計画 策定市町村:648市町村 (平成23年3月)	緑の基本計画 策定市町村:650市町村 (平成24年3月)	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等 ・国有林森林計画に必要な経費 ・生物多様性国家戦略推進費	
5	地域の生物多様性の保全・回復を図る先進的な取組に対し、地域自主戦略交付金(内閣府所管)等により支援します。(環境省)	③	B-1 C-1 D-2	進捗中	・平成24年度に地域自主戦略交付金が廃止されたことに伴い、平成25年度より生物多様性保全回復施設整備交付金を創設。	・今後5月引き続き生物多様性保全回復施設整備交付金により、生物多様性保全上重要な地域と生態学的に密接な関連を有する地域における、都道府県による自然再生事業を支援していく。	—	—	・生物多様性保全回復整備事業		
6	第1章第3節の「自然再生事業」をはじめ、第9節から第11節まで、第2章第4節に示す各施策により、流域圏など地形的なまとまりにも着目し、森林、農地、河川、道路、都市における緑地、海岸、港、漁港、海域などにおける生息・生育地の保全・再生・創出や、道路横断構造物や魚道などの人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生息・生育地の連続性を確保するための取組を関係機関が協力的な連携を図りながら総合的に進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	D-2	進捗中	・平成25年度、国立公園内において、自然再生事業(7地区)を実施。また、都道府県が実施する自然再生事業(6地区)に対して自然環境整備交付金により支援。	・引き続き、自然再生事業を重点的に推進する。	—	—	—	・自然公園等事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	実施の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
7	○「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」(EAAFP: East Asian-Australasian Flyway Partnership)に基づく渡り鳥の重要な生息地の国際的なネットワーク、国際サンゴ礁イニシアティブ(IORI: International Coral Reef Initiative)による重要サンゴ礁ネットワークや国境を越えた長距離の移動を行う海棲哺乳類やウミガメ類などの回遊ルートへの保全に關連して国際的に議論されている保護区のネットワークなどの強化に向けた国際協力を進めます。(環境省)	④ ⑤	B-1 B-5 C-1	進捗中	・EAAFPについては、日本の取組の成果もあり、新規パートナーシップが加わり、また、フライウェイネットワーク参加国も増加しました。 ・IORIについては、2008年より毎年「ICRI 東アジア地域委員会」を開催し、この中で策定した「ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010」の実施がローアワードを継続している。	・事業の持続可能性の確保、地域の他のイニシアティブ等との連携及びフライウェイネットワーク参加国間の連携推進が課題。	東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワークの達成(期限定めない)	平成20年より毎年ICRI東アジア地域委員会を開催し、海洋保護区地域データベース、海洋保護区地域マップ分析、サンゴ礁分布図、海洋保護区管理効果評価システム、海洋保護区ガイドライン等の要素を含んだ地域戦略の策定(平成22年)と実施のフォローアップ(平成23年から)を進めている。	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ①アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	
第2節 重要地域の保全											
(総括) 国立公園、天然記念物、特別緑地保全地区等の新規指定への取組を進めており、富士山が世界遺産に登録されるなど指定地域の拡充が図られました。また、各種制度に基づく保全・管理体制についても、管理計画の策定やモニタリングの実施など、内容の充実を図っているところです。											
1 自然環境保全地域など											
8	○ 国土の生態系ネットワーク形成を促進するため、自然環境保全基本法に基づき、生態系に関する科学的知見や既存の指定地域の状況などを踏まえ、必要に応じて、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定又は拡張に向けた取組を進めます。特に、環境保全施策の充実を図るため、海嶺における自然環境保全地域の指定に向けた取組を進めます。(環境省)	③	C-1	進捗中	・既存の自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定に向けて、調査及び現地関係者との調整を実施した。	・拡張手続の進捗の進捗、新規指定候補地域の抽出。	—	既存の指定地域 原生自然環境保全地域 5地域 5,631ha 自然環境保全地域 10箇所 21,593ha(うち、海嶺を有する地域1地域) (平成24年9月)	—	・原生的自然環境の危機対策事業	
9	○ 既存の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域指定地域においては、生態系に関する現状調査や利用状況の把握などを行い、必要に応じて、構造的整備や巡視の強化など適切な保全管理を進めます。(環境省)	③	C-1	進捗中	・原生自然環境保全地域2か所での調査を行い、自然環境保全地域の指定策を実施した。	・引き継ぎ、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の適切な保全管理に努める。	—	—	—	・原生的自然環境の危機対策事業 ・特定地域自然林保全整備費	
10	○ 地域において相対的に自然性の高い自然環境を保全すること、国土全体を通じて多様な生態系を確保するうえで非常に重要なことと、都道府県と連携し、都道府県自然環境保全地域の生態系の保全状況などの把握に努めます。(環境省)	③	C-1	進捗中	・都道府県自然環境保全地域の指定状況などについて、とりまごめの上、公表予定。	・引き継ぎ、都道府県の協力を得て、都道府県自然環境保全地域の指定状況などの把握に努める。	—	—	—	—	
11	○ 都道府県自然環境保全地域については、今後とも、都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行います。(環境省)	③	C-1	進捗中	・都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行っている。	・引き継ぎ、都道府県による指定、管理に対して必要な助言などを行う。	—	—	—	—	
12	○ 自然公園法及び自然環境保全法の施行状況を勘案し、必要があると思われるときは、自然公園法及び自然環境保全法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。(環境省)	③	C-1	進捗中	・国立公園については、25年度に指定種目制度を開始する予定。 ・国立公園の改定に向けた検討を開始する予定。	・引き継ぎ、国立公園及び自然環境保全地域等の適切な保全管理に努める。	—	国立公園数30箇所 国立公園数56箇所 原生自然環境保全地域5箇所 自然環境保全地域・10箇所 都道府県自然環境保全地域54箇所 (平成23年度末)	国立公園数30箇所 国立公園数56箇所 原生自然環境保全地域5箇所 自然環境保全地域・10箇所 都道府県自然環境保全地域54箇所 (平成25年9月末)	・国立公園内生物多様性保全対策費	
2 自然公園											
13	○ 自然環境や社会状況、風景評価の多様化に対応して行った国立公園の資産に関する総合的調査の結果等を踏まえ、陸域生態系、陸水圏生態系及び沿岸域生態系について保護の対象を拡大し、全国的に国立公園の指定の推進を図ります。(環境省)	③	進捗中	・国立公園総点検事業に基づき選定した国立公園の新規指定または大規模な拡張を検討する旨、平成25年5月に閣内閣府合同会議を開催し、平成25年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目的として指定した。また、陸域復興国立公園を拡張した上で三定案についてパブリックコメントを実施した。	・引き継ぎ、国立公園及び自然環境保全地域の指定または大規模な拡張を検討する旨、平成25年5月に閣内閣府合同会議を開催し、平成25年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目的として指定した。また、陸域復興国立公園を拡張した上で三定案についてパブリックコメントを実施した。	・引き継ぎ、国立公園の新規指定または大規模な拡張を検討する旨、平成25年5月に閣内閣府合同会議を開催し、平成25年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目的として指定した。また、陸域復興国立公園を拡張した上で三定案についてパブリックコメントを実施した。	—	国立公園数30箇所 国立公園数56箇所 (平成23年度末)	国立公園数30箇所 国立公園数56箇所 (平成25年9月末)	・国立公園の新規指定等推進事業	
14	○ 自然林と自然草原(原生自然環境、10)の極めて自然度の高い地域については、自然環境の保全を直接的な目的とする国が指定する他の保護地域制度とあわせ、長期的に地方ごとにとまじりのある十分な広がりを持つ地域を保護の対象とすることを旨とし、自然度の高い地域を保護の対象とすることを旨とし、自然度の高い地域から段階的に公園区域の拡充を図ります。(環境省)	③	進捗中	・国立公園総点検事業に基づき選定した国立公園の新規指定または大規模な拡張を検討する旨、平成25年5月に閣内閣府合同会議を開催し、平成25年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目的として指定した。また、陸域復興国立公園を拡張した上で三定案についてパブリックコメントを実施した。	・引き継ぎ、国立公園及び自然環境保全地域の指定または大規模な拡張を検討する旨、平成25年5月に閣内閣府合同会議を開催し、平成25年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目的として指定した。また、陸域復興国立公園を拡張した上で三定案についてパブリックコメントを実施した。	・引き継ぎ、国立公園の新規指定または大規模な拡張を検討する旨、平成25年5月に閣内閣府合同会議を開催し、平成25年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目的として指定した。また、陸域復興国立公園を拡張した上で三定案についてパブリックコメントを実施した。	—	国立公園数30箇所 国立公園数56箇所 (平成23年度末)	国立公園数30箇所 国立公園数56箇所 (平成25年9月末)	・国立公園の新規指定等推進事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
15	○ 海濱については、広域的な生物多様性保全の取組となる養殖・干潟・サコシ礁の分布や近海流、陸域とのつながりを考慮しうえで、生物多様性が豊かな近海域などを海濱域地区として新緑指定するなど、保護を推進します。また、採捕を規制する指定動植物の員直しを行います。(環境省)	③	進捗中	進捗中	平成25年9月に瀬戸内海国立公園において海濱域地区を指定するとともに、平成25年度中に慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園に海濱域地区を指定することを旨として、平成25年8月及び9月にそれぞれハブリックメイトを実施した。また、採捕規制区域及び採捕規制動植物については、海濱域地区の指定と併せて瀬戸内海国立公園で新規に指定しており、慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園においても海濱域地区の指定に併せて、指定を行うべくハブリックコメントの実施等の作業を進めている。	引き継ぎ、海濱域公園地区指定推進調査を進めるとともに、海濱域公園地区の新規指定や拡充を進める。	—	国立公園海濱域公園地区数114箇所 国立公園海濱域公園地区数:68箇所 (平成25年9月末)	国立公園海濱域公園地区数114箇所 国立公園海濱域公園地区数:68箇所 (平成25年9月末)	・国立・国定公園の新規指定等推進事業	
16	○ 自然景観、野生動物や生態系に関する調査・モニタリングを充実し、その結果を踏まえ、おおむね5年ごとに公園区域及び公園計画を見直し、きめ細かい公園管理を推進します。(環境省)	③	進捗中	進捗中	平成25年9月末までの間に、阿寒・瀬戸内海、三陸復興及び富士箱根伊豆国立公園並びに天竜奥三河国定公園の見直しを行った。	引き継ぎ、公園区域及び公園計画の見直しを着実に進める。	—	—	—	・国立・国定公園の新規指定等推進事業	
17	○ 地域を代表する優れた自然の風景地として都道府県立自然公園を指定し適切に管理することは、身近な地域における生物多様性の保全や自然とのふれあいの場を提供するうえで重要です。今後とも都道府県による指定、管理に対して必要な助言を行います。(環境省)	③	進捗中	進捗中	平成25年9月末までの間に、田辺南部白浜海岸(和歌山県)、本宮山(愛知県)、兼老溪谷奥清谷(千葉県)県立自然公園の見直し機会があり、必要な助言を行った。	引き継ぎ都道府県に対して必要な助言を行う。	—	—	—	—	
18	○ 国立公園の保護管理にあたっては、従来の自然保護官(レンジャー)に加え、平成17年から自然保護官補佐(アグティフ・レンジャー)の配置を進めており、国立公園の巡視や監視をはじめとする現地管理体制を、引き続き充実・強化するとともに、適正な保護管理を進めます。(環境省)	① ② ③	進捗中	進捗中	平成25年度末現在、全国の現地管理に關する自然保護官事務所のうち62事務所(9カ所)のうち62事務所(84名のアグティフ・レンジャー)を配置し、現地管理体制の充実・強化を図り、適正な保護管理を進めた。	現在の取組を継続して進めていく。	新設・拡充する国立公園や世界自然遺産地域等の保全管理の強化を図るべき地域を中心に、自然保護官補佐が未配置の目的地を一つずつ、自然保護官事務所に配置していく	62自然保護官事務所 自然保護官補佐を配置し(配置率71%、平成23年度末)、国立公園等の保全管理を進めるに当たり、地域とつながり、自然保護の目的を一つずつ、自然保護官事務所に配置していく	—	国立公園等管理体制強化費	
19	○ 自然公園指導員やパークボランティアに対する研修機会を増やすなど、活動の推進を図ることにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。(環境省)	①	進捗中	進捗中	研修等を実施し自然公園指導員やパークボランティアの活動を支援している。	今後も自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図りたい。	—	—	パークボランティア登録者数:1,625名(平成25年7月)	・自然公園利用ふれあい推進事業	
20	○ 国立公園の管理については、国立公園等民間活用特許指定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)により、高山植物の盗掘防止ハートル、補生回復作業などを実施するとともに、マリナーワーカー事業により、平成24年度は5つの国立公園でオニヒトデの駆除を行うとともに、11つの国立公園においてウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施。(環境省)	③	進捗中	進捗中	グリーンワーカー事業により高山植物の盗掘防止ハートル、補生回復作業などを実施するとともに、マリナーワーカー事業により、平成24年度は5つの国立公園でオニヒトデの駆除を行うとともに、11つの国立公園においてウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施。	現在の取組を継続して進めていく。	—	グリーンワーカー事業:30国立公園及び19指定鳥獣保護区で実施(平成24年度) マリナーワーカー事業:海城を有する14国立公園で実施(平成24年度)	グリーンワーカー事業:30国立公園及び19指定鳥獣保護区で実施(平成24年度) マリナーワーカー事業:海城を有する14国立公園で実施(平成24年度)	・国立公園等民間活用特許指定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業) ・海城の国立・国定公園保全管理強化事業(マリナーワーカー事業) ・国立・国定公園の新規指定等推進事業	
21	○ 山岳環境保全対策支援事業により、自然公園内に位置する山小屋等のトイレ・排水処理施設の改善を図ります。また、山岳地などで有効なトイレ処理技術に関する実証試験を実施し、適切な情報を提供することにより、技術の普及に努めます。(環境省)	① ③	進捗中	進捗中	支援事業により、山小屋などのトイレ・排水処理施設を整備した。また、山岳地などで有効なトイレ処理技術に関する実証試験を実施し、適切な情報を提供することにより、技術の普及に努めた。	現在の取組を継続して進めていく。	山小屋等のトイレ・排水処理施設の整備 数:100箇所(平成23年度から10年間)	山小屋等のトイレ・排水処理施設の整備数:5箇所(平成25年度)	—	・山岳環境保全対策支援事業 ・環境技術実証事業(自然地域し尿処理技術分野)	1
22	○ 国立公園の管理運営のビジョンや方針等について、地方自治体等の考えを適切に反映し、地域の観光施策や教育・文化施策等と連携した国立公園づくりを進めるため、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの協働による国立公園の管理運営体制の構築を進めます。そのために、地方環境事務所の出身機関、地方公共団体、公園管理団体などの各機関の意思決定権のある者が参加する協議会を設置し、全国の国立公園においてモデル的に実施するとともに、全国展開に向けて、協働管理制度の高度化その他の必要な措置を検討します。(環境省)	② ③	進捗中	進捗中	現在、2箇所の国立公園において、モデル的な取組を進めているところ。	国立公園における協働型の管理運営体制の構築を全国の国立公園において進めていく。なお、有識者による検討会を開催し、当該取組を踏まえ、今後の方針について、フォローアップを行う予定。	—	—	—	・日本の自然を活かした地域活性化推進事業(国立公園協働型管理運営体制強化)	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
23	○ 地域の自然に精通した住民、民間団体などの自発的な自然環境の保全・管理を推進するため、定常的な管理を有する団体を公園管理団体として指定し、より実態に即した細やかな管理を支援します。また、土地所有者による管理が不十分で風景・生態系などが荒廃した場所について公園管理団体と土地所有者間の風景地保護協定締結を推進し、団体の活動を増やすことにより、より一層の自然公園内の風景地の保全・管理を図ります。(環境省)	② ③	進捗中	・現在各地域において風景地保護協定を締結しているところ。なお、平成26年度に締結した湯の丸高原風景地保護協定(上信越高原国立公園)に基づき、公園管理団体を実施している多様な団体や地域住民との連携した自然環境保全活動を環境省において支援している。	・引き継ぎ、全国の国立公園における風景地保護協定締結を推進していく。	—	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支援事業(湯の丸高原風景地保護協定)	
24	○ 二ホンゾウカによる自然植生の食害、外来植物の導入による在来植物の駆逐などにより、生物多様性の劣化や生態系の変化による景観の劣化が生じている。また、生態系における回復を図るための生態系維持回復事業を策定し、生態系の維持回復を図ります。(環境省、農林水産省)	③	進捗中	・平成24年度に同業国立公園においてシカ及び外来魚を対象とした生態系維持回復事業計画をそれぞれ策定し、平成26年度中に、中部山岳国立公園及び御路湖国立公園でシカを対象とした計画を策定して作業を進めており、進捗目標に向けて順調に取り組んでいる。	・シカ対策を中心に生態系維持回復事業制度に基づく対策を講じているが、適当な公園においては、生態系維持回復事業計画の策定を積極的に進めていく。	生態系維持回復事業計画 策定地域数: 6地域 (平成23年度末)	生態系維持回復事業計画 策定地域数: 9地域 (平成32年度)	生態系維持回復事業計画 策定地域数: 8地域 (平成25年度)	—	・国立公園等シカ管理対策事業費 ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンウォーカー事業) ・国立公園内生物多様性保全対策費	2
25	○ 国立公園内の自然環境が劣化している場所や生態系が分断されているような場所では、自然再生事業を推進します。(環境省)	③	進捗中	・平成25年度、国立公園内において、自然再生事業(7地区)を実施。また、都道府県が実施する自然再生事業(6地区)に対して自然環境整備交付金により支援。	・引き継ぎ、自然再生事業を着実に推進する。	—	—	—	—	・自然公園等事業費	
26	○ 国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種に對しても、捕獲などの防除事業を実施します。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入や悪影響を未然に防ぐための種の取除方針の策定やリスク評価手法の検討を行うとともに、特別保護地区などにおける外来種の放出現行を行います。さらに法面緑化などに用いられる外来種化植物、外国産在来緑化植物及び在来緑化植物の取除方針を策定し、地域の生物多様性に配慮した緑化を推進します。(環境省)	③	進捗中	・小笠原国立公園のグリーンアノール対策や西表石垣国立公園のオオヒキガエル対策などを地域の関係者とともに実施している。また、国立公園における法面緑化のあり方を検討する検討会を平成25年度より設置し、国立公園における法面緑化の適正化を図る指針策定に向けた検討を進めている。	・引き継ぎ、国立公園内の生態系へ重大な悪影響を及ぼしている外来種の防除事業を実施する。また、国立公園における法面緑化の指針は平成26年度の策定を目標に検討を進める。	—	—	—	—	・国立公園内生物多様性保全対策費 ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンウォーカー事業)	
27	○ 国立公園内における動植物保全方針を策定し、保全方針を踏まえ、採種を規制する指定動植物を見直すとともに、生態地管理もめがめた生態系保全を図ります。(環境省)	③	進捗中	・指定動植物制度については、平成24年度に有識者へのヒアリング等を行い制度改定に向けた論点整理を実施。平成25年度に制度改定に向けた検討会を設置し、制度改定に係る検討を実施。また、指定動植物制度及び放出規制動植物制度については、見直し等を行うための情報整理を進めている。	・指定動植物制度の改定作業が済み次第、指定動植物制度の改定及び放出規制を行う。	—	—	—	—	・国立公園内生物多様性保全対策費 ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンウォーカー事業)	
28	○ 自然公園法及び自然環境保全法の施行の状況を勘察し、必要があると思われる場合は、自然公園法及び自然環境保全法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、(環境省)	③	進捗中	【施策番号12に同じ】	【施策番号12に同じ】	—	—	—	—	【施策番号12に同じ】	
29	○ 優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、自然観察会の開催やシカセンサーなどにおける自然環境保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさをハンズオンやホームページなどを活用して国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。(環境省)	②	進捗中	・国立公園などをフィールドに普及啓発活動を実施するとともに、国立公園に関するホームページの情報更新や、ハンズオンレットの多言語化に努めている。	・引き継ぎ、最新情報の掲載や多言語化に努め、国内外に国立公園の情報を発信していきたい。	—	—	—	—	—	
30	○ 環境教育・環境学習の推進、エコツアーの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)	①	進捗中	・自然公園等におけるエコツアーの推進を図ることにより、生物多様性を保全しながら活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与している。	・戦略的な情報発信等を行い国立公園の魅力を増し、引き続き地域活性化を図る。	—	—	—	—	—	
31	○ 利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生態環境の悪化を防止するため、利用誘導などによる利用の分散や平準化のための管理手法を検討・実施するとともに、自然公園法に基づく利用調整地区の指定や管理を行います。(環境省)	③	進捗中	・知床及び大谷ヶ原の2箇所に利用調整地区を指定し、利用者数の制限や事前のガイダンス等により植生破壊や野生動物の生態環境の悪化を防止しています。	・引き継ぎ、利用調整地区の適正な管理を行います。	利用調整地区数: 2地区 (平成23年度末)	利用調整地区数: 2地区 (平成23年度末)	利用調整地区数: 2地区 (平成23年度末)	利用調整地区数: 2地区 (平成23年度末)	—	
32	○ 利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生態環境の悪化(かきくち)などを防止するため、遊原における木道の敷設、高山植物群生における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。(環境省)	③	進捗中	・平成24年度は170の国立公園で、平成25年度は18の国立公園で、利用者による高山植物の踏み荒らし等を防止するための登山道整備等を実施。	・引き継ぎ、国立公園の自然環境保全のために必要な施設整備を実施。	—	—	—	—	・自然公園等事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
33	○ 国立・国定公園内の利用の集中する場所等でマイカー規制の取組を推進するとともに、代替交通の低炭素車導入を支援することによって、渋滞などによる影響の緩和やマイカーによる二酸化炭素の排出を抑制し、より自然環境に配慮した自然公園の利用を推進します。(環境省)	②	進捗中	新たな地区におけるマイカー規制の取組が期間延長等、マイカー規制の取組の進められている。	—	—	—	—	—	・マイカー規制による低炭素化促進事業	
34	○ 国立公園の特別保護地区、第1種特別地域などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域について、安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備(標識整備、洗脚場)の修復、補修復元など、地球と一体となったエコツアーシステムの取組を展開するために必要な活動拠点施設の整備のほか、誰もが安全・快適に利用できるよう施設のエコツアーサイン化などを推進します。また、優れた自然環境を有する国立公園の魅力やサービスの向上に資するようポイント施設、多言語対応案内標識などの統一した整備のほか、沿線の自然や歴史、文化とふれあうための長距離自然歩道などについて整備を推進します。(環境省)	①	進捗中	・平成24年度は28の国立公園で、平成25年度は27の国立公園で、登山道整備、エコツアーシステム活動拠点施設整備、ユニバーサルデザイン導入や多言語化のための整備等を実施。	—	—	—	—	—	・自然公園等事業費	
35	○ 平成20年3月に宮内庁から環境省へ所管移された、日光国立公園内の旧那須御用邸用地については、園路やビジターセンター等の整備を進め、平成23年度「那須平成の森」について開園した。引き続き、自然環境の保全及び国民が自然に直接ふれあえる自然体験活動を推進します。(環境省)	③	進捗中	・自然環境ニタリタリを行うい、順応的な生態系管理を行うとともに、那須平成の森ファンタジーセンター、那須高原ビジターセンターを中心に、ガイドツアーの実施等自然体験活動を実施している。	—	—	—	—	—	・日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業	
36	○ 自然生態系が再生・変容した箇所において、森林・湖原・干潟・藻場などの自然環境の再生・修復を実施します。(環境省)	③	D-2	進捗中	・平成25年度、国立公園内において、自然再生事業(7地区)を専断。また、那須野原が実施する自然再生事業(6地区)に対して自然環境整備交付金により支援。	—	—	—	—	・自然公園等事業費	
37	○ 国立公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした地域固有のふれあいの場の整備や自然環境の保全、再生について、地域自主戦略交付金(内閣府所管)により支援します。(環境省)		進捗中	・国立公園においては、自然とふれあいの場の整備や自然環境の保全、再生を推進し、自然公園や文化財を有機的に結び、長距離自然歩道の整備を支援するため、平成24年度は地域自主戦略交付金(内閣府所管)を33都道府県に交付した。また、平成24年度で地域自主戦略交付金が廃止されたため平成25年度に自然環境整備交付金を創設し、引き続き支援を行っている。	—	—	—	—	—	・自然公園等事業費	
3 鳥獣保護区											
38	○ 鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根拠となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含まれた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略に定める保護区指定の考え方も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)	②	C-1	進捗中	・国指定鳥獣保護区について新規指定や既指定保護区の区域の拡張を行っている。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	—	国指定鳥獣保護区：82箇所、582,409ha(平成24年9月)	国指定鳥獣保護区82箇所、585,025ha(平成25年9月)	・国指定鳥獣保護区管理強化費	
39	○ 国立公園など関連する他の制度における保護策とも緊密に連携しつつ、渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を推進し、渡り鳥の集団渡来地のネットワーキングを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めます。(環境省)	③	C-1	進捗中	・渡り鳥の集団渡来地などについて国指定鳥獣保護区の指定を進めている。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	—	—	—	・国指定鳥獣保護区管理強化費	
40	○ 鳥獣保護法の施行状況について点検を行い、必要に応じて制度や運用の見直しを行います。(環境省)	②	B-1	進捗中	・鳥獣保護法の施行状況の見直しについては、平成24年11月に中央環境審議会に対して諮問し、現在、自然環境新委員会「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」を設置し、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けて講ずべき措置の検討を進めているところ。	・引き続き検討を進め、平成25年内を目途に報告をとりまとめる予定。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
41	○鳥獣保護区においては、定期的な巡視・鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、人の利用の適正な誘導、鳥獣の生息などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っています。特に国指定鳥獣保護区については、鳥獣保護区ごとの保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実を図ります。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌のための施設の設置、湖沼などの水質を改善する施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行います。(環境省)		C-1	進捗中	・国指定鳥獣保護区における生息環境の維持・改善、生息状況のモニタリング等を行うとともに、鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、干渉の造成、進入防止柵の設置等を行った。	・引き継ぎ、鳥獣保護区の適正な維持・管理の推進を図る。	—	—	—	・国指定鳥獣保護区管理強化費 ・自然公園等事業費	
4 生息地等保護区											
42	○絶滅のおそれのある野生動物種の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じて鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略に定める保護区指定の考え方も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)	②	C-2	検討中	・新規指定または既に指定保護区の拡張に向けて調整中である。	・調整が整い次第、指定・拡張を進める必要がある。	—	生息地等保護区：9箇所、885ha (平成25年9月)	生息地等保護区：9箇所、885ha (平成25年9月)	・希少野生動物種生息地等保護管理費	
43	○生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に依り、適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じて保護の指針や区域の見直しを検討します。(環境省)	②	C-2	進捗中	・保護区ごとの指針に依り、適切な管理等を実施している。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	—	—	—	・希少野生動物種生息地等保護管理費	
5 名称・天然記念物、文化的景観											
44	○わが国の人間と自然との関係についての文化的遺産を保護する観点から、各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような特色のある景観地や自然地域を対象として、天然記念物・自然的名勝の指定を推進します。(文部科学省)	②		進捗中	・平成23年8月から平成25年9月にかけて、自然的名勝については、4県で計5件指定した。 平成23年8月から平成25年9月にかけて、天然記念物については、11県で計20件指定した。 ・全国の自然的名勝の指定件数は157件。平成23年8月から平成25年9月で3.7%増加し、効果を上げている。 ・全国の天然記念物の指定件数は1,005件。平成23年8月から平成25年9月で2.0%増加し、効果を上げている。	・文化財の保存・活用観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	天然記念物の指定件数：994件(平成24年3月末) 自然的名勝の指定件数：154件(平成24年3月末)	—	・文化財の保存・活用等の推進	
45	○指定された地域については、地域の自然を踏まえた文化的な遺産として地方公共団体などと連携し、現状把握や保存管理計画の策定・維持管理・復元など、適切な風致の多様性と生物の多様性を保全を進める地方公共団体などが主体となる事業に対し国庫補助金を交付していきます。(文部科学省)	②		進捗中	・天然記念物緊急調査費の国庫補助実績(H24) 交付件数 13件 の内数 交付金額 25百万円 の内数 ・史跡等保存管理計画等策定費の国庫補助実績(H24) 交付件数 36件 の内数 交付金額 82百万円 の内数 ・史跡等登録記念物、歴史の道保存整備費の国庫補助実績(H24) 交付件数 353件 の内数 交付金額 4,531百万円 の内数 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績(H24) 交付件数 24件 の内数 交付金額 100百万円 の内数 ・天然記念物食害対策費の国庫補助実績(H24) 交付件数 48件 の内数 交付金額 217百万円 の内数	・文化財の保存・活用観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	有形文化財等の保存整備 等(天然記念物緊急調査・史跡等保存管理計画策定・保存整備・天然記念物再生・天然記念物食害対策)	—	・有形文化財等の保存整備等(天然記念物緊急調査・史跡等保存管理計画策定・保存整備・天然記念物再生・天然記念物食害対策)	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
46	○ 適切な活用を進める観点から、地方公共団体や研究者、地域住民などと連携し、環境教育、環境学習、地域資源ととしての整備、公開などに関する地方公共団体などの事業に対し国庫補助金を交付していきます。(文部科学省)	②	進捗中	進捗中	・中部等・登録記念物・歴史的遺産の保存整備 交付件数 353件、の内数 交付金額 4,531百万円、の内数 ・史跡等総合整備活用推進事業費の国庫補助実績(H24) 交付件数 32件 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績(H24) 交付件数 24件、の内数 交付金額 100百万円、の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	有形文化財等の保存整備等(保存整備・史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生)	—	・有形文化財等の保存整備等(保存整備・史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生)	
47	○ 自然と人間とが関わりがはらばらなく、まぐれに文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられていく重要な文化的景観を対象として、重要な文化的景観の選定を推進します。(文部科学省)	②	進捗中	進捗中	・平成23年度8月から平成25年9月にかけて、重要な文化的景観については、11件選定した。 ・平成16年度の制度発足より、全国の重要な文化的景観の選定件数は35件。平成23年8月から平成25年9月で45.8%増加し、効果をあげている。	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	重要な文化的景観の選定 (平成24年3月末)	—	・有形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)	
48	○ 文化的景観の保存・活用を図るため、調査事業・文化的景観保存計画策定事業に対し国庫補助を行うとともに、重要な文化的景観に選定された地域について修理・修景などを行う整備事業に対し国庫補助金を交付します。(文部科学省)	③	進捗中	進捗中	・文化的景観の普及・啓蒙を図るため、調査事業・文化的景観保存計画策定事業に対し国庫補助を行うとともに、重要な文化的景観に選定された地域について修理・修景などを行う整備事業に対し国庫補助金を交付します。(文部科学省)	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	有形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)	—	・有形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)	
49	○ 動物の景観及びワークゾーンの選定を推進する事業に対し国庫補助金を交付します。(文部科学省)	①	進捗中	進捗中	・文化的景観の普及・啓蒙を図るため、動物の景観及びワークゾーンの選定を推進する事業に対し国庫補助金を交付します。(文部科学省)	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	有形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)	—	・有形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)	
6 保護林、保安林											
50	○ 国有林野には、世界自然遺産に登録された屋久島、白神山、知床や小笠原諸島をはじめ、原生的な森林生態系や貴重な野生動物が生息・生育する森林が多く残されており、こうした貴重な森林を「保護林」(大正4年制度創設)に設定し、保全・管理を推進します。このように特別な保全・管理が必要な森林について希少な野生動物植物の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の見直しを推進します。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群落の保護など設定の目的に応じて7つに分類し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めます。(農林水産省)	③	進捗中	進捗中	・国有林野は、国土保全上重要な奥地や背山地や水源域に広く分布しており、生態系ネットワークの補強として重要な役割を果たしている。その中でも特に原生的な森林生態系や希少な生物が生息・生育する森林については、「保護林」に設定し、適切な保全・管理を実施している。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動物等を保護する観点から「保護林」を設定し、適切な保全・管理を推進する。	—	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月)	保護林面積:96万5千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	
51	○ 保護林においては、設定後の状況を的確に把握し、現状に合わせた保全・管理を推進するため、全国の保護林についてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、その特性に応じて、種の回復やモニタリングなどによる食害を防ぐための保護柵の設置などを実施します。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	・「保護林」において、設定状況を客観的に把握するため5年毎に森林や動物等の状況変化などについてモニタリング調査を行うとともに、補生の保全管理や区域の見直し等を実施した。 ・「保護林」の適切な保全・管理の一環として、種生等回復措置やシガキ等による食害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルール確立とその内容の普及等を実施した。	・引き続き、「保護林」設定後の状況を的確に把握し、現状に合わせた保全・管理を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
52	○ 国有林野においては、野生動物植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的多様性を確保するため、個体群相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」(平成12年制度創設)を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	・「保護林」を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、より広範囲で効果的な森林生態系の保護を実施した。 ・「緑の回廊」において、森林の状態で野生動物の生息・生育地の関係を把握し、モニタリング調査を実施した。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動物等を保護する観点から「保護林」や「緑の回廊」の設定等を推進する。	—	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積:58万6千ha (平成23年4月)	保護林面積:96万5千ha (平成25年4月) 緑の回廊面積:58万3千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	
53	○ 保護林を中心にネットワークを形成する緑の回廊においては、人工林の抜き伐りにより、希少野生動物植物の採集環境及び個体数の減少などにつながるため、森林の状態で野生動物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを引き続き実施します。また、種の保全や遺伝的多様性をより一層確保するため、新たな設定を推進します。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	・「緑の回廊」においては、人工林内の広葉樹を積極的に保護するなど、野生動物の生息・生育環境に配慮した施策を実施した。 ・「緑の回廊」において、森林の状態で野生動物の生息・生育地の関係を把握し、モニタリング調査を実施した。	・引き続き、「緑の回廊」設定後の状況を的確に把握し、現状に合わせた保全・管理を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
54	○ 水源涵養(かんらんよう)や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。(農林水産省)	③	D-1	進捗中	・保安林の計画的指定を推進し、森林の適切な保全、管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮が特異的に向上し、公益的機能の発揮が特異的に向上している。 ・今後とも、公益的機能の発揮が特異的に向上している保安林の計画的指定を推進する。	・今後とも、公益的機能の発揮が特異的に向上している保安林の計画的指定を推進する。	保安林面積:1,281万ha (H35年度末)	保安林面積:1,202万ha (平成23年度末)	保安林面積:1,209万ha (平成24年度末)	・保安林整備事業委託費等	3
55	○ 国有林野において、保護林や緑の回廊に設定されていない清流等水辺の森林等について、その連続性を確保し野生生物の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	・国有林野では、清流に近い森林を変化に富んだ森林へと誘導するための施策・技術の確立に取り組んでいる。	・引き続き、清流等の周辺に存する森林等の保全及びその機能・役割の維持・増進に努める。	—	—	—	・森林整備・保全費	
7	特別緑地保全地区など										
56	○ 行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に對し、適正な補助金を行うとともに、都市における生物の生息・生育地の移転などとして、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区などの都市における良好な自然環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全や、都市公園整備等緑化の推進等の取組を進めます。(国土交通省)	③	C-1	進捗中	・平成23年度には、新たに特別緑地保全地区:43ha、近郊緑地特別保全地区:201haが指定され、都市域において拠点となる緑地の保全を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進する。	—	特別緑地保全地区面積: 2,369ha、419地区 近郊緑地特別保全地区 面積:3,517ha、27地区 (平成23年3月)	特別緑地保全地区面積: 2,412ha、442地区 近郊緑地特別保全地区 面積:3,718ha、30地区 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金	
57	○ 首都圏及び近畿圏については、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それぞれの「都市環境インフラのブランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全地区などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	③	C-1	進捗中	・平成23年度には、「都市環境インフラのブランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、近郊緑地特別保全地区201haを追加指定し、大規模な緑地空間を確保した。	・保全すべき区域における地域指定に加え、生物の生息空間の保全施策の強化が必要。	—	近郊緑地保全地区区域面積: 97,330ha、25区域 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3,718ha、30地区 (平成24年3月)	近郊緑地保全地区区域面積: 97,330ha、25区域 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3,718ha、30地区 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金	
58	○ 多様な主体により良好な緑地管理が進められるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。	③	C-1	進捗中	・平成23年度には新たに0.4haの緑地で管理協定が締結され、緑地を保全・管理する活動を支援した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進する。	—	管理協定: 1.2ha、1地区、3契約 (平成23年3月)	管理協定: 1.6ha、2地区、4契約 (平成24年3月)	—	
8	ラムサール登録湿地										
59	○ ラムサール条約(昭和46年採択)は、国際的に重要な湿地と、そこに生息・生育する動植物について、これらの保全と賢明な利用(ワイルドユース)を進めるための条約で、わが国は昭和55年に加入した。ラムサール条約は、国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として最低1ヶ所登録することが義務づけられており、わが国は平成24年8月までに40ヶ所の湿地を登録しました。また、ラムサール条約湿地の国際的な基準を満たすわが国の湿地として、平成11年の第7回締約国会議において目標とした「条約湿地数を2,000ヶ所にまで増やすこと」を達成(平成24年5月現在2,006ヶ所)し、登録湿地数の増加のみならず、登録湿地の質をより充実させていく方向が重視されてきていることから、わが国においても既に登録された湿地について、条約の理念に沿って保全と賢明な利用の質的向上を図ります。具体的には、平成32年までに、これまで登録された全ての湿地についてラムサール情報票(RIS)の更新を行うとともに、地域の理解と協力を前提として必要な登録区域の拡張を図ります。なお、国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであれば、登録によって地域による保全等が円滑に推進されることを考えられる湿地については、これまでの登録状況にもかかわらず、平成32年までに新たに10ヶ所程度の登録を自指します。(環境省、農林水産省)	① ② ③ ④ ⑤	A-1 B-1 B-2 B-3 C-1 C-2 D-1 E-2	進捗中	・新編登録及び拡張の可能性のある湿地の洗い出し作業を実施中。	・地域における合意形成等が課題を引き続き調整を進める。	登録湿地:46 * 登録湿地:10箇 所程度増 (平成32年)	* 登録湿地:46 (平成24年8月)	登録湿地:46 * 登録湿地:10箇 所程度増 (平成32年)	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ・アジア太平洋地域における生物多様性保全推進費	4
60	○ ラムサール条約湿地を抱える市町村が任意に加盟するラムサール条約登録湿地関係市町村会議をはじめ、関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。また、条約湿地の保全と賢明な利用(ワイルドユース)のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓蒙などを通じて、各条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	① ② ③ ④ ⑤	A-1 B-1 B-2 B-3 C-1 C-2 D-1 D-2 E-2	進捗中	・普及啓蒙に係るシンポジウムの開催、準備	・引き続き関係者と連携した取組を推進する。	—	—	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ・アジア太平洋地域における生物多様性保全推進費	
9	世界遺産										

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
61	○ 屋久島、白神山、知床及び小笠原諸島については、地方自治体など連携・協力のもとに策定した世界遺産地域に関する管理計画に基づき、モニタリング調査や巡視を行うとともに、「自然公園法」「自然環境保全法」「森林生態系保護地域法」及び文化財保護法などにより、適切な保全管理を推進します。(環境省、文部科学省、農林水産省)	③	C-1	進捗中	世界自然遺産地域の保護の確保など各種法制度を適切に運用することにより、適切な保全管理を実施。各地域について、相互、希少野生動物、利用状況などに関するモニタリング調査及び巡視を実施。	世界自然遺産地域の保護の確保など各種法制度を適切に運用することにより、適切な保全管理を実施。各地域について、相互、希少野生動物、利用状況などに関するモニタリング調査及び巡視を実施。	---	---	---	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・森林整備・保全費	
62	○ 世界自然遺産地域の管理にあたっては、地域連携会議などを通じて、各機関や関係する地方公共団体や地元団体の進める保全管理の取組と連携、調整を図り、地域の合意を図りながら管理を進めるとともに、利用者から森林や野生動物に関する情報を収集し、管理に反映する仕組みを構築するなど、国民各層とも連携した管理を一層推進します。(環境省、農林水産省)	③	C-1	進捗中	世界自然遺産地域において、各地域で地元自治体や地元関係団体が構成員として加わっている世界遺産地域連絡会議を設置しており、向連絡会議などを通じて地域と連携した管理を推進している。平成24年10月に新たに策定した屋久島世界遺産地域管理計画については、策定主体に新たに地元自治体(県、市)が加わり、地域との連携協力体制を強化する。	世界自然遺産地域において、各地域で地元自治体や地元関係団体が構成員として加わっている世界遺産地域連絡会議を設置しており、向連絡会議などを通じて地域と連携した管理を推進している。平成24年10月に新たに策定した屋久島世界遺産地域管理計画については、策定主体に新たに地元自治体(県、市)が加わり、地域との連携協力体制を強化する。	---	---	---	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・森林整備・保全費	
63	○ 世界遺産委員会で議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制及びプログラムを構築します。(環境省、農林水産省)	③ ④	C-1	進捗中	世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響をモニタリングプログラムを作成し、モニタリングに着手。	世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響をモニタリングプログラムを作成し、モニタリングに着手。	---	---	---	・森林環境保全総合対策事業 ・森林整備・保全費 ・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・特定地域等貴重な自然環境保全推進費	
64	○ 屋久島、白神山、知床及び小笠原諸島においては、世界自然遺産地域等保全管理を推進し、今後科学的知見に基づき適切な保全管理を推進します。(環境省、農林水産省)	③ ④	C-1	進捗中	世界自然遺産地域について、関係各分野の専門家で構成される科学委員会からの助言を踏まえ、保全管理を実施し、屋久島については、観光客の増加やヤクシカ増加により、生態系や自然景観に影響を及ぼすおそれが出てきたこと等から、現状に即した計画とするとともに、新たな知見を踏まえた遺産地域の管理を進めるため、科学委員会の助言も得て、新しい管理計画を策定する。平成25年10月1日に策定。これを踏まえて順応的な保全管理を推進している。	世界自然遺産地域について、関係各分野の専門家で構成される科学委員会からの助言を踏まえ、保全管理を実施し、屋久島については、観光客の増加やヤクシカ増加により、生態系や自然景観に影響を及ぼすおそれが出てきたこと等から、現状に即した計画とするとともに、新たな知見を踏まえた遺産地域の管理を進めるため、科学委員会の助言も得て、新しい管理計画を策定する。平成25年10月1日に策定。これを踏まえて順応的な保全管理を推進している。	---	---	---	・森林環境保全総合対策事業 ・森林整備・保全費	
65	○ 屋久島及び白神山においては、現行の世界遺産地域管理計画に基づき、科学的知見を踏まえ、順応的な保全管理を推進します。(環境省、農林水産省)	③	C-1	進捗中	白神山において、新しい管理計画を策定する。	白神山において、新しい管理計画を策定する。	---	---	---	・森林環境保全総合対策事業 ・森林整備・保全費	
66	○ 知床においては、平成21年に策定した「知床世界自然遺産地域管理計画」に沿って、海と陸の統合的管理の実現を図り同地域の自然環境の適正な保全を図る取組を進めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	③	C-1	進捗中	知床について、管理計画を踏まえて海と陸の統合的管理を進めている。管理計画の付随計画について、環境の変化等に対応するため見直しを行い、知床半島エゾシカ保護管理計画については平成24年3月に、多利用型統合的領域管理計画については平成25年3月に第2期計画を策定した。これらを踏まえ管理を進めている。	知床について、管理計画を踏まえて海と陸の統合的管理を進めている。管理計画の付随計画について、環境の変化等に対応するため見直しを行い、知床半島エゾシカ保護管理計画については平成24年3月に、多利用型統合的領域管理計画については平成25年3月に第2期計画を策定した。これらを踏まえ管理を進めている。	---	---	---	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	
67	○ 知床について、平成22年に策定した適正利用・エコツーリズム検討会議において遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上、世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供、持続可能な地域社会と経済の構築を基本とする統合的な「知床エコツーリズム戦略」を策定し、世界遺産地域の適正利用やエコツーリズムを推進します。また、平成20年1月に策定した「知床半島先端部地区利用の心得」及び平成21年1月に策定した「知床半島中央部地区利用の心得」などの利用ルールを普及を進めるほか、必要に際して一定の制限を設けるとともに、さまざまな自然や文化に關わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供などを通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図ります。(環境省、農林水産省)			進捗中	知床国立公園の知床五湖において利用調整地区を指定し、平成23年5月から利用を開始。平成22年6月より知床世界自然遺産地域、適正利用・エコツーリズム検討会議を設け、適正な利用の推進のための総合的な検討を開始。平成25年3月に「知床エコツーリズム戦略」を策定。	知床国立公園の知床五湖において利用調整地区を指定し、平成23年5月から利用を開始。平成22年6月より知床世界自然遺産地域、適正利用・エコツーリズム検討会議を設け、適正な利用の推進のための総合的な検討を開始。平成25年3月に「知床エコツーリズム戦略」を策定。	---	---	---	・国立公園内生物多様性保全対策費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	進捗	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
68	○ 平成25年6月に開催された世界遺産委員会の薬膳を経て世界遺産一覧表に記載された小笠原諸島については、同時に示された勧告等を踏まえ、科学的知見に基づき策定した管理計画に沿って、小笠原国立公園におけるクマノミなどの外来動物対策の推進や、小笠原諸島森林生態系保護地帯におけるアカギなどの外来植物対策や利用のルール徹底など、引き続き各機関の取組を連携・協議して実施し、効果的な保全管理の充実を図ります。(環境省、農林水産省)	② ③	C-1	進捗中	クマノミズミヤドリやグリーンアノール等の外来生物の駆除を実施した一部の島、エリアでは、産産負荷、昆虫類や鳥類の生息環境が改善し、一部の種の生息数の増加が確認されるなど、生態系管理に効果が見られている。 ・父島においてノネコ及びヤギの希少鳥類や希少植物への影響を防止するための侵入防止措置を完成させた。 ・小笠原諸島森林生態系保護地帯におけるアカギ、モリマオウ、キンネム等の外来植物駆除、立ち入りや行動に関する利用のルール徹底のための利用講習の開催や普及啓発などを引き続き実施。	○ 奄美・琉球諸島(トカラ列島)以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息・生育地など、重要な地域の保護担保確保の取組が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。(環境省)	② ③	C-1	進捗中	○ 奄美・琉球諸島(トカラ列島)以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息・生育地など、重要な地域の保護担保確保の取組が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。(環境省)	○ 遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・自然公園等事業費 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林整備・保全費	
69	○ 奄美・琉球諸島(トカラ列島)以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息・生育地など、重要な地域の保護担保確保の取組が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。(環境省)	② ③	C-1	進捗中	○ 奄美・琉球諸島(トカラ列島)以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息・生育地など、重要な地域の保護担保確保の取組が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。(環境省)	○ 奄美・琉球諸島(トカラ列島)以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息・生育地など、重要な地域の保護担保確保の取組が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。(環境省)	○ 世界自然遺産推進に向けて、科学委員会の助言を得つつ、地元自治体等と連携し、候補地域の検討、保全管理の推進など必要な取組を進めることが必要。				○ 奄美地域国立公園指定推進調査費 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林整備・保全費	
70	○ 既存の世界自然遺産地域及び候補地におけるエコツーリズムの推進を図ります。(環境省)	①		進捗中	○ 当該地域を含むエコツーリズムを推進する地域を支援する取組として、エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金事業)、エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業、エコツーリズムガイド養成事業を行っている。	○ 利用者の集中に伴う自然環境への負担に対応するため、エコツーリズム推進全体構想の策定に引き続き支援していく。						
71	○ 平成24年1月に世界文化遺産に推薦された富士山については、国有林野における農林にも配慮した森林整備・保全、国立公園における保護及び適正な利用の推進の取組を進め、関係省庁及び自治体と連携・協力して平成25年の世界遺産一覧表記載を目指します。(文部科学省、農林水産省、環境省)	③		既に達成済み	○ 関係機関が連携・協力して対応し、世界遺産平成25年6月に開催された第37回世界遺産委員会において、「富士山」一帯の保護と芸術的源泉として世界遺産一覧表への記載を果たした。	○ 富士山の世界遺産一覧表記載(平成25年6月)						
72	○ 国内に存在する貴重な自然を世界遺産として認定し保護、保全することは締約国の義務であるところ、平成15年「世界自然遺産候補地」に関する検討会から平成25年(10年)が経過することから、世界自然遺産としての価値を有する地域の再評価を改めて検討します。(環境省、農林水産省)	③	C-1	進捗中	○ 関係機関が連携・協力して対応し、世界遺産平成25年6月に開催された第37回世界遺産委員会において、「富士山」一帯の保護と芸術的源泉として世界遺産一覧表への記載を果たした。	○ 懇話会とのとりまとめを踏まえて情報収集を進める。					○ 遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	
73	○ 平成5年12月に世界自然遺産に登録された屋久島、白神山地については、世界遺産としての登録基準に沿った顕著な普遍的価値の適切な保全管理を図るため「管理計画」を改訂するとともに、適切な保全管理を推進します。(農林水産省、環境省)	③	C-1	進捗中	○ 屋久島については、観光客の増加やヤクワンの増加により、生態系や自然景観に影響を及ぼすおそれが出てきたことから、現状に則した計画とすることも、新たな知見を踏まえた遺産地域の管理を進めるため、新しい管理計画を平成24年10月に策定、これを踏まえて適切な保全管理を推進している。 ○ 白神山地についても、平成25年10月を自速に新しい管理計画を策定すべく取組を進めている。	○ 白神山地については、新しい管理計画を策定する。 ・屋久島及び白神山地について、新しい管理計画を踏まえて順応的な保全管理を推進する。					○ 遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・森林整備・保全費	
10	生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)											

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
74	○ 既存の4地域(「屋久島」「大台ヶ原・木崎山」「白山」「毛賀高原)」については、自然環境や生物相の現状、人間活動の影響などを取りまとめた「人間と生物圏(MAB)生物圏保存地域カタロ」の第2版が平成19年に作成されていますが、今後は現在のユネスコの基準に沿った形のゾーニング変更に向けて取り組むなど、生物多様性の保全、経済と社会の発展及び学術的支援の3つの機能を持ち、自然環境の保全と人間の恵みが持続的に共存する取組のさらなる推進を目指します。(文部科学省、農林水産省、環境省)	① ② ⑤	D-1	進捗中	・「屋久島」「大台ヶ原・木崎山」「白山」「毛賀高原」及び「志賀高原」の国連自治体に対する生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)以下、BRとす(る)の運営協議会に関係者庁も参加するなどして、地域での取組みへの助言等を行った。 ・地元自治体に対し、BRの活動とユネスコスクールやESDとの連携を図ることにより、学校教育を通じた、生物多様性の保全と持続可能な地域づくりを担う次世代育成の実践につながるよう助言等について、関係自治体からユネスコスクールの申請が出てきている。 ・平成25年9月、日本ユネスコ国内委員会(「只見」(福島県)及び「南アルプス」(山梨県、静岡県)の2件の新規登録、並びに既に登録されている「志賀高原」(群馬県、長野県)の拡張について、ユネスコに推薦することを決定し、ユネスコに推薦、推薦までの間、関係省庁が連携し、各自治体の申請に向けての取組を支援した。	・引き続き、関係自治体に対して、国際的な動向や必要手続き等について情報提供を行うとともに、国内専門家の協力を得ながら、ゾーニング変更及び活動の活性化に対して支援を行っていく。	—	—	—	・日本/ユネスコパートナーシップ事業	
75	○ 世界的な潮流を踏まえ、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的とする生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討について、自治体を活用する情報提供や助言などを行います。(文部科学省、環境省、農林水産省)	① ② ⑤	D-1	進捗中	・地元自治体を中心として関係行政機関や地元関係団体で構成する生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)以下、BRとす(る)の運営協議会に関係者庁も参加するなどして、地域での取組みへの助言等を行った。 ・地元自治体に対し、BRの活動とユネスコスクールやESDとの連携を図ることにより、学校教育を通じた、生物多様性の保全と持続可能な地域づくりを担う次世代育成の実践につながるよう助言等について、関係自治体からユネスコスクールの申請が出てきている。 ・平成25年9月、日本ユネスコ国内委員会(「只見」(福島県)及び「南アルプス」(山梨県、静岡県)の2件の新規登録、並びに既に登録されている「志賀高原」(群馬県、長野県)の拡張について、ユネスコに推薦することを決定し、ユネスコに推薦、推薦までの間、関係省庁が連携し、各自治体の申請に向けての取組を支援した。	・引き続き、BRの仕組みを活用する取組みへの助言等を行う。 ・その一環として、平成25年10月、日本生物圏保存地域ネットワーク会議を開催し、BRについての理解促進、担当者間の知識・経験の共有を図るとともに、BRでの活動の推進、活用方法について検討する。 ・「只見」(「南アルプス」)及び「志賀高原」について、平成26年6月のMAB計画国際調整委員会までの間、ユネスコからの照会、勧告等に対し、関係自治体と連携して対応し、登録・拡張決定を自発的・BRの趣旨等について広く普及啓発を行うとともに、新規申請に動向や必要自治体等に対し、国際的な動向や必要手続き等について情報提供を行うなど、国内専門家の協力も得ながら支援を行っていく。	—	—	—	・日本/ユネスコパートナーシップ事業	
76	○ 平成24年7月に生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)に登録された綾地域については、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を図る観点から、関係省庁や自治体、地元のNPO団体等が連携し、国有林野を核とした照葉樹林の保護・復元を旨とした適切な森林の保全管理のほか、有機農業等との連携を通じて自然と人間の共存に配慮した地域振興策を進めます。(文部科学省、農林水産省)	① ②	D-1	進捗中	・平成25年9月、綾町内の全小中学校をユネスコスクールに申請して、今後(ユネスコエコパーク)以下、BRとす(る)を活用したESD推進のモデルケースとして、学校教育を通じた普及啓発が期待される。また、綾町では、綾ユネスコエコパーク推進室を設置し、BRの活動を町の施策として推進している。 ・国有林野をフィールドとして、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として「綾プロジェクト」を推進した。同プロジェクトでは、照葉樹林の復元に向けた各種モニタリング調査の実施・分析を行った。また、地境協議会と連携したボランティアによる森林整備活動のほか、事業説明会を開催するなど積極的な普及啓発活動を実施した。	・ユネスコスクールへの登録後は、地元自治体等と連携を図りながら、ESD実践のモデルケースとなるよう適切な助言を行う。 ・引き続き、地元自治体、NPO団体等と連携を図りながら森林の適切な保全管理を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
77	○ 国立公園において、生物多様性の「土台」でもある地形・地質の多様性(ジオパーク)の保全を図るとともに、ジオツアー、環境教育のプログラム作り、地震や火山等の自然の脅威を学ぶための防災教育プログラム作りを、地方公共団体等のジオパークを推進する機関と連携して進めます。(環境省)	② ④	進捗中	進捗中	・全国の国立公園とジオパークが重複した地域等において、自然環境調査や利用者アンケート等を行い、国立公園と連携した地形・地質の保全活用計画を作成しているところ。	・これらの保全活用計画をもとに、ジオツアーや環境教育の実施、標識整備等、国立公園とジオパークの連携した取組を推進していく。	—	—	・日本の自然を活かした地域活性化推進事業(ジオパークと連携した地形・地質の保全活用推進事業)		

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	実施の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
78	○東日本大震災で被害を受けた地域において指定に向けた作業を進めている三陸復興国立公園において、ジオパーク認定に向けた動きと連携を図り、地産や津波の遺構を含むジオパークの保全や、自然の脅威と風みを守るための仕組みづくりを進め、その取組を世界に向けて発信していきます。(環境省)	② ④	検討中	・平成25年度「海洋生物多様性保全戦略」を策定する過程で、地域の関係者に沿って保護管理が行われている事例を収集。 ・海洋保護区の検討に資する基礎情報として、平成23～25年度にかけて重要海域の抽出作業を進めている。 ・瀬戸内海国立公園において海域公園地区を指定。	・三陸ジオパークと三陸復興国立公園の具体的な連携内容は現在検討中である。なお、平成25年9月に三陸ジオパークが日本ジオパークに登録された。	・三陸ジオパークが日本ジオパークに登録されたことを受け、三陸復興国立公園の取組との連携内容について具体化していく。	—	—	—	・三陸復興国立公園再編成等推進事業費	—
12	地域の自主的な管理区域										
79	○NGOや漁業協同組合など地域の関係者によって、合意形成に基き管理区域が設定され、保護管理が行われている事例について、基礎的な情報、合意形成や管理の方法などに関する情報収集を行い、共通の課題や関係機関の連携・協働のあり方などについて検討します。(環境省)	②	B-2	進捗中	・平成23年度「海洋生物多様性保全戦略」を策定する過程で、地域の関係者に沿って保護管理が行われている事例を収集。 ・海洋保護区の検討に資する基礎情報として、平成23～25年度にかけて重要海域の抽出作業を進めている。 ・瀬戸内海国立公園において海域公園地区を指定。	・海洋保護区としての管理の充実。 ・重要海域の情報に基づき、海洋保護区の設定も含む管理の方向を検討。	少数の漁業協同組合やNGOについて情報収集を実施	—	—	—	—
80	○海洋基本計画に基づき明確化した海洋保護区の設定のあり方を踏まえ、海洋保護区の設定を適切に推進することにもその管理の充実を図ります。(環境省、関係府省)		C-1	進捗中	・海洋保護区の検討に資する基礎情報として、平成23～25年度にかけて重要海域の抽出作業を進めている。 ・瀬戸内海国立公園において海域公園地区を指定。	わが国の管轄権内水域の10%の保護区域の約98.3% (平成23年5月) 生物多様性の観点から、海洋保護区の効率的な設置するための調査を実施するための検討	領海及び排他的経済水域の約98.3%	—	—	・国立・固定公園新規指定等推進事業費	5
第3節 自然再生											
(総括) 自然再生事業実施計画の作成が進みつつあるほか、関係者間の意見や情報交換を実施し、技術の向上と普及を図りました。また、地域との協働・連携の動きも進めています。											
1 自然再生の着実な実施											
81	○森吉山麓高原における森林の再生、阿蘇山における草原の再生、神奈川山における里山の再生、くぬぎ山における平地林の再生、銅路原やヤロベツにおける草原の再生、権野川河口域における干潟、石西蔵湖におけるサンゴ群島の再生などを実施しており、これらを含め引き続き自然再生事業を着実に推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	② ③	D-1 D-2	進捗中	・自然再生事業に関する取組に関する情報を適切に収集し、ホームページを通じて提供することも、自然再生の重要性について、地域住民等の理解を促進するための普及啓発活動を実施。 ・平成25年度9月時点において、全国で24箇所の自然再生協議会が設立されている。また、この1年間で、自然再生の取組内容を明らかにする自然再生事業実施計画が新たに4計画作成され、累計35計画が作成されている。	・引き続き、自然再生事業を着実に推進する。 ・自然再生協議会による効果を検証し、必要に応じて評価を行うことにより、自然再生事業の進捗やモニタリング手法等について、意見や情報交換を実施。	—	—	—	・自然公園等事業費	—
82	○自然再生事業の着実な推進を通じて、各地域での実践から得られる科学的知見に基づき実地手法や順応的な管理手法の集約を進め、これら技術的手法の体系化を図ることにより、自然再生に係る技術的知見を蓄積します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	D-2	進捗中	・自然再生事業に関する取組に関する情報を適切に収集し、ホームページを通じて提供することも、自然再生の重要性について、地域住民等の理解を促進するための普及啓発活動を実施。 ・平成25年度9月時点において、全国で24箇所の自然再生協議会が設立されている。また、この1年間で、自然再生の取組内容を明らかにする自然再生事業実施計画が新たに4計画作成され、累計35計画が作成されている。	・引き続き、自然再生事業を着実に推進する。	—	—	—	—	—
83	○自然再生事業において設定されるさまざまな効果について、適切な評価を行うため、自然再生事業の取組のあり方について検討を行い、またこれに関する手法を整備します。(環境省)	⑤	D-2	進捗中	・自然再生事業に関する取組に関する情報を適切に収集し、ホームページを通じて提供することも、自然再生の重要性について、地域住民等の理解を促進するための普及啓発活動を実施。 ・平成25年度9月時点において、全国で24箇所の自然再生協議会が設立されている。また、この1年間で、自然再生の取組内容を明らかにする自然再生事業実施計画が新たに4計画作成され、累計35計画が作成されている。	・自然再生事業による効果を検証し、必要に応じて評価を行うことにより、自然再生事業の進捗やモニタリング手法等について、意見や情報交換を実施。	—	—	—	・自然再生活動推進費 ・自然公園等事業費	—
84	○自然再生の取組が必要な地域において、市民参加型の自然環境再生の実施、自然観察用ハンドブックの作成、自然再生に関するワークショップの開催、情報提供、環境学習の推進などにより普及啓発活動を実施します。また、こうした取組を通じて、平成27年度までに自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに5か所増やすことを目指します。また、自然再生の実施内容を明らかにする自然再生事業実施計画の作成を進め、平成27年度までに9計画増やすことを目指します。(環境省)	③	D-2	進捗中	・自然再生事業に関する取組に関する情報を適切に収集し、ホームページを通じて提供することも、自然再生の重要性について、地域住民等の理解を促進するための普及啓発活動を実施。 ・平成25年度9月時点において、全国で24箇所の自然再生協議会が設立されている。また、この1年間で、自然再生の取組内容を明らかにする自然再生事業実施計画が新たに4計画作成され、累計35計画が作成されている。	・自然再生協議会による効果を検証し、必要に応じて評価を行うことにより、自然再生事業の進捗やモニタリング手法等について、意見や情報交換を実施。	○自然再生協議会：24箇所 ○自然再生事業実施計画：35計画 (平成27年度末)	○自然再生協議会：24箇所 ○自然再生事業実施計画：35計画 (平成25年度)	○自然再生協議会：24箇所 ○自然再生事業実施計画：35計画 (平成25年度)	・自然再生活動推進費 ・自然公園等事業費	6 7
85	○地元住民からなる地域協議会、自然保護団体、林野庁が協力を結び、生物多様性の復元と持続可能な地域社会づくりを目指す「赤谷(あかや)プロジェクト」や、日本農林の原産地の照葉樹林を厳正に保護するとともに、照葉樹林を分断するよう存在する二次林や人工林をもとの照葉樹林に復元する「緑の照葉樹林プロジェクト」、台地による倒木被害森林の再生を行う「野郎森林再生プロジェクト」、二ホンゾウアザラシの生息地を保全する「アザラシ生息地保全プロジェクト」など、地域の自然環境保全や自然再生のための地域住民や自然保護団体などと協働したモデルプロジェクトを推進します。(農林水産省)	③	B-1	進捗中	・自然再生事業に関する取組に関する情報を適切に収集し、ホームページを通じて提供することも、自然再生の重要性について、地域住民等の理解を促進するための普及啓発活動を実施。 ・平成25年度9月時点において、全国で24箇所の自然再生協議会が設立されている。また、この1年間で、自然再生の取組内容を明らかにする自然再生事業実施計画が新たに4計画作成され、累計35計画が作成されている。	・引き続き、地域住民や自然保護団体などと協働し、主体的な連携による森林の整備・保全活動として、全国で8箇所のモデルプロジェクトを実施した。	—	—	—	・森林整備・保全費	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標	
86	「森林環境保全ふれあいセンター」において、森林環境保全に 取り組む教育関係者の活動や、自然再生や生物多様性の保全に 取り組む市民団体の活動への支援を推進します。(農林水産省)	① ③	進捗中	・森林ふれあい推進センター(茨城)において、NPOやボランティア団体との連携により、自然再生・植生回復・植生荒廃の防止等を実施した。	・引き続き、地域の主体と連携した森林保全活動や普及啓発活動を実施する。	—	—	—	—	・森林整備・保全費		
2	自然再生の新たな取組の推進											
87	○ 全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化 の方策について、わが国の生物多様性総合評価の進捗や生 態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、関係機関が 話し、計画的な実施のための取組を進めます。(環境省、農林水産 省、国土交通省)	③	進捗中	・生物多様性総合評価や生態系ネット ワーク構想を踏まえつつ、関係機関が 連携しながら自然再生事業を推進。	・生物多様性総合評価、生態系ネット ワーク構想の具体的な進展を踏まえて、 引き続き取組を進める。	—	—	—	—	・自然再生活動推進費		
88	○ 広域的観点から自然再生を展開するため、生態系ネットワーク の強化を基に、広域圏レベルで自然再生の目標に対する共通の 認識を形成し、それに向かって様々な主体が自然再生を認識し、 実施するための手法の検討を進めます。(環境省、農林水産省、 国土交通省)	③	進捗中	・広域的観点から自然再生を展開する ための手法について、関係省庁が連携 して検討している。	・今後も検討を進めていく。	—	—	—	—	・自然再生活動推進費		
89	○ 民間団体などが、特に民有地において自然再生に取り組み、場 合の支援のあり方について、より効果的な手法を検討し、実施して いきます。(環境省)	③	進捗中	・自然再生の取組に関する情報を収集 し、カーン・ベンチや自然再生協議会情 報連絡会議を通じて提供。	・引き続き、取組事例の収集と提供など の民間団体への支援に努める。	—	—	—	—	・自然再生活動推進費		
90	○ 平成23年には、自然再生推進法に基づき自然再生基本方針の 見直しから5年が経過するため、自然再生事業の進捗状況等を踏 まえ、広く一般の意見を聞き、必要に応じて見直しの検討を行いま す。(環境省、農林水産省、国土交通省)	① ② ③	進捗中	・現在、自然再生事業の実施状況や自 然再生が抱える課題などの情報を収 集・分析するなど自然再生基本方針の 見直しに向けた検討を行っている。	・検討結果に基づき、自然再生基本方 針の見直しに向けた検討を推進する。	—	—	—	—	・自然再生活動推進費		
第4節 環境影響評価など												
(総括) 風力発電事業における環境影響評価において生物多様性の観点から配慮されるべき事項を整理したほか、関係者の適切な意見形成の推進、技術手法の向上及び適正な審査などを実施した。また、ダムや道路事業の実施にあたっては適切な配慮に努めているほか、国際協力にお いても環境社会配慮を通じて適切な実施を進めています。												
1 環境影響評価												
91	○ 各事業の実施にあたり、環境影響評価が適切かつ円滑に 行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との 豊かな触れ合い」の観点も踏まえた環境保全への適切な 配慮がなされるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要 に応じて意見を述べます。(環境省)	③	進捗中	・環境影響評価手続の各段階におい て、生物多様性の確保及び自然環境 の体系的保全「人と自然との豊かな 触れ合い」の観点も踏まえた環境保 全への適切な配慮がなされるよう、 手続の各段階において、必要に 応じて意見を述べます。	・引き続き、生物多様性の確保及び自 然環境の体系的保全「人と自然との 豊かな触れ合い」の観点も踏まえた環 境保全への適切な配慮がなされるよう、 手続の各段階において、必要に 応じて意見を述べます。	—	—	平成24年3月末までに実 施した手続203件中、大 臣意見を34件提出 平成23年度は55件の環境 大臣意見を提出	—	—	・環境影響評価審査体制強化費	
92	○ 平成23年4月に改正された環境影響評価法に基づき、新たに 創設された配慮手続や報告書手続等を含めた環境影響評価制 度の適切な実施を進めます。(環境省)	③	進捗中	・平成25年3月末現在、環境影響評価法 に基づき経過措置案件を含め、154件の 手続が完了した。これまでに、法の円滑 な施行のため、情報提供の推進、関係 者の適切な意見形成の推進、技術手法 の向上、環境影響評価の適正な審査な どを実施してきた。	・引き続き、環境影響評価手続の適切か つ効果的な運用を進める。	—	—	—	—	・環境影響評価制度高度化経費		
93	○ 法に基づき環境影響評価手続が終了した事業等について、当 該事業に係る進捗状況の把握や現地調査等を通じて、環境保全 への適切な配慮がなされているか等についてフォローアップ調査を 実施します。(環境省、関係府省)	③	進捗中	・法に基づき環境影響評価手続が終了 した事業等について、環境保全への適切 な配慮がなされているか等について、平 成24年度にフォローアップ調査(全59案 件)を実施し、適切な配慮がなされてい ることを確認した。	・引き続き、法に基づき環境影響評価手 続が終了した事業等について、環境保 全への適切な配慮がなされているか等 についてフォローアップ調査を実施す る。	—	—	4カ所の地方環境事務所 でフォローアップ調査が 行われた 進捗状況調査は107件、 現地調査等は16件行わ れた(平成23年度)	—	—	・地方環境事務所における環境影響評価 審査体制強化費	
94	○ 平成24年10月から環境影響評価法の対象となった風力発電事 業における環境影響評価について、生物多様性保全の観点からも 配慮されるよう、適切な制度の運用を図ります。(環境省)	③	進捗中	・風力発電事業における環境影響評価 の審査結果をとりまとめ、平成25年7月 に「風力発電事業の円滑な環境アセスメ ントの実施に向けて」を公表した。この中 では、生物多様性の観点から配慮され べき事項を整理している。	・引き続き、生物多様性保全の観点から も配慮されるよう、適切な制度の運用を 図る。	—	—	—	—	—		
95	○ 基本的事項はその妥当性について5年程度ごとに点検するこ ととしており、最近では平成22年度に点検を行い、平成24年4月に 改正を告示しました。今後も環境影響評価の実施状況を適切に把 握し、最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏ま えて点検を継続し、制度の適切な運用を図っていきます。(環境省)	③	進捗中	・最新の科学的知見や環境影響評価の 実施状況などの把握に努めていること ら。	・基本的事項はその妥当性について5年 程度ごとに点検することとしており、最近 では平成23年度に点検を行い、平成24 年4月に改正を告示したことを踏まえ、 今後も環境影響評価の実施状況を適切 に把握し、最新の科学的知見や環境影 響評価の実施状況などを踏まえて点検 を継続し、制度の適切な運用を図る。	—	—	—	—	・環境アセスメント技術調査費		

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
96	○ 環境影響の予測・評価手法や環境影響の回避・低減・代償措置を含む環境保全措置について、最新の科学的知見に基づいた検討等、新たな技術動向の整理が必要で、これまで知見が少なかった要因も含め、各種事業の実施により実際に生じた影響を分析することなどを通じて継続的な検討を行い、技術的・制度的手法を向上させていきます。(環境省)	③	進捗中	生物多様性分野等に關する知見収集・検討を含め、技術的・制度的手法の向上に向け、必要な検討をすすめているところ。	・引き継ぎ・実地調査を収集し、環境影響評価制度におけるこれら分野の対策手法の拡充について検討する。	—	—	—	—	・環境アセスメント技術調査費	
97	○ 市民、NGO、事業者、地方公共団体などに対して、環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどを用いた提供や技術的支援を継続的に実施します。(環境省)	③	進捗中	平成10年度よりウェブページにおいて、手続状況や環境アセスメントに関する情報を提供している。平成24年度には約9万件のアクセスがあり、国民、事業者、NGO、地方公共団体等の重要な情報源となっている。また、平成5年度より環境アセスメントに関する研修等を開催し、地方公共団体や業務担当者等を含む幅広い関係者の知見・技術等の向上が図られている。	・引き継ぎ、環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどを活用した提供や技術的支援を継続的に実施する。	—	—	—	—	・環境影響評価制度高度化経費	
98	○ 環境影響評価に係る関係者間の幅広い効果的なコミュニケーションを促進するための手法の検討を行います。(環境省)	③	進捗中	環境影響評価に係る関係者間の幅広い効果的なコミュニケーションを促進するための手法について、専門家による意見交換等を行い、課題整理を実施。	・整理された課題等を踏まえ、引き継ぎ手法の検討をすすめる。	—	—	—	—	・環境影響評価制度高度化経費	
99	○ 国内外における上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメントの制度策定の状況や運用の実態等について、環境面からの持続可能性への配慮を勘案しつつ、整理・検討を行い、制度化に向けた取組を進めます。(環境省)	③	進捗中	国内外における上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメントの制度策定の状況や運用の実態等について情報収集を行い、こうした情報等を踏まえ、わが国への導入に向けた課題について、整理・検討を行っているところ。	・国内外の制度・運用実態等について引き継ぎ整理・検討をすすめる、制度化に向けた取組を進める。	—	—	—	—	・環境影響評価制度高度化経費	
100	○ 環境影響評価法改正に伴って新たに加わった配慮書手続や報告書手続も含め、適切な環境影響評価を行い、実施事例の積み重ねを進め、より適切な環境影響評価を実施できるように努めます。(環境省、関係府省)	③	進捗中	平成25年3月末現在、環境影響評価法に基づき経過措置案件を含め、154件の手続が完了した。これまでに、法の円滑な施行のため、情報提供の推進、関係者の適切な意見形成の推進、技術手法の向上、環境影響評価の適正な審査などを実施してきた。	・引き継ぎ、実施事例の積み重ねを進め、より適切な環境影響評価を実施できるように努める。	—	—	—	—	・環境影響評価制度高度化経費	
2 環境影響の軽減に関するその他の主な取組											
101	○ ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めています。また、供用後の調査成果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めています。(国土交通省)	③ ⑤	A-1 進捗中	・ダム事業の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置等を実施し、生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めている。	・引き継ぎ、実地にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置等を実施し、生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めている。	—	—	—	—	—	
102	○ 道路事業の実地にあたっては、次の点に配慮しつつ、引き続き生態系に配慮した取組を進めます。(国土交通省) ① 自然環境に関する詳細な調査、データ等の集積に取り組みとともに、それを踏まえ、必要に応じて、豊かな自然を保全できるように道路線の選定や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造形式の採用に努めます。 ② 動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなどの、生態系に配慮した道路の整備に努めます。 ③ 道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元します。 ④ 地頭によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の形態などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組めます。	B-1	進捗中	【施策番号226～229に同じ】	【施策番号226～229に同じ】	—	—	—	—	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
103	○ 政府においては、国際協力の案件採択・実施、評価のあらゆる段階で環境社会配慮に留意し、被災国・我が国の環境社会配慮重視について理解を求めます。(外務省、財務省、経済産業省、環境省)	④	進捗中	・外務省は、2010年6月「ODAのあり方に関する検討 最終まとめ」において、新たなJICAの環境社会配慮ガイドラインを策定し実施していく旨を発表した。本施策に関連する進捗は数値化などの方法で評価することが想定されていない。	・新JICAガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ、5年以内の運用面の見直しを行う。また、施行後10年以内のレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。	—	—	—	—	・ODA予算	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
104	〇 補助実施機関であるJICAにおいても、「JICA環境社会配慮方針(ガイドライン)(平成22年4月交付)」を踏まえ、適切な環境社会配慮のもとで、案件形成・実施に努めていきます。(外務省、財務省、経済産業省、環境省)	④	進捗中	進捗中	JICAは、新しい環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会を39回開催し、2010年4月からガイドラインを公布し、同年7月から施行している。同ガイドライン施行以降は、相手国政府から要請のあった案件について、要望調査、協力準備調査、案件審査、採択、実施及び評価において新ガイドラインを適用して環境社会配慮を牽引している。本施策に関連する進捗は数値化などの方法で評価することが想定されていない。	・同ガイドラインの運用取組について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内の運用面の見直しを行う。また、施行後10年以内のレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。	—	—	—	・ODA予算	
第5節 森林											
(総括) 森林・林業基本計画及び全国森林計画において生物多様性保全機能は森林機能の一つとして位置付けており、適切な森林の整備及び保全を通じて森林の有する多面的機能の発揮に貢献して、無秩序な伐採の防止や伐採後の的確な更新・保安林の計画的な指定、地域や多様な主体との連携による総合的な野生鳥獣対策の実施などのほか、森林の適切な利用の推進を図るための営林活動などの保全管理を推進しています。											
1 重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方											
105	〇 森林・林業基本計画において、森林の機能(水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能)とその機能を発揮する上での望ましい森林の姿を明示するとともに、森林計画制度などを通じてそれぞれの望ましい森林の姿に向けて森林の整備及び保全を推進します。(農林水産省)	③	A-1 B-2 D-1	進捗中	・森林・林業基本計画及び全国森林計画では、森林の機能と望ましい姿、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を明記している。また、その機能の一つとして生物多様性保全機能も位置づけており、各機能区分に応じた森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・機能ごとの望ましい森林の姿に向け、引き続き森林計画制度の運用等を推進	—	—	—	・森林計画推進事業費	
106	〇 期待する機能の発揮に向けては、森林の区分に応じた姿への誘導の考え方を基本とし、森林計画制度などを通じて、森林・林業基本計画に掲げるそれぞれの誘導への考え方に基いた森林の整備及び保全を推進します。 育成層森林では、現況が育成層森林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所等に位置する森林について、木材等生産機能を期待する育成層森林としての確実な維持し、資源の充実を図ります。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能を同時に期待する森林では、伐採に伴う森林地帯の劣化による影響を軽減するため、基付面積を縮小・分散させるほか、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ります。公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要となる他の森林は、立地条件に応じた広葉樹の導入等により針広混交の育成層森林に誘導します。 なお、希少な生物が生息する森林又は天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成層森林又は天然生林に誘導します。 育成層森林では、現況が育成層森林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成層森林として維持することを基本としつつ、希少な生物が生息する森林など、局地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図ります。 天然生林では、現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のための継続的な維持・管理が必要となる森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成層森林に誘導するほか、原生的な森林生態系や希少な生物が生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、天然生林として維持します。(農林水産省)	③	A-1 B-2 D-1	進捗中	・森林・林業基本計画及び全国森林計画では、森林の機能と望ましい姿、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を明記している。また、その機能の一つとして生物多様性保全機能も位置づけており、各機能区分に応じた森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・機能ごとの望ましい森林の姿に向け、引き続き森林計画制度の運用等を推進	—	—	—	・森林計画推進事業費	
107	〇 一定の広がりにおいて様々な生育段階から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指す。立地条件等を踏まえつつ、育成層森林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進するため、森林所有者等が施策を選択する際の目安となる施策方法の提示や効率的な実施技術の普及、多様な森林整備への取組を加速するための合意形成に向けた取組等を進めます。また、原生的な森林生態系、希少な生物の生育、生息地、湿原林など水辺森林の保全・管理及び連続性の確保、点在する希少な森林生態系の保全・管理等を進め、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図ります。(農林水産省)	③	A-1 B-2 D-1	進捗中	・森林整備事業等により、育成層森林への移行や長伐期化等による多様な森林の整備及び保全を行うこと・適切な森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・森林整備事業等により、引き続き多様な森林づくりを推進。	—	—	—	・森林整備事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
108	多様な森林づくりの推進 ○ 路線整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、自然条件や導入する作業システムに合った路線整備を進めていく。 ○ 森林経営計画の策定や施策の集約化に必要な森林情報（収量、樹高の確認等）に対する支援、開伐準備の基礎となる既存の作業路網を丈夫で簡易な路網へと転換するための改良活動等に対して支援します。（農林水産省）	③	B-2 D-1	進捗中	自然条件や導入する作業システムに合った路線整備を進めている。 ・H23年より、森林整備地域活動支援交付金において、林業集約化、境界の確保等の諸活動に対して重点的に支援を実施。 ・施策の集約化等に必要となる森林整備が図られ生物多様性を含めた森林の多面的機能の発揮に貢献。	引き続き、自然条件や導入する作業システムに合った路線整備を推進。 ・引き続き、森林整備地域活動支援交付金を通じた施策への支援を進める。	-	-	-	・森林整備事業 ・農山漁村地域基礎整備交付金	
109	○ 国民の安全・安心を確保するため、森林所有者などが自助努力によって適正な整備が進められるよう、市町村及び都道府県が、森林組合などの林業事業者による集約化や開伐の効率的な実施を促進します。これによっても適時かつ適正な整備が進められるよう、公益的機能の発揮に対する要請が強く、その適正な整備が必要な場合には、治山事業などにより必要な整備を行うこととし、その際、土地条件を踏まえて計画的な交雑化などを推進します。（農林水産省）	③	B-2 D-1	進捗中	・森林整備事業により、広葉樹林化、長尺化などによる多様な森林づくりを推進し、公益的主体による森林整備を必要に応じて実施すること、生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・引き続き、森林整備事業により、広葉樹林化、長尺化などによる多様な森林づくりを推進するとともに、治山事業により保安林の整備等を推進。	-	-	-	・森林整備事業 ・治山事業費	
110	○ 補給が行われない伐採跡地については、その新たな発生源を抑制しつつ、早期に適切な更新を確保するため、無届伐採に対する造林命令の適切な運用等の対策を推進します。（農林水産省）	③	B-2	進捗中	・森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を行うとともに、平成23年4月に公布された森林法の一部を改正する法律（法律第20号）において、無届による伐採に対して造林の命令が発せられる仕組みを新たに措置。これらにより、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・森林法の適切な運用等を通じて引き続き無届伐採の防止や伐採後の適正な更新を図る。	-	-	-		
111	○ 森林・林業の再生に向けた適切な伐採跡地については、その新たな発生源を抑制しつつ、早期に適切な更新を確保するため、無届伐採に対する造林命令の適切な運用等の対策を推進します。（農林水産省）	② ③ ⑤	B-2	進捗中	・スギ再造林の低コスト化のため、育林コストシミュレーションとGISを利用した再造林地判定システムを組み合わせ、植林初期に適用する低コスト再造林支援システムを構築し、伐採から植栽までの連続して行う一貫作業システムにより、植林と初期保育にかかるとの経費を従来の2/3まで削減した。	・低コスト再造林支援システムを構築し、コスト削減とGISを利用した再造林地の多面的機能発揮に向けた適切な施策の確立を図る。	-	-	-	・独立行政法人森林総合研究所研究・育種助定運賃費交付金 ・独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金	
112	○ 研究・技術開発の成果の移転を行い、補償が一体となつた森林の整備及び保全や林業生産活動を促進するため、地域における林業事業者と林業生産者との連携の強化に取り組み林業事業者を対象とした重点的な普及などを、林業普及指導事業を通じて効果的かつ効率的に推進します。（農林水産省）	③	B-2	進捗中	・森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識を普及するとともに、森林施策に関する指導等を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備保全を含む森林の有する多面的機能の発揮を推進した。	・引き続き林業普及指導事業を推進することにより、より多様な森林の有する多面的機能の発揮を推進する。	-	-	-	・林業普及指導事業交付金	
113	○ 補給地の自然条件に適した優良種苗の確保を図るため、採取源の確保、苗木の生産技術の向上などへの生産対策及び流通対策を実施します。（農林水産省）	③	B-2 D-1	進捗中	・採取源の確保や苗木生産技術の向上などへの生産対策及び流通対策を推進。 ・新品種の開発については、平成24年度は49品種を開発し、また、林業技術の普及を促進し、優良種苗の確保を推進した。開発された新品種の普及については、10,925本の原種を配付し、また、ケニアにおいて、(独)国際協力機構を通じて気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクトを開始し、優良品種候補材を用いた採種圃の造成などを行った。	・引き続き、必要な優良種苗の確保を図り、多様な森林づくりを推進する。	-	-	-	・特別母樹林保存損失補償金 ・森林環境保全総合対策事業	
114	○ 補給地において国内の森林を適正に整備・保全していくため、林業の再生と国土・環境保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林業資源の保全及び森林資源の遺伝的多様性の保全、林業普及指導事業を通じて効果的かつ効率的に推進します。（農林水産省）	③ ④ ⑤	B-2 D-1	進捗中	・林業の再生と国土・環境保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林業資源の保全及び森林資源の遺伝的多様性の保全、林業普及指導事業を通じて効果的かつ効率的に推進する。また、開伐・伐上などにおける持続可能な森林経営の取組に対し、林業普及指導事業を通じて効果的かつ効率的に推進する。	・林業の再生と国土・環境保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林業資源の保全及び森林資源の遺伝的多様性の保全、林業普及指導事業を通じて効果的かつ効率的に推進する。また、開伐・伐上などにおける持続可能な森林経営の取組に対し、林業普及指導事業を通じて効果的かつ効率的に推進する。	-	-	-	・独立行政法人森林総合研究所研究・育種助定運賃費交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
116	○ 森林による様々な恩恵は広く国民が享受しており、森林の有する多面的機能の維持・増進に係るコストについては、社会全体で負担していくことが必要です。 森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けて社会的コストの負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する格等の活用、上下流の関係者の連携による基金の造成や分取林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量のクレジット化等の様々な手法が存在します。地球温暖化対策に広範囲で森林・林業の再生を図っていくため、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、国全体としての財源確保等を検討しつつ、どのような手法を組み合わせるかを検討し、国民の理解を得ながら、整理していきます。(農林水産省)	③	A-1	進捗中	① 船運府県による森林整備を主目的とした税(森林環境税等)の導入(平成23年度) ② 分取林契約面積: 246ha(平成23年度) ③ 緑の募金: 25億円(平成24年度) ④ J-VER制度における森林経営活動でのクレジット認証: 94件(平成24年12月) ⑤ 平成25年度税制改正大綱において、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する財源の確保について早急な総合的な検討を行う。と明記などとなっている	・地球温暖化対策に広範囲で森林・林業の再生を図っていくため、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、国全体としての財源確保等を検討しつつ、どのような手法を組み合わせるかを検討する。	—	森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けた社会的コストの負担の現状は、 ① 船運府県による森林整備を主目的とした税(森林環境税等)の導入(平成24年度当初) ② 分取林契約面積: 177ha(平成22年度) ③ 緑の募金: 23億円(平成23年度) ④ J-VER制度における森林経営活動でのクレジット認証: 55件(平成23年12月) ⑤ 平成24年度税制改正大綱において、温室効果ガス削減に係る国際的な連携等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します」と明記などとなっている	—	—	—
117	○ わが国が引き続き積極的に地球温暖化対策に最大限の努力を行うとの観点から、毎年度森林吸収量のCO2削減率に国際的に合算された森林経営による森林吸収量の算入上限値である基準年排出量比35%の確保に向けて必要財源の確保に向けた取組を進めるとともに、J-VER制度の再生「J」に向けた取組を加速しつつ、健全な森林の育成や森林吸収量の算入対象となる森林の拡大整備、保安林などの適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、木材製品の利用促進による炭素貯蔵機能の発揮、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進などの総合的な取組を、政府、地方自治体、林業、木材産業界関係者、国民などと各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。(農林水産省)	② ③	B-2 D-1 D-2	進捗中	・森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に向けて、平成25年5月に「森林の開放等の実施の促進に関する特別措置法」を改正延長。同法に基づき、森林吸収量35%の確保に向けて、年間52万ha(平成25～32年平均)の間伐や保安林等の適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用拡大等の森林吸収源対策を推進。また、森林吸収源対策に必要な不安定な財源確保に向け、税制改正要望を実施。	・森林吸収量35%の確保に向けて、森林吸収源対策を着実に推進するとともに、そのために必要財源の確保に向けて引き続き働き取り進む。	基準年総排出量比3.5%(平成25～32年)	基準年総排出量比3.8%(第1約束期間:平成20～24年)	—	・森林整備事業 ・森林・林業再生基礎づくり交付金 等	8
118	○ 国際的な気候変動対策を進めるための技術的ベネフィットとなる。IPCCガイドライン(森林分野)の改訂作業へ積極的に参画します。(農林水産省、環境省)	④ ⑤	D-2	進捗中	・GPG-LULUCFの改訂(2013年京都議定書補足的な方法論ガイダンス)に係る執筆作業で我が国の経験等についてプレゼンを行うなど、作業の進捗に貢献したほか、政府レビュー等に積極的に対応している。	・我が国の議員等を派遣するガイダンスが平成25年10月のIPCC総会(グレンア)で採択予定。	COP19(平成26年)で改訂に合意する	平成24年5月にIPCCスローピング委員会が開催	—	—	—
119	○ 流域を単位として民有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携強化に向けた取組を推進します。また、民有林と国有林で一体的な森林整備を進めるため、計画的な路線の整備や関係者の森林整備を行う森林共同施業団地の設定等を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	進捗中	・地域における森林が有する多面的機能の持続的発揮を図るため、民有林と国有林との連携した効率的な森林整備を行う森林共同施業団地の設定を推進した。	・引き続き、民有林と国有林との連携を図り、森林共同施業団地の設定を推進する。	—	森林共同施業団地の設定数: 757所(平成23年4月)	森林共同施業団地の設定数: 1247所(平成25年4月)	・森林整備・保全費	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
120	○ 森林所有者又は森林の経営を営む者(以下「森林所有者」と称す)による適切な森林経営を推進するとともに、私有林、公有林、国有林の各主体間の連携を図り、地域ごとに効果的な森林経営を推進します。(農林水産省)	② ③	A-1	進捗中	・平成23年1月に公布された森林法の一部を改正する法律(法律第20号)において、森林の多面的機能の十全な発揮に資する持続的な森林経営を確立するために、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が単独または共同で適正な森林経営及び森林の保護の実施を計画する森林経営計画制度を創設しました。また、国有林と私有林との連携した効果的な森林整備を行う森林共同事業団の設立を推進しました。 ・これにより、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・森林経営計画の策定を推進する。 また、私有林と国有林との連携を図り、森林共同事業団の設立を推進する。	—	—	—	・森林経営計画認定事業委託費 ・森林整備地域活動支援交付金 ・森林整備・保全費	
3	3 「美しい森林づくり推進国民運動」の促進										
121	○ 森林施策のコスト等を明示する措置型施策の普及・定着、施策集約化に必要な含意形成を図る取組等を推進します。(農林水産省、関係府省)	② ③	A-1 B-2 D-1	進捗中	・森林経営計画作成中後援者による森林施策の取組に取組んでいく。 ・H23年より、森林整備地域活動支援交付金において、林業事業者等による森林施策の集約化、境界の確認等の諸活動に対して重点的に支援を実施。 ・施策の集約化等に必要となる活動を支援すること、適時適切な森林整備が図られ生物多様性を含めた森林の多面的機能の発揮に貢献。	・引き続き、森林施策プランナーの育成を推進する。 ・引き続き、森林整備地域活動支援交付金を通じた施策への支援を進める。	—	—	・森林施策プランナー実践方向上対策事業 ・森林整備地域活動支援交付金		
122	○ 住宅分野、エネルギー分野、公共工事などの木材利用の推進を図ります。また、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発、消費重視の新たな市場の形成と拡大、木の良さを普及などの取組を推進します。(農林水産省、関係府省)	③	進捗中	・公共建築物等の各分野における木材利用の拡大の取組に対し支援すること、地域材を活用した製品開発、技術開発等に対し支援。 ・地域材を活用した住宅等についてポイントを付与する木材利用ポイント事業を実施。 ・木質バイオマスの利用拡大に向けた支援体制の構築や技術開発等に対し支援。	・職造材林した人工林が本格的な利用期を迎える中、「森林・林業基本計画」に「地域材を活用した製品開発、技術開発等」に対し支援。 ・木質バイオマス等、公共建築物、木質バイオマス等の各分野での木材利用を拡大を推進。	—	—	・地域材供給増進事業 ・木質バイオマス産業化促進事業 ・木材利用ポイント事業(H24補正)			
123	○ U・J・J・ターン者を含む森林整備・保全に意欲を有する者に対する研修などを推進することによって、将来にわたって地域の森林整備・保全を支える人材の確保・育成を図ります。また、今後増加する定年退職者などのふるさと回帰に向けた取組と連携した森林整備・保全への担い手の確保・育成を進めます。さらに、森林整備・保全の推進と併せ、境界の整備など森林管理の適正化を図ります。(農林水産省、関係府省)	② ③	B-2 D-2	進捗中	・森林施策プランナー実践方向上対策事業を通じて実施集約化等を行う森林施策プランナーを育成している。 ・「緑の雇用」事業を通じて新規就業者の確保・育成・キャリアアップを推進する。 ・平成25年度から森林総合監理士(フオレストア)の認定を開始。	・引き続き、森林施策プランナーの育成を推進する。 ・引き続き、新規就業者の確保・育成・キャリアアップを推進する。 平成25年度から森林総合監理士(フオレストア)の認定を開始。	—	—	・森林施策プランナー実践方向上対策事業 ・「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 ・平成25年度日本型フオレストア育成認定事業		
124	○ 優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、山村の主要な資源である森林を活かした新たな産業の創出などの取組を推進することとし、地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大、里山林など山村固有の未利用資源の活用及び都市と山村の交流等を通じた山村への定住の促進などを推進することによって、山村地域の活性化を図ります。(農林水産省、関係府省)	②	進捗中	・里山林など山村固有の未利用資源を活用し、山村の活性化を図るため、里山林資源を活用した里山林の再生を支援し、自立的・継続的に実施できる実践メニューを検討・作成し、全国への普及を進めていく。	・引き続き、里山林資源を活用した山村地域の活性化への取組を進めていく。	—	—	・森林・山村多面的機能発揮対策 ・森林総合利用推進事業 ・森林資源総合利用指針策定事業ほか			
4	森林の適切な保全・管理										
125	○ 特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。また、保安林の機能の十分発揮を図るために、衛星データー画像などを用いて、保安林の現状や規制に関する情報を効率的に管理する体制を整備することにより、保安林の適切な管理を一層進めます。(農林水産省)	③	D-1	進捗中	・保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の多面的機能の発揮に貢献。	・公益的機能の発揮が特に要請される森林について計画的な保安林の指定を推進するとともに、保安林の現状や規制に関する情報を効率的に管理することによって、保安林の適切な管理を一層推進する。	保安林面積:1,281万ha (平成35年度末)	保安林面積:1,202万ha (平成23年度末)	保安林面積:1,209万ha (平成24年度末)	・保安林整備事業委託費等	3
126	○ 豪雨、地震、火山噴火、地すべり、泥石流などによる山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上に資するため、治山施設の設置などを推進するとともに、ダム上流の重要な水源地や集約の水源地となつてはいる保安林などにおいて、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進し、森林を適切に保全します。(農林水産省)	③	B-2	進捗中	・山崩れ、地すべり、土石流等による被害の防止・軽減を図るための治山施設等の整備や水工保全機能の低下した保安林の整備等を行う治山事業の実施により、森林を適切に保全。	・引き続き、治山事業により森林の適切な保全を推進。	—	—	・治山事業費		

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
127	○ 松くい虫被害拡大の先進地域における防除活動の重点化や保全すべき松林などの重点化、地域の自主的な活動との連携強化及びアブ枯れ対策の推進など、森林病害虫防除対策を一層推進するとともに、林野火災の予防などにより森林の保全を適切に行います。また、病害虫に対して抵抗性を有する品種の開発及び抵抗性を有する苗木の普及を促進します。(農林水産省)		進捗中	森林病害虫防除対策の推進、林野火災の予防による森林の保全、マツノザイゼンチュウ抵抗性品種の開発及び抵抗性を有する苗木の普及を推進した。	引き続き森林病害虫等防除事業を推進する	—	—	—	—	森林病害虫等被害対策事業 森林・林業再生基金づくり交付金 マツノザイゼンチュウ抵抗性品種開発技術高度化事業	
5	鳥獣による森林被害対策の推進		進捗中	鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や被害防止テープ巻といった、地域主体的な防除活動への支援や、地域関係者と連携した鳥獣被害対策の実施により、人間と鳥獣が共存できる地域づくりを推進した。	引き続き、関係省庁や多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	—	—	—	—	森林・林業再生基金づくり交付金 森林環境保全総合対策事業 森林・山村多面的機能発揮対策 森林・整備保全費	
129	○ 関係府省による鳥獣被害管理施策との一層の連携を図りつつ、鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な防除活動に取り組むとともに、鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)	②	進捗中	鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や被害防止テープ巻といった、地域主体的な防除活動への支援や、地域関係者と連携した鳥獣被害対策の実施により、人間と鳥獣が共存できる地域づくりを推進した。	引き続き、関係省庁や多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	—	—	—	—	森林・林業再生基金づくり交付金 森林環境保全総合対策事業 森林・山村多面的機能発揮対策 森林・整備保全費	
130	○ 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地固有林における野生鳥獣の生息状況、被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)	② ③	進捗中	国や自治体等との関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行い、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。	引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を全国的に推進する。	—	—	—	—	森林整備・保全費	
6	人材の育成、都市と山村の交流、定住の促進		進捗中	森林・林業に必要な人材の育成に向け、地域の森林・林業を牽引するフォレスト・森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナー、関係や路線作設等を適切に行える現場技能者の戦略的・体系的な育成に取り組めます。(農林水産省)	平成25年度から森林総合監理士(フォレスト)の認定を開始。 引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。 引き続き、現場技能者の育成を推進する。	①フォレスト認定人数2,000~3,000人(平成32年) ②森林施業プランナーの認定人数:2,100人(平成27年度) ③現場管理責任者等の育成人数:5,000人(平成32年度)	①フォレスト認定人数:0人(平成25年度認定開始予定) ②森林施業プランナーの認定人数:0人(平成24年度認定開始予定) ③現場管理責任者等の育成人数:765人(平成24年度)	①フォレスト認定人数:— ②認定施業プランナーの人数:393人(平成24年度) ③「緑」の雇用「現場技能者育成対策事業」	①平成25年度日本型フォレスト—育成— ②認定施業プランナー—実践力向上対策事業 ③「緑」の雇用「現場技能者育成対策事業」		
131	○ 都市と山村の交流等を通じて山村への定住を促進するため、山村と山村、山村と都市との連携を深めるためのネットワーク化を推進します。(農林水産省)	②	進捗中	里山林業資源を活用した山村地域の活性化への取組を推進しているほか、新たな「緑」ジョイント制度において、森林整備や木質バイオマス利用によるクレジット化を推進している。	今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	—	森林資源総合利用指針策定事業 ほか	
132	○ 基幹産業である林業と木材産業の振興、木質バイオマスなどの未利用資源を活用した産業の育成、山村や林家の貴重な収入源である特産林産物の生産基盤の高度化などによる多様な就業機会の確保を図る。また、エネルギー利用など新たな需要が見込まれる木質バイオマスの安定供給や二酸化炭素吸収のクレジット化を推進するほか、山村の資源を活用した地域住民による自主的な起業を推進します。(農林水産省)	②	進捗中	山村の地域住民がNPO等と連携して実施する、地域の森林保全管理等の取組への支援を通じて、山村住民同士が互いに支えあっている。	今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	—	森林・山村多面的機能発揮対策	
133	○ 都市と山村の交流等を通じて山村への定住を促進するため、山村と山村、山村と都市との連携を深めるためのネットワーク化を推進します。(農林水産省)	②	進捗中	山村の地域住民がNPO等と連携して実施する、地域の森林保全管理等の取組への支援を通じて、山村住民同士が互いに支えあっている。	今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	—	森林・山村多面的機能発揮対策	
134	○ 山村を活性化し、森林資源を適切に維持・管理するため、CSR活動の一環としての森林の整備、森林環境教育、山村での体験活動、健康増進や自然とのふれあいがいかなる都市住民等のニーズと、地域ごとに異なる山村資源を適合させ、山村と都市の交流活動の円滑化を推進します。(農林水産省)	②	進捗中	山村の地域住民がNPO等と連携して実施する、地域の森林保全管理等の取組への支援を行っている。	今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	—	森林・山村多面的機能発揮対策	
7	施策現場における生物多様性への配慮		進捗中	森林・林業基本計画及び全国森林計画において、森林の有する生物多様性保全機能や当該機能の発揮に資する森林に誘導するための森林施業に関する配慮事項を記述。 当該計画に基づき、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を保全し、森林の有する多面的機能の発揮に貢献する。	適正な森林計画制度の運用を推進。	—	—	—	—	森林計画推進事業費	
135	○ 森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林計画制度の適切な運用を図るとともに、森林認証の取得など現場での取組事例を紹介し、森林施業の実施に際しての生物多様性保全への配慮を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	森林・林業基本計画及び全国森林計画において、森林の有する生物多様性保全機能や当該機能の発揮に資する森林に誘導するための森林施業に関する配慮事項を記述。 当該計画に基づき、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を保全し、森林の有する多面的機能の発揮に貢献する。	適正な森林計画制度の運用を推進。	—	—	—	—	森林計画推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
136	国産木材等においては、保護林や緑の回廊に設定されていない渓流水辺の森林等について、その連続性を確保し野生生物の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	【施策番号55に同じ】	【施策番号55に同じ】	-	-	【施策番号55に同じ】	
8	国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進									
137	○ 国有林野においては、企業が社会貢献活動の一環として森林づくりを行う「法人の森林の認定、自ら森林づくりを行いたい」という国民の要望に応えるため、プラットフォームを提供する「ふれあいの森」の認定、地域の歴史・文化や伝統文化の継承に貢献するための国民参加による「木の文化を支える森づくり」などを推進します。(農林水産省)	①		進捗中	・平成24年度末時点で法人の森林140箇所、「ふれあいの森」140箇所、「木の文化を支える森」25箇所の認定を行い、企業や地域住民、民間団体等の森林づくりへの参画を促進した。また、森林づくり活動により、生物多様性の保全を推進した。	・引き続き、「法人の森林」「ふれあいの森」「木の文化を支える森」の認定等を推進する。	・法人の森林の新規認定3箇所 9ha(平成23年度実績)累計:499箇所 ・「ふれあいの森」の認定実績140箇所(平成24年度末) ・「木の文化を支える森」の認定実績25箇所(平成24年度末)	-	-	
138	○ 全国植樹祭の開催、NPO等の森づくり活動への支援などにより、次世代を担う子供たちをはじめ、幅広い国民に対し、森林・森林づくりに対する理解の醸成を図ります。(農林水産省)	①		進捗中	・全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の開催を支援。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	・日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業	
9	森林環境教育・森林とのふれあいの充実									
139	○ 森林環境教育を推進するために必要な人材の育成及び人材のネットワーク化を推進します。(農林水産省)	①		進捗中	・地域の森林における森林環境教育の取組への支援等を通じて人材の育成を図っている。	・今後も継続して取組を進めていく。	-	-	・森林・山村多面的機能発揮対策	
140	○ 国有林野においては、学校が行う体験活動のためのフィールドを提供する「遊々の森」の認定や、森林管理員・署による森林・林業体験活動、情報提供や技術指導などを推進します。(農林水産省)	①	A-1	進捗中	・これまで全国22地域でフィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施するとともに、平成24年度末時点で「遊々の森」173箇所、「ふれあいの森」140箇所の認定を行い、平成24年度の森林環境教育参加者数は13万人であった。	・引き続き、森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、「遊々の森」「ふれあいの森」の認定等を推進する。	・全国18地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 ・「遊々の森」の認定実績173箇所(平成24年度末) ・教育関係機関等との連携による森林環境教育参加者数13万人(平成24年度実績) ・「ふれあいの森」の認定実績140箇所(平成24年度末)	・森林整備・保全費		
141	○ 森林の有する多面的機能や森林の現況などに関する情報を各種メディアを通じて広くPRし、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めます。(農林水産省)	①		進捗中	・「フォレストサポーターズ」のメールアドレスの配信。 ・国有林野における生物多様性保全の取組等についてイベント等を通じてPRを実施。	・引き続き国民の森林及び林業に対する理解と関心を深める。	-	-	・日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業	
10	国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展									
142	○ 製材・加工体制の大規模化などを推進するとともに、消費者ニーズに対応した製品開発や供給、販売戦略の強化を推進します。(農林水産省)	②		進捗中	・木材加工流通施設等の整備や地産材を活用した製品開発、技術開発等による支援を行った。	・需要者のニーズに応じた技術開発及び普及を行い、木材需要の拡大を推進するとともに、原木・製品を備蓄・品質の面で安定的・効率的に供給できる加工流通体制を構築する。	-	-	・地域材供給促進事業 ・森林・林業再生基金づくり交付金	
143	○ 企業、生活者などのターゲットに応じた戦略的な普及や木質バイオマスの総合的な利用などを推進します。(農林水産省)	③		進捗中	・平成25年3月末までに、324の企業・団体に「木づかい運動」を象徴するロゴマークを取得。 ・木質バイオマスの利用拡大に向けた支援体制の構築や技術開発等に対し支援を行った。	・木材の良さを対する国民の理解を一層醸成するため、木づかい運動を拡充。 ・未利用間伐材等が年間2,000万t程度発生している状況。このため、課題解決に向けた支援体制の構築や新たな技術開発等により木質バイオマスの利用拡大を図る。	木質バイオマス利用量(間伐材等由来):59万m <sup>3</sup> (平成22年) 木質バイオマス利用量(間伐材等由来):600万m <sup>3</sup> (平成22年)	-	・地域材供給促進事業 ・木質バイオマス産業化促進事業	
144	○ 流通を単位として民有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携強化に向けた取組を推進します。また、民有林と国有林で一体的な森林整備を進めるため、計画的な路網の整備や間伐等の森林施策を行う森林共同実施団地の設定などを推進します。(農林水産省)	③		進捗中	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	-	-	【施策番号119に同じ】	
11	保護林や緑の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の推進									

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項	数値目標
145	○ 鳥獣被害山脈や水源地域を中心に里山まで全国各地に広く所在している国有林野において、多面的機能を十分に発揮されるよう、計画的かつ効果的な回復の実施、伐採林の長期化、針葉樹人工林において天然力を活用した広葉樹の導入を進めるための抜き切りを行い針葉樹と広葉樹の移行に付随するものなど地域管理計画等に基づいて多様な森林の整備・保全を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	進捗中	・国有林野の多面的機能が十分に発揮される。人工林の間伐や針葉樹林の回復、長伐倒後など地域管理計画等に基づいて多様な森林の整備・保全を推進した。	・引き継ぎ 国有林野の多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ効果的な回復の実施、針葉樹人工林において天然力を活用した広葉樹の導入を進めるものなど地域管理計画等に基づいて多様な森林の整備・保全を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費 ・森林整備事業費 ・治山事業費	
146	○ 国有林野は国土保全、水源かん養などを重要な位置にあり、国有林野面積の約9割が保安林に指定されており、指定目的の達成のためこれらからの適切な保全管理を行います。(農林水産省)	③	進捗中	進捗中	・国有林野面積の約9割が保安林に指定されており、適切な保全管理のため間伐等を実施した。	・引き継ぎ 国土保全、水源かん養などを図る上で、重要な国有林野を保安林に指定するとともに、その適切な保全管理を実施する。	—	国有林野における保安林面積：682万ha (平成22年度末)	国有林野における保安林面積：684万ha (平成24年度末)	・森林整備・保全費 ・森林整備事業費 ・治山事業費	
147	○ 森林整備保全事業計画に基づき、国土の保全、水源の涵かん養、生態環境の保全など、公益の機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。(農林水産省)	③	進捗中	進捗中	・国土の保全、水源の涵かん養等の機能が確保される保安林などにおいて、治山事業を実施。 ・国有林野治山事業の実施箇所：1,274箇所 (平成24年度実績)	・河原町等の復旧整備等を推進することにより、今後とも引き継ぎ森林の山地災害防止機能等を確保する。	—	山地災害防止機能等が確保された集落数：約5万3千集落 (平成22年度末)	山地災害防止機能等が確保された集落数：約5万4千集落 (平成24年度末)	・国有林野内治山事業	12
148	○ 地元住民からなる地域協議会、自然保護団体、林野庁が協定を結び、生物多様性の復元と持続可能な地域社会づくりを目指す「赤谷(あかや)プロジェクト」や、日本最大級の原生な照葉樹林を厳正に保護するとともに、照葉樹林を分断するよう存在する二次林や人工林をもとの照葉樹林に復元するよう存在する二次プロジェクト、台風による倒木被害跡地の森林再生と多様な森林整備を行う「四万十くろくろプロジェクト」など、地域の自然環境保全や自然再生のため地域住民や自然保護団体などと協働したモデルプロジェクトを推進します。(農林水産省)	③	B-1	進捗中	・国有林野をフィールドとして、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、全国で8箇所のモデルプロジェクトを実施した。	・引き継ぎ 地域住民や自然保護団体などと協働・連携しつつ、それぞれの地域や森林の特色を生かした森林管理が期待される地域において、モデルプロジェクトを推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
149	○ 保護林においては、設定後の状況的確に把握し、現状に合わせた保全・管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施し、さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の保護や生態系・生育地の維持・保全のため、その特性に応じて、適生の回復やモニタリングなどによる被害を防ぐための保護種の設置などを実施します。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	【施策番号511に同じ】	【施策番号511に同じ】	—	—	—	【施策番号511に同じ】	
150	○ 京都東山の世界文化遺産の曹雲林であるアカツクマツ林や九州で唯一の原生林として整備されていた広葉樹林など里山林の整備・保全を推進します。(農林水産省)	② ③	進捗中	進捗中	・京都東山の国有林野において、地域・景観として賞められるアカツクマツ林と競合する樹木の除去及びアカツクマツの天然更新を促す地帯作業を実施した。	・引き継ぎ 里山林の整備・保全を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
151	○ 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)	② ③	B-1	進捗中	【施策番号130に同じ】	【施策番号130に同じ】	—	—	—	【施策番号130に同じ】	
152	○ 国有林野には、世界自然遺産に登録された屋久島、白神山、知床半島や小笠原諸島をはじめ、原生的な森林生態系や貴重な野生動物の生息・生育する森林が多数あり、こうした貴重な森林を「保護林」(大正44年制度創設)に設定し、保全・管理を推進します。このような特別な保全・管理が必要な森林については、野生動物種の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の員直しを推進します。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群系の保護など設定の目的に応じて7つに分類し、本格的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めます。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	【施策番号501に同じ】	【施策番号501に同じ】	—	【施策番号501に同じ】	【施策番号501に同じ】	【施策番号501に同じ】	
153	○ 緑の回廊においては、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹冠層の多様性を図ることとし、優れた林分の維持を図りつつ人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保護するなど、野生動物の生息・生育環境に配慮した施策を行うとともに、森林の回復・保全、生態系機能の回復を図ります。さらに、国有林野に反映するためのモニタリング調査を実施します。さらに、国有林野だけでは緑の回廊としての森林の広がり確保できない場合などは、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼し設定を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めます。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	・緑の回廊においては、人工林内の広葉樹を積極的に保護するなど、野生動物の生息・生育環境に配慮した施策を実施した。 ・緑の回廊において、森林の回復と野生動物の生息・生育環境の回復を図るためのモニタリング調査を実施した。	・引き継ぎ、緑の回廊設定後の状況を的確に把握し、現状に合った保全・管理を推進する。また、溪流等の周辺に存する森林等の保全及びその機能・役割の維持・増進に努める。 ・必要に応じて、隣接する民有林との連携・協力を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
154	○ 野生動物植物の生息・生育地を保護し、移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的多様性を確保することにより、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」(平成12年度創設)を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	・保護林を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、より広範囲で効果的な森林生態系の保護を実施した。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動物等を保護する観点から「保護林」や保護林を中心としたネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。 ・必要に応じて、隣接する民有林との連携・協力を推進する。	—	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積:58万6千ha(平成23年4月)	保護林面積:96万5千ha (平成25年4月) 緑の回廊面積:58万3千ha(平成24年4月)	・森林整備・保全費	
155	○ 貴重な野生動物植物の保護などを進めるため、特に保護を重視する野生動物植物については、生息・生育状況の把握のための監視・生息・生育環境の維持・整備に必要な森林などの保護管理手法の調査や具体的な森林の取組方針の設定、また生息・生育環境の維持・整備などを進めます。 例えば、長野県の南アルプスと八ヶ岳に生息し、個体数が著しく少ないヤマガタフクロについて、稚鳥の発生・成長促進を図るため、更新環境や母育育成に係る環境調査を実施します。 また、国内希少野生動物植物種であるイヌフクロウ・クマカガについては、各地の国有林において、生息環境等の調査及び監視をすることともに、必要に応じて、常盤地周辺の人工林において、採餌等に適正な空間・照度を確保するための列状間伐等抜き伐りを実施し、生息・生育環境を整備します。 さらに、熊本県や奈良県において、国内希少野生動物植物種であるコイソツバシジミの保護を図るため、生息状況等の調査や、食草コイソツバシジミの捕し本繁殖手法、実生苗の移植繁殖手法の検討とともに、シンランの苗の移植や自然繁殖作業を実施します。(農林水産省)	② ③	C-2	進捗中	・国有林野内に生息・生息している希少な野生動物の保護管理に必要な監視及び生息・生育・生息環境の維持・整備等の事業を実施した。	・引き続き、希少な野生動物の保護管理に必要な事業を推進する。	—	—	・森林整備・保全費		
156	○ 国有林野を適切に保全・管理するため、関係機関やボランティア団体、地元関係者なども連携を図りながら、巡視や清掃活動、マナーの啓発活動などを行います。 また、森林の病虫獣害、山火事などの森林破壊の防止を図るとともに、森林の利用者の指導などを行うため、日常の森林巡視のほか、鳥獣保護区等内の狩猟などの違法行為あるいは高山植物の盗掘の防止など、貴重な動物植物の保護を目的としたハートローを実施します。(農林水産省)	③	進捗中	進捗中	・世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、植生の荒廃などから懸念される国有林野において、国民(森林保護員)が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行った。 ・森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止及び森林利用者への指導を実施した。	・引き続き、巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を推進する。 ・森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止及び森林利用者への指導を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費 ・国有林野産物等売却及管理処分業務費	
157	○ 世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野において、国民(グリーン・サポーター・スタッフ)から募集したボランティア(森林保護員)が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行います。(農林水産省)	③	進捗中	進捗中	・白河山地、鷹久島及び知床の世帯自然遺産地域において、「森林情報ポスター」を配置し、国民と連携して国有林野の適切な管理を推進した。	・引き続き、巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を推進する。 ・より一層の国民各層への浸透が必要である。	—	—	—	・森林整備・保全費	
158	○ 世界自然遺産に登録された森林を適切に保全管理するためには、入山者から、立木の損傷や既倒などの調査を免じた場合の情報に基づき提供いただく「森林情報ポスター」を設置し、国民各層と連携し国有林野の適切な管理を一層推進します。(農林水産省)	③	進捗中	進捗中	・林産物の持続的・計画的な供給を実施した。	・引き続き、森林土木工事における合法的・持続可能性が証明された木材利用や、行倉や内装の木造化・木質化を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
159	○ 木材などの林産物については、公益的機能の維持増進を旨とする管理施策を進めることを基本として、自然環境の保全などに十分配慮を行いながら、木材など林産物の持続的・計画的な供給に努めます。(農林水産省)	②	進捗中	進捗中	・林産物の持続的・計画的な供給を実施した。 ・国有林の収穫量762万m <sup>3</sup> (平成24年度実績)	・引き続き、森林土木工事における合法的・持続可能性が証明された木材利用や、行倉や内装の木造化・木質化を推進する。	—	林産物の持続的・計画的な供給を実施した。 国有林材の収穫量:769万m <sup>3</sup> (平成23年度実績)	林産物の持続的・計画的な供給を実施した。 国有林材の収穫量:762万m <sup>3</sup> (平成24年度実績)	—	
160	○ 国有林では、自ら行う治山事業などの森林土木工事における木材利用や、行倉や内装の木造化・木質化を推進するとともに、併せて合法・持続可能性が証明された木材・木材製品の使用を推進します。(農林水産省)	①	進捗中	進捗中	・森林土木工事における木材利用を推進した。森林土木工事における木材使用量56万t(平成24年度実績)	・引き続き、森林土木工事における合法的・持続可能性が証明された木材利用や、行倉や内装の木造化・木質化を推進する。	—	公共土木工事における木材使用量:169m <sup>3</sup> /億円(平成22年度実績) 18実績平均の約1.8倍)	工事費(億円)当たりの木材使用量:139m <sup>3</sup> /億円(平成24年)(平成16~18実績平均の約1.5倍)	—	13
161	○ 自ら森林づくりを行い、より国民の要望に応えるため、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供し「ふれあいの森」の設定を推進します。(農林水産省)	①	進捗中	進捗中	・平成24年度末時点で、新規設定の5箇所を含む「ふれあいの森」140箇所が設定されており、森林づくり活動への参加を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き「ふれあいの森」の設定等を推進する。	—	「ふれあいの森」の協定実績(37箇所) (平成22年度末)	「ふれあいの森」の協定実績(140箇所) (平成24年度末)	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標	
162	○ 分収林制度を利用して、企業が社会に貢献するとともに社員教育や顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森」の設定を推進します。(農林水産省)	①	進捗中	・平成24年度末時点で「法人の森林」490箇所が設定を行い、企業や団体等の森林づくりへの参画を促進した。	・引き続き、「法人の森林」の設定を推進する。	・引き続き、「法人の森林」の設定を推進する。	—	「法人の森林」新規設定：1箇所、9ha(平成23年度実績)累計：499箇所、2,352ha(平成24年度末)	「法人の森林」の設置数：490箇所、2,282ha(平成24年度末)	—	—	
163	○ 歴史的に重要な木造建造物や、伝統工芸などの近代に引き継ぐべき木の文化を守るため、国民の参加による「木の文化を支える森づくり」を推進します。(農林水産省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度末時点で、新規設定の3箇所を含む「木の文化を支える森」125箇所が設定されており、森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き「木の文化を支える森」の設定等を推進する。	—	「木の文化を支える森」の協定実績：22箇所(平成22年度末)	「木の文化を支える森」の協定実績：25箇所(平成24年度末)	—	—	
164	○ 学校と森林管理署とが協定を結び、さまざまな自然体験や自然学習を進めたい「遊々の森」の設定を推進します。(農林水産省)	①	A-1	進捗中	・これまで全国22地域でフィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施するとともに、平成24年度末時点で、新規設定の5箇所を含む「遊々の森」1173箇所が設定されており、自然体験や自然学習への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き、森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、「遊々の森」の設定等を推進する。	—	全国18地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施。「遊々の森」の協定実績：172箇所(平成22年度末)	これまで全国22地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施。「遊々の森」の協定実績：173箇所(平成24年度末)	・森林整備・保全費	—	
165	○ 「レクリエーションの森」については、これからも利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして活用いたぐために、リフレッシュ対策を進めていきます。(農林水産省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度中に18箇所でレクリエーションの森の区画整備を行うとともに、適切な施設整備を行っており、利用者ニーズに即したリフレッシュ対策を推進したことで、自然とのふれあい、自然の豊かさを実感できる機会を提供した。	・引き続き利用者ニーズに対応したリフレッシュ対策を推進する。	—	利用者ニーズに即したリフレッシュ対策を推進	利用者ニーズに即したリフレッシュ対策を推進	・国有林野産物等売払及管理処分業務費	—	—
166	○ 「森林環境保全ふれあいセンター」において、森林環境教育に取り組む市民団体の活動への支援を推進します。(農林水産省)	① ③	進捗中	【施策番号86に同じ】	【施策番号86に同じ】	【施策番号86に同じ】	—	—	—	【施策番号86に同じ】	—	
167	○ 国有林野において、生物多様性の保全などにより一層国民の求める管理経営を行う観点から、これまでの取組、実績、現状を評価した結果や、そのほか考案となる数値等の情報を積極的に提示しつつ、地域管理経営計画等の計画案の作成前の段階から広く国民に意見を求める取組を進めるとともに、計画に基づき各種取組について、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の観点から、森林計画区レベルで情報の指摘により定量的に評価する仕組みの検討を進めます。(農林水産省)	③	進捗中	・国有林野の管理経営に関する基本計画を定める際には、森林における生物の多様性の保全等国有林野事業及び国民に求める施策の一体的な推進に配慮することとし、流域ごとの自然的特性などを勘案しつつ、森林の整備・保全などを推進します。(農林水産省)	・引き続き、開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の観点から、取組を定量的に評価する仕組みの検討を実施する。	・引き続き、国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき取組を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	—	
168	○ 流域を単位として国有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携強化に向けた取組を推進します。また、国有林と国有林で一体的な森林整備を進めるため、計画的な路網の整備や開放等の森林施策を行う森林共同実施団地の設定等を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	—	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	—	
170	○ 全国約15,700地点の定点プロットにつき、地況、樹生、林層木、鳥獣の生息痕跡、病虫被害などに係る調査を継続的に実施します。また、成長予測や天然更新等の樹木の生態的特徴に係る知見の収集・分析といった地域森林計画の適切なかつ円滑な作成を行うことを目的とした、モニタリング調査を実施します。(農林水産省)	③ ⑤	B-2	進捗中	・平成25年度で全国3巡目の調査を終了する予定。また、平成26年度から4巡目の調査を開始する予定。	・引き続き調査を実施するとともに、調査結果についての解析を通じて、森林資源の把握に努める。	—	平成21年度より、全国3巡目の調査を実施	平成25年度で全国3巡目の調査を終了する予定。	・森林生態系多様性基礎調査事業	—	
171	○ 森林生態系多様性基礎調査(森林資源モニタリング調査を含む)の三巡目までの結果などに基づき、FAOの「基準・指標」に対応した2015年世界森林資源評価(国別レポート)を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。(農林水産省)	④	進捗中	・森林生態系多様性基礎調査(森林資源モニタリング調査を含む)の三巡目までの結果などに基づき、FAOの「基準・指標」に対応した2015年世界森林資源評価(国別レポート)を作成中。	・FAOに2015年世界森林資源評価(国別レポート)を平成25年に作成、提出。	—	—	—	—	—	—	
172	○ 森林生態系多様性基礎調査の結果などを用いた森林の動態解析手法を開発します。(農林水産省)	③ ⑤	B-2	進捗中	・全国2巡目までを終えた森林生態系多様性基礎調査の成果を踏まえ、病虫被害等の時系列的な把握を行った。	・調査結果の解析や得られたデータの有効な活用について、引き続き取り組み。	—	—	—	・森林生態系多様性基礎調査事業	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標	
173	○ 森林空間データ、森林生態系多様性基礎調査の結果及びデジタル空間データ等を森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。(農林水産省)	③	B-2	進捗中	・森林生態系多様性基礎調査の結果をKWL形式等により詳細な解析可能なGISデータとして利用可能な解析プログラムを作成。 ・森林の動態変化を視覚的にわかりやすく把握することが可能となった。 ・自然環境保全基礎調査の二環として補生固着を推進しており、モニタリングサイト1000において森林の生態系を兼ね、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	・森林生態系多様性基礎調査の結果について、森林計画制度を通じて生物多様性の保全を図る取組に活用していく ・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・森林生態系多様性基礎調査事業 ・森林情報高度利用技術開発事業		
174	○ 自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000などを実施し、全国の森林を含めた自然環境をモニタリングします。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・自然環境保全基礎調査の二環として補生固着を推進しており、モニタリングサイト1000において森林の生態系を兼ね、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・自然環境保全基礎調査費 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費		
13 世界の持続可能な森林経営の推進												
175	○ すべてのタイプの森林の持続可能な経営の推進を目的として設立された国連森林フォーラム(UUNFF)などの国際対話に積極的に参加します。(農林水産省、外務省、環境省)	④		進捗中	・2013年(平成25年)4月の第10回国連森林フォーラムに参画し、我が国のUUNFF各国貢献イニシアチブ(2011年にインドネシア政府と共催で開催した国際セミナー「持続可能な森林経営の挑戦」)について報告。	・持続可能な森林経営のための将来枠組・実施手段などについて引き続き検討を行う。	—	平成22年9月に開催されたUUNFF持続可能な森林経営のための実施手段に関する第9回(おおよそ平成23年1~2月)に開催された第9回UUNFF会合に出席した。また、持続可能な森林経営のための実施手段等に関する議論を行った。また、インドネシア共和国との共催によりUUNFFの活動に貢献するための取組として国際セミナー「持続可能な森林経営の挑戦」を東京にて開催	—	—		
176	○ 森林の減少・劣化の主要な原因のひとつとなっている違法伐採問題については、国際的な議論の場で重要性を主張し、国際的な取組を喚起します。(農林水産省、外務省、環境省)	④		進捗中	・平成23年に設立され、以降定期的に開催されているAPEC違法伐採及び関連する貿易に関する専門家グループでの議論に貢献。また、平成25年8月に開催された第2回APEC林業担当大臣会合において、森林に関する様々な課題の中で違法伐採対策等の重要性を主張し、持続可能な森林経営を推進する重要な要素の一つとして、違法伐採対策及び合法的に伐採された木材の貿易の促進等を行う旨の文言が関係声明に盛り込まれた。	・気候変動・生物多様性・砂漠化の問題を含め、森林に関連する国際的な議論の動向を見極めつつ、適切な文脈の中で違法伐採問題への取組の重要性を引き続き主張していく。	—	—	—	・地域材供給倍増事業		
177	○ 途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じて多国間の支援を推進します。(外務省、環境省、農林水産省)	④		進捗中	・二国間協力については、JICAと連携し、無償資金協力、各種技術協力を実施(例:ベトナムにおける自然環境保全プログラム(技術協力プロジェクト)、課題別研修(地域住民の参加による多様な森林保全))。また、技術協力プロジェクトに職員を派遣、多国籍機関(ITTO)を通じては、国際熱帯木材機関(ITTO)を通じて、コンゴ盆地における持続可能な熱帯雨林経営と生物多様性保全のための能力強化計画等、平成24年度には、森林保全や違法伐採対策等を目的としたプロジェクト12件を支援。また、国連食糧農業機関(FAO)に対し、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出等を実施しているほか、職員を派遣。	・今後も引き続き、途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じて多国間の支援を推進する。	—	二国間協力については、持続可能な森林経営を推進するため、(独)国際協力機構を通じて、専門家の派遣、研修員の受け入れ、機材の供与を有機的に組み合わせた「技術協力プロジェクト」のほか、開発調査、研修等を実施。向隣には、国連食糧農業機関(FAO)及び国際熱帯木材機関(ITTO)に対して、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出等を実施。また、技術協力プロジェクト及びFAOに職員を派遣	—	—	・ITTO任意拠出金 ・ITTO-CBD共同プロジェクト拠出金 ・FAO拠出金	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項	数値目標
178	○ モントリオール・プロセスについては、2007年(平成19年)から、我が国が事務局を務める「世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーダーシップを発揮しつつ、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基盤・指針」の策定・適用に向けたプロセス内外及び他の国際プロセス(ITTO、フォレスト・イニシアティブ)等と連携した取組を推進します。(農林水産省)	④	進捗中	○ モントリオール・プロセスの事務局として、他の国際的なプロセス(FAO、ITTO、フォレスト・イニシアティブ等)と連携し、森林資源共同調査業(OFRQ)の作成を推進。2012年(平成24年)12月、我が国が中心となり「プロセス技術諮問委員会」をホストするとともに、OFRQ/パートナーシップ委員会及び国際報告に関する国際セミナーを開催。	・事務局として、基盤・指針に沿って収集されたデータのわかりやすい表示方法について検討を行い、世界の持続可能な森林経営の推進に向け、他プロセスや国際機関と連携した国際取組を強化する。	—	—	本プロセスの事務局として、本プロセスの指針の改訂作業(平成20年)・参加各国の第2回国別報告の作成(平成21年)・本プロセス総会開催(5回、平成19～23年)等の活動を企画調整。また、国連森林フォーラム、(UNFF)、他の国際的なプロセス(ITTO、フォレスト・イニシアティブ)等と連携した国際セミナーを企画し、わが国で実施(平成23年)	—	—	—
179	○ 平成24年5月の第5回日中韓サミットにおいて、持続可能な森林経営、砂漠化対策、野生生物保全に関する3カ国の協力を強化することを決定した共同声明に基づき、持続可能な森林経営を推進するための3カ国の対話を実施します。(農林水産省)	④	検討中	・持続可能な森林経営を推進するための3カ国の対話に向けて、3カ国で、課題、時期、開催場所等について検討中。	・検討を促進する必要がある。	—	—	—	—	—	—
第6節 田園地域・里地・里山											
(総括) 農業環境規範の普及・定着など環境保全に配慮した営農活動やエコファーマーなどの推進、緊急補償などの鳥獣被害防止対策の実施しています。また、里地・里山の保全再生活動への支援、地域資源を活用した環境教育やエコツーリズムを通じた地域づくりなどの取組を行ったほか、重要文化的景観の選定などを進めました。											
1 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進											
180	○ 農薬・肥料などの生産資材の適正使用などを推進することが重要であり、農業者ひとりひとりが環境保全に向けて最低限の取り組みへ農業環境規範の普及・定着を図ります。(農林水産省)	②	B-2 進捗中	・農薬登録前の普及・定着を図るため、農林水産省が実施する補助事業等の要件化等について、強靱な推進力を持つことを実施しており、平成25年度は38事業において実施されているところ。	・引き継ぎ 要件化等の関連付けについて、毎年度の実態把握及び周知を行い、農業環境規範の普及・推進を図る。	—	—	—	—	—	—
181	○ 農薬については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性などを厳格に検査したうえで登録されており、さらに環境への影響が生じないよう、農薬ごとに農薬使用基準を定め、その遵守を義務づけながら適正な使用の推進を図ります。(農林水産省)	②	進捗中	・農薬登録に当たっては、我が国の営農形態等を踏まえ、環境への悪影響が生じないよう、引き継ぎ農薬使用基準を適切に設定するとともに、農薬使用指針を推進した。特に、水産動植物の被害防止の観点から、水田において使用される農薬の流出を防止するため、使用時期の変更を指導した。	・農薬登録に当たっては、我が国の営農形態等を踏まえ、環境への悪影響が生じないよう、引き継ぎ農薬使用基準を適切に設定するとともに、農薬使用指針を推進した。特に、水産動植物の被害防止の観点から、水田において使用される農薬の流出を防止するため、使用時期の変更を指導した。	—	—	—	—	・消費、安全対策交付金のうち農薬の適正使用等の総合的な推進	—
182	○ 「農薬取締法」に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を進めます。(環境省)	②	B-2 進捗中	・平成24年5月1日以降新たに52農薬について基準値を設定し、31農薬について基準値設定不要と判断した。	・目標年次までに全ての農薬に対して登録保留基準値の策定が済むように適宜検討会等を開催する。	285農薬	201農薬/540農薬 ※基準値設定および不要農薬数 (平成24年度)	—	—	・農薬リスク総合評価業務費	14
183	○ 鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアルの策定、普及など、環境に配慮した農薬のリスク管理措置の推進を図ります。(環境省)	① ②	既に達成済み	・鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアルを策定した。(平成25年5月)	・農薬メーカー等におけるマニュアルの活用状況を把握する。	—	—	—	—	—	—
184	○ 農用地及びその周辺環境の生物多様性を保全・確保できるよう、農薬の生物多様性への影響評価手法を開発します。(環境省)	②	進捗中	・地域固有の生物群集への農薬の影響を評価することができているメソッド試験法を開発中。	・地域において簡易メソッド試験の実証実験を実施し、メソッド試験法の改良・イノベーションを取りまとめる。	—	—	—	—	・農薬による生物多様性への影響評価事業	—
185	○ 農村環境全体で生物多様性の評価が可能となる科学的根拠に基づき、評価手法の開発を検討します。(農林水産省)	⑤	進捗中	・委託プロジェクトの課題「生物多様性を活用した安定的農業生産技術の開発」により生物多様性指標の開発を平成25年度より開始	・引き継ぎ 委託プロジェクトで対応	—	—	—	—	・委託プロジェクト研究「気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト」	—
186	○ たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合などの先進的な取組を推進します。(農林水産省)	②	進捗中	・環境保全型農業推進支援基金を開始し、平成23年度の実施面積は17,000ha、平成24年度の実施面積は41,489ha(前年比約2.8倍)と大幅増加したところ。	・引き継ぎ 化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、生物多様性への効果の高い営農活動の取組に対する支援を推進。	—	—	—	—	・環境保全型農業直接支援対策	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
187	① 化学肥料・農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する窒素への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを幅広く含む有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及促進体制の整備、実需者の有機農産物への理解促進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。(農林水産省)	②	B-2	進捗中	・全国段階での有機農業を推進するた 取組への参加促進のための相 互啓蒙の促進、有機農業への参入希望 者や市町村の窓口担当者に対する研修 等の事業を実施した。(35箇所/2,146人) ・有機農産物の流通の更なる拡大を図 るため、有機農産物マッチングフェア(3カ 所)や有機JAS制度に関する講習会を開 催した。(3カ所、計6回) ・地域段階での有機農業の取り組みを推 進するため、有機農業により産地の収 益力向上に取り組む地区協議会に対し て支援を実施した。(24年度46地区)	・有機農業に関する施策を総合的かつ 計画的に講じるため、新たな基本方針を 策定し、中長期的目標設定を今後行う 予定。	—	—	—	・有機農業総合支援事業 ・有機農業供給力拡大地区推進事業	
188	② 土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーについては、引き続き認定を促進するとともに、その取組を支援するため、全国のエコファーマーたちが連携し、先進的な技術や経験の交流を通じて相互の研鑽を深めるとともに、消費者などへの理解を促進するためのネットワークを拡大します。(農林水産省)	②	B-2	進捗中	・平成24年度末現在のエコファーマー累 積新規認定件数は毎年着実に増加し、 278,540件の累積新規認定件数に達し たところ。	・エコファーマー累積新規認定件数につ いては毎年着実に増加してきたものの、 新規認定件数の増加が1万件程度に鈍 化しているため、関連施策(環境保全型 農業直接支援対策)の推進と併せて、引 き続きエコファーマーの新規認定件数 の拡大を図る。	エコファーマー累積新規 認定件数:278,540件 (平成25年3月末)	エコファーマー累積新規 認定件数:266,355件 (平成24年3月末)	—	・農業改良資金	15
189	② 農業環境規範の内容を盛り込んだ農業生産工程管理(GAP)の普及を推進します。(農林水産省)	②		進捗中	・消費・安全対策交付金を活用し、普及 指導員等のGAP指導者等の養成やGA Pの普及・導入活動を支援することによ り、GAPの導入数は着実に増加してい る。	・消費・安全対策交付金を活用し、普及 指導員等のGAP指導者等の養成やGA Pの普及・導入活動を支援することによ り、GAPの導入数は着実に増加してい る。	—	—	—	・食の安全・消費者の情報確保対策費	16
190	① 野生生物の生息地として好適な水田の環境を創出・維持する農法や管理手法などについて事例を収集し、結果を生物多様性条約やラムサール条約の条約などの国際的な場や一般向けに発信することにより、その普及・定着を図ります。(農林水産省、環境省)	① ④	A-1 B-2	進捗中	・生物多様性に配慮した農林水産物で あることをあらわす「生きものマーク」の 取組について、その事例や活動を美談 する際の要点をまとめた「生きものマー クガイドブック」の配布等を通じて、農林 水産業と生物多様性の関係について国 民理解を促進した。 ・生物多様性条約第11回締約国会議で は、我が国の提案により、内閣水に関す る決議(XI/23)において、水田等の農業生 産の重要性を認識する決定(XI/34)を恐 れず起すことが決定された。	・引き続き「生きものマークガイドブック」 の配布を通じて、農林水産業の生物多 様性保全への貢献について発信してい く。 ・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	—	
191	① 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農環境などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表示する「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。(農林水産省)	①	A-1	進捗中	・生物多様性に配慮した農林水産物で あることをあらわす「生きものマーク」の 取組について、その事例や活動を美談 する際の要点をまとめた「生きものマー クガイドブック」の配布等を通じて、農林 水産業と生物多様性の関係について国 民理解を促進した。	・引き続き「生きものマークガイドブック」 の配布を通じて、農林水産業の生物多 様性保全への貢献について発信してい く。	—	—	—	—	
192	② 地域住民を含む多様な主体の連携による里山資源の継続的かつ多様な利用を促進します。(農林水産省)	②		進捗中	・地域住民がNPO等と連携して実施す る、地域の森林保全管理等の取組に対 し国が支援を行っている。	・今後も継続して取組を進めていく。	里山林資源を活用し 継続可能な活動を平 団体(平成23年度)741 取組む団体数に20% 増加	里山林資源を活用し 継続可能な活動に取 り組む団体数:466(平成22年 度)	里山林資源を活用した持 続可能な活動に取組 む団体数は平成23年度/741 、132%に増加した。	・森林・山村多面的機能発揮対策	17
2	生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進										
193	② 土づくり及び施肥の推進については、耕畜連携の強化による家畜排せつ物由来の土壌中の窒素・リン・カリの削減と、土壌診断に基づき、たい肥などの有機質資材に含まれる肥料成分を合理的な施肥量を維持・向上させることにより、地力の維持・増進に努めます。(農林水産省)	②	B-2	進捗中	・堆肥による土づくりの促進を図るため、 強い農業づくり交付金において有機物 等共有施設を整備を支援していること ろ、 ・堆肥体系構築推進のための施肥指導 体制の強化及び土壌診断等を活用した 施肥低減の取組等の適正施肥の取組 の支援を行った。 ・適正施肥の推進のため、減肥基準策 定(改定)に向けた取組及び土壌診断等 を活用した施肥低減の取組等の支援を 行った。	・引き続き、堆肥を利用した土づくりの促 進を図るとともに、堆肥などの有機質資 材に含まれる肥料成分を動員するなど の合理的施肥を推進。	—	—	合理的な施肥を行うた めの減肥基準を33県で、有 機物の施用に対応した 減肥基準を37県で策定。	・強い農業づくり交付金 ・生産環境総合対策事業のうち施肥体系 緊急転換対策 ・生産環境総合対策事業のうち肥料対策	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
194	○ 土壌の肥渾度や土壌病害の発生・抑止、物質循環に大きな関わりを持つ土壌微生物について、農業生産への活用を図るため、それらの動きの解明などの基礎技術の開発を推進します。(農林水産省)	⑤	B-2	進捗中	・土壌の肥渾度や土壌病害の発生・抑止について、委託プロジェクト中の課題「有機農業を特徴づける有機的指標の開発と安定生産技術の開発」や「土壌病害微生物診断技術の開発」等により土壌微生物相の解析を実施。 ・平成17年度からIPMの全国的な普及・定着を図るために、病害虫の防除の推進を支援するIPM実践指標の策定・経費助成している(平成24年度まで254種類のIPM実践指標策定。また、併せて都道府県におけるIPM実践地域の育成経費を助成している(平成24年度まで16都県/6農業者団体)。 ・平成24年7月1日に農水省において「第19回農作物病害虫防除フォーラム」を開催し、都道府県や関係団体等(一般参加者含む。)向けに病害虫発生予測に関する情報提供を行うとともに、講演資料を農水省ホームページに掲載した。	・引き続き委託プロジェクトで対応。 ・今後も引き続き都道府県等に対して、IPM実践指標の策定および実践地域の育成を支援するとともに、IPM技術の情報提供を行う。 ・農業抵抗性が発達し問題となっている病害虫に対する効果的・効率的な防除体系の確立、効果的・効果的な防除を実施するための適切な発生調査及び発生予測の手法の確立、IPMの実施効果を測定・評価する手法の確立が必要。	36都道府県(平成24年5月現在) 自治体数:47都道府県 (期限は定めない)	—	—	・委託プロジェクト研究(気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト) ・消費・安全対策交付金のうち病害虫防除の推進	18
195	○ 病害虫などの防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備と併せ、病害虫発生予測情報の活用や現場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手段による防除を実施し、雑草管理(IPM)を積極的に推進するとともに、天敵に影響の少ない化学合成農薬の利用などを推進します。これらの取組により、土壌微生物や地域に土着する天敵をはじめ、農業生産環境における生物多様性保全をより重視した防除を推進します。(農林水産省)		B-2	進捗中	・平成17年度からIPMの全国的な普及・定着を図るために、病害虫の防除の推進を支援するIPM実践指標の策定・経費助成している(平成24年度まで254種類のIPM実践指標策定。また、併せて都道府県におけるIPM実践地域の育成経費を助成している(平成24年度まで16都県/6農業者団体)。 ・平成24年7月1日に農水省において「第19回農作物病害虫防除フォーラム」を開催し、都道府県や関係団体等(一般参加者含む。)向けに病害虫発生予測に関する情報提供を行うとともに、講演資料を農水省ホームページに掲載した。	・今後も引き続き都道府県等に対して、IPM実践指標の策定および実践地域の育成を支援するとともに、IPM技術の情報提供を行う。 ・農業抵抗性が発達し問題となっている病害虫に対する効果的・効率的な防除体系の確立、効果的・効果的な防除を実施するための適切な発生調査及び発生予測の手法の確立、IPMの実施効果を測定・評価する手法の確立が必要。	36都道府県(平成24年5月現在) 自治体数:47都道府県 (期限は定めない)	—	—	・消費・安全対策交付金のうち病害虫防除の推進	18
196	○ このほかにも、冬期湛水をはじめさまざまな農業技術が早られることから、これらの技術に関する情報や地域での取組事例の収集・提供に努めます。(農林水産省)	①	A-1	進捗中	・生き生きのマーガレットプロジェクトの配布等を通じて、農林産業と生物多様性の関係について国民理解を促進するとともに、農林漁業に伴う生物多様性保全の取組の進捗について情報収集を行った。	・引き続き現在の取組を継続して進めていく。	—	—	・農林水産分野における地球環境対策推進調査事業	推進調査事業	
3	鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進										
197	○ 農地に隣接した敷の刈払いなど里地里山の整備・保全の推進。生息環境にも配慮した計画混交林化、広葉樹林化などの森林の整備・保全活動を推進します。(農林水産省、環境省)	② ③	B-2 D-1	進捗中	・森林整備事業により、計画混交林化、広葉樹林化などによる多様な森林づくりを推進。 ・鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成する被害防止計画に基づき、人と鳥獣の棲み分けを進める里地里山の整備などによる生息環境の改善、鳥獣の捕獲や捕獲された個体の処理加工施設の整備などによる個体数調整の対策、防護柵の設置などによる被害防除の対策を総合的に支援します。(農林水産省)	・引き続き、森林整備事業により、計画混交林化、広葉樹林化などによる多様な森林づくりを推進する。	—	—	・森林整備事業		
198	○ 鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成する被害防止計画に基づき、人と鳥獣の棲み分けを進める里地里山の整備などによる生息環境の改善、鳥獣の捕獲や捕獲された個体の処理加工施設の整備などによる個体数調整の対策、防護柵の設置などによる被害防除の対策を総合的に支援します。(農林水産省)	②	B-1	進捗中	・鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成する被害防止計画に基づき、人と鳥獣の棲み分けを進める里地里山の整備などによる生息環境の改善、鳥獣の捕獲や捕獲された個体の処理加工施設の整備などによる個体数調整の対策、防護柵の設置などによる被害防除の対策を総合的に支援します。(農林水産省)	・引き続き、対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施する。鳥獣被害対策に、被害防止計画に基づく取組を総合的に支援する。	—	—	・鳥獣被害防止総合対策交付金 ・鳥獣被害防止緊急補償等対策		
4	水田や水路・ため池などの水と生態系ネットワークの保全の推進										
199	○ 森林から海まで河川を通じて生態系ネットワークのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを適切に結ぶ水と生態系のネットワーク保全のため、地域全体を視野に入れて、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目し、配した基礎整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進するとともに、生物多様性に一層配慮した生産や維持管理活動を支援します。また、冬期湛水用水等、生態系保全に資する用水を取得する取組を支援します。(農林水産省)	② ③	B-2 D-1	進捗中	・平成25年度は、3地区において環境用水を取得する取組を支援している。 ・平成24年度は、9地区にて実施し、地区の特徴的な希少生物の保全に配慮した排水路、ため池、ビオトープ、水路整備を実施した。 ・地方公共団体等が積極的に制度の推進を図ったことにより、交付面積が拡大した。着実な施策の推進が図られ、対策期間の目標額(平成24～28年度において約1,000万人)を概ね満たす実績値となっている。	・平成25年度で事業が完了したことに加え、整備施設の今後の維持管理及び保全管理活動をどのように継続していくかが課題。 ・平成24年度で事業が完了したことに加え、整備施設の今後の維持管理及び保全管理活動をどのように継続していくかが課題。	—	—	・農業競争力強化基盤整備事業費 ・諸土地改良事業費補助		
5	農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興										
200	○ 適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域などへの支援を行います。また、高齢化等に伴う集落機能の低下により、農地、農業用水等の適切な保全管理が困難となる中、地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を促し、地域ぐるみでこれら資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を行う集落・生活圏を支援します。さらには、グラウンディング活動等に見られるような集落・民間企業・行政等が協働して農村環境を活用した取組を支援します。(農林水産省)	②	B-2 D-1	進捗中	・地方公共団体等が積極的に制度の推進を図ったことにより、交付面積が拡大した。着実な施策の推進が図られ、対策期間の目標額(平成24～28年度において約1,000万人)を概ね満たす実績値となっている。	・引き続き高齢化に伴う耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等に、多面的機能の確保を図りながら、年々度に農業生産の維持管理や平成25年度に公表した中間評価や平成26年度に実施する最終評価等の結果を踏まえ、今後の支援方針について検討する。また、地域共同による農地・農業用水等の地域資源の保全管理を引き続き推進する。	中山間地域等の農用地面積の減少を防止:77万ヘクタール(平成22年度～平成26年度) 地域共同活動への延参加者数:172万人・団体1万人・団体以上(平成24年度～平成28年度)	7.8万ha(H25.3) 187万人・団体	—	・中山間地域等直接支払交付金 ・農地・水保全管理支払交付金	19 20
6	豊かな自然とふれあえる空間づくりの推進										

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
201	〇 庄園整備などの基礎整備において、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域全体を視野に入れ、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基礎整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進します。(農林水産省)	②	進捗中	進捗中	・平成24年度は、9地区にて実施し、地区の特徴的な希少生物の保全に配慮した用排水路、ため池、ヒオトーフ、水路を整備を実施した。	・平成24年度で事業が完了したことかから、整備施設の今後の維持管理及び保全管理活動をどのように継続していくかが課題。	—	9地区で事業を実施中 (平成24年度)	—	・諸土地改良事業費補助	
202	〇 有機農業をはじめとした環境保全型農業を推進するとともに、農業者に対する生物多様性保全の視点に取った栽培技術の導入に向けた支援など、生物多様性保全の取組を一層推進します。(農林水産省)	②	B-2	進捗中	・環境保全型農業直接支援対策を開始し、平成23年度の実施面積は17,009ha、平成24年度の実施面積は41,439ha(前年比約2.5倍)と大幅増加したところ。	・引き続き、化学肥料・化学合成農薬の5割削減の取組とセットで、生物多様性等の効果を高い営農活動の取組に対する支援を推進。	—	—	—	・環境保全型農業直接支援対策	
203	〇 特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生息・生育地となる都市における生物種の供給源となる緑地の確保を促進します。(国土交通省)	③	C-1	進捗中	・平成23年度には、新たに都市公園等整備面積：960ha、特別緑地保全地区指定面積：43ha、近郊緑地特別保全地区指定面積：201ha、市民緑地の指定面積：8.2haが増加し、緑地の保全・再生・創出・管理を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	都市公園等整備面積：18,056ha、99,874箇所 (平成23年3月) 特別緑地保全地区：指定面積2,369ha、419地区 (平成23年3月) 近郊緑地特別保全地区：指定面積3,517ha、27地区 (平成23年3月) 近郊緑地保全地区：指定面積97,330ha、25区域 (平成23年3月) 歴史的風土特別保存地区：指定面積6,428ha、60地区 (平成23年3月) 歴史的風土保存区域：指定面積20,083ha、32区域 (平成23年3月) 市民緑地の契約締結面積904,899㎡、162か所 (平成23年3月) 緑化地域制度：60,425ha、3地域 (平成23年3月)	都市公園等整備面積：11,9016ha、101,111箇所 (平成24年3月) 特別緑地保全地区：指定面積2,412ha、442地区 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区：指定面積3,718ha、30地区 (平成24年3月) 近郊緑地保全地区：指定面積97,330ha、25区域 (平成24年3月) 歴史的風土特別保存地区：指定面積6,428ha、60地区 (平成24年3月) 歴史的風土保存区域：指定面積20,083ha、32区域 (平成24年3月) 市民緑地の契約締結面積986,953㎡、172か所 (平成24年3月) 緑化地域制度：60,425ha、3地域 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	
204	〇 全国の里地里山保全活動の取組の参考とするため、特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として情報発信します。また、各地域の取組の課題を解決するため、「里地里山保全再生計画策定の手引き」の活用を推進しつつ、研修会の開催や講師の派遣による助言・ノウハウの提供など、技術支援を実施します。(環境省、農林水産省)	① ②	進捗中	進捗中	・特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として情報発信し、情報発信した。また、研修会の開催や講師の派遣による助言・ノウハウの提供などの技術支援を毎年実施している。	・保全活動への関心の高まり、面的広がりが認められてきたことから、研修会の開催は平成25年度までとし、翌年度からは講師の派遣による助言・ノウハウの提供などの技術支援のみを実施する。	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	
205	〇 里地里山の新たな活用の方策について、環境教育やエコツアーなどの場の提供、簡易教材やSNSなどのハイオマス利用など具体的な地域での取組を通じて後継します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源(コモンズ)として管理し、持続的に利用する新たな取組を構築します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	① ② ③	進捗中	進捗中	・地域資源を活用した環境教育やエコツアーなどの場の提供による地域づくりを試行的に実施し、取組事例を整理した。また、本質系系のハイオマス利用の試行的な取組については、平成24年度より検討を実施した。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理する新たな取組に向けた参加者となるガイドラインを作成し、各地域へ普及を行っている。	・今後は、本質系系ハイオマス利用の試行的な取組を通じて、有効活用手法の確立に向けた検討を実施する。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理する新たな取組に向けたガイドラインについては引き続き、各地域へ普及を図る。	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	
206	〇 里地里山の保全再生活動への参加促進や担い手育成の支援として、活動団体や活動場所の登録・紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣を実施します。(環境省)	① ②	進捗中	進捗中	・ホームページを開発し、保全再生活動への参加促進や活動場所の登録・紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣などの技術支援を実施している。	・今後引き続き、情報の更新等を行い実施する。	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	
207	〇 地域のNPOや研究機関等によるモニタリングサイト1000(里地里山)の取組を進め、里地里山環境の持続可能な動植物の生育状況把握を進めます。また、保全活用の目標設定や活動の取組による推進効果の検証手法について検討します。(環境省)	② ⑤	進捗中	進捗中	・モニタリングサイト1000(里地里山)において、全国の調査地点で日本を代表する生態系のモニタリング調査を実施した。また、保全活用の目標設定等について、現在、全国の里地里山の保全活用の実態等の把握を行っている。	・モニタリングサイト1000については、現在の取組を継続して進めて行く。また、保全活用の目標設定等については、モニタリングサイト1000の調査結果等を踏まえ、引き続き検討を進める。	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	
208	〇 里地里山の保全活動の促進を図るため伝統的生活文化の知恵や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、全国への波及を図るために発信します。(環境省、文部科学省)	① ②	E-2	進捗中	・全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、検査可能なデータベースとして整理し、発信した。	・引き続き、検査可能なデータベースとして情報提供を行い、全国への波及を図る。	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
209	○ 文化的価値を有する棚田・段々畑・集落等の景観を「重要文化的景観」として選定し、保存・活用を推進を図ります。(文部科学省、環境省)	③	進捗中	進捗中	・平成23年8月から平成25年9月にかけて、重要文化的景観については、11件選定した。 ・平成16年度の制度発足より、全国の重要文化的景観の選定件数は35件。平成23年8月から平成25年9月で45.8%増加し、効果をあげている。	・文化財の保存・活用・観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	—	—	・有形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)	
210	○ 里地里山の自然環境の保全活動を地域に根付いた適切な維持管理方法で進めるため、行政、地域住民、農林漁業者、NGO、土地利用者、企業などの多様な主体の連携による取組を進めるための計画策定について支援します。(環境省)	① ②	進捗中	進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業により、平成25年度までに13自治体に対し活動計画作成の支援をしており、里地里山の保全活動が多く含まれている。	・地域生物多様性保全活動支援事業を通じて計画策定支援は行政事業として完了するが、計画作成や団体を対象とした意見交換会や地域連携保全活動計画に取り組み地域等を対象に助言・指導を行うためのアドバイザー派遣事業により支援していく。	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支援事業(里地里山保全活用行動推進事業)	
211	○ 里地里山の保全・利用の取組方を全国に発信・普及する中で、不法投棄などの生物の生息・生育環境を悪化させる行為を防止するための意識向上を図るとともに、不法投棄の防止に向けて地方公共団体などとの情報交換・相互協力のネットワークを強化します。(環境省)	① B-1	進捗中	進捗中	・全国こみ不法投棄監視ネットワーク(5月30日～6月5日)を設定し、市長、事業者、行政と連携して、監視活動や啓発活動を実施した。	・不法投棄等の未然防止に向けた、引き継ぎ、監視活動や啓発活動に取り組み。	—	—	—	・不法投棄等の未然防止等対策 ・産業廃棄物不法投棄等防止ネットワーク強化事業	
7	草地の整備・保全・利用の推進										
212	○ 生産者や集落ぐるみによる草地の生産性・機能性を維持するための放牧の取組推進や草地の整備・保全に対する活動について支援を行います。(農林水産省)		進捗中	進捗中	・耕作放棄地、野草地等の低・未利用地や水田等を有効に利用するなど、地域の実情に応じた飼料自給率の向上を推進するための草地の整備・保全や、放牧などの技術指導を支援。	・引き継ぎ生物多様性の維持を図りつつ飼料自給率の向上を図るため、放牧等の取組を推進するための技術指導を支援。	—	—	—	・農業技術の基本指針に基づき放牧に係る技術指導などを推進	
213	○ 特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生息・生育地となることとともにも都市における生物種の供給源となる緑地の確保を促進します。(国土交通省)	③	進捗中	進捗中	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	—	—	—	【施策番号203に同じ】	
214	○ 自然公園の保護管理において、阿蘇の草原景観など里地里山の景観の保全を推進します。(環境省)	②	進捗中	進捗中	・阿蘇じゅうりょう国立公園において、自然再生事業を実施し、阿蘇草原の保全・再生、草原景観の保全を推進している。	・引き継ぎ、草原の保全・再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。	—	—	—	・自然公園等事業費(里地里山保全活用行動推進事業)	
215	○ 里地里山の保全活動において発生する草本質系バイオマスの有効活用手法の確立とその普及により草地の保全・利用の推進を図ります。(環境省)	② ③	進捗中	進捗中	・里地里山の保全活動において発生する草本質系バイオマスの有効活用手法について、平成24年度より検討している。	・草本質系バイオマス資源については、平成24年度の検討において、燃料利用の可能性が確認できたことから、今後、バイオマスの有効活用手法の確立に向けた検討を行い、有効活用手法の普及により、草地の保全・利用の推進を図る。	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	
8	里山林の整備・保全・利用活動の推進										
216	○ 林業の振興を図る中で多様な生物の生育・生息環境を保全します。(農林水産省)	④	進捗中	進捗中	・林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るとともに、森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮に貢献した。	・引継ぎ、林業の振興を図るとともに、森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮に努める。	—	—	—	—	
217	○ NPO等による森林づくり活動など、国民が森林を身近に感じるための取組を促進します。(農林水産省)	①	進捗中	進捗中	・NPO等による森林づくり活動に対して支援。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・日本の森林づくり・木づかい国民運動総名対策事業	
218	○ 特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生息・生育地となることとともにも都市における生物種の供給源となる緑地の確保を促進します。(国土交通省)	③	進捗中	進捗中	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	—	—	—	【施策番号203に同じ】	
7第節	都市										
(総括)	生物多様性の確保に配慮した緑地の環境と配属した緑地の確保を進め、都市における緑地の確保や水と緑のネットワークの形成、生きものの生息・生育空間の確保を進め、また、道路整備にあたっては動物のロードキルの回避をはじめ、生態系への配慮や地域の緑化等の取組を行いました。										
1	都市におけるエコロジカルネットワークの形成										
219	○ 都市公園等、都市における緑地による生態系ネットワーク(エコロジカルネットワーク)の形成を促進します。(国土交通省)	③	進捗中	進捗中	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	—	—	—	【施策番号203に同じ】	
2	緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定										

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
220	○平成23年に策定された「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進します。(国土交通省)	① ③	A-1	進捗中	・都市の生物多様性の確保の配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定の観点から、平成23年10月に「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、都市の生物多様性の確保の取組を推進した。	・「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及・啓発に努め、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進する。	—	緑の基本計画 策定自治体:648自治体 (平成23年3月)	緑の基本計画 策定自治体:650自治体 (平成24年3月)	—	—
221	○未策定市町村における緑の基本計画の策定等を促進することにも、既に策定済みの市町村についても、策定後一定期間が経過したもののについては、社会情勢の変化などに対応した見直しを進めます。(国土交通省)	① ③	A-1	進捗中	・緑の基本計画については、平成23年度には新たに2市町村において策定、13市町村において見直しを実施され、緑の保全・再生・創出・管理を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑の保全・創出の計画的実施を行うため、緑の基本計画の策定および見直しをより一層推進する。	—	緑の基本計画 策定自治体:648自治体 (平成23年3月)	緑の基本計画 策定自治体:650自治体 (平成24年3月)	—	—
222	○緑の基本計画の実現を図るため、引き続き、緑地の保全や緑化の推進を進めます。(国土交通省)	③	C-1	進捗中	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	—	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	—
223	○都市の生物多様性の指標の提示等、地方公共団体に都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握し、都市の生物多様性の確保の取組を推進します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・都市の生物多様性の確保の配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定の観点から、平成25年5月に「都市の生物多様性指標(案)」を策定し、都市の生物多様性の確保の取組を推進した。	・都市の生物多様性指標(案)」の普及・啓発に努め、都市の生物多様性の確保の取組を推進する。	—	—	—	—	—
224	3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進 ○都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が「都市公園の整備、緑地の保全」などを支援します。(国土交通省)	③	C-1	進捗中	・平成23年度には、新たに都市公園等整備面積:960ha、特別緑地保全地区指定面積:43ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積:20ha、市民緑地の指定面積:8.2haが増加し、緑地の保全・再生・創出・管理を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組を推進する。	—	都市公園等整備面積: 118,056ha 99,874箇所 (平成23年3月) 特別緑地保全地区:指定 面積2,399ha、419地区 (平成23年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3,718ha、30地区 (平成23年3月) 近郊緑地保全区域:指定 面積97,330ha、25区域 (平成23年3月) 市民緑地の契約締結面積: 904,898㎡、162か所 (平成23年3月)	都市公園等整備面積: 119,016ha、101,111箇所 (平成24年3月) 特別緑地保全地区:指定 面積2,412ha、442地区 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3,718ha、30地区 (平成24年3月) 近郊緑地保全区域:指定 面積97,330ha、25区域 (平成24年3月) 市民緑地の契約締結面積: 986,953㎡、172か所 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	—
225	○埋立造成地や工場などからの大規模な土地利用転換地などの自然的な環境を積極的に創出するべき地域などにおいて、干渉や湿地、樹林地の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進します。(国土交通省)	③	B-1	進捗中	・平成23年度には新たに都市公園等整備面積が960ha増加し、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を進め、緑地の保全・創出・再生を推進した。	・生物多様性の確保に資する自然再生緑地整備事業を引き続き推進することが必要。	—	都市公園等整備面積: 118,056ha、99,874箇所 (平成23年3月)	都市公園等整備面積: 119,016ha、101,111箇所 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	—
226	○自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組み、必要に応じて、それを踏まえ、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造形式の採用に努めます。(国土交通省)		B-1	進捗中	・環境と調和した道路の整備を進めるために、計画を策定する段階において、地元住民や関係機関等から環境面の意見も聞きながら、手続を進めた。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	—	—	—	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	—
227	○動物の生息域の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物の注意の標識を設置するなどの、生態系に配慮した道路の整備に努めます。(国土交通省)		B-1	進捗中	・道路において動物の生息域が分断されるような場合においては道路横断施設の設置や、侵入防止柵、注意標識の設置により、生息地の分断回避とロードキルの回避を図った。	・生態系に配慮した道路の整備を継続して進めていく。	—	—	—	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	—
228	○道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元します。(国土交通省)		B-1	進捗中	・道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、地域の環境と調和した樹種を用いて緑化を推進した。	・地域の環境と調和した樹種を用いた緑化等の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	—
229	○地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組めます。(国土交通省)		B-1	進捗中	・道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組めます。(国土交通省)	・動植物の生息・生育環境の形成の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
230	○ 過密化した都市における重要なオープンスペースである下水処理施設の上層や雨水利用などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供します。(国土交通省)	○ 生態系への配慮が必要な水域において、なじめ放流(放流先の生態などに配慮(水質、水温、発泡防止))した下水処理水の放流形態(自然浄化、貯留池、浸透など)などの検討を推進します。(国土交通省)	進捗中	進捗中	下水処理施設による雨水貯留浸透施設の設置や雨水利用の促進を推進する。せせらぎ水路等の整備について補助制度を設けている。	引き継ぎ 雨水貯留浸透施設の設置やせせらぎ水路等の整備を推進する。	-	-	-	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金	
231	○ 生態系への配慮が必要な水域において、なじめ放流(放流先の生態などに配慮(水質、水温、発泡防止))した下水処理水の放流形態(自然浄化、貯留池、浸透など)などの検討を推進します。(国土交通省)	○ 下水道の整備による公共用水域の水質保全と併せ、湖沼や閉鎖性海域における高栄養化の防止などに資する下水処理場の高度処理や合流式下水道の改善、ノンポイント対策を推進します。(国土交通省)	B-3	進捗中	流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進していることに加え、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進している。	地域特性に応じた季節別運転結果をとりまき、地域特性に応じた下水処理を推進する。	-	-	-	-	
232	○ 下水道の整備による公共用水域の水質保全と併せ、湖沼や閉鎖性海域における高栄養化の防止などに資する下水処理場の高度処理や合流式下水道の改善、ノンポイント対策を推進します。(国土交通省)	○ 下水道の整備による公共用水域の水質保全と併せ、湖沼や閉鎖性海域における高栄養化の防止などに資する下水処理場の高度処理や合流式下水道の改善、ノンポイント対策を推進します。(国土交通省)	B-3	進捗中	流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進していることに加え、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進している。	引き継ぎ 雨水貯留浸透施設の設置やせせらぎ水路等の整備を推進する。	-	-	-	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金	
233	○ 下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な観点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。(国土交通省)	○ 下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な観点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。(国土交通省)		進捗中	下水処理施設による雨水貯留浸透施設の設置や雨水利用の促進を推進する。せせらぎ水路等の整備について補助制度を設けている。	引き継ぎ 雨水貯留浸透施設の設置やせせらぎ水路等の整備を推進する。	-	-	-	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金	
234	○ 下水道の計画・建設から管理・運営に至るまで、わが国の産学官のあらゆるノウハウを結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させるための国際協力を推進します。(国土交通省)	○ 下水道の計画・建設から管理・運営に至るまで、わが国の産学官のあらゆるノウハウを結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させるための国際協力を推進します。(国土交通省)		進捗中	平成24年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ブルガリアにおいてセミナー及び政府間協議を実施した。また、インドネシアの下水道計画担当者を対象に本邦研修を実施し、本邦下水道技術に関する理解の醸成を行った。国際標準化に関しては、平成24年1月には、ISO水の国際ワーキンググループを神戸で開催し、優先的にISO規格を開放すべき項目として、我が国が優位性を持つ、漏水対策、下水再生利用、下水汚泥の有効利用、浸水対策等の14項目が決定された。このワーキンググループの結果を踏まえ、ISO水のタスクフォースが本邦宣言をISO技術管理委員会へ報告した。また、ISO技術管理委員会において「水の再利用」に関するISO専門委員会(ISO/TC282)の設置が決まり、日本が幹事国を獲得した。	当該施策は平成21年度より実施しているが、東南アジア諸国の政府機関との関係構築については着実に進展していることに加え、政府間協議やセミナー開催が増加しており、また、本邦下水道技術に対する理解の醸成については、ベトナム、インドネシアにおいて推進手法に対する理解の醸成について進展が見込まれる。このことから、ベトナムにおいて新たに推進工法の規格策定支援を行う予定である。国際標準化に関しては、ISO6500xの発行が叫ばれれば平成25年内に滞りなく、今年度は地方公共団体・企業を対象とした試行認証を実施する予定である。また、ISO/TC282に関しては、我が国が強みを有する膜処理技術の国際競争力向上に向けて国際規格策定を幹事国として主導する予定である。	-	-	-	社会資本整備総合交付金	
235	○ 行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、支援を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)	○ 行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、支援を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)	③	進捗中	平成23年度には、新たに、特別緑地保全地区指定面積、43ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積、201haが増加した。都市域において緑地の保全等を推進した。	特別緑地保全地区指定面積2,369ha、419地区(平成23年3月) 近郊緑地特別保全地区指定面積3,517ha、27地区(平成23年3月)	-	-	-	社会資本整備総合交付金	
236	○ 生物多様性の保全に資する都市近郊の里地・里山などの自然的環境を保全するため、緑地保全地域の指定を推進します。(国土交通省)	○ 生物多様性の保全に資する都市近郊の里地・里山などの自然的環境を保全するため、緑地保全地域の指定を推進します。(国土交通省)	③	進捗中	制度の普及啓蒙を行い、地方公共団体における取組を支援した。	引き継ぎ活用化に向けて普及推進を図る。	-	-	-	-	
237	○ 多様な主体により良好な緑地管理が進められるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。(国土交通省)	○ 多様な主体により良好な緑地管理が進められるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。(国土交通省)	③	進捗中	【施策番号58に同じ】	【施策番号58に同じ】	-	-	-	-	
238	○ 都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地の保全などを支援します。(国土交通省)	○ 都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地の保全などを支援します。(国土交通省)	③	進捗中	【施策番号224に同じ】	【施策番号224に同じ】	-	-	-	【施策番号224に同じ】	
239	○ 行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から近郊緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)	○ 行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から近郊緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)	③	進捗中	平成23年度には、新たに近郊緑地特別保全地区201haが指定されるなど、生物の多様性を確保する観点から、近郊緑地保全地区などの指定の促進に向けた取組を推進し、連続性のある生きものの生息・生育空間を確保した。	緑の基本計画に基づき引き継ぎ取組を進める。	-	-	-	社会資本整備総合交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
240	○ 草創園及び近隣園については、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それぞれの「都市環境インフラゾーン」から得られた知見などを踏まえ、近郊緑地特別保全地区201haを追加指定し、大規模な緑地空間を確保した。	③	C-1	進捗中	・平成23年度には、「都市の連続インフラのグラウンドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、近郊緑地特別保全地区201haを追加指定し、大規模な緑地空間を確保した。	・保全すべき区域における地域指定に加え、生物の生態空間の保全施策の強化が必要。	—	【施策番号239】と同じ	【施策番号239】と同じ	・社会資本整備総合交付金	
241	○ 近郊緑地保全区域では、生物多様性やその他のさまざまな目的のための活動が行われており、行為規制だけでなく「管理協定制度」の活用や多様な主体との連携により、近郊緑地の適切な管理・保全を図ります。(国土交通省)	③	C-1	進捗中	・近郊緑地保全区域で、保全活動を行う多様な主体との連携による、近郊緑地の適切な管理・保全の施策を検討し、緑地を保全・管理する活動について支援した。	・生物の生態空間の保全施策の強化が必要。	—	【施策番号239】と同じ	【施策番号239】と同じ	・社会資本整備総合交付金	
242	○ 生物多様性にも貢献する歴史的風土を保存するため、地方公共団体が行う行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、施設の整備に対し、支援を行います。(国土交通省)	③	C-1	進捗中	・歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制することで、生きものの生態・生育空間を確保した。	・平成16年の都市緑地法及び都市公園法改正により都市の緑地の保全及び緑地の推進を図る制度の充実が図られており、それらを含めた各種施策の総合的な展開をより一層推進することが必要	—			・社会資本整備総合交付金	
243	○ 都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、古跡における歴史的風土の保存などを支援します。(国土交通省)	③	B-1	進捗中	・平成23年度には、新たに都市公園等整備面積：960ha、特別緑地保全地区指定面積：43haが増加。歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制することで、都市における水と緑のネットワーク形成を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	都市公園等整備面積：118,056ha、99,874箇所 (平成23年3月) 特別緑地保全地区：指定面積2,412ha、442地区 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区：指定面積3,517ha、27地区 (平成23年3月) 歴史的風土特別保存地区：指定面積6,428ha、60地区 (平成24年3月)	都市公園等整備面積：119,016ha、101,111箇所 (平成24年3月) 特別緑地保全地区：指定面積2,412ha、442地区 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区：指定面積3,718ha、30地区 (平成24年3月) 歴史的風土特別保存地区：指定面積6,428ha、60地区 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	
244	○ 風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物の生態・生育の場を提供していることから、今後も制度の的確な運用を図ります。(国土交通省)	③	C-1	進捗中	・樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創出し、都市における生物の生態・生育空間を確保した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	風致地区 面積169,599ha (平成22年3月)	風致地区 面積170,738ha (平成23年3月)	—	
245	○ 平地林や屋敷林などの既存の緑地の保全のみならず、人工地盤上や遊楽散歩地内においても積極的に市民緑地制度を活用し、都市における生物の生態・生育域の保全・再生・創出を推進します。(国土交通省)	③	C-1	進捗中	・平成23年度には、新たに、市民緑地の契約締結件数：10件、市民緑地の指定面積：8.2haが増加し、生きものの生態・生育空間を確保した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	市民緑地の契約締結面積904,899㎡、162か所 (平成23年3月) 保存樹林：8,616件 4,405ha、8,565件 (平成23年3月) 緑化施設整備計画認定制度 280,472㎡2、28件 (平成24年3月)	市民緑地の契約締結面積986,953㎡、172か所 (平成24年3月) 保存樹林：8,645件 (平成24年3月)	—	
246	○ 都市においても農地は生物の生育・生育環境として評価することができると、今後も生産緑地地区制度の的確な運用を図ります。(国土交通省)	③	C-1	進捗中	・生物の生育・生育環境に資する生産緑地地区の指定を推進し、生きものの生態・生育空間を確保した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	地区数64,787 面積14,246ha (平成23年3月)	地区数64,892 面積14,190ha (平成23年3月)	—	
247	○ 市街地などに残された屋敷林などの比較的小規模な緑地についても、特別緑地保全地区や市民緑地の活用を推進し、土地所有者の意向に適切に対処しつつ、その保全を図ります。(国土交通省)	③	C-1	進捗中	・平成23年度には、新たに、特別緑地保全地区指定面積：43ha、市民緑地の指定面積：8.2haが増加し、民有地における緑地保全を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	緑地協定：5,755ha、1,888件 特別緑地保全地区指定面積：2,369ha、419地区 市民緑地の契約締結面積：904,899ha、162か所 保存樹林：8,594件 (平成23年3月)	緑地協定：5,694ha、1,895件 特別緑地保全地区指定面積：2,412ha、442地区 市民緑地の契約締結面積：986,953㎡、172か所 保存樹林：8,645件 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金	

実施番号	施策	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項	数値目標
248	緑化地帯制度	緑化施設整備計画認定制度などの制度について、民有地での緑化を推進するために有効な制度であることから、制度の普及も含めた一層の推進を図ります。(国土交通省)	③	C-1	進捗中	・平成23年度には、新たに1件の緑化地域制度の活用が増加し、民有地における緑化を推進しました。	・制度のより一層の運用に向けて普及に努める。	—	緑化地域制度：60.62ha、3地域(平成23年10月) 緑化施設整備計画認定制度：280.472m <sup>2</sup> 、28件(平成23年3月)	緑化地域制度：60.62ha、4地域(平成24年10月) 緑化施設整備計画認定制度：280.472m <sup>2</sup> 、28件(平成24年3月)	—	—
249	屋上緑化や壁面緑化	屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じて地球温暖化問題への貢献度や、生物多様性・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果を把握し、一層の促進を図ります。(国土交通省)	③	D-2	進捗中	・平成23年度には、新たに、屋上緑化施工面積：25ha、壁面緑化施工面積：89haが増加し、民有地も含めた緑化を推進しました。	・効果の検証とともに引き続き取組みを推進。	—	屋上緑化施工面積：30ha 壁面緑化施工面積：38ha(平成23年3月)	屋上緑化施工面積：330ha 壁面緑化施工面積：48ha(平成24年3月)	—	—
250	工場の立地	工場の立地に際しては、周辺地域の生活環境への調和を保持するため、工場立地法に基づき緑地の確保を図ります。(経済産業省)	③	進捗中	進捗中	・工場立地法に基づき、一定規模以上の工場等に対する緑地規制を実施し、緑地の保全を行っている。	・工場立地法に基づき、緑地規制を実施し、緑地の保全を行っている。	—	—	—	—	—
251	緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など	緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など	① ③	A-1	進捗中	・地域住民による緑化活動など、さまざまな普及啓発活動を通じて、国民のみどりに対する意識の向上および生物多様性についての理解を推進した。	・緑化が美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。	—	—	—	—	—
252	開発事業における緑地確保	開発事業における緑地確保については、開発事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価制度について、制度の普及に努めます。(国土交通省)	① ③	A-1	進捗中	・平成24年には新たに2サイトが認定され、事業者による緑地保全・再生活動を評価する取組みを推進するとともに、生物多様性に配慮した事業者の活動を促進した。	・制度の一層の活用を促進する。	—	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)登録件数：32件(平成23年9月)	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)登録件数：22件(平成24年12月)	—	—
253	緑化活動	緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材などに関する助成金を行う民間における事業などを積極的に支援し、都市における生物多様性の創出を図ります。(国土交通省)	③	A-1	進捗中	・多様な主体による取組の推進にむけた支援制度や広域活動等を通じ、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援した。	・緑ゆたかで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。	—	—	—	—	—
254	地域住民や教育関係者、NPO等と連携し、多様な生態系の生育場所の創出	地域住民や教育関係者、NPO等と連携し、多様な生態系の生育場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などについて、積極的に情報発信し、国民への理解を促していきます。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」にて優れた取組を実施している自治体やNPO団体を表彰することにより積極的に情報発信している。	・引き続き「循環のみち下水道賞」において様々な団体の優れた取組を表彰し、積極的な情報発信に努める。	—	—	—	—	—
第8節 河川・湿原など												
(総括) 河川管理にあたっての多自然川づくりの推進、魚類の遡上環境の改善や総合的な土砂管理など上流から下流に至る取組に努めているほか、水質の維持・改善や自然再生事業を実施しました。また、生物相をはじめとした各種調査結果の計画策定や事業実施への活用、地域における水辺に親しめる場・機会の提供などを進めています。												
1	生物の生態・生育環境の保全・再生	生物の生態・生育環境の保全・再生										
255	多自然川づくり	多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生態・生育環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいいます。これはすべての川づくりの基本であり、すべての一般河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工・維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となります。引き続きその取り組みの推進を図っていきます。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている。	・引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	—
256	失われた河川	失われた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、エコロカール・ネットワールの形成に取り組む。河川や湿地などの保全・再生を重点的に実施します。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・多様な主体と連携しながら広域的に生態系ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進している。	・引き続き、多様な主体と連携しながら広域的に生態系ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進していくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	—
257	事業の計画	事業の計画・実施にあたっては、地域のNGOや関係団体、学識者など積極的に連携を図りつつ事業計画を定めるなど、できる限り科学的な知見に基づいて、幅広い地域合意のもとで事業を進めていきます。(国土交通省)	① ③ ⑤	A-1 E-2	進捗中	・地域のNGOや関係団体、学識者等と一体となり自然再生事業に取り組んでいる。	・引き続き、地域のNGOや関係団体、学識者等と一体となり自然再生事業に取り組んでいくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	—
258	自然のレスポンス	自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を多くの事業で取り入れていきます。(国土交通省)	③ ⑤	B-1 C-1 E-2	進捗中	・自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を事業に取り入れていくものとする。	・引き続き、自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を事業に取り入れていくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
259	○ エコロカナル・ネットワークの形成のため河川を上下流に分断した施設に魚道を整備する取組をさらに進めるとともに、分断した施設を含む河川に近い田畑で産卵場、生育場及び採餌場などの生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりにも取り組んでいきます。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	施設管理者等の関係機関と連携し、魚道の向上・降下環境等の改善に取り組んでいる。	引き続き、施設管理者等の関係機関と連携し、魚道の向上・降下環境等の改善に取り組んでいくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
260	○ 魚道や切り欠きの設置などによる河川に流入する水質の悪化、高水敷の切り下げによる小支川の再自然化などによる河川と流域の水路、池、沼、田んぼなどとの水質の連続性の確保に努め、関係機関が連携して、流域全体として連続性(エコロカナル・ネットワーク)を改善していきます。(国土交通省、農林水産省、環境省)	① ③	B-1 C-1	進捗中	施設管理者等の関係機関と連携し、魚道の向上・降下環境等の改善に取り組んでいる。	引き続き、施設管理者等の関係機関と連携し、魚道の向上・降下環境等の改善に取り組んでいくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
261	○ ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境を配慮するよう慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査・環境影響評価などにより環境保全措置を講じ、種多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めています。また、併用後の調査結果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めていきます。(国土交通省)	③ ⑤	A-1	進捗中	・ダム事業の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じ、種多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めている。	・引き続き、実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じ、種多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていくものとする。	—	—	—	—	
262	○ 都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を整備することや、荒廃地における樹林帯の整備など緑化対策を推進することにより、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、無秩序な市街地の防止や都市周辺に広がるヒートアイランド現象の防止、再生・創出など、良好な景観の保全に寄与します。また、里地里山地域においては、社会環境の変化によって生活と一体となった管理が不十分になり、荒廃した流域斜面が拡大し、土砂災害及び泥石流発生などの恐れが高まっていることから、地域と協働して、地域の旧伐材を活用した斜面整備や風割木の処理などを実施することにより、荒廃流域の復元や斜面からの土砂流出等を抑制するための対策を推進することと地域防災力を高めることとにも、自然環境や生物多様性の保全に寄与します。(国土交通省)	① ②	B-1 C-1	進捗中	当該施策を実施するにあたり、市民、企業等と連携し樹林帯を整備することで社会への浸透及び住民と自然の関係の再構築の推進に努めている。	引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、環境にも配慮した事業を実施する。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
263	○ 優れた自然環境や社会的環境を持つ地域などの渓流において、自然環境の調和を図り、緑と水辺の空間を確保することによって、自然環境の整備、又は、景観・親水性の向上や生態系回復などを図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な渓流環境の再生を目的として、水と緑豊かな渓流防災事業などを推進します。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・土砂流出に対する安全度の向上を図りつつ、地域の特性を踏まえ、自然環境や景観に配慮した施設整備等を実施している。	引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、良好な渓流環境の再生を図る。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
264	○ 豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため過剰な土砂流出を抑制するとともに、平常時の溪流環境の連続性及び、土砂移動により阻まれる生物の生息・生育環境を保全するため、透過型砂防堰堤の整備や既設砂防堰堤の透過型化を、浜岸侵食の防止等に配慮しつつ進めます。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・土砂流出に対する安全度の向上を図りつつ、砂地状況や既設砂防堰堤の透過型化を実施している。	引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、透過型砂防堰堤の整備や既設堰堤の透過型化を実施する。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
265	○ 河川・溪流における土砂移動、河川からの土砂の供給、沿岸域の漂砂・波砕土砂の活用などの技術開発を推進するとともに、河川・沿岸域における環境・利用状況を踏まえつつ、関係機関との連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理について取り組まします。(国土交通省、農林水産省)	① ③	B-1 C-1	進捗中	・技術開発を推進するとともに、関係機関との連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組に努めている。	技術開発を推進するとともに、関係機関との連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を引き続き推進する。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・海岸事業 ・社会資本整備総合交付金等 ・農山漁村地域整備交付金	
266	○ 豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため過剰な土砂流出を抑制するとともに、量、質の観点から適切な土砂を下流へ流すことでできる砂防えん堤の設置並びに既設砂防えん堤の透過型化、海岸線の防食対策に配慮しつつ進めます。また、樹林帯制度の活用によるダム貯水地への流入土砂量の抑制、流入土砂を捕捉するための貯水地直上流への砂防ダムの設置、貯水池内土砂の人為的排除・排砂管・排砂ゲートといった各種対策の組合せにより、継続的に適切な土砂管理を行うことで、良好な河川環境を維持します。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・砂防堰堤の透過型化を推進するとともに、各種対策の組合せによる施設機能維持と安全や環境の確保に努めている。	・砂防堰堤の透過型化を推進するとともに、各種対策の組合せによる施設の機能維持と安全や環境の確保を引き続き推進する。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
267	○ これまでの土砂移動状況についての既存データ収集や土砂の量や質についての土砂動態モニタリング調査、調査結果の分析による溪流、河川・海岸を通じた土砂の流れの健全度評価、土砂移動を抑制し、地形の変化を推定できる流れや漂砂などのシミュレーションモデルを用いた将来予測などについて実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を行います。(国土交通省)	③ ⑤	E-2	進捗中	・土砂動態モニタリング調査、土砂の流れの健全度評価、将来予測などを実施するとともに、より有効な技術の検討・評価に努めている。	・土砂動態モニタリング調査、土砂の流れの健全度評価、将来予測などを実施するとともに、より有効な技術の検討・評価を引き続き推進する。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項	数値目標
268	○ 国立公園内において、土砂の流入などによる乾燥化や外来種の侵入が深刻な影響を及ぼしている御嶽などの湿原などにおいては、自然再生事業などを活用して湿原生態系の保全・再生に取り組む。 (環境省、農林水産省、国土交通省)	② ③	D-2	進捗中	・平成25年度、御嶽湿原及びサロベツ湿原の国立公園内において、湿原生態系の保全と再生を目的とする自然再生事業を実施。 ・国立・国立公園総点検事業に基づき、国立・国立公園の新規指定や大規模な拡張を検討する候補地には、湿地や湿原を含めた。現在、候補地の国立公園の指定又は拡張に向けた検討や調整を進めている。	・引き継ぎ、湿原生態系の保全・再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。 ・引き継ぎ、国立・国立公園総点検事業に基づき、新たな国立・国立公園の指定又は大規模な拡張を検討する候補地について検討や調整をすすめる。	重要湿地500の目直し(平成26年度中)	重要湿地500の見直し情報 2,095.786ha 国立公園面積:1,362.613ha 国立公園面積:1,362.613ha (平成25年9月)	—	・自然公園等事業費	—
269	○ 湧水補給やため池、清流・湧流と一体となった自然地域などで特徴的な湿地のうち、優れた景観を有する湿地について、国立公園の指定や調整を進める。また、平成14年に選定された重要湿地500の現状把握を行った上で見直しを行い、このうち保護地域域が重要な地域については保全のための情報をさらに収集し、地域の理解を得る鳥獣保護区、ラムサール条約湿地への登録などによる保全を進めるほか、重要湿地の流域全体や劣化した重要湿地について保全・再生の考え方を提言します。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・国立・国立公園総点検事業に基づき、国立・国立公園の指定や大規模な拡張を検討する候補地には、湿地や湿原を含めた。現在、候補地の国立公園の指定又は拡張に向けた検討や調整を進めている。	・引き継ぎ、国立・国立公園総点検事業に基づき、新たな国立・国立公園の指定又は大規模な拡張を検討する候補地について検討や調整をすすめる。	重要湿地500の目直し(平成26年度中)	重要湿地500の見直し情報 2,095.786ha 国立公園面積:1,362.613ha 国立公園面積:1,362.613ha (平成25年9月)	—	・国立公園新規指定等推進事業費	—
270	○ 渡り性水鳥の重要な生息地となっている湿地については、湿地前のネットワークの構築及び維持を通して、保水や地域住民への普及啓蒙を図ります。(環境省)	① ② ③ ④	B-1 B-5 C-1 C-2	進捗中	・関係自治体の交流会等を企画。	・認知度向上が課題。関係自治体への取組支援を進めていく。	—	—	—	・アジア太平洋地域域生物多様性保全推進費 費②アジア地域における生物多様性保全推進費	—
271	○ モニタリングサイト1000などを活用して重要湿地の生態系変化、保水状況を把握します。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・モニタリングサイト1000の陸水域調査、カンガネ調査、種・干潟・アマモ場・藻場調査、サンゴ礁調査、シキリ・チドリ類調査、海鳥調査、ウミガメ調査等を実施。	・調査の継続。 ・重要湿地500の現状の把握と見直し。	—	—	—	—	—
272	○ 漁場の耕うんや水田・用水路の活用などにより、コイ、フナ、ウナギ、コンゴなどの水産動植物の生息・生育環境を改善します。(農林水産省)	③	B-1	進捗中	・平成24年度までの委託事業により、水田・用水路を活用した生息・生育環境の改善手法についての検討を行った。	・委託事業により得られた成果について、今後現場での活動で活かせるように普及していくとともに、漁場の耕うんについても継続して進めていく。	—	—	—	・内水面漁業振興対策事業 ・産地水産業強化支援事業	—
273	○ 生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立つて、養魚防止に向けた効果的なオオクチバス等外来魚の駆除やカワフアナギ、コンゴなどの水産動植物の生息・生育環境を改善します。(農林水産省)	③	B-2	進捗中	・内水面漁業の持ちカワフ外来魚の駆除等の取組を支援することにより、外来魚やカワフの被害防止対策を講じた。 ・アユ、冷水病、コイヘルペスウイルス病等の水産疾病について、検査及び発生状況調査等を実施し、必要なら発生防止措置を講じたこと。	・広域化しているカワフの分散を防止し、漁業被害の軽減を図る。 ・引き継ぎ、水産疾病のまん延防止のため、検査及び調査等を行う。	—	—	—	・内水面漁業振興対策事業 ・消費・安全対策交付金のうち養殖衛生管理体制の整備	—
274	○ 産卵場、育苗施設等の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源を増殖する取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進します。(農林水産省)	③	B-2	進捗中	・漁業者を中心とした地域の人々が実施する産卵場や種苗生産施設等の整備を支援することにより、内水面の生態系保全対策を講じています。	・内水面魚類の生息環境の改善に向けて、現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・内水面漁業振興対策事業 ・産地水産業強化支援事業	—
275	○ 近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となってきており、引き継ぎ河川における外来種対策を進めていくとともに、外来種や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討していきます。(国土交通省、環境省)	② ③ ⑤	B-4 E-2	進捗中	・河川管理者、市町村、地域住民等が共同で外来種対策を行うなどの取組が継続的に実施されている。また、河川における外来種や外来魚の効果的な対策を検討し、検討成果として平成25年度中に外来種対策の手引きと事例集を公表予定。 ・オオクチバス等防除モデル事業を実施した。	・外来種の侵入を未然に防止することが重要であるとともに、継続的な対策の実施が重要。 ・オオクチバス等については、モデル事業実施地域においては一定の効果が見られ、地域が広がった一方、依然として広域に定着していることから、全国的な防除を推進する必要がある。引き続き特徴的な生息系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等 ・特定外来生物防除等推進事業	—
276	○ 生態系への影響について、定量的な評価に基づきリスク管理が図れるよう、種の感受性分布を活用した評価手法を開発します。(環境省)	②	B-2	進捗中	・環境中予測濃度算定のパラメータに統計学的な分布を仮定し、地域別の統計学的分布を推定した。また既存の毒性試験の結果をパラメータ化する。また、種の感受性分布の解析を行った。	・環境中予測濃度算定に統計学的手法を導入するとともに、その検証のための河川水中に農薬濃度のモニタリング調査を行う。また、種の感受性分布によるリスク評価手法の妥当性の検証を行う。	—	—	—	・農薬水産生態リスクの新たな評価手法確立事業	—
2 水環境の改善											
277	○ 国が指定する類型指定が未了の水域については、対象水域の情報を収集・整理したうえで、水生生物保全環境基準類型指定専門委員会の審議に諮り、順次、類型指定の検討を行っていきます。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・平成24年1月に2水域、平成25年6月に1水域の類型指定を行った。	・引き続き、国が指定する類型指定が未了の水域について、対象水域の情報を収集・整理していき、類型指定の検討を行う。	—	—	—	・水域類型指定設定・見直し検討費	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
278	○水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域は、平成25年度末時点で37水域となった。残りの海域についても、審議に必要な資料がそろった水域と、二次検討を進めていきます。(環境省) ○「都道府県が行う水質環境指定事務の地理基準」の通知(平成18年6月)により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る指を定めます。(環境省)	③	既に達成済み	既に達成済み	平成24年11月22日水域、平成25年6月に1水域の類型指定を行った。 ・平成24年度に、ニルフェノール及びLASを環境基準追加したことに伴い、通知を改正し、都道府県等に周知した。 ・平成24年度に、有害性の評価を行った。環境基準に追加した。 ・水生生物の保全に係る環境基準への追加がなされた。ニルフェノール及びLASについて、排水規制への追加の検討を行っている。	・引き継ぎ、国が指定する類型指定が未了の水域について、対象水域の情報を収集・整理している。類型指定の検証を行う。 ・引き継ぎ、必要に応じて、通知を改正し、都道府県等に周知を行う。 ・引き継ぎ、毒性値が高いとされる物質について、必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進める。 ・引き継ぎ、排水規制等に関する専門家の知見をふまえて検討を行う。	40水域(平成24年度末)	37水域(平成23年度末)	40水域	・水質環境指定設定・見直し検討費	21
279	○「都道府県が行う水質環境指定事務の地理基準」の通知(平成18年6月)により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る指を定めます。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・平成24年度に、有害性の評価を行った。環境基準に追加した。 ・水生生物の保全に係る環境基準への追加がなされた。ニルフェノール及びLASについて、排水規制への追加の検討を行っている。	・引き継ぎ、必要に応じて、通知を改正し、都道府県等に周知を行う。 ・引き継ぎ、毒性値が高いとされる物質について、必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進める。 ・引き継ぎ、排水規制等に関する専門家の知見をふまえて検討を行う。	—	—	—	—	—
280	○毒性値が高いとされる物質について必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進めていきます。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・水生生物の保全に係る環境基準への追加がなされた。ニルフェノール及びLASについて、排水規制への追加の検討を行っている。	・引き継ぎ、必要に応じて、通知を改正し、都道府県等に周知を行う。 ・引き継ぎ、毒性値が高いとされる物質について、必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進める。 ・引き継ぎ、排水規制等に関する専門家の知見をふまえて検討を行う。	—	—	—	・水生生物保全に係る環境基準策定費	—
281	○水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について監視を行います。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・水生生物の保全に係る環境基準への追加がなされた。ニルフェノール及びLASについて、排水規制への追加の検討を行っている。	・引き継ぎ、必要に応じて、通知を改正し、都道府県等に周知を行う。 ・引き継ぎ、毒性値が高いとされる物質について、必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進める。 ・引き継ぎ、排水規制等に関する専門家の知見をふまえて検討を行う。	—	—	—	・排水対策推進費	—
282	○「今後の河川水質管理の指針について(案)」(平成21年3月改訂)及び「今後の湖沼水質管理の指針について(案)」(平成22年6月)に基づき、河川・湖沼における生物の生態・繁殖環境の指標である「豊かな生態系の確保」の観点から調査を実施します。(国土交通省)	② ③ ⑤	B-3 E-2	進捗中	・平成17年より「豊かな生態系の確保」の観点から河川の水質調査を実施し、平成24年度は約60%(162地点/270地点)で最も高い年間総合評価(Aランク)が得られた。 ・湖沼についても平成22年より水質調査を開始しており、平成24年度は、水質による評価では約38%(5地点/14地点)、生物による評価では50%(4地点/8地点)で最も高い年間総合評価(Aランク)が得られた。	・引き継ぎ、必要に応じて、通知を改正し、都道府県等に周知を行う。 ・引き継ぎ、毒性値が高いとされる物質について、必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進める。 ・引き継ぎ、排水規制等に関する専門家の知見をふまえて検討を行う。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	—
283	○流出水対策及び湖沼環境保護地区制度に関する環境調査、水質モニタリングの取りまとめ及び各県へのヒアリングを行い、施策の効果を検証します。(環境省、農林水産省)	③	B-3	その他	・流出水対策等により施策の効果を検証した。流出水対策の取りまとめ及び各県へのヒアリングを行い、施策の効果を検証します。(環境省、農林水産省)	・流出水対策の一層の推進と効果の検証が課題であり、これら課題への対応を検討。 ・流出水対策等により施策の効果を検証した。流出水対策の取りまとめ及び各県へのヒアリングを行い、施策の効果を検証します。(環境省、農林水産省)	平成24年度に取りまとめ	—	—	・湖沼水質保全施策採組み再構築事業	—
284	○汚濁メカニズムの解明のうち、定量的な解明が図られていない難分解性有機物、湖内で生産される有機物について調査、検討を実施します。また、水質障害、生態系の変化等を誘因する湖沼の登陸・りん比の水質との関係解明及び管理手法の調査、検討を実施します。(環境省)	③	B-3	進捗中	・全国9湖沼にて難分解性有機物調査の実施。	・難分解性有機物等の水質汚濁メカニズムの解明。	平成25年度に取りまとめ	—	—	・湖沼流域水循環健全化事業	—
285	○河川の水質浄化対策を引き続き進めるとともに、水環境の悪化が著しい河川等においては、水環境改善に積極的に取り組んでいる地方自治体等と河川管理者、下水管理者等、関係者が一体となり、「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスII)」を策定し、水質改善の取組を重点的に実施します。(国土交通省)	② ③	B-3	進捗中	・当該施策は平成19年度から開始しており、「第二期水環境改善緊急行動計画」のもと、関係機関と連携して水質改善のとりにくみを実施。	・引き継ぎ、水環境の改善を図っていく。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	—
286	○農業用排水路などから河川・湖沼などへ排出される汚濁負荷量を削減する対策として、水路内における水質浄化施設整備や、農業排水を再利用することにより、水稲の生育による吸収や水田の持つ脱窒作用などにより汚濁負荷量を削減する環境かんがい施設の整備などを引き続き推進します。(農林水産省)	③	B-3	進捗中	・平成25年度は、水質保全対策事業(水質保全施設整備)を全国で3地区実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・農山漁村地域整備事業費	—
287	○「自然の浄化力を活用した新たな水質改善手法に関する資料集(案)」(平成22年8月)等を参考に、湖沼の生態系の保全・再生等による水質改善に取り組みます。(国土交通省)	② ③	B-3 E-2	進捗中	・浄化機能を活用した水質改善の取組を実施。	・引き継ぎ、水質改善の取り組みを推進。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
288	○ 地下浸透機能 地下水採取制御、モニタリング、雨水浸透施設等の設置促進などによる地下水保全対策を引き続き実施するとともに、地域における地下水や湧水の保全・復活活動を推進するための取組を進めます。(国土交通省、環境省)	③	進捗中	進捗中	・洪水対策として、雨水貯留・浸透施設により、雨水を一時的に貯留する施設を準備するほか、雨水浸透施設の設置に対して財政的支援を実施し、下水道管理者、河川管理者等の関係者が協力した雨水浸透施設の整備促進のため、浸透能力の底上げを図る。また、農地及び維持管理の考え方について整理し、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き(案)」として取りまとめた。 ○ 地下水汚染の未然防止のための制度を創設し(平成24年6月施行)、同制度を着実に実施している。 ○ 地下水環境基準項目において最も超過率の高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、各地域の状況に応じた、地域的・総合的な取組を推進するため、制度を検討。	・洪水対策として、雨水貯留・浸透施設の設置について、自治体への財政的支援を今後とも継続するとともに、雨水貯留・浸透施設の設置を促進するため、引き続き検討を進めていく。 ・平成23年度の改正法施行時点では既に設置されていた施設については、構造基準等が3年間適用適用期満了されるため、この期間において事業者の構造基準等への対応をより一層促進する。 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、家畜糞が多岐にわたり(家畜排せつ物、施肥、生活排水等)、また、面的な汚染であることから、排水規制等の一律規制・点検対策では限界があり、各地域の状況に応じた、地域的・総合的な取組を推進することが必要である。	—	—	—	・社会資本整備総合交付金 ・下水道関連事業予算	
289	○ 冷水排水に対する対策として、貯水池内の任意の水深から取水できる遊揚取水設備を設置し、流入水温に近い水温層を選んで下流に放流します。(国土交通省)	③	B-3	進捗中	・選択取水設備を設置したダムにおいて適切な運用を図り、冷水放流対策を行った。	・今後とも引き続き、選択取水設備等の設置・運用などにより、冷水放流対策に取り組む。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
290	○ 濁水の長期化に対して、適切な濁度の層の水を選んで放流できる選択取水設備や洪水の終了により濁度が低下した流入水について貯水池を迂回させて下流へ直接放流する洪水バイパスの設置・運用などにより、濁水の放流期間の短縮に努めます。(国土交通省)	③	B-3	進捗中	・選択取水設備や洪水バイパスを設置したダムにおいて適切な運用を図り、濁水放流期間の短縮に努めた。	・今後とも引き続き、選択取水設備や洪水バイパス等の設置・運用などにより、濁水の長期化対策に取り組む。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
291	○ 高栄養化対策として、貯水池内から空気を吹き上げ、表層と下層の水を混合させ水温を下げることで、水の対流を発生させる曝気循環装置などの設備を設置・運用し、プランクトンの増殖の抑制を図ります。(国土交通省、農林水産省)	③	B-3	進捗中	・曝気循環装置等を設置したダムにおいて適切な運用を図り、富栄養化防止に努めた。	・今後とも引き続き、曝気循環装置等の設置・運用などにより、富栄養化対策に取り組む。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
292	○ 河川における流水の、河川整備を維持するための必要な流量である正流量について、河川整備基本方針で設定するとともに、正流量を確保するための対策として、ダムなどの既存施設の有効活用や水利用の合理化などを検討していきます。(国土交通省)	③	B-3	進捗中	・正流量について、河川整備基本方針で設定し、正流量確保のために、ダムなどの既存施設の有効活用や関係機関との調整による水利用の合理化などを検討・実施している。	・今後とも引き続き、正流量確保のための取り組みを推進する。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
293	○ 清流回復の一助として、舊津川中流域では、夏期の水温上昇の防止、秋期のサケの遡上に対応した試験放流を実施し、これによりサケの遡上が復活するなどの効果を確認しています。引き続き、水利用更新の機会などをとらえ、発電に伴う濁水区間の清流回復に取り組めます。(国土交通省)	③	B-3	進捗中	・平成24年度は、29ダムにおいて弾力的管理試験に取り組んでいる。 ・昭和63年より発電水利用者の協力を得て取組を開始して以来、平成24年度末時点まで約5,700km区間において清流が回復している。	・今後とも引き続き、河川環境の保全・改善のために、ダムの弾力的管理試験の取り組みを推進する。 ・引き続き、発電水利用者の協力を得ながら、対象発電所の水利用更新の機会などをとらえ進めていく。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
294	○ これまでも、各地で浄化用水の導入などが検討・実施されてきていましたが、平成17年より全国7モデル地域において、下水再生水、雨水貯留水、地下水などの水源、水質などを調査するとともに、その結果に基づき、平常時の流量回復、水質改善のための水路の整備、維持管理及び活用方策などについての検討を進め、「都市の水辺整備ガイドブック」(平成21年2月)を作成しています。また、「環境用水に係る水利用許可の取扱いについて」(平成18年8月)により、河川の流水を使用して環境用水を過水使用する場合に必要となる、河川法上の取扱いに関する基準が明確化されており、今後とも地域の特徴に応じた清流の再生を促進します。(国土交通省)	③	B-3	進捗中	・環境用水の導入を円滑に行えるように、明確化した水利用の基準に基づき、地域生活圏の下、水質、親水空間、修景等生活環境意匠は自然環境の維持、改善等を図っている。	・引き続き、環境用水を目的とする水利用許可申請が提出されれば平成18年3月の取扱い基準に基づき審査を行った上で許可を行っていく。	—	—	—	—	
295	○ 農業水利用施設を有効活用し、環境用水を再生することにより、地域での清流を再生させる取組を支援していきます。(農林水産省)	③	進捗中	進捗中	・平成25年度は、3地区において環境用水を取得する取組を支援している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・農業競争力強化整備事業費	
296	○ ダムの弾力的管理試験による河川環境改善に向けた取組を進めるとともに、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なものとします。(国土交通省)	③	B-3 E-2	進捗中	・平成24年度は、29ダムにおいて弾力的管理試験に取り組んでいる。	・今後とも引き続き、河川環境の保全・改善のために、ダムの弾力的管理試験の取り組みを推進する。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
3	住民との連携・協働		A-1 ③	進捗中	・自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組等において、住民との連携・協働を図っている。	・引き続き、自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組等において、住民との連携・協働を図っていくものとする。	—	—	—	—	
4	河川を活用した環境教育や自然体験活動										

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
298	○ 子どもたちの川を活かした体験活動や職業学習の場を拡大し、また、地域の子どもたちが体験活動の充実を図るため、引き続き「子どもたちの川」再発見プロジェクトを推進するとともに、川の自然環境や危険性を伝える指導者育成などを進めます。(国土交通省、文部科学省、環境省)	①	A-1	進捗	○ 全国の市民団体及びその協議会などと連携し、川での体験活動を支援・推進するあらゆる活動を、時代に合わせて総合的に展開しています。特に、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身に付けた指導者を養成する指導者養成の支援や、川で学ばせる体験活動の意義を認識し全国の川で活動する人たちが交流する場を確保する普及啓発活動などを進めます。(国土交通省)	○ 河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもたちが川の自然環境や危険性を伝える指導者育成を進め、子どもたちの川を活性化させる。平成24年度、本年度の提供を行っており、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
299	○ 全国の市民団体及びその協議会などと連携し、川での体験活動を支援・推進するあらゆる活動を、時代に合わせて総合的に展開し、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身に付けた指導者を養成する指導者養成の支援や、川で学ばせる体験活動の意義を認識し全国の川で活動する人たちが交流する場を確保する普及啓発活動などを進めます。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	○ 各地域において、多様な関係者が連携し、河川における水難事故防止のため啓発、情報提供等を実施している。 ・RACが「全国一斉1万人、川の流れる体験キャンペーン」の支援を通じて河川水難事故防止に資する人材育成の推進を図っている。	○ 引き続き、河川利用者の安全意識向上のための取組を推進する。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
300	○ 国土交通省では、インターネットや携帯端末によるリアルタイムの雨量、河川の水位などの情報を提供しています。また、急な増水による河川水難事故を防止するため、緊急時に取組事項などをまとめたアクションプランやその後の水難事故を受けた今後の具体的な対策等をもとめた報告書を受け、関係機関と連携した取組を推進するとともに、川の安全利用に関するリーフレットなどによる啓発などを実施します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	○ 各地域において、多様な関係者が連携し、河川における水難事故防止のため啓発、情報提供等を実施している。 ・47都道府県において川の防災情報(http://www.river.go.jp/)上で河川防災情報等のデータを提供を実施。 ・全国水難事故マップの整備を図り、危険箇所の情報提供を図っている。 (http://www.mizube-support-center.org/map/sunan/) )	○ 引き続き、河川利用者の安全意識向上のための取組を推進する。 ・また、全ての都道府県において川の防災情報(http://www.river.go.jp/)上で河川防災情報等のデータを提供を実施。	—	—	—	・治水事業等関係費	
301	○ 次世代を担う子どもたちが、身近な水環境への関心を高める機会として、「こども水辺レンジャー」の顕著な活動に対する表彰及び活動報告会など、これらの活動事例が、各地域で取り組まれている水環境保全活動の一層の普及となるよう引き続きこども水辺レンジャーの取組を推進していきます。(環境省)	① ③		進捗中	○ 平成24年度は22団体からの応募があり、そのうち6団体に対して環境大臣賞等の表彰を行うとともに、受賞者の活動事例発表会を開催した。また、生物多様性の観点等から必要な専門的知識を書籍・啓発するための指導者研修を17名の参加を得て実施した。 ・平成25年度も引き続き都道府県等の協力を得て実施している。	○ 事業実施における情報発信の工夫等を行い、継続的に事業効果の拡大を図っていく。	—	—	—	・水環境保全活動普及促進事業	
5. 河川環境に関する調査研究											
302	○ 河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育環境などを容易に把握することができ、河川の整備、管理に活用します。(国土交通省)	③ ⑤	E-2	進捗中	○ 魚類、底生動物、植物、鳥類、陸上昆虫類、両生類、爬虫類、哺乳類、動植物プランクトンの調査結果を公表し、計画策定、事業実施の際に活用している。	○ 調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
303	○ 全国の河川水辺の国勢調査の結果を、全国的な分布の分析や、時系列的な傾向の把握のスピードが格段にアップすること、情報公開に迅速に対応できることなど、河川水辺の国勢調査で得られた膨大なデータの整理・分析・活用をより効果的に行うとともに、当該情報を一般の多くの方々から提供することが可能となるよう、調査結果の電子化、GIS化を進めます。また、自然環境保全基礎調査と他の全体的な調査データとの相互利用を推進します。(国土交通省、環境省、農林水産省)	③ ⑤	E-2	進捗中	○ 河川水辺の国勢調査の結果については、電子化、GIS化し、HP上に公開している。	○ 調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等 ・自然環境保全基礎調査費	
304	○ 平成19年3月に河川水辺の国勢調査の実施要領を改定し、基本調査のうち、魚類調査、底生動物調査については原則5年、植物調査、鳥類調査、両生類、爬虫類、哺乳類調査、陸上昆虫類など調査については原則10年で行われる調査を1巡できるように進めるとともに、今後さらさら一層の利活用を図ります。(国土交通省)	③ ⑤	E-2	進捗中	【施策番号302に同じ】	【施策番号302に同じ】	—	—	—	【施策番号302に同じ】	
305	○ 流況が比較的安定している多摩川、流量変動の大きい千曲川、流況土砂量が多い美しい砂州が形成されている木津川、河川、激甚災害対策特別緊急事業により大規模な改修が行われた北川、自然復元型川づくりによって河川の蛇行再生を実施している津川、広大な干原や河口部の汽水域などの環境を有する岩木川の6河川を対象として、今後も、現地調査をベースにした、共同研究を進めます。(国土交通省)	③ ⑤	E-2	進捗中	○ 岩木川、多摩川、千曲川、五ヶ瀬川、十勝川の5河川をフィールドとし、現地調査をベースとした研究が進められている。	○ これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に広く反映させることが必要。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
306	○ 現在までに、魚類の生息場所に関する調査・研究を数多く行い、得られた成果は多自然川づくりを実施する際の河道計画、河岸の設計手法に反映されています。流況や土砂供給量に関する調査・研究では、付着藻類や底生動物の生息状況を中心に基礎的な検討を行い、得られた成果は正常流量の施設、土砂還元などの具体的な施策を考える際の基礎資料として活用されています。また、研究成果を分かりやすく発信する試みも行っており、河川技術者の育成、環境教育の実践にも力を入れています。(国土交通省)	① ③ ⑤	A-1 E-2	進捗中	多自然川づくりを推進する際の河道計画、河岸の設計手法に反映させるための魚類の生息場所に関する調査・研究等を行っている。	引き継ぎ、多自然川づくりを実施する際の河道計画、河岸の設計手法に反映させるための魚類の生息場所に関する調査・研究等を行っている。	-	-	-	治水事業等関係費	
307	○ 市民の河川環境への関心を高める機会として、引き継ぎ市民との協働による水生生物調査を実施します。(国土交通省、環境省)	① ⑤	A-1	進捗中	当該調査は昭和59年より毎年実施しており、平成24年度は約6万人の参加を得て、全国の河川の2,432地点において調査を実施し、全体の59%の地点でサワガニやカワクラゲ等の指標生物の生息が確認され、「きれいな水」と評価された。	引き継ぎ水生生物調査を実施。	-	-	-	治水事業等関係費 社会資本整備総合交付金等	
第9節 沿岸・海洋											
(総括) 海洋の生態系サービスの持続可能な利用等のために、基礎情報の整理、島嶼における外来種駆除、許可漁業における規制の実施や混獲回避措置ほか、各種の管理措置を行っています。また、藻場や干潟等の保全・創造・再生、地域も参加した海岸環境の保全・再生、漂着ゴミ対策や水質調査などの取組も進められました。											
1 沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全											
308	○ 藻場、干潟、サンゴ礁など浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的に実施し、自然環境データの充実に努めるとともに、海洋生物の希少性の評価手法等を検討し、海洋の希少な生物の情報整備を図ります。(環境省、農林水産省)	⑤	E-2	進捗中	モニタリングサイト1000において、藻場、干潟、サンゴ礁などの生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。また、海洋生物の希少性の評価手法について検討を行い、その手法に基づいた純漁のその評価検討を開始。	モニタリング調査は現在の取組を継続して進めていく。 海洋生物レッドリストを平成28年度まで作成する事を旨とする。	-	-	-	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 海洋生物情報整備推進費	
309	○ 海浜、気候、地形的条件などにより海域区分を行い、区分ごとの典型的な特徴を持つ干潟、藻場、サンゴ礁をはじめ、野生生物の生息や繁殖にとって重要な海域などに着目して、生物多様性の観点から重要な海域を抽出します。また、それらの重要な海域の保全状況をもとに、保護の強化が必要な海域がどの程度存在するか明らかになります。(環境省)	⑤	C-1	進捗中	海洋保護区の検討に基づき、基礎情報として、平成23～25年度にかけて重要海域の抽出作業を進めている。	保護の強化が必要な海域の抽出。	平成25年度までに重要海域抽出	平成23～25年度にかけて重要海域抽出作業に着手(平成25年度まで)	-	国立・固定公園新規格指定等推進事業費	
310	○ 海洋生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性の保全上重要な海域の危機要因を分析し、必要な対策を検討します。(環境省)			その他	平成25年度に重要海域を抽出し終えてから着手予定。	対策が困難な危機要因への取組が課題。	平成27年度までに重要海域の危機要因と対策の検討	平成23～25年度にかけて重要海域抽出作業に着手(平成25年度まで)	-		
311	○ 沿岸域を含む海洋全域における生物多様性の保全を総合的に推進するため、海洋における重要生態系と海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係各省の連携のもとに進めます。(環境省、国土交通省、関係府省)	⑤	E-2	進捗中	モニタリングサイト1000において、藻場、干潟、サンゴ礁の生態系を含め、全国の地点において日本を代表する生態系のモニタリング調査を実施している。また、結果を海洋生物地理情報システム(OBIS)に提供するため、その日本ノートであるJ-ROD(Japan Regional OBIS Node)と調整中。	現在の取組を継続して進めて行く。	-	-	-	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
312	○ 海洋基本計画に基づき、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下に明確化されたわが国における海洋保護区の設定のあり方に沿い、海洋生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的とした海洋保護区の設定の推進と管理の充実にも努めます。その際、ネットワーキングの重要性について考慮するとともに、確証の管理の考え方のもとに各種の法規制と漁業者の自主規制を基本として、漁業資源の維持を図りながら海洋の生物多様性の保全を目指す。知床世界自然遺産地域など多利用型統合的領域管理計画の事例なども参考にし、漁業者をはじめとした様々な利害関係者の合意形成を図ります。(環境省、関係府省)		C-1	進捗中	海洋保護区の検討に基づき、基礎情報として、平成23～25年度にかけて重要海域の抽出作業を進めている。瀬戸内海国立公園において海域公園地区を指定。	重要海域の情報をもとに、海洋保護区の設定も含む管理の方向を検討。	わが国の管轄内水域の保護率(平成32年)	約86.3% (平成23年5月)	約86.3% (平成23年5月)	国立・固定公園新規格指定等推進事業費	5

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
313	○ 国立・国立公園の総点検事業の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、広域的な生物多様性保全の取組となる「藻場・干潟・サンゴ礁」の分布や海流、陸域とのつながりを考慮したうえで、海域における国立・国立公園の指定・再配置や海城公園地区の指定を進めたい。さらに、海城公園地区については、必要に応じて規制の対象となる種を定め、保全を推進します。(環境省)	③	進捗中	・平成25年6月に瀬戸内海国立公園において海城公園地区を指定するとともに、平成25年度中に慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園に海城公園地区を指定することを旨として、平成25年8月及び9月にそれぞれハブリックコメントを実施した。また、採種規制区域及び採種規制植物については、海城公園地区の指定と併せて瀬戸内海国立公園で新規に指定しており、慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園においても海城公園地区の指定に併せて、指定を行うべくハブリックコメントの実施等の作業を進めている。	③	進捗中	—	国立公園海城公園地区数:110箇所 国立公園海城公園地区数:68箇所 (平成23年度末)	国立公園海城公園地区数:114箇所 国立公園海城公園地区数:68箇所 (平成25年9月末)	・国立・国立公園新規指定等推進事業費	—
314	○ 国立公園内で白化現象やオニヒトデの発生などによりサンゴ礁生態系が劣化している海城において、オニヒトデの駆除やサンゴ群集の修復などを行うほか、フミガメの産卵地となった砂浜において、海城公園の指定・再配置や海城公園地区の指定を進めたい。さらに、海城公園地区については、必要に応じて規制の対象となる種を定め、保全を推進します。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・平成24年度中に5つの国立公園でオニヒトデの駆除を行うとともに、11の国立公園においてオニヒトデの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施。 ・平成24年度は、12の国立公園の沿岸において、86回自然観察会を開催。 ・平成24年度までに2つの国立公園において、沿岸・海城における適正な保全と利用のあり方について検討を行った。	③	進捗中	マリンワーカー事業・海城を有する14国立公園で実施 (平成24年度)	マリンワーカー事業・海城を有する14国立公園で実施 (平成25年度)	・国立・国立公園新規指定等推進事業費	—
315	○ 国立公園内の沿岸域などにおいて自然観察会などを積極的に開催するとともに、国立公園における海城の適正な保全と利用のあり方について検討し、パンフレット、ホームページなどを通じて、必要な情報を提供し、海城利用の普及啓発を推進します。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・平成24年度は、12の国立公園の沿岸において、86回自然観察会を開催。 ・平成24年度までに2つの国立公園において、沿岸・海城における適正な保全と利用のあり方について検討を行った。	③	進捗中	—	—	・国立・国立公園新規指定等推進事業費 ・国立公園内生物多様性保全対策費	—
316	○ 海城の国立公園内の自然観察会などの調査を巡りながら、全国的又は国際的な鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方も見直し、保護区の再編を図ります。(環境省)	②	進捗中	進捗中	・国立公園の海城公園地区内においては、汚水や排水を規制し、海城の生物多様性の保全を図っている。	②	進捗中	—	—	【施策番号38】に同じ	—
317	○ 既存の制度等を初年度に活用し、海城における生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用のため、その管理の充実も含めた海洋保護区の設定を適切に推進するとともに、漁業者の自主的な共同管理によって、生物多様性を確保しながら、これを持続的に利用していくような海城も、効果的な保護区となりうるという基本認識の下、こうした日本型海洋保護区の浸透を図っていく予定です。(農林水産省)	① ② ④	進捗中	進捗中	・生物多様性に配慮した漁業推進事業において、資源管理手法としての海洋保護区の効果について、国内外の事例を調査し、総合的検証を実施している。また、国内漁業者への普及啓発及び日本型海洋保護区の対外的発信を行うためのパンフレットの作成作業を実施している。	① ② ④	進捗中	—	—	・生物多様性に配慮した漁業推進事業	—
318	○ 自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000などを活用して、藻場・干潟に関する情報整備を進め、保全施策に活用していきます。(環境省)	⑤	進捗中	進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場・干潟の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	⑤	進捗中	—	—	—	—
319	○ 同節1.2「海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、藻場・干潟の保全を進めます。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・水産基礎整備事業 ・藻場・干潟の造成を平成24年度に738ha実施した。 ・水産多面的機能発揮対策 ・漁業者等を中心とする活動組織を立ち上げ、各地域に設置する地域協議会において計画の採択を実施していること。本年度からの事業のため成果は次年度以降。	③	進捗中	藻場・干潟の保全・創設 4,800(5,660)ha整備 (平成19～23年度実績) (平成24～28年度)	藻場・干潟の保全・創設 4,800(5,660)ha整備 (平成19～23年度実績) (平成24～28年度)	・水産基礎整備事業 ・水産多面的機能発揮対策	22
320	○ 同節1.2「海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、藻場・干潟の保全を進めます。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・水産基礎整備事業 ・藻場・干潟の造成を平成24年度に738ha実施した。 ・水産多面的機能発揮対策 ・漁業者等を中心とする活動組織を立ち上げ、各地域に設置する地域協議会において計画の採択を実施していること。本年度からの事業のため成果は次年度以降。	③	進捗中	—	—	・国立・国立公園新規指定等推進事業費	5
321	○ 同節1.2「海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、藻場・干潟の保全を進めます。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・水産基礎整備事業 ・藻場・干潟の造成を平成24年度に738ha実施した。 ・水産多面的機能発揮対策 ・漁業者等を中心とする活動組織を立ち上げ、各地域に設置する地域協議会において計画の採択を実施していること。本年度からの事業のため成果は次年度以降。	③	進捗中	—	—	—	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項	数値目標
322	○ 港湾整備により発生した遊沫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深掘削の理め直しを推進します。(国土交通省)	③	B-1 B-3	進捗中	○ 遊沫土砂を有効活用し、徳山下松浜の干潟の再生や、東京湾、大飯湾において深掘削の理め直し、水生生物が増加 ○ 深掘削の理め直しにより青潮の要因となる貧酸素水域の発生する場所の減少など、沿岸域の生物多様性の保全、再生の取組を推進した。	・遊沫土砂を有効活用し、徳山下松浜の干潟の再生や、東京湾、大飯湾において深掘削の理め直し、水生生物が増加 ・深掘削の理め直しにより青潮の要因となる貧酸素水域の発生する場所の減少など、沿岸域の生物多様性の保全、再生の取組を推進した。	干潟の再生の割合：約40% (平成28年度末)	干潟の再生の割合：約37.8% (平成28年度末)	干潟の再生の割合：約38.0% (平成24年度末)	・港湾整備事業費	23
323	○ 生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組めます。(農林水産省)			進捗中	・農業集落排水施設の整備推進が図られたことにより、平成24年度には農業集落排水処理人口普及率が87% (福島県を除く) ※となった。	・農業用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き、船道府県轄管川に基づき、集落排水、下水処理、浄化槽が連携して効果的な施設の整備を推進する。	農業集落排水処理人口普及率 76% (平成29年度)	農業集落排水処理人口普及率 68% (平成21年度)	87.2% ※東日本大震災の影響により調査可能な市町村があるため暫定値	・農山漁村地域整備交付金の内数 ・地域再生基金強化交付金の内数	24
324	○ 漁業系資材のリサイクル技術の開発、普及などの対策を推進することにより、漂流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響の軽減を図ります。(農林水産省)	③		進捗中	・漁業系資材の圧縮・減容技術の開発により、廃棄物スチロールシート等の運搬・処理経路の削減が達成され、一部の市町村で圧縮減容機が導入されている。	・漂流・漂着物及び漁業系資材のリサイクル技術の普及のため、更なるコストダウンを図るとともに、漁業系資材廃棄物の形状燃料に加工し、水産二次加工用のボイラーや乾燥機などの燃料として活用するための技術開発を行う。	-	-	-	・漁場機能維持管理事業のうち漁場漂流・漂着物対策促進事業	
325	○ 赤潮・貧酸素水域の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。(農林水産省)	③	B-3	進捗中	・平成25年度から下記のとおり、赤潮・貧酸素水域対策推進事業を実施する。(1)有言赤潮等発生監視と発生機構の解明 (2)有言赤潮モニタリング技術の高度化及び発生機構の解明、予察技術等の開発 (3)リリーカラー発生モニタリング、発生機構解明、予察技術開発 (4)赤潮・貧酸素水域広域連続観測技術の開発 (5)漁場生産力向上のための漁場改善実証試験	・赤潮・貧酸素水域対策推進事業を実施することにより、赤潮・貧酸素水域の発生監視体制の強化等の推進に努める。	-	-	-	・赤潮・貧酸素水域対策推進事業	
326	○ 漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進します。(農林水産省)	③	B-2	進捗中	・漁場の効用回復に資する堆積物除去等を平成24年度に35,722ha実施した。	・漁場の効用回復に資する堆積物除去等を平成28年度までにおおむね23万ha実施することを目標としており、今後とも目標達成に向けて事業を推進していく。	堆積物の堆積物除去：23万ha (平成24～28年度)	堆積物の堆積物除去：31,343,919ha整備 (平成19～22(23)年度実績)	-	・水産基金整備事業	25
327	○ サング礁生態系の保全・再生及び持続可能な利用を促進し、地域社会の持続可能な発展を図るために策定したサング礁生態系保全行動計画の実施を推進します。(環境省)		B-5	進捗中	・平成23年度から「サング礁生態系保全行動計画」を毎年開催している。	・計画に沿った行動の実施が、サング礁生態系の状態の改善に十分ではない懸念がある。策定後も今後程度を目標に行動計画の見直しを行う。	平成27年度まで実施後、計画見直し	毎年点検	-	-	
328	○ 「サング礁生態系保全行動計画」を推進し、サング礁生態系とそれに関連する社会経済的変動も把握するための適切な評価指標を検討しつつサング礁生態系保全行動計画の実施の点検を行うとともに、関係省庁や自治体等と情報共有を図ります。(環境省)		B-5	進捗中	・平成23年度から「サング礁生態系保全行動計画」を毎年開催している。	・計画に沿った行動の実施が、サング礁生態系の状態の改善に十分ではない懸念がある。策定後も今後程度を目標に行動計画の見直しを行う。	平成27年度まで実施後、計画見直し	毎年点検	-	・国立・固定公園新規指定等推進事業費	
329	○ モニタリングサイト1000などを活用して、サング礁に関する情報整備を進めます。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場・干潟の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
330	○ 同節1.2「海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、サング礁の保全を図ります。(環境省)		C-1	進捗中	同節1.2「海洋生物多様性の保全のための保護区」参照	同節1.2「海洋生物多様性の保全のための保護区」参照	-	-	-	・国立・固定公園新規指定等推進事業費	5
331	○ 沖縄県の石面礁湖・高知県の竹ヶ島においてサング礁の自然再生を促進し、これらを含め引き続き自然公園内におけるサング礁の自然再生事業を推進します。(環境省)	③	D-2	進捗中	・平成25年度「サング礁の再生を目的とした自然再生事業」を実施。また、徳島県が実施した竹ヶ島の自然再生事業に対し自然環境整備交付金により支援。	・引き続き、サング礁の再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。	-	-	-	・自然公園等事業費	
332	○ 沖縄県及び奄美群島において、農地などからの赤土などの流出を防止するため、ほ場勾配修正や沈砂池などの整備を推進します。(農林水産省)	③		進捗中	・平成25年度は、水質保全対策事業(耕土流出防止施設整備)を沖縄県28地区、奄美群島2地区実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	・沖縄振興交付金事業推進費 ・農山漁村地域整備事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
333	○ 国際サンゴ礁イニシアティブ(OIRI)のサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対する適応策を検討するため、サンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援などを行うほか、海洋酸性化に係る研究に取り組めます。(環境省)	⑤	B-5	進捗中	・環境研究総合推進費の課題S-9-5の担当研究者が、地球温暖化と海洋酸性化がサンゴ分布に及ぼす影響を予測。	・研究費の確保が課題。引き続き研究を推進。	—	—	—	・環境研究総合推進費	
334	○ サンゴの生育条件として厳しく、サンゴの減少が危惧される沖ノ鳥島を対象に、現地状況の把握や種苗生産技術の検討を行い、サンゴ増殖手法がイトラランを作成することによって、広くその他海域にも適用できるサンゴ増殖技術の開発を行います。(農林水産省)	③		進捗中	・これまで、沖ノ鳥島のサンゴについて、種苗生産、移植、保全、モニタリング等の一連のサンゴ増殖技術の開発を進め、移植サンゴの産卵が確認されるなど、着実に成果が得られている。	・沖ノ鳥島のサンゴについて、大量の白化や死亡が確認されており、沖ノ鳥島のサンゴ生態系の脆弱化が懸念され、サンゴ生態系の強化が求められている。このため、これまで移植・生育したサンゴ群集を核として、沖ノ鳥島のサンゴ礁を面的に拡大させるための増殖技術を開発する。	—	—	—	・漁場環境・生物多様性保全総合推進事業費のうち厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業費	
335	○ 種の保存法に基づき保護増殖事業計画を策定している種については、それぞれの種の特徴・生育状況や減少要因をふまえ、圧迫要因の除去又は軽減や、生物多様性の保全に配慮した農林業などを適じた生態環境の改善などを行い、様々な保全対策の効果を検証しながら、引き続き事業の充実・強化を図ります。(農林水産省)	② ③	C-2	進捗中	・平成24年10月に新たに保護増殖事業計画を策定したライオウヨウを加えた全49種について保護増殖事業を実施中。 ・国有林野内に生息・生育している希少野生動物種種の保護管理に必要な巡視及び生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施した。	・様々な保全対策の効果を検証しながら、引き続き事業の充実・強化を図る。 ・引き続き、希少野生動物種種の保護管理に必要な事業を推進する。	—	—	—	・特定野生生物保護対策費	
336	○ 北海道の利尻島や尻尾島、石川島のツツ島などの、特に海鳥の繁殖地として重要な離島において、引き続きこれらの生態環境の保全を図ります。(環境省)	②	C-2	進捗中	・尻尾島においてウミガラスの捕獲者の捕獲を行う等、海鳥の繁殖地として重要な離島において生態環境の保全を図っている。	・引き続き生態環境の保全を図る。	—	—	—	・特定野生生物保護対策費	
337	○ 小笠原において海洋島に属された固有種・希少種及び独特の生態系の保全並びに外來種・雑種の除去・外來種・雑種の健全化を実施しており、これを踏まえ引き続き国立公園内における海洋島独特の島嶼(とうしよ)生態系の自然再生事業を推進します。(環境省)	②	D-2	進捗中	・平成25年度、小笠原国立公園内において、植生の復元・外來種の駆除を目的とする自然再生事業を実施。	・引き続き、島嶼生態系の再生を含め、様々な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。	—	—	—	・自然公園等事業費	
338	○ 沖縄県の石西礁湖においてはサンゴ群集の自然再生を実施しており、引き続き自然公園内におけるサンゴ群集の自然再生事業を推進します。(環境省)	③	D-2	進捗中	【施策番号331に同じ】	【施策番号331に同じ】	—	—	—	【施策番号331に同じ】	
339	○ 奄美大島において希少種への脅威となっているマングースについて、低密度状態におけるより効果的な捕獲方法を確立して、根絶に向けて密度を進めるとともに、根絶の目標年度を科学的に検討します。さらに、費用対効果を踏まえ、また、希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外來種の防除を進めます。(環境省、農林水産省)	② ③	B-4	進捗中	・奄美大島及び沖繩本島やほろ島嶼におけるマングース防除のほか、アライワシ防除事業、オオウチハス等防除事業を実施した。モリノシヤの成果と課題について検証を行い、その結果を広く公表した。 ・国有林野の保護林等において、希少種であるアマミノクロウサガ等の生息状況や繁殖個体の調査を行うなど、マングースの防除に資する情報収集等を実施した。	・マングース防除事業については、科学的な検証を行う平成24年度までに奄美大島及び沖繩本島やほろ島嶼において根絶を目指すとともに、根絶に向けて引き続き防除事業を実施する。また、低密度下における効果的な捕獲手法の開発を行う。全国的に定着しているアライワシ及びオオウチハス等については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。 ・引き続き、国有林野においても希少種の防除に資する取組を推進する。	奄美大島のマングース捕獲数及び1000以下の捕獲頭数：0.13 (平成23年度)	奄美大島のマングース捕獲数及び1000以下の捕獲頭数：272頭 (平成24年度)	0.08 (平成24年度)	・特定外來生物防除等推進事業(一部)	26 27
340	○ 利尻、礼文島において、オオハongoソウなどの外來植物の除去などを引き続き実施します。(環境省)	③		進捗中	・オオハongoソウなどの外來植物の除去などを実施した。	・現在取組を継続して進めていく。	国立公園内において優先して除去すべき種の選定等の防除に向けた方針を策定し、計画的な防除を実施	利尻島：オオハongoソウ27,000本を駆除(平成23年度) 礼文島：セイウタンボボ、シロツメクサ等3,150本を駆除(平成23年度)	利尻島：オオハongoソウ20,327本を駆除(平成24年度) 礼文島：セイウタンボボ、シロツメクサ等2,250本を駆除(平成24年度)	・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワンカー事業)	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
341	○ 小笠原諸島、南西諸島などの鳥類(トウエビ)など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討・実施します。この際、国有林に隣接・介在する民有林における対策も公益的機能維持増進協定制度を活用するなどして一体的に推進します。(環境省、農林水産省)	② ③	B-4	進捗中	・奄美大島、琉球諸島(トカラ列島以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生態・生育地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の指定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。(環境省、文部科学省、農林水産省)	・奄美大島、琉球本島やんぼる地域において、マングーアの防除、小笠原国立公園におけるグリーンアノールや西表石垣国立公園におけるオオヒキガエルの駆除作業を実施。 ・国有林野において、外来植物であるアカギ、モクマオウなどの駆除等を実施した。 ・外来植物の効率的な駆除を推進するため、国有林に隣接・介在する民有林における対策として公益的機能維持増進協定制度の活用を検討している。	奄美大島のマングーア侵入捕獲数及び1000以下の捕獲頭数(平成34年度) 0.13 (平成23年度)	奄美大島のマングーア捕獲数及び1000以下の捕獲頭数:272頭(平成23年度)	0.08 (平成25年度)	・特定外来生物防除等推進事業(一部) ・森林整備・保全費	26 27
342	○ 奄美・琉球諸島(トカラ列島以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生態・生育地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の指定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。(環境省、文部科学省、農林水産省)	② ③	C-1	進捗中	【施策番号69に同じ】	【施策番号69に同じ】	—	—	【施策番号69に同じ】	【施策番号69に同じ】	
343	○ 引き続き、モニタリングサイト1000など各種調査の実施により、ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類などの生態状況を把握し、幅広く海洋の生態系に関する情報収集を進めるとともに、これらの科学的データに基づき適切な海洋生物の保全のための取組を進めます。(環境省、農林水産省)	⑤	E-2	進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場、干潟の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	・現在、取組を継続して進めていく。	—	—	—	・特定野生生物保護対策費	
344	○ 希少な野生水生生物の科学的知見の集積・取組を回り、生態系全体としての保全と持続的利用のあり方を検討します。(農林水産省)	① ② ④	C-2	進捗中	・生物多様性に配慮した漁業推進事業において、水産資源の希少性を適切に評価するための情報及び手法の調査・検討を実施し、希少性評価を推進する。また、沿岸漁業海鳥混獲防止対策事業において、ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類などの生態状況を把握し、幅広く海洋の生態系に関する情報収集を進めるとともに、これらの科学的データに基づき適切な海洋生物の保全のための取組を進めます。(環境省、農林水産省)	・引き続き、水産資源の希少性を適切に評価するための情報及び手法の調査・検討を実施し、希少性評価を推進する。また、沿岸漁業海鳥混獲防止対策事業において、ウミガメ類、海鳥、海棲哺乳類などの生態状況を把握し、幅広く海洋の生態系に関する情報収集を進めるとともに、ウミガメ混獲防止技術の開発を実施している。	—	—	・生物多様性に配慮した漁業推進事業		
345	○ サメ、海鳥、ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。(農林水産省)	① ② ④	B-2	進捗中	・水産資源持続的利用国際動向調査事業において、サメ、海鳥等の混獲の現状等について調査・分析を実施している。また、沿岸漁業海鳥混獲防止対策事業において、ウミガメの定置網の混獲実態について調査するとともに、ウミガメ混獲防止技術の開発を実施している。	・引き続き、混獲の現状等について調査・分析を行い、随時、その結果を踏まえて混獲防止技術の開発を実施する。また、漁業者に対し、混獲防止の方法、捕獲された生存個体の適切な取扱いなどについて指導・普及啓発活動を実施する。	—	—	・水産資源持続的利用国際動向調査事業 ・沿岸漁業海鳥混獲防止対策事業		
346	○ 希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあっても、生物多様性を配慮しつつ、その来遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。(農林水産省)	⑤	B-2	進捗中	・科学的根拠に基づく捕獲頭数の設定や強化網の閉塞等の被害防止対策を進めているところ。	・引き続き、科学的根拠に基づき捕獲頭数の設定や強化網の閉塞等の被害防止対策を進めている。	—	—	—	・有害生物漁業被害防止総合対策事業	
347	○ 船類などの大型生物による有用水産資源の捕食の悪影響を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。(農林水産省)		進捗中	進捗中	・船類について捕獲調査等の実施により科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会(IWC)等において科学的情報に基づく船類の持続的利用の考えが理解されるよう努めているところ。	・船類混獲調査の安全な取組を進めていく。	—	—	・船資源調査等対策推進費 ・日本沿岸域船類調査事業 ・船類捕獲調査円滑化対策		
2	里海・海洋における漁業										
348	○ 海産資源に依る手法による漁業の保全・造成を推進するとともに、漁業を中心とする多様な担い手によって食糧生物の駆除、違法的多様な土地や国有林を確保した草類、二枚貝の拡散・移殖及び漁場の閉鎖などの維持管理活動を推進します。(農林水産省)	③	B-2	進捗中	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	22
349	○ 生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、異質排水施設などの整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組めます。(農林水産省)		進捗中	進捗中	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	24
350	○ 漁業資源のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進することにより、漂流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響の軽減を図ります。(農林水産省)	③	進捗中	進捗中	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	
351	○ 赤潮・有毒藻水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。(農林水産省)	③	B-3	進捗中	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	



施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
362	○ 漁業許可制度 漁獲可能量(TAC)制度等による資源管理とあわせ、平成23年度からは、新たに導入された資源管理・漁業所得補償対策の下、資源採捕等に即して休漁、漁具・漁法の規制等の漁獲努力量の抑制、種苗放流、漁場改善などの適切な計画的な自主的資源管理をより一層推進する必要があります。このため、漁業者 試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整備等を進めるとともに、基本的に全ての漁業者が資源管理計画に基づき資源管理に参加するよう促します。(農林水産省)	②	B-2	進捗中	当該施策は、平成23年度から実施して指針を策定し、これに沿って漁業者団体は資源管理計画を作成し、幅広い漁業の管理措置を実施している。 ・平成25年3月末現在、全国で1,705件の資源管理計画を作成。	・当該施策により資源管理計画の作成数は着実に増加しており、漁業者は積極的に資源管理とともに自主的な管理措置を実施している。 ・資源管理の一層の推進を図るため、今後すべての漁業者が資源管理計画に基づき資源管理に参加するよう促進を図る。また、資源状況に応じた柔軟かつ機動的な資源管理を各地で実施する必要があるのであるため、関係者が科学的知見に基づいた有効な資源管理措置を検討し、取組内容を見直し仕組みの構築を推進する。	-	-	-	-	-
363	○ 生態系や資源の持続性に配慮した水産物であることを表す水産物ラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じ、その普及に努めます。(農林水産省)	①		進捗中	・生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産物ラベルについて、水産白書に記載し、普及促進を図った。	・生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産物ラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じ、その普及を促進する。	-	-	-	-	-
364	○ 放流計画の策定、種苗の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、森林への影響などに配慮するなど、環境・生態系と調和した増殖を推進します。(農林水産省)	①		進捗中	・水産総合研究センターの研究成果等に基づき指針の作成に向け検討中。	・検討を促進する必要がある。	-	-	-	-	-
365	○ 養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。(農林水産省)			進捗中	・持続的養殖生産確保法第4条に基づき漁場改善計画の策定	・引き続き、漁業協同組合等による自主的な漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促し、持続的な養殖生産の確保を図る。	-	-	-	-	-
366	○ 魚種飼育において、残餌による環境負荷の低減のため、低環境負荷飼料の開発を推進します。(農林水産省)			進捗中	・水産総合研究センターの研究成果等に基づき指針の作成に向け検討中。	・引き続き、漁業協同組合等による自主的な漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促し、持続的な養殖生産の確保を図る。	-	-	-	・水産資源回復対策に必要な経費	-
367	○ さけ、ます増殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ、ます増殖事業を推進します。(農林水産省)	② ③		進捗中	・水産総合研究センターは種の特性と多様性を維持しつつ水産資源確保法第20条に基づいた放流のモニタリングや技術的課題の克服等を踏まえて、生物多様性ととも、放流魚と野生魚の共存を旨として取り組んでおり、モツル河川において自然再生産産態の把握を進めている。	・引き続き、水産総合研究センターが実施する放流のモニタリングや技術的課題の克服等を踏まえて、生物多様性ととも、放流魚と野生魚の共存を旨として取り組んでおり、モツル河川において自然再生産産態の把握を進めている。	-	-	-	・(独)水産総合研究センター運営費交付金	-
368	○ 平成24年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成22年の7割台から9割に推進します。(農林水産省)			進捗中	・持続的養殖生産確保法第4条に基づき漁場改善計画の策定	・引き続き、漁業協同組合等による自主的な漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促し、持続的な養殖生産の確保を図る。	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面生産割合：9割(平成22年)	8.5割(平成25年1月)	-	-	31
369	○ 希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、生態系全体としての保全と持続的利用のあり方を検討します。(農林水産省)	① ② ④	C-2	進捗中	【施策番号344に同じ】	【施策番号344に同じ】	-	-	-	【施策番号344に同じ】	-
370	○ サメ、海鳥、ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。(農林水産省)	① ② ④	B-2	進捗中	【施策番号345に同じ】	【施策番号345に同じ】	-	-	-	【施策番号345に同じ】	-
371	○ 環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全を念頭に食害防止に向けた効果的な外来魚の駆除やカワウの保護管理などの適切な対策を講じます。(農林水産省)	③	B-2	進捗中	・内水面漁業の支障を予防・外来魚の駆除等の取組を行うカワウ・外来魚の駆除等の取組を推進することにより、外来魚やカワウの被害防止対策を講じています。	・広域化しているカワウの分散を防止し、漁業被害の軽減を図る。	-	-	-	・内水面漁業振興対策事業	-
372	○ 希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあっても、生物多様性の保全に配慮しつつ、その来遊距離などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。(農林水産省)	⑤	B-2	進捗中	【施策番号346に同じ】	【施策番号346に同じ】	-	-	-	【施策番号346に同じ】	-
373	○ 魷類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。(農林水産省)		進捗中	【施策番号347に同じ】	【施策番号347に同じ】	【施策番号347に同じ】	-	-	-	【施策番号347に同じ】	-
3	海岸環境										

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
374	○ 海岸法の目的である防風・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域型の海岸づくりを河川管理と連携しつつ推進します。(国土交通省)	①	B-1 C-1	進捗中	・地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域型の海岸づくりを河川管理と連携しつつ推進します。	・地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖積氾濫公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
375	○ 養浜、潜埋や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。(農林水産省、国土交通省)	① ③	B-1 C-1	進捗中	・自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を推進することにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖積氾濫公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
376	○ 「活の創生」事業などにおいて、河口、河道、ダムにたい積している土砂、砂防設備に異常をきたしている土砂、漁港、港湾のたい積土砂や海岸にたい積している土砂などを、学習が進んでいる海岸へ砂や海草(サンドバイン)を行方など、構造物による環境への影響を極力回避し、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的な海岸保全を実施し、併せて自然環境・景観の保全を図ります。(農林水産省、国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・効率的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境・景観の保全を図ることにより、生物多様性の保全に寄与。	・構造物による環境への影響を極力回避し、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的な海岸保全を実施し、併せて自然環境・景観の保全を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖積氾濫公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
377	○ ウミガメやアカトガニといった海生生物やコアサン、チドリ類などの野鳥などにとつて重要な生息場所などとなっている海岸や自然景観との調和を図る必要が高い海岸において施設配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを推進します。(農林水産省、国土交通省)	② ③	B-1 C-1	進捗中	・必要に応じ住民等の参加を得ながら施設配置や構造の工夫を行うことにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・海生生物や野鳥などにとつて重要な生息場所などとなっている海岸等において、施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸の形成を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖積氾濫公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
378	○ ウミガメの産卵地などの海岸や自然度の高い海岸植物群落については、国立・国定公園の指定などによる保護の拡充を検討するとともに、自然公園法に基づき特別地域内において、必要に応じて、許可を受けなければ車馬などの乗り入れをしてはならない区域を指定することなどにより、その保全を図ります。(環境省)		進捗中	進捗中	・平成25年5月に陸中海岸国立公園に指定した、自然度の高い海岸植物群落を拡張して、上三陸復興国立公園として指定した。	・引き続き自然公園の指定の拡大等を推進する。	—	国立公園乗入れ規制区域：19公園35地区(平成23年度末)	国立公園乗入れ規制区域：19公園35地区(平成25年9月)	・国立・国定公園新指定等推進事業費	
379	○ 海岸保全施設等の整備にあたっては、堤防や溝渚工のみで海岸線を維持するのではなく、沖合施設や砂浜なども組み合わせることにより、防護のみならず砂浜の再生、海岸へのアクセス向上などの面で陸揚や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換をより一層推進します。(農林水産省、国土交通省)	① ③	B-1 C-1	進捗中	・護岸や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換を推進することにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・海岸保全施設等の整備にあたっては、堤防や溝渚工のみで海岸線を防護するのではなく、沖合施設や砂浜なども組み合わせることにより、「面的防護方式」から、陸揚や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖積氾濫公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
380	○ すべての国民が気軽に自然とふれあうことのできる利用しやすい海岸とするため、海迎へのアクセスの向上を図るとともに、海岸及びその周辺で行われるさまざまな施策の一層の推進を推進します。(農林水産省、国土交通省)	①	A-1	進捗中	・白砂青松が代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり(自然豊かな海と森の整備対策事業「白砂青松の創出」)を推進。	・白砂青松が代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり(自然豊かな海と森の整備対策事業「白砂青松の創出」)を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖積氾濫公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
381	○ 平成21年7月に成立した海岸漂着物処理推進法に基づき海岸漂着物を総合的かつ効果的に推進し、海岸漂着物対策推進会議等を通じて、関係省庁と連携を密にしながら、海岸漂着物対策の一層の推進に努めます。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・平成22年3月に、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定され、地域の実情に応じた、海岸漂着物対策を総合的に推進しているところ。「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、海岸漂着物対策を総合的に推進すること、漂流・漂着ごみの取扱いなどによる動物への影響を避けるなど、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	・基本方針を踏まえ、各地域における海岸漂着物対策を更に推進するため、各種施策を総合的に実施していく必要がある。	—	—	—	・漂流・漂着・海底ごみに係る削減対策総合検討事業	
382	○ 海岸におけるごみ対策や清掃などについては、地域住民やボランティア、NGOなどの協力を得ながら進めるとともに、無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実等に努めます。さらに、ごみ処理の地域住民との連携を図り、海岸清掃活動の推進や環境教育の充実にも努めます。具体的には、エコポイント事業においては、今後、計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を進めます。(農林水産省、国土交通省)	①	A-1	進捗中	・計画段階からの住民等の参画により、計画段階からの環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を推進することにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖積氾濫公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
383	○ 大規模な漂着ごみは、海岸堤防・砂浜などの消波機能の低下、水門の防潮機能への障害など、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、災害関連漂着ごみ等処理対策事業により処理を進めます。(農林水産省、国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	漂着ごみや流木の状況を把握し、被害が著しい地域への対策を推進することにより、森・里・川・海のつながりを認識するとともに、発生源対策につながる、その結果、沿岸における生物多様性の保全に寄与。	・漂着ごみや流木の状況を把握し、被害が著しい地域への対策を推進することにより、森・里・川・海のつながりを認識するとともに、発生源対策につながる、その結果、沿岸における生物多様性の保全に寄与。	—	—	—	・災害関連事業	
384	○ 漂着ごみについては全国的な分布状況や経年変化等を把握するためのモニタリングを継続的に実施するとともに、都道府県域を越えた広域連携による発生抑制対策等、地域の実情に応じた効果的な対策の支援に努めます。漂流ごみ、海底ごみについても引き続き実施対策に努め、関係府庁と連携を図りながら必要な対策の検討を進めます。また、東日本大震災による海上漂流物をばしめ、わが国から流出したごみについても実施把握を行い、関係国との協力体制の構築に努めます。(環境省)	③		進捗中	漂着状況の調査と地域特性を踏まえた対策を検討するため、漂流、漂着ごみに係る国内対策モデル調査を実施し、漂着ごみの分類、漂着経路や発生源の推定結果等を報告書として取りまとめ、また、都道府県において地域特性に応じた効果的な漂着清掃事業マニュアルを策定した。	・漂着ごみの全国的な状況把握を行い、また、特定の地域の主要漂着ごみを対象に原因究明調査・発生源対策の検討を行う。 ・ごみについて、実態と影響を把握し、異なる対策の必要性等を検討する。 ・あわせて、漂流、海底ごみに関する調査を行い、発生原因の推定と生態系にも配慮した効果的な回収実施のための技術的検討を行い、漂流、漂着、海底ごみの総合的な対策を講じる必要がある。	—	—	・漂流、漂着、海底ごみに係る削減対策 ・各種調査事業		
385	○ 都道府県などが地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収、処理や発生抑制対策などの取組に対する支援を行います。(環境省)	③		進捗中	海岸漂着物対策推進事業による支援を活用し、都道府県が地域の実情を踏まえて地域計画に基づき、回収、処理、発生抑制対策について地域の実情を踏まえた取組が進められていること、回収、処理、発生抑制に向けた取組が推進され、地域の実情に応じた漂着ごみ対策が実施されること、漂流、漂着ごみの回収などによる動物への影響を避けるなど、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	・引き続き、基本方針を踏まえ、各地域における海岸漂着物対策を更に推進するため、国として各種施策を総合的に実施していく必要がある。	—	—	・平成24年度第1次補正予算		
386	○ 国立公園内の海岸については、地域住民の協力のもと、海域の国立公園保全管理強化事業(マリンワーカー事業)による清掃作業、漂着ごみの除去作業などを実施します。(環境省)	③		進捗中	・平成24年度は5つの国立公園でオニイトリの駆除を行うとともに、11の国立公園におよびの清掃等を実施。	・引き続き国立公園の海域における適正な管理を行うことにより、海洋生態系の保全再生に取り組む。	—	マリンワーカー事業：海域を有する14国立公園で実施(平成24年度)	マリンワーカー事業：海域を有する14国立公園で実施(平成25年度)	・国立公園新指定等推進事業費	
387	○ 安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現のため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行うとともに、広域的な海岸の保全に関する調査研究、生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設の整備に関する調査研究などについて、関係する関係機関も念慮推進します。また、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を深めるよう努めます。例えば、海岸省庁においては、海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果等を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。(農林水産省、国土交通省)	③ ⑤	B-1 C-1	進捗中	・自然共生型海岸づくりを踏まえた、生態系に配慮した海岸整備について調査検討を行うことにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果等を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討を進めます。	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金		
388	○ これら自然と共生する質の高い海岸の実現のため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行うとともに、広域的な海岸の保全に関する調査研究、生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設の整備に関する調査研究などについて、関係する関係機関も念慮推進します。また、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を深めるよう努めます。例えば、海岸省庁においては、海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果等を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。(農林水産省、国土交通省)	③ ④ ⑤	B-1 C-1	進捗中	・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面上昇を考慮した海岸保全施設の整備のあり方を検討することにより、地球規模の視野を持った気候変動への適応策として寄与。	・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面上昇に対応するための施策の検討を推進。	—	—	—		
389	○ これらの各種施策を通じて、海岸における生物多様性の確保に向けた取組を、今後とも引き続き行います。(農林水産省、国土交通省、環境省)	③	B-1 C-1	進捗中	・海岸における生物多様性の確保に向けた取組を引き続き行うことにより、生物多様性の保全と創出に寄与。	・海岸における生物多様性の確保に向けた取組を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項	数値目標
4 港湾環境											
390	○ 海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進します。(国土交通省)	③	B-1 B-3	進捗中	東京港や大阪港等において汚泥の浚渫を実施し、水質・底質の環境改善、沿湾域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進する。	三大湾における底質改善割合:約50%(平成28年度末)	三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合:約46.2%(平成23年度末)	三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合:約47.0%(平成24年度末)	・港湾整備事業費	
391	○ 港湾整備により発生した浚渫土砂の有効活用し、干潟・藻場などの造成・深掘削の埋め戻しを推進します。(国土交通省)	③	B-1 B-3	進捗中	リサイクル材の干潟造成への活用に向けた現地実証試験を実施した。	【施策番号322】と同じ	【施策番号322】と同じ	【施策番号322】と同じ	【施策番号322】と同じ		23
392	○ リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、現地実証試験を実施します。(国土交通省)	③	B-1 B-3	進捗中	リサイクル材の干潟造成への活用に向けた現地実証試験を実施し、水質・底質の環境改善、沿湾域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続きリサイクル材の干潟造成への活用に向けた現地実証試験を進め、知見を蓄積する。	干潟の再生の割合:約40%(平成28年度末)	干潟の再生の割合:約37.8%(平成23年度末)	干潟の再生の割合:約38.0%(平成24年度末)	・港湾整備事業費	23
393	○ 広域的な浚渫土砂などの品質調整・需給調整手法の検討を行います。(国土交通省)	③	B-1 B-3	進捗中	瀬戸内海において、浚渫土砂の広域利用を調整する枠組みとして協議会を設置した。	引き続き浚渫土砂の広域利用について検討を実施。	-	-	-	・港湾整備事業費	
394	○ 多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備を推進します。(国土交通省)	③	A-1	進捗中	東京北港や赤坂港等における港湾緑地の整備により、良好な港湾空間の維持・創出に寄与した。	引き続き多様な生物の生息空間、住民が自然に親しめる空間となる港湾緑地の整備を推進。	-	-	-	・港湾整備事業費	
395	○ 老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進します。(国土交通省)	③	B-1 B-3	進捗中	新築構造物に整備した生物共生機能を付加させた港湾構造物においてモニタリングを実施し、水生生物の増加等の環境改善効果を確認した。	引き続き老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進する。	-	-	-	・港湾整備事業費	
5 海域汚染対策											
396	○ 船舶ハラスメント水質管理協会の発効に向けた国際海軍機関(IMO)の議論に、引き続き積極的に参加します。(国土交通省、環境省、外務省)	④		進捗中	IMOの海洋環境保護委員会において船舶へのハラスメント水質管理システム搭載義務付け時期に関する参加し提案を行う予定。議論に積極的に参加した。	・第28回IMO総会(2013年11月)、船舶へのハラスメント水質管理システム搭載義務付け時期の見直し案が採択審議される予定。採択されれば条約の発効に向けて弾みがつくものと考えられる。	-	批准国数35カ国、合計商船船隻数27.95% (平成24年5月28日) (日本は未批准)	批准国数38カ国、合計商船船隻数30.38% (平成25年9月27日) (日本は未批准)	-	
397	○ 条約の締結に向け、ハラスメントに起因する環境影響の情報などの収集、ハラスメント処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を締結するための懸念の検討を進めます。(環境省、国土交通省)	③		進捗中	ハラスメント水交換海域を設定するための基礎調査を実施。外国の動向調査及び周辺海域における海洋環境調査を実施した。	引き続き、外国の動向調査を実施し、船舶ハラスメント水質管理協会の批准に向けた国内体制の確立を推進する。	-	-	-	・海洋環境関連条約対応事業費	
398	○ 油及び有害液体物質流出事故に対応した脆弱沿岸海域について、沿岸における土地利用の変化を踏まえた、生物対象群(魚類・底生生物)や生態区分(干潟・藻場など)の情報更新を行います。(環境省)	③		進捗中	OPRO条約及びUOPRC-HNS議定書を根拠とした緊急時計画に基づき、大規模流出事故に対応した脆弱沿岸海域(ESIMAP)及び有害液体流出事故に対応した脆弱沿岸海域(HNS-ESIMAP)を作成した。	脆弱沿岸海域は個別の有害液体物質毎に対応しているため、毎年、海上輸送可能な有害液体物質が追加される毎に、図を更新し、突発的な大規模流出事故に対応できるよう、整備を行っている。	-	環境省HPで公開中 http://www.env.go.jp/water/esi/asi_title.html	-	・海洋基本計画推進経費の油等汚染対応国内対応事業費	
399	○ 汚染の著しい海域などにおいて、その原因となっているヘドロなどの除去、覆砂及び放置座礁船の処理などの水質浄化対策を推進します。(国土交通省)	③	B-1 B-3	進捗中	H21に岩手県宮古湾において、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾海復興プラン」を策定した。H25には里海復興のノウハウ等をとりまとめた「里海復興プラン」策定の手引きを策定することとしている。	引き続き、海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進する。	三大湾における底質改善割合:約50%(平成28年度末)	三大湾における底質改善が必要な区域のうち改善した割合:約46.2%(平成23年度末)	三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合:約47.0%(平成24年度末)	・港湾整備事業費	32
400	○ 里海ネットや里海づくりの手引き書を活用して、里海づくりの考え方や具体的な活動の普及促進を図ります。また、東日本震災で大きな被害を受けた海域を、豊かな里海として復興するための調査や行動計画の策定に取り組みます。また、シンポジウムなどを通じて国内のみならずアジアに向け「里海」の概念を情報発信します。(環境省)	②	B-2 D-1	進捗中	H21に岩手県宮古湾において、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾海復興プラン」を策定した。H25には里海復興のノウハウ等をとりまとめた「里海復興プラン」策定の手引きを策定することとしている。	里海づくりの取組推進のため、里海の指標化や藻場・干潟の調査方法を検討するとともに、里海づくりの取組状況を調査し、取組事例の特定を行う。また、第10回世界環境性海域環境保全会議(第10回エメックス会議)において、各国からの出席者に対し里海づくりに関する知見を提供する。	地帯における里海復興プランの策定(平成25年)	東北地方の5つの閉鎖性海域において環境(水質・底質・藻場)等調査を実施	-	・豊かさを実感できる海の再生事業	
401	○ 東京湾(伊勢湾及び瀬戸内海)については、平成26年度毎年目標年次として第7次水質総量削減を確実に実施します。また、環境基準がほぼ達成された海域がある一方で、今後も水環境改善を進める必要がある海域があることを踏まえ、場所や季節を考慮したきめ細やかな対応について検討していくとともに、下関DO等の改善に向けて取り組みます。(環境省)	②	B-3	進捗中	毎年度、各指定水域の水質等について統一的手法による調査を行い、海域の環境改善を確実に実施する。また、環境基準がほぼ達成された海域がある一方で、今後も水環境改善を進める必要がある海域があることを踏まえ、場所や季節を考慮したきめ細やかな対応について検討していくとともに、下関DO等の改善に向けて取り組みます。(環境省)	・汚濁負荷量の削減目標に向けて、着実に「水質総量削減」を推進する。調査・検討結果を踏まえ、中央環境審議会において、今後の水質総量削減の在り方について検討を行う。	第7次水質総量削減目標年次における削減目標量 COD:東京湾177t/日 伊勢湾146t/日 瀬戸内海472t/日	COD:東京湾183t/日 伊勢湾158t/日 瀬戸内海468t/日 (平成21年度実績)	COD:東京湾178t/日 伊勢湾153t/日 瀬戸内海450t/日 (平成23年度実績)	・今後の総量削減制度の在り方の検討に向けた総合調査 ・総量削減状況等モニタリング	33

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	進捗	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項	数値目標
402	閉鎖性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生などの施策を推進します。(国土交通省)	③	B-1 B-3	進捗中	・汚濁の再生を実施し、土山・下流の汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生などの施策を推進する等、沿岸域の生物多様性の再生・創出の取組を推進した。	・地方公共団体を含む関係者が連携して、その水質を改善するための行動計画を策定し、随時見直し、海況環境改善、モニタリング等の施策を推進して、東京湾において平成24年度に第1期計画の最終評価を行い、平成25年度に第2期計画を策定し、これに基づき東京湾再生官民連携フォーラムを設立し、民間企業や市民等の多様な主体と連携・協働して、海の再生に取り組む体制を整備した。	・引き続き、閉鎖性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生・創出などの施策を推進する。	約40% (平成28年度末)	約37.8% (平成28年度末)	38.0% (平成24年度末)	・港湾整備事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・地域自主整備交付金 ※海上保安庁 ・船舶交通安全及海上治安対策費	23
403	都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の重視に向け、東京湾再生のための行動計画、「大阪湾再生行動計画」及び伊勢湾再生行動計画に基づき、各種施策を推進します。また、「広島湾再生行動計画」に基づき各種施策を推進するとともに、水質環境改善が必要な閉鎖性海域について、全国海の再生プロジェクトを展開します。行動計画の進捗状況についてフォローアップを行い、その進捗を踏まえ、必要に応じて行動計画の見直しを行います。(国土交通省、内閣官房、農林水産省、経済産業省、環境省)	① ③		進捗中	・平成23年10月に有明海・八代海等総合調査評価委員会を再編し、平成24年には評価委員会に二つの小委員会を設置して再生の評価のために必要な情報の収集、整理、分析を行い、評価委員会の議論を促進している。	・有明海及び八代海等の海域環境、生態系の保全・回復に関し、平成18年12月に有明海・八代海総合調査評価委員会が策定された委員報告を踏まえ、解明すべき課題として提案された項目等について順次調査研究を進めます。具体的には、海域での土砂・懸濁物等の挙動の把握、生態系の総合的な環境改善策、二枚目の浄化能力などの生態系の総能力を活用した環境改善手法の検討に取り組みます。(環境省)	・引き続き、閉鎖性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生・創出などの施策を推進する。	—	—	—	・港湾整備事業費 ・下水道事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・地域自主整備交付金 ※海上保安庁 ・船舶交通安全及海上治安対策費	
404	有明海及び八代海等の海域環境、生態系の保全・回復に関し、平成18年12月に有明海・八代海総合調査評価委員会が策定された委員報告を踏まえ、解明すべき課題として提案された項目等について順次調査研究を進めます。具体的には、海域での土砂・懸濁物等の挙動の把握、生態系の総合的な環境改善策、二枚目の浄化能力などの生態系の総能力を活用した環境改善手法の検討に取り組みます。(環境省)			進捗中	・平成23年10月に有明海・八代海等総合調査評価委員会を再編し、平成24年には評価委員会に二つの小委員会を設置して再生の評価のために必要な情報の収集、整理、分析を行い、評価委員会の議論を促進している。	・有明海及び八代海等の海域環境、生態系の保全・回復に関し、平成18年12月に有明海・八代海総合調査評価委員会が策定された委員報告を踏まえ、解明すべき課題として提案された項目等について順次調査研究を進めます。具体的には、海域での土砂・懸濁物等の挙動の把握、生態系の総合的な環境改善策、二枚目の浄化能力などの生態系の総能力を活用した環境改善手法の検討に取り組みます。(環境省)	・有明海及び八代海等の海域環境、生態系の保全・回復に関し、平成18年12月に有明海・八代海総合調査評価委員会が策定された委員報告を踏まえ、解明すべき課題として提案された項目等について順次調査研究を進めます。具体的には、海域での土砂・懸濁物等の挙動の把握、生態系の総合的な環境改善策、二枚目の浄化能力などの生態系の総能力を活用した環境改善手法の検討に取り組みます。(環境省)	約40% (平成28年度末)	約37.8% (平成28年度末)	38.0% (平成24年度末)	・有明海・八代海等再生評価支援調査	
第2章 横断的・基盤的施策												
第1節 生物多様性の主流化の推進												
(総括) 国連生物多様性の10年取組をはじめとした普及啓発、自然公園、山村、里地山田、河川、海辺が都市公園等まで多様な場を活用した各種の自然体験・学習による自然とのふれあいを進め、また、具体的事例における事業者の取組事例の取組等を行っています。												
1 普及啓発と国民的参画												
405	国、地方自治体、経済界、メディア、NPO/NGO、若者、有識者などの各主体間の連携による取組を強化し、推進するための、引き続き、多様な主体で構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)を通じて各主体間のパートナーシップによる取組を推進します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・後述の通り、UNDB-Jの年度計画に基づいて各種取組を実施し、これらの取組を通じて各主体間のパートナーシップによる取組を促進している。	・平成23年10月に有明海・八代海等総合調査評価委員会を再編し、平成24年には評価委員会に二つの小委員会を設置して再生の評価のために必要な情報の収集、整理、分析を行い、評価委員会の議論を促進している。	・引き続き、UNDB-Jの年度計画に基づいて各種取組を実施するほか、「国連生物多様性の10年」(2011年～2020年)の折り返しにあたる2015年に中間評価を行い、それらを踏まえ取組を強化していく。	—	—	—	・国連生物多様性の10年「推進事業費	
406	UNDB-Jにおいて、全国の様々なセクターが一層に会して、生物多様性に関する取組を推進し、意見や情報を交換する場として、1年間に1回程度、「生物多様性全国ミーティング」を開催します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年11月に横浜で生物多様性全国ミーティングを開催し、優良事業の発表や、参加者同士が意見交換を行うワークショップ等を実施した。平成25年11月には兵庫県豊岡市で開催する。	・平成24年11月に横浜で生物多様性全国ミーティングを開催し、優良事業の発表や、参加者同士が意見交換を行うワークショップ等を実施した。平成25年11月には兵庫県豊岡市で開催する。	・引き続き、1年に1回程度、生物多様性全国ミーティングを開催し、生物多様性の主流化に向けた意見・情報の交換を促していく。	—	—	—	・国連生物多様性の10年「推進事業費	
407	UNDB-Jにおいて、COP11のサイドイベントを開催するなど、各年度においてイベントとなるテーマに関する事業を特別事業として実施します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年10月に、COP11のCEPAエクスプレスでサイドイベントを開催し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信した。平成25年11月には、第1回アジア国立公園会議のポスターセッションを開催し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信する。	・平成24年10月に、COP11のCEPAエクスプレスでサイドイベントを開催し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信した。平成25年11月には、第1回アジア国立公園会議のポスターセッションを開催し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信する。	・引き続き、各年度のイベントとなるテーマに応じた特別事業を実施し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信していく。	—	—	—	・国連生物多様性の10年「推進事業費	
408	UNDB-Jにおいて、各地の環境パートナーシップオフィス(EPO)や青少年団体、大学、自然系博物館、動物園、水族館、植物園等と連携・協力して、各地で地域セミナーやワークショップを開催します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度は、生物多様性地域セミナーを4か所で開催し、地域の活動事例の発表や、参加者同士が意見交換を行うワークショップ等を実施した。平成25年度は3か所で開催する。また、平成25年度より、講師を派遣する国連生物多様性出前講座を開催する。	・平成24年度は、生物多様性地域セミナーを4か所で開催し、地域の活動事例の発表や、参加者同士が意見交換を行うワークショップ等を実施した。平成25年度は3か所で開催する。また、平成25年度より、講師を派遣する国連生物多様性出前講座を開催する。	・引き続き、生物多様性地域セミナーを開催し、生物多様性の主流化に向けた意見・情報の交換を行っていく。また、生物多様性出前講座を開催し、生物多様性の普及啓発に努めていく。	—	—	—	・国連生物多様性の10年「推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
409	○ UNDB-JIにおいて、国際自然保護連合日本委員会(UICN-J)が実施する「じゅふまろプロジェクト」の登録事業等の中から、「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の広範の効果」などの観点から、UNDB-JIが推進する連携事業を認定します。(環境省)	①	A-1	進捗中	「これまでに3の連携事業を認定(平成24年9月に10事業、平成25年3月に10事業、平成25年9月に11事業)し、生物多様性全国アンケートや生物多様性地域セミナー等において紹介するなど、積極的な広報活動を行っている。	引き継ぎ、毎年度9月と3月に認定を行い、積極的な広報活動を行うべく、	-	-	-	「国連生物多様性の10年」推進事業費	
410	○ UNDB-JIにおいて、効果的なCEPA(Communication, Education & Public Awareness)活動を行うため、「地球いきもの応援団」、「MY行動宣言」、「グリーンウェイブ」、「各種ツール・アイデア」等の冊子、啓発用(UNDB-JI推薦図書等)、広報紙の発行など、様々な主体への働きかけを実施します。(環境省)	①	A-1	進捗中	以下のような様々な取組によりCEPA活動を行っている。 平成25年9月に子供向け推薦図書(愛称「生物多様性の本箱」)へまんがが生きものとなつた100冊〜)を選定し、様々なイベントで広報している。 地球いきもの応援団の中から生物多様性の主流化を先導する「生物多様性リーダー」(平成25年9月現在6名)を任命している。 平成24年9月に旗揚げした「生物多様性キャラクター応援団」(平成25年9月現在78)が協力して普及啓発に取り組み共同宣言を行っている。 「MY行動宣言」シートの活用を呼びかけ、平成24年度は91件のイベント(参加者数約20,680人)で活用された。 「グリーンウェイブ2013」への参加を呼びかけ、567団体の参加、140団体の協力のもと、約18,000人の参加者の手により、約41,000本の植樹など様々な活動が行われた。 生物多様性マガジン「Iki・Tomo(イキトモ)」を発行し、一般の方々に生物多様性の大切さを伝えている。	引き継ぎ、これらの取組によりCEPA活動を行うほか、事業者をはじめ様々な主体との協力・タイアップにより、事業規模の拡大を図っていく。 さらに、UNDB-JIの活動の趣旨に賛同し、生物多様性の保全や持続可能な利用に向け自ら行動する個人・団体がメンバーとして参画する「Iki・Tomoパートナーズ」の拡大を図り、生物多様性の主流化、国民運動への足掛かりを探っていく。	-	-	-	「国連生物多様性の10年」推進事業費	
411	○ 生物多様性をより具体的に分かりやすい言葉で表現したコミュニケーション「地球のいのち、つながり」をコママークとも普及していくことに加え、認知目標の達成に向けた各セクターの参加と連携による具体的な行動を推進することを目標に設立したUNDB-JIの活動のシンボルとなるコママークや、子供向けの広報キャラクターである「タヨちゃんサトウくん」などを効果的に使うことで、国民に広く生物多様性についての認識を広めていきます。(環境省)	①	A-1	進捗中	前述のUNDB-JIの各種取組等を通じ、コママークや広報紙・キャラクターを効果的に活用することで、普及啓発に努めている。	引き継ぎ、UNDB-JIの各種取組等を通じ、普及啓発に努めていく。	-	-	-	「国連生物多様性の10年」推進事業費など	
412	○ 生物多様性の重要性を一般の人々に浸透させるとともに、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動を促進するため、さまざまな活動とのタイアップによる広報活動、生物多様性に関するイベントなどの開催、全国各地で開催される環境関係の展示会への参画を実施します。(環境省)	①	A-1	進捗中	前述のUNDB-JIの各種取組のほか、後述の「2 自然とのふれあい」、「3 教育・学習・体験」、「4 人材の育成」、「5 経済的価値の促進」に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めている。	引き継ぎ、様々なイベントの開催・出展などを通じ、普及啓発に努めていく。	-	-	-	「国連生物多様性の10年」推進事業費など	
413	○ 「生物多様性」という言葉の意味を知っている「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」人は、平成24年度に内閣府が行った世論調査では全体の56%でしたが、その認知度を平成31年度末までに75%以上とすることを目標とし、普及啓発を進めます。(環境省)	①	A-1	進捗中	前述のUNDB-JIの各種取組のほか、後述の「2 自然とのふれあい」、「3 教育・学習・体験」、「4 人材の育成」、「5 経済的価値の促進」に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めている。	「生物多様性」の認知度、58%以上(平成24年)	「生物多様性」の認知度、75%以上(平成31年度末)	-	-	-	34
414	○ 「生物多様性国家戦略」の内容を知っている「内容は知らないが、聞いたことがある」人は、平成24年度に内閣府が行った世論調査では34%でしたが、その認知度を平成31年度末までに50%以上とすることを目標とし、普及啓発を進めます。(環境省)	①	A-1	進捗中	前述のUNDB-JIの各種取組のほか、後述の「2 自然とのふれあい」、「3 教育・学習・体験」、「4 人材の育成」、「5 経済的価値の促進」に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めている。	生物多様性国家戦略の認知度、34%(平成24年度)	生物多様性国家戦略の認知度、50%以上(平成31年度末)	-	-	-	35
415	○ 「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成20年度で合計736件(朝日、毎日、読売)ですが、平成31年度には1,500件まで増加させることを目標とし、広報・普及啓発を進めていきます。(環境省)	①	A-1	進捗中	前述のUNDB-JIの各種取組のほか、後述の「2 自然とのふれあい」、「3 教育・学習・体験」、「4 人材の育成」、「5 経済的価値の促進」に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めている。	引き継ぎ、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努めていく。	生物多様性新聞掲載数、1,500件(平成31年度)	生物多様性新聞掲載数、736件(平成20年度)	-	-	36

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
416	○ 食料生産と生物多様性の保全や農産物の品質管理、外資種対策、生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生など、地域が主体的に行う生物多様性の保全・再生活動のほか、「生物多様性基本法」や「生物多様性地域連携促進法」等に基づき法定計画等の策定の取組を支援します。(環境省)	① ② ③	A-1 B-1 C-1 C-2	進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業(委託)により、平成24年度までに22の法定計画が策定された。また、生物多様性保全推進支援事業(交付金)により、平成25年度までに55団体を支援しており、平成24年度までに支援が完了した31団体は様々な体制で活動が継続又は展開されている。	・地域生物多様性保全活動支援事業(委託)による支援は平成28年度で終了する。生物多様性保全推進支援事業(交付金)については、より効果的な事業となるよう見直しの上で継続する。	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支援事業	—
417	○ 地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を援助・促進するため、地域生物多様性保全活動支援事業を通じて策定支援を行うとともに、既存事例の紹介や「生物多様性地域戦略策定の引き」の見直し、普及を行います。(環境省)	③	A-1	進捗中	・支援事業により平成24年度は16自治体、25年度は13自治体の生物多様性地域戦略の策定を支援するなどにより、生物多様性地域戦略の策定自治体数は着実に増加している。	・地域生物多様性保全活動支援事業を通じて策定支援事業(公開プロセス)の結果を受けて終了するが、「生物多様性地域戦略策定の引き」等の活用により、取組の推進を図る。	(8都道県)(平成24年3月末)	(8都道県)(平成24年3月末)	23都道県(平成25年9月末)	・生物多様性国家戦略推進費	37
418	○ 生物多様性の保全上重要と認められる地域において地方公共団体が実施する、生物多様性の保全・回復を図るための事業に対して、地域自主戦略交付金(内閣府所管)により支援します。(環境省)	③	B-1 C-1 D-2	進捗中	【施策番号51に同じ】	【施策番号51に同じ】	—	—	—	【施策番号51に同じ】	—
419	○ 「生物多様性地域連携促進法」に基づく地域連携保全活動計画の策定を支援するため、地方自治体や地域のNPO/NGOなど多様な主体の参加による地場セミナーを開催することにより、法令や制度に対する理解促進、優良事例や課題の共有、関係者の連携に向けた機運醸成を図ります。(環境省)	①	A-1	既に達成済み	・平成24年度に全国3箇所で行った生物多様性地域連携促進セミナーを開催し、法制度に関する理解促進、優良事例や課題の共有、関係者の連携に向けた機運醸成を図った。	・今後は、地域連携保全活動計画を作成し、よりきめ細かな支援として、職員による具体的な助言、専門家の派遣などを検討する。	—	—	—	・国連生物多様性の10年「推進事業費	—
420	○ 「生物多様性地域連携促進法」の制度をわかりやすく説明する資料を作成するとともに、各地域で行われている生物多様性の保全のための活動に関する事例収集・課題分析を行い地域連携促進法のホームページを作成して全国に発信します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	①	A-1	既に達成済み	・平成24年度に生物多様性地域連携促進法を解説するホームページを開設し、地域連携促進センターの設置状況等について紹介するウェブサイトを作成し、情報発信を行っている。	・生物多様性地域連携促進法では、地域連携保全活動計画の作成時及び地域連携保全活動支援センターの設置時に環境大臣への報告を義務付けていないため、定期的に都道府県等を通じて情報収集を行うとともに、その結果を反映してウェブサイトを更新する。	—	—	—	・国連生物多様性の10年「推進事業費	—
421	○ 平成23年に策定された「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定等を推進します。また、策定等に当たっては、住民参加、公表等、透明性の向上に努めます。(国土交通省)	① ③	A-1	進捗中	・都市の生物多様性の確保の配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項を策定し、都市の生物多様性の確保の取組を推進した。	・「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項の普及啓発に努め、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進する。	緑の基本計画策定市町村:650市町村(平成24年3月)	緑の基本計画策定市町村:648市町村(平成23年3月)	—	—	—
422	○ 国民等からの寄付金により自然保護のために自然豊かな民有地を取得し、保全を図るナショナルトラスト活動や、公益社団法人コルパ緑化推進による緑化事業、国内外の自然環境保全プロジェクトを助成する緑回連自然保護基金など、国民及び企業など事業者の善意の寄付が生物多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓発の施策を講じます。(環境省)	①	A-1	進捗中	・ナショナルトラスト活動に伴う規制上の優遇措置に関する通知や活動の手引を、ホームページに掲載する等、ナショナルトラスト活動等の促進に向けた普及啓発を実施。	・引き続き、ナショナルトラスト活動等が促進されるよう、ウェブサイトによる情報提供を行うほか、より効果的な普及啓発の方法について検討する。	—	—	—	—	—
423	○ 毎年、生物多様性の状況及び政府が生物多様性の保全と持続可能な利用に關して講じた施策などを明らかにした生物多様性白書を作成し、国会に提出するとともに、全国各地で白書を読む会を開催することなどにより、広くその普及に努めます。(環境省)	①	A-1	進捗中	・毎年生物多様性白書を作成し、環境白書・循環型社会白書と合冊で国会に提出するとともに、国民向けに普及版及び概要版を作成している。また、平成25年度には全国8カ所で白書を読む会を開催し、生物多様性の重要性や国民等の取組に關する国民への普及啓発に努めている。	・引き続き、白書の作成及び環境白書を読む会の開催による国民への普及啓発に努め、白書を読む会については、より多くの国民の参加を得られるよう関係方法等の見直しの必要性の検討が必要。	—	—	—	・生物多様性年次報告策定事務費	—
424	○ 食料生産と生物多様性の保全が両立する水稲作などの取組事例を紹介し、農業者や取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表示する「まもりのマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、わが国の農林水産物の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。(農林水産省)	①	A-1	進捗中	【施策番号191に同じ】	【施策番号191に同じ】	—	—	—	【施策番号191に同じ】	—
425	○ 各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを設置します。(環境省)	①	進捗中	進捗中	・各主体のパートナーシップによる取組を支援し、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供。	・引き続き、事業を実施。	—	—	—	・地球環境パートナーシッププラザ運営費	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
426	○ 生物多様性に関する一般市民の関心と認識を高めるため、さまざまな関係機関・専門家など連携しながら、身近な自然事象の劣化や野生生物の分布などに関する情報を広範囲に取集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。(環境省)	① ⑤	A-1 E-2	進捗中	・市民参加型調査を実施し、いきものみつけを実施し結果を公表している。	・市民参加型調査の生物情報取集・提供システムである、いきものログを新たに構築し、2013年10月15日に供用開始する予定。	—	—	—	・自然環境保全基礎調査費	
427	○ 多様な生物の生息環境としての河川の魅力を高めるため、河川整備計画の策定を通じて住民意見を反映させていくことに加え、ちたりの整備や水際帯の復元などの取組、川を活かしたまちづくり活動などさまざまな分野における市民団体との連携・協力を進めます。(国土交通省)	① ③	A-1	進捗中	・河川整備計画の策定において、市民団体との連携・協力を図っている。	・引き続き、河川整備計画の策定等において、市民団体との連携・協力を図っていくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
428	○ 国有林野において、生物多様性の保全などより一層国民の求める管理運営を行う観点から、これまでの取組、実績、現状を評価した結果や、その他参考となる数値等の情報を積極的に提示しつつ、地域管理運営計画等の計画案の作成前の段階から広く国民に意見を求める取組を進めます。また、計画に基づく各種取組について、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の観点から、森林計画(区)レベルで精緻な指標により定量的に評価する仕組みの検討を進めます。(農林水産省)	③		進捗中	・国有林野の管理運営の指針や主要事業量を定めた地域管理運営計画等の策定や国民に当たり、計画案を広く公表し、国民の意見を聞き、双方の情に受容性による対話型の取組を進めた。・国有林野における生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を定量的に評価する仕組みについて検討している。	・引き続き、開かれた国民の森林とし、管理運営や国民視点に立った行政を推進するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の観点から、取組を定量的に評価する仕組みの検討を実施する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
429	○ 「2 自然とのふれあい」13 教育・学習・体験14 人材の育成15 経済的価値の評価16 事業者と消費者の取組の推進に示した施策を通じ、国だけでなく、地方自治体、企業をはじめとする事業者、NGO、国民など多様な主体の自主的な行動や連携を促進します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	①	A-1	進捗中	・後述の各種取組を通じ、多様な主体の自主的な行動や連携を促進している。	・引き続き、生物多様性の主流化に向けて各種取組を通じ、行動や連携の促進に努めている。	—	—	—	—	
2	自然とのふれあい										
430	○ 地域や企業等へ体験活動の重要性等に関する理解を求める普及啓発活動とともに、青少年の自然体験活動指導者の質の向上を図ります(文部科学省)	①	A-1	進捗中	・家庭や企業などへの普及啓発を推進するとともに、自然体験活動を安全かつ安心して行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成20年度から平成24年度までに21,123人の指導者を養成した。	・OSRP(ボランティア)を実施するなど、引き続き、家庭や企業などへの自然体験活動への理解を求めていくための普及啓発を推進する。	—	—	—	・青少年の体験活動の推進	
431	○ 独立行政法人国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設における青少年の自然体験活動等の機会と場の提供、指導者の養成及び質の向上、民間団体等が実施する自然体験活動等に対する支援等を通して、青少年の自然体験活動を推進します。(文部科学省)	①	A-1	進捗中	・全国に設置する27の国立青少年教育施設を年間約311万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動の指導者養成事業を各施設において39事業実施し、約1,300人(平成24年度)が参加した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して子どもゆめ基金による助成を行い、自然体験活動については、1,371件(平成24年度)を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と場の提供の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。	—	—	—	・独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金	
432	○ 優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、生物多様性の保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさを国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)	②		進捗中	【施策番号29に同じ】	【施策番号29に同じ】	—	—	—	【施策番号29に同じ】	
433	○ 環境教育・環境学習の推進、エコツアーシステムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)	①		進捗中	【施策番号30に同じ】	【施策番号30に同じ】	—	—	—	【施策番号30に同じ】	
434	○ 利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の損傷を防止するため、利用誘導などによる利用の分散や平準化のための管理手法を検討・実施するとともに、自然公園法に基づく利用調整地区の指定や管理を行います。(環境省)			進捗中	・知床国立公園の知床五湖において利用調整地区を指定し、平成23年5月から運用を開始。また、大台ヶ原の西大台利用調整地区において、利用調整効果のモニタリング、評価、利用ガイドラインの周知等を実施。その他、知床国立公園の知床半島先端部、西表石垣国立公園の川平湾地域において管理手法の検討を実施。	・引き続き利用調整地区の適切な管理を推進するとともに、利用者の集中など過剰利用による問題が生じている地域における管理手法を検討する。	—	利用調整地区数:2地区 (平成24年3月末)	利用調整地区数:2地区 (平成25年9月末)	・国立公園内生物多様性保全対策費	
435	○ 子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然体験活動の推進など、自然の恵みや自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及びび人としての豊かな成長を図ります。(環境省、文部科学省)	①		進捗中	・自然保護の大切さや自然との付き合い方、また、生きものに対する思いやりや心など、豊かな人間性を育むことを目的として、自然保護官の指導の下、国立公園等で自然保護ハートローや美化清掃、自然観察会等を中心、中学生を対象に実施している。	・自然とのふれあいには、子どもたちの健全な育成を支える効用があることなど、引き続き、取り組んでいく必要がある。	—	—	—	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
436	○ 自然公園推進員やパークボランティアの活動を推進することに より、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。 (環境省)	①	進捗中	進捗中	【施策番号19に同じ】	【施策番号19に同じ】	—	—	【施策番号19に同じ】	【施策番号19に同じ】	
437	○ 「みどりの月間(4月15日～5月14日)」「自然に親しむ運動(7月21日～8月20日)」全国、自然歩道を共催(10月)の期間を中心に、全国各地で自然観察会などの、自然とふれあふための各種行事を実施します。さらに、環境省ホームページ「自然大好きクラブ」で自然ふれあふ施設や体験活動のイベント情報を配信し、自然とのふれあふの機会をより一層増やします。(環境省、国土交通省)	①	進捗中	進捗中	より多くの国民に自然とふれあふ機会を提供できるよう、自然体験イベント等に関する情報収集を行い、ホームページでの情報発信を行っている。	・引き続き、ホームページやパンフレット等による情報発信の充実を図り、自然とふれあふの機会を増加させる。	—	—	—	自然生きものふれあひ推進等事業費	
438	○ 国立公園などのさまざまな自然情報を幅広く提供するホームページ「インターネット自然研究所」において、コンテンツの追加や見直しなど必要なバージョンアップを図り、自然とのふれあひの推進に貢献します。(環境省)	①	A-1	進捗中	「インターネット自然研究所」ウェブサイトに、全国の国立公園等に設置しているラフカメラで撮影した画像を提供しているが、自然とのふれあひの推進により貢献していくため、カメラの新設により提供する画像を増加している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
439	○ 森林の有する機能や木材利用の意義等に対する国民の理解と関心を高めるため、子どもたちに人間的な森林体験活動の機会を提供する「森の子くらぶ活動」の促進、森林での体験活動の場となる森林・関連施設整備と並び、人材の育成、森林・林業体験活動の受入体制の整備及び普及啓発活動などを実施します。(農林水産省、文部科学省)	①	進捗中	進捗中	・森の子くらぶ活動等の体験活動の場に関する情報の提供、木育、森林管理署等における森林教室の運営等を通じた教育関係機関等との連携の強化等を実施している。	・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	・森林・林業再生基盤づくり交付金 ・森林・山村多面的機能発揮対策	
440	○ ふるさとや人を愛する心豊かな人間に育つよう、子供たちが緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を行う「緑の少年団」に対し、少年団間の交流や相互の研さんを支援します。(農林水産省)	①	進捗中	進捗中	・緑の少年団に対し、少年団間の交流、全国大会等の開催を支援。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・日本の森林づくり、木づかい国民運動総合対策事業	
441	○ 国有林野において「遊々の森」などの制度を活用し、森林環境教育の取組を推進します。(農林水産省)	①	A-1	進捗中	これまで全国22地域でフィールドの整備及び学習プログラムの作成等を実施するとともに、平成24年度末時点まで、新規設定の35箇所を含む「遊々の森」173箇所が設定されており、自然体験や自然学習への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き、森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、「遊々の森」の設定等を推進する。	—	—	—	・これまで全国22地域において、フィールドの整備及び学習プログラムの作成等を実施 ・「遊々の森」の協定実績173箇所(平成24年度末)	
442	○ 生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園において、市民参加等により、その環境の整備・保全に取り組むとともに、こうした貴重な自然環境や地域の歴史文化などについての体験学習プログラムを提供するなど、地域社会における環境負荷の小さい持続可能な循環型社会の形成に向けた国民の環境配慮行動の拠点としての活用を推進します。(国土交通省)	① ②	進捗中	進捗中	・生物多様性の豊かな里地里山環境を有する国営公園において、市民参加等による里地里山環境の整備・保全、体験学習プログラムの提供等により、都市近郊の里地里山の保全・管理や地域における生物多様性について認識を深めるための教育・学習等の普及啓発活動が推進された。	・現行の取組の継続・拡充を図る。	—	(参考)国営公園整備面積 積2,861ha、17箇所(平成23年3月)	国営公園整備面積 3,323ha、17箇所(平成25年3月)	・国営公園事業費	
443	○ 都市公園などでは、地域のNPOや学校などとの連携を図りつつ、各地域の豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラムを多岐実施しており、引き続き、環境学習プログラムの育成や、新たなプログラム提供などを推進していきます。(国土交通省)	③	A-1	進捗中	・都市公園等において、地域のNPOなどとの連携を図りつつ、各地域の豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラム等の実施等により、都市住民の身近な自然とのふれあひを推進。	・引き続き、都市公園等において、環境学習プログラム、プログラムの提供などを推進していくことが必要。	—	都市公園等整備面積 11,806ha 箇所数:98,874箇所 (平成23年3月)	都市公園等整備面積 11,901ha、101,111箇所 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	
444	○ 都市内の水循環や公共水質に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を促すとともに、環境学習の中で、多様な生態系との関係などにも着目する下水道の役割を明確に位置付け、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらおうほか、処理場見学等の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用していきます。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・下水道のプレゼンスを向上させ、必要なリソース・活力・元気を確保するため、授業、参加型の広域に関するプラットフォームとして「下水道情報プラットフォーム(GKP)」を設置し、「エコロダクト2012」において小中学生を対象とした環境教育に関する展示を実施。	・今後は、「エコロダクト2013」等を活用して下水道における環境教育を推進していく。	—	—	—	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標	
445	○ 都心部に位置する国民公園(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑)の広大な緑地は、環境教育・環境学習にとって格好のフィールドで、いずれの公園も多くの歴史の遺構や文化財を有しており、歴史学習や学習の場としても適していることから、自然を活かした環境学習や文化的な関わりを踏まえた環境教育を推進していきます。特に、「母と子の森」などを活用し、自然資源を活かした新たな環境教育プログラムの提供を推進していきます。(環境省)	①	A-1	進捗中	・パークボランティアによる園内のガイドウォークと田舎館御休所の特別公開 ・母と子の森をフィールドとした親子向けの自然教室を開催した。 ・ホームページ上で母子森便りを不定期で掲載した。 ・「母と子の森」においては、「母と子の森」維持管理に関する中期計画及び新宿御苑生態的マネジメント(暫定)を作成しており、里地里山の自然環境を目指し、生物多様性に配慮した管理を行った。例えば、在来生物の排除に取り組むみかんの設置により生物の生息環境への配慮をしたり、観察会以外の人々の立入を制限したエリアを設定したりしている。	【施策番号298】と同じ	【施策番号298】と同じ	【施策番号298】と同じ	【施策番号298】と同じ	・今後、継続して内容の充実を図りながら取り組みを進めていく。		
446	○ 川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子ども遊びや水辺の登陸、利用促進など(「子ども水辺」再発見プロジェクト)を行います。(国土交通省、文部科学省、環境省)	①	A-1	進捗中	・学校の先生や市民団体等が河川で総合学習、自然体験活動を行う際に参考となる情報をホームページで提供するとともに、冊子等を作成し、総合学習に対応した河川に関する様々な情報を発信している。	【施策番号398】と同じ	【施策番号398】と同じ	【施策番号398】と同じ	【施策番号398】と同じ	・学校教員の中で取り組みやすい、効果的なプログラムの開発、普及が必要。	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
447	○ 子どもたちに対する環境教育の取組を推進するため、川を生活した環境教育の学習教材をインターネットで公開するなど、その取組に対して積極的な支援を行います。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約62,000人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,432地点のうち、全体の59%の地点で「きれいな水」と判定された。 ・平成25年度も引き続き、都道府県の協力を得て実施している。	【施策番号355】と同じ	【施策番号355】と同じ	【施策番号355】と同じ	【施策番号355】と同じ			
448	○ 河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通じて身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高める良い機会となることから、参加型の水生生物調査を引き続き実施します。(環境省、国土交通省)	① ③	進捗中	進捗中	・「児童や親子を対象に自然体験プログラム(海辺の自然学校)」を、地域の自治体、教育機関、NPO等と連携して開催している。 平成24年度は全国133箇所、17件の「海辺の自然学校」を開催した。	【施策番号355】と同じ	【施策番号355】と同じ	【施策番号355】と同じ	【施策番号355】と同じ			
449	○ 豊かな生物多様性をばしめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、国産が親しみやすい良質な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。(農林水産省)	②	進捗中	進捗中	・児童や親子を対象に自然体験プログラム(海辺の自然学校)を、地域の自治体、教育機関、NPO等と連携して開催している。 平成24年度は全国133箇所、17件の「海辺の自然学校」を開催した。	【施策番号355】と同じ	【施策番号355】と同じ	【施策番号355】と同じ	【施策番号355】と同じ			
450	○ 海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」の取組を、地方公共団体やNPOなどと連携しながら全国各地で展開します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・児童や親子を対象に自然体験プログラム(海辺の自然学校)を、地域の自治体、教育機関、NPO等と連携して開催している。 平成24年度は全国133箇所、17件の「海辺の自然学校」を開催した。	【施策番号355】と同じ	【施策番号355】と同じ	【施策番号355】と同じ	【施策番号355】と同じ	・引き継ぎ、海辺の自然学校を開催し、地域の自治体、教育機関、NPO等が自然体験プログラムの開催ノウハウを蓄積することで、自ら実施できる体制を整備を進める。 それにより、地域の自治体、教育機関、NPO等が海浜・海洋における環境保全の大切さを理解し、良好な環境作りに向けた取り組み、主体的に参画できる体制づくりを進める。	・海辺の自然学校:17件 (平成23年度)	
451	○ 国立公園内で、自然生態系が消失・劣化した箇所において、渥原・玉湯・藻場・自然性の高い森林などの失われた自然環境の再生を奨励します。(環境省)	③	D-2	進捗中	・平成25年度、国立公園内において、自然再生事業(7地区)を実施。	【施策番号37】と同じ	【施策番号37】と同じ	【施策番号37】と同じ	【施策番号37】と同じ	・自然公園等事業費		
452	○ 国立公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、地域主導型交付金(内閣府所管)により支援します。(環境省)		進捗中	進捗中	【施策番号32】と同じ	【施策番号32】と同じ	【施策番号32】と同じ	【施策番号32】と同じ	【施策番号32】と同じ			
453	○ 国立公園内で、利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱(かくらん)などを防止するため、渥原における木道の敷設、葎山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。(環境省)		進捗中	進捗中	【施策番号32】と同じ	【施策番号32】と同じ	【施策番号32】と同じ	【施策番号32】と同じ	【施策番号32】と同じ			

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
454	○ 体験活動の場となる森林・開通施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	①	進捗中	○ 体験活動の場となる森林・開通施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	○ 今後継続して取組を進めていく。	—	—	全国18地域において、フォアワールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施	これまで全国22地域において、フォアワールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施	・森林・林業再生基盤づくり交付金 ・森林整備・保土費	
455	○ 体験活動の場となる森林・開通施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	②	進捗中	○ 体験活動の場となる森林・開通施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	【施策番号201に同じ】	—	—	【施策番号201に同じ】	【施策番号201に同じ】	【施策番号201に同じ】	
456	○ 体験活動の場となる森林・開通施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	③	進捗中	○ 体験活動の場となる森林・開通施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	○ 今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	—	・「農」のある暮らしづくり交付金	
457	○ 体験活動の場となる森林・開通施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	① A-1	進捗中	○ 体験活動の場となる森林・開通施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	○ 引き続き、都市農業が持つ身近な農業体験の場の提供などの多面的な機能を促進し、都市農業の活性化を図ることが必要。	—	—	都市公園等整備面積・118,056ha 箇所数・99,874箇所 (平成23年3月)	都市公園等整備面積・119,016ha、101,111箇所 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	
458	○ 体験活動の場となる森林・開通施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	① A-1	進捗中	○ 体験活動の場となる森林・開通施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	○ 引き続き、環境学習の活動拠点を確保する都市公園等の整備の推進が必要。	—	—	市民緑地の契約締結面積・904,899㎡、162か所 (平成23年3月)	市民緑地の契約締結面積・986,953㎡、172か所 (平成24年3月)	—	
459	○ 体験活動の場となる森林・開通施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	② B-2	進捗中	○ 体験活動の場となる森林・開通施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	【施策番号356に同じ】	—	—	—	—	【施策番号356に同じ】	
460	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態系を確保し、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	③ B-1 C-1	進捗中	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態系を確保し、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	○ 引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていくものとする。	—	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
461	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態系を確保し、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	① A-1	進捗中	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態系を確保し、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	○ 引き続き、治水事業等関係費の充実を図るため、河川管理による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	—	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
462	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態系を確保し、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	③ A-1	進捗中	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態系を確保し、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	○ 引き続き、治水事業等関係費の充実を図るため、河川管理による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	—	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
463	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態系を確保し、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	③ B-1 C-1	進捗中	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態系を確保し、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	○ 引き続き、治水事業等関係費の充実を図るため、河川管理による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	—	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
464	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態系を確保し、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	③ B-1 C-1	進捗中	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態系を確保し、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	○ 引き続き、治水事業等関係費の充実を図るため、河川管理による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	—	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
465	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態系を確保し、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	③ A-1	進捗中	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態系を確保し、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	○ 引き続き、治水事業等関係費の充実を図るため、河川管理による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	—	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項	数値目標
466	○ 港湾の良好な自然環境の市民による活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会を創出するため、地方公共団体やNPOなどが行う自然・社会教育活動の場をもつて干潟等の整備を行っています。(国土交通省)	① ③	B-1 B-3	進捗中	・干潟の再生を実施し、水生生物が増加等、沿岸域の生物多様性の保ち・再生の取組を推進した。 ・海岸保全施設の整備にあたって、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む防波の整備を実施し、すべりの国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進。自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松の創出)として、平成20年度まで25箇所を実施地区として選定。	・引き続き、開閉性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保ち・再生などの施策を推進する。 ・海岸保全施設の整備にあたって、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む防波の整備を実施し、すべりの国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを引き続き推進。	干潟の再生の割合: 約40% (平成28年度末)	干潟の再生の割合: 約37.8% (平成28年度末)	干潟の再生の割合: 約38.0% (平成24年度末)	・港湾整備事業費	23
467	○ 海岸保全施設の整備にあたっては、当該地区における生物の生息状況などを踏まえ、必要に応じて緩傾斜堤や砂浜の整備を含む防波の整備を実施し、すべりの国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進します。(農林水産省、国土交通省)	① ③	A-1	進捗中	・海岸保全施設の整備にあたって、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む防波の整備を実施し、すべりの国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進。自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松の創出)として、平成20年度まで25箇所を実施地区として選定。	・引き続き、開閉性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保ち・再生などの施策を推進する。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖積圏農公共同投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
468	○ 長距離自然歩道は、各路線の計画策定から長期間経過しているため、社会状況等の変化により利用の集約化や、安全な地域や集約地区などの利用上重要な地域について、安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備(標識整備、洗脚所の整備、補給所整備など)、地割と一体となったエコツアーシステムの取組を展開するために必要な活動拠点施設の整備のほか、誰もが安全・快適に利用できるよう施設のユニバーサルデザイン化などを推進します。また、優れた自然環境を有する国立公園の魅力やサービスの向上に資するビューポイント施設、多言語対応案内標識などの統一した整備のほか、沿線の自然や歴史、文化とふれあうための長距離自然歩道などについて整備を実施します。(環境省)	③		進捗中	・平成24年度は28の国立公園で、平成25年度は27の国立公園で、登山道整備、ユニバーサルデザイン導入や多言語化のための整備等を実施。	・引き続き、長距離自然歩道の設定等や交付金等の支援に努める。	—	整備計画距離 26.728km (平成22年12月末)	—	—	
469	○ 国立公園の特別保護地区、第1種特別地域などの保護上重要な地域や集約地区などの利用上重要な地域について、安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備(標識整備、洗脚所の整備、補給所整備など)、地割と一体となったエコツアーシステムの取組を展開するために必要な活動拠点施設の整備のほか、誰もが安全・快適に利用できるよう施設のユニバーサルデザイン化などを推進します。また、優れた自然環境を有する国立公園の魅力やサービスの向上に資するビューポイント施設、多言語対応案内標識などの統一した整備のほか、沿線の自然や歴史、文化とふれあうための長距離自然歩道などについて整備を実施します。(環境省)	①		進捗中	・平成24年度は28の国立公園で、平成25年度は27の国立公園で、登山道整備、ユニバーサルデザイン導入や多言語化のための整備等を実施。	・引き続き、国立公園の安全かつ適切な利用を促進するための施設整備を実施。	—	—	—	・自然公園等事業費	
3 教育・学習・体験											
470	○ アリカ合衆国の探訪する「環境」のための地球規模の学習及び観測(GLOBE計画)に参加し、GLOBE協力校の指定を行います。(文部科学省)	② ④	A-1	進捗中	・平成25年度は16校をグローバル協力校として指定し、グローバル活動を支援している。	・今後もグローバル協力校の活動を支援していきたい。	—	GLOBE協力校数: 15校 (平成24年度)	GLOBE協力校数: 16校 (平成25年度)	・環境教育の実践普及	
471	○ 環境学習フェアを開催するなど、全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換などを行います。(文部科学省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度に開催された環境学習フェアでは、全国から120名が参加し、実践例の発表や情報交換を行った。	・平成25年度までに環境学習フェアを開催する予定である。	—	環境学習フェア登録者数: 307名 (平成22年度)	—	・環境教育の実践普及	
472	○ 自然の中での長期宿泊活動などをとおしてさまざまな体験活動を推進します。(文部科学省)	①		進捗中	・平成24年度体験活動実施入数等調査を平成25年度内に取りまとめ予定。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	宿泊を伴う自然に親しむ体験活動を実施している全国の小学校の割合: 85%	—	・教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)	
473	○ 環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を行い、整備された施設を環境教育にも活用します。(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	① ②	A-1	進捗中	・エコスクールハイロフト・モデル事業に、エコスクールとして整備する学校1,453校をモデル校として認定(平成25年5月)	・引き続き、エコスクールハイロフト・モデル事業を実施。	—	太陽光発電の設置や校庭の芝生化、ビオトープなどの整備について、エコスクールハイロフト・モデル事業として1,340校を認定(平成24年4月)	エコスクールとして整備する学校1,453校をモデル校として認定(平成25年5月)	公立学校施設整備費負担金 学校施設環境改善交付金	
474	○ 環境保全活動に取り組み、地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。(文部科学省、環境省)	①		進捗中	環境保全活動に取り組み、地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。	引き続き、事業を実施。	—	講座登録者数: 70名 (平成23年度)	—	・環境教育の実践普及 ・環境教育強化総合対策事業	
475	○ 天然記念物の活用施設の整備など、環境学習の機会にふれたるためにも、地方公共団体などと連携して天然記念物を活用した学習活動を推進するなどの支援を継続していきます。(文部科学省)	②		進捗中	・天然記念物活用施設数に変化なし。 ・史跡等登録補助実績(H24) 353件の内数 ・交付金額 4,531百万円の内数 ・史跡等総合整備活用推進事業の国庫補助実績(H24) 交付件数 32件 ・交付金額 909百万円 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績(H24) 交付件数 24件 ・交付金額 100百万円の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	天然記念物活用施設(9ヶ所) (平成24年3月末現在)	—	・有形文化財等の保存整備等(保存整備・史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生)	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
476	○ 社会教育活動の一環として、環境問題を含むさまざまな地域課題の解決のための取組を支援していきます。(文部科学省)	①	A-1	進捗中	・社会教育による地域の教育力強化プロジェクト(平成24年度)「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム(平成25年度～)」の実施を通じ、環境問題を含む様々な地域課題の解決のための取組を支援した。	・引き継ぎ 社会教育活動の一環として、環境問題を含むさまざまな地域課題の解決のための取組を支援。	—	—	—	・社会教育による地域の教育力強化プロジェクト(平成24年度) ・公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム(平成25年度～)	
477	○ 動物園、水族館、自然系博物館などについては、今後とも、人々の多様な学習活動を支援するための機能をさらに充実し、知的な好奇心・探求心を刺激することができるよう努め、博物館活動の充実を図ります。(文部科学省)	①		既に達成済み	・国立科学博物館において、調査研究や標本資料の収集を通じて蓄積した知的・物的資源を活用した展示や学習支援活動を実施するとともに、博物館を活用したデジタル的学習プログラムの普及、全国の科学系博物館の学芸員を対象とした専門的研修、標本資料の買出し及び地域博物館や植物園と連携したイベント等を行っている。	・引き継ぎ実施予定。	—	—	・独立行政法人国立科学博物館運営費交付金		
478	○ 子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然ふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。(環境省、文部科学省、農林水産省)	①		進捗中	・身近な自然から原生的な自然ふれあい活動を実施し、Webサイトで情報発信を行っている。自然保護の大切さや自然との付き合い方、また、生きものに対する思いやりの心など、豊かな人間性を養むことを目的として、自然保護官の指導の下、国立公園等で自然保護パトロールや美化清掃、自然観察会等を小・中学生を対象に実施している。	・子ども達が自然にふれあう機会は減少しているため、広く機会を提供していく必要がある。自然とのふれあいには、子どもたちの健全な育成を支える効用がある。から、引き続き、取り組んでいく必要がある。	—	—	—		
479	○ 小学生を対象とした農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を引き続き推進し、農業体験・自然体験を通じて生物多様性の理解の促進を図ります。(総務省、文部科学省、農林水産省、環境省)	①	A-1	進捗中	・小学生が宿泊体験活動を行う際の支援(文部科学省)、農山漁村が小学生を受け入れるために行う整備への支援(農林水産省)、地方公共団体が自主的にこれらの取組を行う場合の支援(総務省)を行っているところ。さらにこれら3省が連携して学校、地方自治体、農山漁村地域の各担当者を対象とした研修を実施するなど「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進を図っている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)(文部科学省) ・都市農村共生・対流総合対策交付金(農林水産省) ・都市・農山漁村の教育効果による地域活性化推進事業(総務省) ・特別交付税(総務省)	
480	○ 子どもたちの自主的な環境学習・環境保全活動を支援する「こどもエコクラブ」などを企業、民間団体等と連携・協力して促進します。(環境省)			進捗中	・環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を提供します。(環境省)	・引き継ぎ、事業を実施。	—	—	—	・環境教育強化総合対策事業	
481	○ 環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を提供します。(環境省)			進捗中	・各地域で行われているESD事例の可視化や情報発信、人材育成などを通じて、地域に根ざしたESDを促進。	・引き継ぎ、事業を実施。	—	—	—	・環境教育強化総合対策事業	
482	○ 事業者、国民及びこれらの者の組織する民間団体が行う、環境保全の意識の増進又は環境教育に関する教材の開発、普及及び提供に関する事業で、一定の基準を満たすものを登録し、広く活用を図ります。(環境省)			進捗中	・環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を提供。	・引き継ぎ、事業を実施。	—	—	—	・環境教育強化総合対策事業	
483	○ 各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。(環境省)			進捗中	・各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。(環境省)	【施策番号425]と同じ】	—	—	—	【施策番号425]と同じ】	
484	○ 各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。(環境省)	【施策番号298]と同じ】	—	—	—	【施策番号298]と同じ】	
485	○ 国民や民間団体等による環境保全活動や環境教育等の活動が効果的に行われるために、情報提供や助言、指導等のあるべき人又は紹介等を行った民間団体で、一定の基準を満たすものを指定し、広く活用を図ります。(環境省)			進捗中	・環境教育等促進法に基づく人材認定制度に適切に対応。	【施策番号483を参照】	—	—	—	【施策番号483を参照】	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
487	○ 土地や建物の所有者等が、当該土地や建物を自然体験活動の体験の機会として提供する場合に、当該土地や建物を都道府県知事が認定する制度を適切に運用します。(環境省)		進捗中		・環境教育等促進策に基づき、体験の機会の場制度に着実に対応。	・引き続き、事業を実施。	—	—	—	・環境教育強化総合対策事業	
4. 人材の確保・育成											
488	○ 自然保護意識の普及啓発を図るため、全国の国立公園などでパークボランティアを養成します。(環境省)	①	進捗中		・研修等を実施しパークボランティアの活動の支援を行っている。	・引き続きパークボランティアのスキルアップを図り、自然保護指導の普及啓発を行っている。	—	—	—	・自然公園等利用ふれあい推進事業経費	
489	○ 全国の自然学校などで研修を行い、自然学校のインストラクターやエコツアーにおけるガイドなど指導者やガイドとして活躍できる人材を育成します。(環境省)	①	進捗中		・人材育成はエコツアーリズムの普及・促進に大きく寄与するため、ガイドの人材育成や教育を行う事業として、エコツアーリズムガイド養成事業を実施している。	・引き続き人材育成を支援していく。	—	—	—	・日本の自然を活かした地域活性化推進事業	
490	○ 海辺における体験活動や環境教育における指導者を養成するためのセミナーとして、18歳以上の男女を対象とする「海辺の達人養成講座(海辺の自然体験活動指導者養成セミナー)」を、地方公共団体や教育機関、NPOなどと連携しながら全国の主要な地域での開催を支援していきます。(国土交通省)	①	進捗中		・NPO法人「海」に学ぶ体験活動協議会にオブザーバーとしてバツアップし、「海辺の達人養成講座(海辺の自然体験活動指導者養成セミナー)」の開催に協力した。	・引き続き、企画の段階からオブザーバーとしてバツアップしていく。	—	—	—	—	
491	○ 環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。(文部科学省、環境省)	①	進捗中		【施策番号474に同じ】	【施策番号474に同じ】	—	【施策番号474に同じ】	【施策番号474に同じ】	—	
492	○ 環境保全に関する専門的な知識や経験を有する人材を環境カウンセラーとして登録し、広く活用を図ります。(環境省)		進捗中		・環境カウンセラー登録制度を審美に運用。	・引き続き、事業を実施。	—	—	—	・環境教育強化総合対策事業	
493	○ 事業者、国民及びこれら者の組織する民間団体が行う、環境保全活動や環境教育を行う人材を育成又は認定する事業で、一定の基準を満たすものを登録し、広く活用を図ります。(環境省)		進捗中		【施策番号483を参照】	【施策番号483を参照】	—	登録事業所数:38 (平成24年4月)	—	【施策番号483を参照】	
494	○ アジアにおける環境人材育成プロジェクトに基づき、環境人材育成コンソーシアムを通じ、大学、企業、NPO等で環境保全活動や環境教育を推進します。(環境省)		進捗中		・環境人材育成コンソーシアムを通じ、大学、企業、NPO等で環境保全活動や環境教育に係る環境人材育成を推進。	・引き続き、事業を実施。	—	会員数:83 (平成24年4月)	—	・環境教育強化総合対策事業	
495	○ 生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約関連委員会への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を行います。(環境省、外務省、関係府省)	④ ⑤	進捗中		・GPOP11やIPBES第1回総会、専門家会合等の生物多様性条約関連委員会に国内の専門家を派遣した。	・引き続き、生物多様性条約関連委員会への専門家派遣等を実施していく。	—	—	—	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
5. 経済的価値の評価											
496	○ 国内の自然保護制度や自然環境保全施策などを対象に、生物多様性の経済的価値、生物多様性の損失に伴う経済的損失、効果的な保全に要する費用などの評価を推進します。また、評価結果の普及や広報や、評価結果の活用方策の検討も進めます。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度に「奄美群島の国立公園指定」、「全国的な食糧政策」により保全される生物多様性の価値について経済的価値を算出する研究」により「我が国における効果的な生物多様性の経済的価値評価手法及び経済的価値評価結果の普及・活用方策に関する研究」を採択し、マンダース防除により保全させる生物多様性の価値を算出。「地球環境研究総合推進費」により「環境の資源供給サービス」の定量・経済的価値と時空間的解析による沿岸管理方策の提案」を採択。平成25年度中に評価結果を取りまとめる予定。	・引き続き経済的価値評価の取組を推進し、国内での評価事例を蓄積していく。また、自然資本会計について国内外の情報収集に努める。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたGPOP10主要課題検討調査費	
497	○ 既存の評価事例や評価手法など生物多様性の経済的価値評価に関する情報の収集・発信等を通じて、生物多様性が有する価値の普及啓発を図るとともに、多様な主体による自発的な価値評価の実施を促します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度に、生物多様性と生態系サービスに関する経済的価値評価に関する国内外の動向について把握し、必要に応じて最新の情報をウェブサイトに掲載することにより、引き続き普及啓発を図っている。	・生物多様性と生態系サービスに関する経済的価値評価に関する国内外の動向について把握し、必要に応じて最新の情報をウェブサイトに掲載することにより、引き続き普及啓発を図る。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたGPOP10主要課題検討調査費	
498	○ 都道府県での導入が進む「森林環境税(行)生態系サービス」の受益者が、その恩恵に対する資金負担を「行」生態系サービスへの支払いの事例に関する情報提供等を通じて、国内での普及を推進します。(環境省、農林水産省)	①	A-1	進捗中	・生態系サービスへの支払い(PES)に関するウェブサイトを作成し、PESの考え方や国内の事例について紹介している。	・引き続きPESに関する国内外の事例を収集し、情報提供等を行う。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたGPOP10主要課題検討調査費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
499	○省エネルギー、低炭素化、生物多様性などの環境に配慮した優良な不動産が、投資家などを含む多様な関係者に向け取組を推進し、持続的な投資が促進される市場の形成に向けた取組を推進します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・環境不動産普及促進委員会立ち上げ(本年9月に第1回開催予定)、課題に對する取組状況等について共有する。別途ワーキンググループを附置し、取組の進め方について検討する予定。	・当委員会およびワーキンググループにおける検討結果は、環境不動産ポータルサイト等を通じて一般に広く公開していく。	—	—	—	・算入・税制等事項名 ・環境不動産の普及促進経費	
6 事業者と消費者の取組の推進											
500	○事業者に対し、生物多様性民間参画ガイドラインの普及広報等を通じて、持続可能な事業活動のための方針の設定・公表を働きかけるなど、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に取組むことを促進します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度事業において、生物多様性分野における事業者による取組の実態調査に加え、取組事例を収集。その結果や国際的動向等の民間参画関連情報を環境省ホームページにて公開。	・業種・場面毎の事業者による取組状況や自治体との連携状況等の計画・分析を通じて、事業者による取組の促進策を検討を行うとともに、国際的な動向を継続的に把握し、情報公開する。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
501	○環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係性を測る指標、生物多様性の保全に寄与する優れた取組に対する表彰制度などの情報を収集・発信することにより、生物多様性への民間参画を促進します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成22年～23年度事業において認証制度や経済活動と生物多様性の関係性に関する指標等に関する情報収集を実施。平成24年度事業において業種毎の事業活動と生物多様性の関わりについて環境省のホームページで公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	・経済社会における生物多様性の主流化を促進する認証制度、指標、表彰制度等に関する情報を引き続き収集・発信する。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
502	○経済的により自発的に設立された生物多様性民間参画パートナーシップ等の事業者間の枠組みの連携・協力を進めます。(環境省)	①	A-1	進捗中	・生物多様性民間参画パートナーシップとは、平成22年度の取組以来、会議開催やハンズオン作成、事業者による取組事例の収集等における連携・協力を継続的に実施。同様に事業者間の枠組みである企業と生物多様性イニシアティブ(BIB)とは平成25年に会員企業との情報交換会を開催する等連携を強化。	・生物多様性民間参画パートナーシップ及び企業と生物多様性イニシアティブ(BIB)との連携、協力を引き続き進める。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
503	○生物多様性に配慮した「賢い消費者(スマートコンシューマー)」を育成するため、既存の環境認証制度の普及をはじめ、それらを取り扱う事業者や生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を体系的に情報提供することなどにより、消費者の意識の向上を図ります。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度事業において、生物多様性分野における事業者による取組の実態調査に加え、取組事例を収集し、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を含む調査結果を環境省ホームページにて公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	・認証制度やそれらを取り扱う事業者、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報収集・発信等、賢い消費者育成促進策を検討・実施する。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
504	○自然公園法、都市緑地法をはじめ、生物多様性の確保に資する制度に関する法律では、規制により生じた損失を土地所有者などに補償する制度が設けられています。また、自然公園、特別緑地保全地区などでは民有地の買入れの制度があります。これらの制度については引き続き、適切な運用に努めます。(環境省、国土交通省)	③	進捗中	進捗中	・平成24年度は、吉野龍野国立公園「天ヶ峰山地区」(181.5ha)を買上、阿蘇くじゅう国立公園「くじゅう地区」(22.1ha)を買上した。	・引き続き、現在の取組を継続していく。	—	—	—	・特定民有地買上事業費	
505	○国民等からの寄付金により自然保護のために自然の豊かな民有地を取得して保全を図るナショナル・トラスト活動や、公益社団法人・NPO法人による緑化事業、国内外の自然環境保全プロジェクトを助成する経団連自然保護基金など、国民及び企業など事業者の善意の寄付が生物多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓蒙の施策を講じます。(環境省)	①	A-1	進捗中	【施策番号422に同じ】	【施策番号422に同じ】	—	—	—	【施策番号422に同じ】	
506	○「地球環境基金」、「河川整備基金(せせらぎふれあい基金)」、「緑と水の森林基金」による民間団体の環境保全活動への支援を行います。(環境省、国土交通省、農林水産省)	①	進捗中	進捗中	・なお、「地球環境基金」は独立行政法人事業。	・緑地の保全等の地方公共団体の取組みに対し、財政的支援を行う。	—	—	—	—	
507	○「緑の募金」による森林整備等の推進に関する法律の「緑の募金」による寄付金を活用し、森林の整備、緑化を推進します。(農林水産省)	①	進捗中	進捗中	・平成23年度は、新たに都市公園等整備面積が960ha増加するなど、都市公園の整備や緑地の保全等の取組に力を入れ、財政的支援を充実させ、緑地の保全、再生・創出、管理を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	
508	○都市公園の整備、緑地の保全などに対する支援や、緑化対策事業などに対する補助を行います。(国土交通省、農林水産省)	③	C-1	進捗中	都市公園等整備面積：116,066ha 箇所数：99,874箇所(平成23年3月) 特別緑地保全地区：面積2,369ha、箇所数419箇所(平成23年3月)	・都市公園等整備面積：119,016ha、101,111箇所(平成24年3月) 特別緑地保全地区：指定面積2,412ha、442地区(平成24年3月)	—	—	—	・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
509	○ 生物多様性の保全を促進し、自然環境の保全活動などを行う特定公益増進法人に対する寄付金の優遇措置や、自然公園や保安林などに指定された区域内の土地に係る所得税・法人税・地方税の特例などの税制上の措置が講じられています。(環境省、農林水産省)	③	進捗中	進捗中	地方税等の特別措置を奨励される国立・国立公園の特別保護地区及び第1種特別地域の民有地のうち、国立公園の第1種特別地域の民有地51haを拡大し、譲渡所得の特別控除を受けられる民有地の国有地化は184ha拡大。 ・地方税等の特別措置を受けられる民有地の保安林面積を約3万ha拡大。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	国立・国立公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区内の土地が国又は地方自治体に買収される場合の譲渡所得の特別控除実績。これまでに約8,700haの民有地を国有地または公有地化	—	—	—
第2節 野生生物の適切な保護管理等											
(総括) 絶滅のおそれのある野生生物の保全については、国内希少野生動物種の選定方針の検討を開始、トキの野生復帰を着実に進めるための放鳥などを進めましました。鳥獣の保護管理としては、今後の鳥獣保護管理のあり方の検討を進めたほか、担い手の育成や技術研修、地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業などを実施しています。											
1 絶滅のおそれのある種と生息・生育環境の保全											
510	○ 平成24年度に改訂したレッドリストについては、その普及啓発に努めるとともに、次期改訂に向けた見直し作業を行います。また、見直しにあたっては、必要に応じて、レッドリスト掲載種あるいは候補種の生息・生育状況を把握するための調査を行います。(環境省)	①	C-2	進捗中	・従来のレッドリスト(陸域レッドリスト)については、平成24年度に第4次レッドリストを公表し、次期レッドリスト改訂に向けた検討を開始したところ。 ・海洋生物のレッドリストについては、平成24年度に基本的な方針等を検討し、絶滅のおそれの度合いについて評価を開始したところ。	・従来のレッドリスト(陸域レッドリスト)は、概ね5年後の発表をめざし、検討を進める。 ・海洋生物レッドリストは平成28年度の発表を目指し、検討を進める。	—	—	—	—	—
511	○ レッドデータブック(レッドリスト)に基づき生息状況などを取りまとめ継続した書物)については、平成25年度に各種の最新の生息状況などを記載した改訂版を取りまとめ、平成26年度に発行し、普及啓発に努めます。(環境省)	①	進捗中	進捗中	・平成24年度に公表した第4次レッドリストに基づき改訂版レッドデータブックを取りまとめ中。	・改訂版レッドデータブックを平成26年度に発行し、普及啓発に努める。	—	—	—	—	—
512	○ 絶滅のおそれのある種を全国的に推進するための基盤として、レッドリスト掲載種の回復を阻害している現在における要因や多様な主体による保全実施状況、有効な保全手法等に関する情報の取集を図るとともに、国や地方自治体等で蓄積されている分布情報をはじめとする関連情報を共有し、活用するための体制整備を検討します。(環境省)	②	C-2	検討中	・作成中の「絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略(仮称)」において方針検討を開始したところ。	・作成中の「絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略(仮称)」において方針検討を進める。	—	—	—	—	—
513	○ 平成23年度に実施したわが国の絶滅のおそれのある野生動物の保全に関する高層を契機として、今後の全国的な絶滅のおそれのある種の保全の進め方や保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略(仮称)」を作成します。また、種の保存法については、上記点検の中で行った施行状況の検討結果とともに、同保全戦略の作成過程での議論も踏まえ、必要に応じて所要の措置を講じます。(環境省)	②	C-2	進捗中	・保全戦略を中央環境審議会自然環境部会で検討中。	・平成25年度内の作成を目指す。	—	—	—	—	—
514	○ わが国における生息・生育状況に基づいて個々の種の絶滅の危険度を評価している環境省レッドリストのうち、絶滅危惧IA種(CR)または絶滅危惧種(EN)の中からも、特に絶滅のおそれが高く、規制による対策効果が見込まれる種について、今後作成する保全戦略で定める保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物種に指定します。特に希少・採集種については優先的に指定を検討することとし、新たに25程度の指定を目指します。(環境省)	②	C-2	検討中	・国内希少野生動物種の指定については、検討中の「絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略(仮称)」に盛り込まれる保全すべき種の優先順位付け等を踏まえ、国内希少野生動物種の選定の方針検討を開始したところ。	・国内希少野生動物種の指定については、検討中の「絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略(仮称)」に盛り込まれる保全すべき種の優先順位付け等を踏まえ、指定の検討を進める。	国内希少野生動物種 種数:25種増(平成25年度末まで)	国内希少野生動物種 種数:90種(平成24年9月)	国内希少野生動物種 種数:89種(平成25年6月)	・希少野生動物種保存対策推進費	38
515	○ 国内希少野生動物種のうち、その種を圧迫している要因を除去し、種を回復させる。生息・生育環境の回復・改善や、動物園・植物園などにおける個体の繁殖の促進やその後の野生復帰など、個体の維持・回復を図るためのより積極的な取組が必要となる種を対象に、保護増進事業計画を策定し、これらの取組を実施します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	② ③	C-2	進捗中	・平成24年10月に新たにライオンヨウの保護増進事業計画を策定。ライオンヨウを加えた全49種について保護増進事業を実施中。 ・国内希少野生動物種の生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持・整備等を実施した。	・積極的な取組が必要となる種を対象に、保護増進事業計画を策定し、事業を実施し、引き継ぎ、希少野生動物種の保護を進めるための対策を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費(農林水産省)	—
516	○ 希少な野生動物の取引管理については、引き継ぎ関係省庁、関連機関が連携・協力し、違法行為の防止・摘発に努めるとともに、効果的な国内流通管理の検討と実施を進めています。(環境省、関係府省)	② ④	進捗中	進捗中	・関係省庁及び関係機関が連携・協力し、事業の推進等、希少な野生動物の国内流通管理を実施。	・引き継ぎ、効果的な国内流通管理の検討と実施を推進する。	—	—	—	—	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
517	○ 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の安定した存続を確保するために、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じて鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施設とも緊密に連携しながら、国内希少野生動物植物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略に定める保護区指定の考え方も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)	②	C-2	検出中	【施策番号42に同じ】	【施策番号42に同じ】	—	—	【施策番号42に同じ】	【施策番号42に同じ】	
518	○ 生息地等保護区ごとに定める保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持・改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じて保護の指針や区域の見直しを検討します。(環境省)	②	C-2	進捗中	【施策番号43に同じ】	【施策番号43に同じ】	—	—	【施策番号43に同じ】	【施策番号43に同じ】	
519	○ 高山地帯や沿岸地帯など、地球温暖化の影響を受けやすいと考えられる地域における希少野生動物植物の生息・生育状況のモニタリング調査を実施します。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・モニタリングサイト1000において、高山地域や沿岸地域などの生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	—	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
520	○ 「保護林」において、希少な野生動物植物の生息・生育環境を保護するとともに、「緑の回廊」において、人工林の抜き取りによる希少野生動物植物の採種環境及び餌となる動物植物の生息・生育環境を確保するなどのほか、森林の状態や野生動物植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを実施します。また、樹に保護を重視する希少な野生動物植物については、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持・整備などを進めます。(農林水産省)	③	C-2	進捗中	・「保護林」において、設定状況や客観的に把握するためのモニタリング調査を行うとともに、保護林の適切な保全管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルールの確立とその内容の普及等を実施した。 ・「緑の回廊」においては、森林の状態と野生動物の生息・生育環境の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を行うとともに、人工林内の広葉樹を積極的に保護するなど、野生動物の生息・生育環境に配慮した施策を実施した。	・「保護林」において、設定状況や客観的に把握するためのモニタリング調査を行うとともに、保護林の適切な保全管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルールの確立とその内容の普及等を実施した。 ・「緑の回廊」においては、森林の状態と野生動物の生息・生育環境の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を行うとともに、人工林内の広葉樹を積極的に保護するなど、野生動物の生息・生育環境に配慮した施策を実施した。	—	保護林面積：90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積：58万6千ha (平成23年4月)	保護林面積：96万5千ha (平成25年4月) 緑の回廊面積：58万3千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	
521	○ 希少植物の保全については、市民や研究者などのさまざまな主体で構成されるNGOが主体となり、平成14年度の生物多様性条約第9回締約国会議で採択された「世界植物保全戦略」を受け、日本の植物保全の進捗状況のレビューが行われたため、この成果を参考に保全の取組を進めます。(環境省)	① ② ③ ④ ⑤	B-1 B-5 C-1 C-2 D-1 E-2	進捗中	・採取、譲り渡し等の規制等。	・国内希少野生動物植物種の指定促進等。	—	—	—	・希少野生動物植物種保存対策推進費	
522	○ 絶滅のおそれのある猛禽類については、良好な生息環境の保全のため、イヌワシ、クマタカ、オオタカの保護指針である「猛禽類保護の進め方」の見直しを進めるとともに、対象とする猛禽類の拡大などの取組を進めます。(環境省)	②	C-2	進捗中	・平成24年12月に「猛禽類保護の進め方」(改訂版)の公表を行った。現在、サンハ、チュウワビについて取り組んでいる。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・希少野生動物植物種保存対策推進費	
523	○ ジュゴンについては、引き締まり、生息環境・生態等の調査や漁業者との共生に向けた取組を進めるとともに、種の保存法上の国内希少野生動物植物種の指定も視野に入れ、情報の収集等に努めます。(環境省)	②	C-2	進捗中	・ジュゴンについては、鳴き声調査による生息モニタリングや漁業者との共生を目指す取組を引き締まり実施している。	・羅網時のレスキュー訓練の体制維持や、漁業者等を含む地域社会との共生のための取組を継続する。	—	—	—	・特定海棲ほ乳類との共生推進事業	
524	○ 絶滅のおそれのある野生動物植物の生息域外保全に関する基本方針にもとじて、動物園や植物園、水族館、昆虫館、研究機関などの実施主体及び関係団体との連携を深め、生息域外保全の取組状況の把握を行うとともに、絶滅のおそれのある種の生息域外保全の取組を進めます。(環境省、関係府省)	①	C-2	進捗中	・生息域外保全の取組については、関係団体との情報交換を継続的にを行い、特に日本動物園水族館協会とはシマヤマメノ保護増殖事業における連携を強化するとともに、取組全般を推進する協定締結の準備を進めているところ。	・日本動物園水族館協会は新たにライオン力における取組に関する調整を進め、引き締まり、生息域外保全の取組を進める。 ・協定については平成28年度の前半に締結予定。	—	—	—	・特定野生動物保護対策費	
525	○ トキについては、平成11年に中国から贈呈されたペアから飼育下の維持を進め、飼育個体群の充実を図ってきました。飼育個体群の維持に目的が定まってきたことから、かつての生息地であった新潟県佐渡島において、トキの生息に適した環境を整え、平成24年度に野鳥保護を目的とした「トキの放鳥」を実施して誕生し、誕生後も実現するまで、野生への定着に向けた準備が完了しました。今後、これら5羽の取組を継続し、平成27年度に小佐渡島地域を含む佐渡島の0羽程度を定着させることを目標とします。また、平成22年に署名された「日中共同トキ保護計画」に基づき、中国とトキ保護協力の取組を進めるとともに、トキの遺伝的多様性を確保するため、新たなトキ2羽の受入れ準備を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	① ②	C-2	進捗中	・佐渡島ほか5羽の生息域外飼育繁殖を進めつつ、飼育下で繁殖した個体を年2回に分け概ね30～40羽の放鳥を継続して実施。平成25年9月現在、野生下繁殖の個体も含め98羽が野生下に生きている。 ・新たなトキの受け入れ準備として、関係の専門家による技術交流について合意。これを契機として2羽の個体選定のためのDNA分析について同国で調整を進めている。	・野生個体数：小佐渡島東部を含む佐渡島に成24年7月) 野生個体数：約50羽(平成25年9月末) ・特定野生動物保護対策費 ・希少野生動物野生順化特別事業費	野生個体数：98羽(平成25年9月末)	野生個体数：約50羽(平成24年7月)	野生個体数：98羽(平成25年9月末)	39	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
526	○ ツシマヤマネコについては、(公社)日本動物園水族館協会及び各動物園と連携して飼育個体の分岐や繁殖を促進し、遺伝的多様性に配慮した持続可能な飼育下個体群を確立するとともに、平成26年までに野生順化訓練を開始することを目標に、野生復帰に向けた取組を強化します。(環境省)	① ②	C-2	進捗中	・平成24年11月に開館した新温室で、沖縄地域、小笠原地域の絶滅危惧植物の保護増殖を行うとともに、絶滅危惧増殖等の企画展を開催して普及啓発活動を行った。	・野生復帰の技術確立に向けた検討を進める。	—	—	—	・絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備 ・希少野生動物野生順化特別事業費	
527	○ 絶滅のおそれのある植物種については、新御宿において、温室などを活用した栽培を行っています。今後さらに保護を強化し、新温室を拠点として、絶滅危惧植物の系統保存、保護増殖及び展示を進めます。(環境省)	②		進捗中	・(公社)日本植物園協会及び各植物園などと連携して日本各地に自生する絶滅危惧植物の種子保存を行った。	・現在の取組を継承して進めます。	—	—	—	—	
528	○ 植物種については、種子での収集・保存を行うことが種及び種内の遺伝的多様性の減少リスクの回避のために効果的です。そのため、新御宿が中心となり種子の保存体制を構築し、(社)日本植物園協会及び各植物園などと連携して、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。(環境省)	②		進捗中	・(公社)日本植物園協会及び各植物園などと連携して日本各地に自生する絶滅危惧植物の種子保存を行った。	・引き続き(公社)日本植物園協会及び各植物園などと連携して、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。	285種 (平成24年度末)	285種 (平成23年度末)	—	—	40
2. 鳥獣の保護管理等											
529	○ 鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略に定める保護区指定の考え方も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)	②	C-1	進捗中	【施策番号38に同じ】	【施策番号38に同じ】	—	—	—	【施策番号38に同じ】	
530	○ 自然公園など関連する他の制度における保護施策とも密に連携しつつ、渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進め、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めます。(環境省)	③	C-1	進捗中	・渡り鳥の集団渡来地などについて国指定鳥獣保護区の指定を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・国指定鳥獣保護区管理強化費	
531	○ 鳥獣保護区においては、定期的な巡回・鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、人の利用の適正な誘導、鳥獣の生息などに適切な管理を行うとともに、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進して、適切な管理を行います。特に国指定鳥獣保護区については、鳥獣保護区ごとの保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実を図ります。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合には、必要に応じて鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌のための施設設置、湖沼などの水質を改善する施設設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行います。(環境省)		C-1	進捗中	・国指定鳥獣保護区における生息環境の維持・改善、生息状況のモニタリング等を行うとともに、鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、湖沼の造成、進入防止柵の設置等を行った。	・引き続き、鳥獣保護区の適正な維持・管理の推進を図る。	—	—	—	・国指定鳥獣保護区管理強化費 ・自然公園等事業費	
532	○ 猟法規制の遵守徹底を図り、罠害捕獲の防止などによる適正な捕獲や狩猟などに伴う危険防止を推進します。また、罠害捕獲の実態を把握するための情報収集に努めます。(環境省)	②	B-1	進捗中	・都道府県や狩猟関係団体等に対し、定期的な法令遵守の徹底や狩猟に伴う危険の防止等について、情報提供や注意喚起を行った。	・罠害捕獲の実態把握に係る情報収集についての検討が必要。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
533	○ 狩猟鳥獣などの生息状況をモニタリングし、定期的に狩猟鳥獣の指定や捕獲の制限等を見直し、また、狩猟鳥獣の考え方や情報収集のあり方等について検討するとともに、モニタリング手法が確立していない狩猟鳥獣について、モニタリング手法を検討し、地方公共団体等への情報提供を行います。(環境省)	②	B-1	進捗中	・狩猟鳥獣のモニタリングのあり方について検討を行っている。	・引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保のため、狩猟免許取得への向けセミナー、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業を実施した。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
534	○ 鳥獣の生息状況の定期的な巡回・効果的なモニタリング、保護管理の適正な実施や罠害防止、個体数調整、緩衝帯の設置などによる生息環境管理・防護網の設置や作物被害の除去など被害防除について、地域の取組への支援も含めた対応を進めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1	進捗中	・鳥獣の保護管理の担い手確保・育成するため、狩猟免許取得への向けセミナー、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業を実施した。	・引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保・育成に係る取組を推進する。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
535	○ ニホンジカやイノシシのように、生息数や分布域が著しく増加して農林水産業や生態系などの被害が生じている種については、特定鳥獣保護管理計画に基づいて実施される、捕獲などによる個体数調整、被害防止施設や生息環境の整備などの対策を科学的・計画的に推進するとともに、捕獲個体の処理加工施設の整備支援など、地域資源としての活用を促進します。また、これらの種における個体数を推定する手法を検討し、精度の向上に努めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1	進捗中	・最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画の作成のためのガイドラインについて、都道府県に対して積極的な普及を図るとともに、技術的な指導を行い、計画の作成を推進。 ・イノシシ及びニホンジカの個体数について、捕獲数のデータを用いて全国の個体数を推定を行った。	・引き継ぎ、都道府県の取り組みを支援し、特定計画の作成を促進する。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
536	○ カワウやクマ類など都道府県境を越えて広域に移動する鳥獣については、国及び関係都道府県が特定鳥獣保護管理計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理の指針の作成を推進するとともに、協議会の設立などにより関係者や都道府県間の連携を促進するとともに、地域個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係機関等と協働して鳥獣保護管理を推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	②	B-1	進捗中	・広域的な保護管理を推進するため、カワウ2地域、クマ類1地域、ニホンジカ1地域について広域的な保護管理指針を作成し、広域協議会の運営等を行っている。	・既に広域指針が作成されている地域において取り組みを推進するとともに、新たな地域において広域的な保護管理の実施を検討する。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
537	○ 希少鳥獣であるゼンガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、種の保全に十分配慮しながら総合的な保護管理を推進します。(環境省)	②	B-1	進捗中	・漁業被害軽減のための被害防除手法の検討、個体数等の生息状況調査を行った。	・引き継ぎ、被害防除手法の検討、生息状況調査等を実施。 ・また、平成25年度内を目標に保護管理計画を策定する予定。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
538	○ ニホンジカ等の個体数増加や分布域拡大が著しい鳥獣については、捕獲数を増加させることが課題です。効果的な捕獲技術の普及や補償体制の構築に努めます。(環境省)	②	B-1	進捗中	・希少な鳥獣を有しない者を含めた地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通じて、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進している。 ・また、中央環境審議会に設置された「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」において、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けて講ずべき措置の検討を進めている。	・引き継ぎ、現在取組地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進する。 ・講ずべき措置の検討については、平成25年度内を目標に報告をとりまとめる予定。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
539	○ 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組みむため、地方公共団体、NPOなど連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況、被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)	② ③	B-1	進捗中	【施策番号130に同じ】	【施策番号130に同じ】	—	—	—	【施策番号130に同じ】	
540	○ 知床国立公園、南アルプス国立公園、屋久島国立公園などでは、ニホンジカによる自然植生衰退などの生態系や景観への悪影響が生じており、予防的・應急的かつ科学的な対策を講じるため生態系維持回復事業計画を策定し、本計画に基づき、植生防備の設置や個体数調整など個体数管理を実施していきます。(環境省、農林水産省)	③	C-1 C-2	進捗中	・平成24年度に阿蘇国立公園においても新たにシカを対象とした生態系維持回復事業計画を策定。また、既に計画を策定している公園においても、科学的知見に基づき、科学的かつ総合的な対策を実施し、生態系被害の軽減に努めている。	・引き継ぎ、現在の取組を継続していく。	—	—	—	・国立公園等シカ管理対策事業費	
541	○ 薬付き罠器を利用するなどのカラスの生活環境への被害の対処方法などについての普及啓発を進めます。(環境省)	②	B-1	進捗中	・カラス対策マニュアル等による普及啓発を実施。	・引き継ぎ、カラス対策マニュアル等の普及に努める。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
542	○ 平成24年4月現在、都道府県知事により、シカ、クマ、イノシシ等を対象として46都道府県で120の特定鳥獣保護管理計画が作成実施されていますが、生息状況や被害状況などの情報を基にモニタリングし、臨時的な管理が進められています。これらのより効果的な実施を支援するため、最新の知見を踏まえ、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを必要に応じて補足、改訂を行います。(環境省)	②	B-1	進捗中	・特定鳥獣5種(イノシシ、クマ、カワウ、ニホンジカ、カワウ)について、生息状況や被害の現状、対策の進捗状況について評価を行い、それぞれの種の保護管理に関する課題等について整理を行うことなどを目的として、種ごとに「保護管理検討会」を設置。当該検討会で整理された内容や効果的な保護管理手法等の最新の知見について、ガイドラインの補足となる「保護管理レポート」を作成し、各都道府県へ配布。 ・また、カワウの特定計画技術マニュアルについて、改訂案を作成し、平成25年に公表予定。	・引き継ぎ、都道府県の取り組みを支援し、特定計画の作成を促進する。	ガイドラインの補足・4種のガイドラインを改訂(平成22年) 5種について5回補足・改訂(平成25年9月)	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	41
543	○ 鳥獣の保護管理の取り組みを確保・育成するため、地方公共団体職員や狩猟者の専門的知見及び技術を、狩猟免許取得へ向けたセミナーの開催などの事業を推進します。(環境省、農林水産省)	②	B-1	進捗中	・鳥獣の保護管理の取り組み確保・育成のため、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を、狩猟免許・活用する人材登録事業、狩猟免許取得へ向けたセミナーを実施した。	・引き継ぎ、鳥獣保護管理の取り組み確保・育成に係る取組を推進する。	研修・セミナー等のべ15回(平成24年度) 開催数:120回(平成32年)	17回(平成25年9月)	—	・鳥獣保護管理強化事業費	42

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
544	○ 狩猟については、鳥獣の個体数調整に一定の役割を果たして活用を図るとともに、狩猟の危険防止、捕獲された個体の有効利用に努めるなど狩猟の適正な管理を進めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1	進捗中	・鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保のため、狩猟免許の取得促進セミナーを実施した。また、狩猟の危険防止等について都道府県や狩猟関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行った。	・引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保の取組を推進する。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
545	○ 鳥獣によって被害を受けている農家自身のわなを用いた鳥獣の捕獲を促進します。また、免許を持たない者であっても、補助的に捕獲に参加できるようにしたことと踏まえ、地域ごとの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進します。(環境省、農林水産省)	②	B-1	進捗中	・狩猟免許を有しない者を含めた地域ごとの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進している。	・引き続き、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進する。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
546	○ 農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少などが進行していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むため、鳥獣被害対策実施部隊の設置などを推進します。(環境省、農林水産省)	②	B-1	進捗中	・狩猟免許を有しない者を含めた地域ごとの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進している。	・引き続き、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進する。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
547	○ 鳥獣による森林被害については、防護柵や食害チューブなどの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成・監視・防除体制の整備などを促進します。(農林水産省)	②	進捗中	【施策番号288に同じ】	【施策番号288に同じ】	【施策番号288に同じ】	—	—	—	【施策番号288に同じ】	
548	○ 関係省庁による鳥獣被害及びその生息状況の把握を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)	②	進捗中	進捗中	・鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や被害防止マニュアルといった、地域の主体的な防除活動への支援や、地域関係者と連携した鳥獣被害対策の実施により、人間と鳥獣が共存できる地域づくりを推進した。	・引き続き、関係省庁や多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	—	—	—	・森林・林業再生基盤づくり交付金 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林山村多面的機能発揮対策 ・森林整備保全費	
549	○ これらの施策の推進にあたっては、関連する施策と連携を図りながら一体的な効果が得られるように進めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1	進捗中	・関係省庁による連絡会議を開く等、関連する施策と連携を図りながら、これらの施策を推進している。	・引き続き、関連施策との連携を図る。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
550	○ 自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、その一環として主要な野生鳥獣の全体的な生息情報の把握に努めます。特に、ニホンカヤクワガタ類をはじめ、ワカコの生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類、哺乳類のきめ細かな調査を実施を進めるため、これら特定の野生動物について、速報性を重視した重点的な全国個体数推定及びその終年変動に関する調査を推進します。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・新たな生息情報収集・提供システムである「いきも」のログを開発している。	・生物情報収集・提供システムである「いきも」のログを2013年10月15日に供用開始し野生動物の分布・生息情報の収集を実施する予定。	—	—	—	・自然環境保全基礎調査費	
551	○ 狩猟者又は鳥獣の捕獲許可を受けた者から報告される捕獲鳥獣に関する情報について、メッシュ単位の位置情報として収集し、その充実を図ります。(環境省)	④	B-1	進捗中	・捕獲位置情報を地図上に簡易に表示できる捕獲位置情報マッピングシステムを平成25年度に改修。	・未提出の都道府県に対し、捕獲位置情報の提出について、協力要請を行う。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
552	○ GIS(地理情報システム)を活用した情報データベースシステムの充実を図ります。(環境省)	④	B-1	進捗中	・捕獲位置情報を地図上に簡易に表示できる捕獲位置情報マッピングシステムを平成25年度に改修。	・引き続き、GIS(地理情報システム)を活用した情報データベースシステムの充実に取り組む。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
553	○ 特に農作物や生僻系に被害を及ぼしている野生鳥獣については、それらの被害を防止し、野生鳥獣を適切に管理するため、その個体群管理手法、生息数及び密度把握の手法、被害防止技術などに関する調査・研究を進めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1	進捗中	・特定鳥獣5種で設置した保護管理検討会において、先進的かつ効果的な個体群管理手法、生息数及び密度把握の手法について、生息の先進事例等を調査し普及に努めた。	・引き続き、先進的かつ効果的な野生鳥獣の管理手法等の調査・普及に努める。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
554	○ 渡り鳥の保護については、干潟や沼などの生息環境の現況把握するため、引き続き鳥類観測ステーションにおける確認調査・カメラ・カメラ・カメラの全国一斉調査を実施するほか、モニタリングサイト1000事業において、主要な遷移種におけるガン・カモ類やハシドリ類の生息調査などのモニタリング調査を実施します。これら野生鳥獣の保護管理に関する調査研究については、民間団体などとの連携を通して効果的な実施を図ります。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・確認調査、ガン・カモ・ハシドリ類の全国一斉調査を実施したほか、モニタリングサイト1000においてガン・カモ類やハシドリ類の調査について、民間団体と連携して実施している。	・現在、取組を継続して進めている。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・野生鳥獣情報整備事業費	
555	○ 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなど連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)	② ③	B-1	進捗中	【施策番号300に同じ】	【施策番号300に同じ】	—	—	—	【施策番号300に同じ】	

施策番号	基本的戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
556	② 具体的施策 ○ 平成23年に行った「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的指針」の改正において、愛玩飼養のための捕獲に許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、愛玩飼養のための捕獲は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めていきます。(環境省)	②	進捗中	○ 基本指針の改正内容について都道府県等へ周知を図るとともに、都道府県主催の鳥獣ブロック会議等で、基本指針の改正を踏まえた対応状況や密猟の情報収集等を実施。 ○ 現在、マジロの識別マニュアル更新版を作成、印刷準備中。 ○ 殺処分後の使用禁止区域の指定促進及び捕獲された鳥獣の死体放置の禁止については、都道府県や狩猟関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行っています。その他の施策の実施方法については検討中。	・引き継ぎ、愛玩飼養の適正化の推進を図るとともに、愛玩飼養のための捕獲について、今後廃止する方向や周知方法について検討を行う。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
557	② 鳥獣保護員を活用し警察や地方公共団体、自然保護団体とも連携して、違法捕獲及び違法飼養の取組の強化を推進します。(環境省)	②	進捗中	○ 殺処分後の使用禁止区域の指定促進及び捕獲された鳥獣の死体放置の禁止については、都道府県や狩猟関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行っています。その他の施策の実施方法については検討中。	・引き継ぎ、関係者と連携して違法捕獲及び違法飼養の取組を強化。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
558	② 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的指針の改正において、愛玩飼養のための捕獲に許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、愛玩飼養のための捕獲は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めていきます。(環境省)	②	進捗中	○ 殺処分後の使用禁止区域の指定促進及び捕獲された鳥獣の死体放置の禁止については、都道府県や狩猟関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行っています。その他の施策の実施方法については検討中。	・取組が十分でない施策の検討を促進する必要がある。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
559	② 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的指針の改正において、愛玩飼養のための捕獲に許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、愛玩飼養のための捕獲は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めていきます。(環境省)	②	進捗中	○ 殺処分後の使用禁止区域の指定促進及び捕獲された鳥獣の死体放置の禁止については、都道府県や狩猟関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行っています。その他の施策の実施方法については検討中。	・引き継ぎ、基本指針等に基づき、各都道府県等と連携、傷病鳥獣救護の在り方の検討について、今後その実施方法について検討を行う。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
560	② 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的指針の改正において、愛玩飼養のための捕獲に許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、愛玩飼養のための捕獲は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めていきます。(環境省)	②	進捗中	○ 水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を実施。	・引き継ぎ、水鳥の油汚染対応等のための研修を実施する。	—	—	—	・水鳥救護研修センター維持費	
561	② 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的指針の改正において、愛玩飼養のための捕獲に許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、愛玩飼養のための捕獲は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めていきます。(環境省)	②	進捗中	○ 狩猟免許の取得促進セミナーにおいて、鳥獣保護の重要性や、鳥獣保護管理への情報提供等について来場者へ情報提供を行った。 ○ その他の施策の実施方法については検討中。	・取組が十分でない施策の検討を促進する必要がある。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
562	② 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的指針の改正において、愛玩飼養のための捕獲に許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、愛玩飼養のための捕獲は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めていきます。(環境省)	② B-1	進捗中	○ 都道府県主権の鳥獣ブロック会議等で、各地域の状況について情報収集等を実施。 ○ 水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を実施。	・引き継ぎ、関連機関との連携の充実強化を図る。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
563	② 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的指針の改正において、愛玩飼養のための捕獲に許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、愛玩飼養のための捕獲は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めていきます。(環境省)	②	進捗中	○ 平成20年に作成(平成23年に改訂)した「狩猟免許の取得促進セミナー」を実施する等、関係機関との幅広い連携を図った。 ○ 平成24年～平成25年現在、我が国において高病原性鳥インフルエンザは発生していない。なお、中国において、低病原性鳥インフルエンザウイルスA(H7N9)の人への感染・死亡事例が確認されたことから、国内での野鳥の緊急追加調査を実施した。	・引き継ぎ、都道府県や関係所長と連携し、適切に対策を実施する。	—	—	—	・野生鳥獣感染症対策事業費	
564	② 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的指針の改正において、愛玩飼養のための捕獲に許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、愛玩飼養のための捕獲は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めていきます。(環境省)	②	進捗中	○ 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、緊急に職員及び専門家を現地へ派遣し、渡り鳥など野鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスが蔓延していないかを確認するため、現地の状況把握、指導助言、環境試料調査等を実施します。(環境省)	・引き継ぎ、発生時において必要な調査を適切に実施し、危機管理対応を落實に行う。	—	—	—	・野生鳥獣感染症対策事業費	
565	② 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的指針の改正において、愛玩飼養のための捕獲に許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、愛玩飼養のための捕獲は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めていきます。(環境省)	②	進捗中	○ 国内での発生時の早期対応に資するため、渡り鳥の飛来経路である周辺諸国との連携を強化し、各国との鳥インフルエンザの発生情報等の共有に努めます。(環境省)	・引き継ぎ、我が国の対策に資するため、各国の鳥インフルエンザ対策について情報収集、情報交換を実施。	—	—	—	・野生鳥獣感染症対策事業費	
566	⑤ 渡り鳥の飛来経路の解明に努めます。(環境省)	⑤ E-2	進捗中	○ 渡り鳥の飛来経路の解明に努めます。(環境省)	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・野生鳥獣感染症対策事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
567	○ 高病原性鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症に列して、発症時に迅速な対応ができるよう、通常時から関係機関との情報共有と連携に努めます。(環境省、農林水産省、厚生労働省)	②	進捗中	進捗中	・高病原性鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症について、必要に応じて関係者に情報提供を行うとともに、鳥類、可能性のある感染症について、適切な対応を行う。 ・関係省庁や都道府県間で、情報共有を行い、連携に努めているところ。 ・野鳥における高病原性鳥インフルエンザの調査結果をホームページ上で公表している。	・今後引き続き、関係省庁・関係業者等間で連携し、野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について、適切な対応を行う。	—	—	—	・野生鳥獣感染症対策事業費	
568	○ 高病原性鳥インフルエンザのみならず、口蹄疫、ウエストナイル熱等の野生動物が感染あるいは伝播する可能性のある感染症について、鳥獣における蔓延に早期に対応するため、情報収集等に努めます。(環境省)	②	進捗中	進捗中	・野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について情報収集に努める。	・今後引き続き、野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について情報収集に努める。	—	—	—	・野生鳥獣感染症対策事業費	
3 動物の愛護と適正な管理											
569	○ 動物が命を失うことを踏まえ、それぞれの種の生理、習性、生態に配慮して適正に飼養管理することや、動物の運搬及び虐待などの禁止行為の周知徹底を図ります。また、動物取扱業者等については、標識などの掲示、動物販売時における動物の特性及び状態などに関する事前説明の着実な実施などにより、一層の適正化を推進します。さらに、実験動物を含む飼養動物については、選定防止などの観点から、法令を適切に運用することともに、普及啓発を推進します。(環境省)			進捗中	・平成24年9月に動物愛護管理法が改正され、終生飼養の責務の明記、動物取扱業者の規制強化がなされた。普及啓発のためのパンフレットやポスター等を作成し、都道府県等を通じて配布を行っている。都道府県等を通じて講習会を開催する等、関係自治体や業界団体等を通じて適正飼養の周知等に努めている。	・改正動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、適切な法の施行を進めるとともに、動物虐待や遺棄の防止のために、今後とも適正飼養に係る講習会の実施や各種普及啓発を図ることにより、動物の愛護及び適正な管理を推進していく必要がある。	—	—	—	・動物適正飼養推進・基盤強化事業	
570	○ みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、地域活動への理解促進、安易な飼養の抑制などによる終生飼養の徹底などにより、都道府県などにおける犬及び猫の引取り数を平成16年度の約42万匹を基準に平成29年度までに半減させることともに、飼養を希望する者への譲渡などを進めることにより、その殺処分率の減少を図ります。(環境省)			進捗中	・犬猫の不妊、去勢措置の実施率は増加傾向にある。また、犬猫の引取り数は平成23年度より、平成16年度と比べて47%減少しており、飼養を希望する者への譲渡数も増加している。殺処分率も94%（平成16年度）から79%（平成23年度）に減少している。	・平成25年8月に基本指針を改正し、新たな達成目標（目標年度平成35年度、平成16年度比75%減）を設定したことから、自治体における収容動物の返還譲渡に、かかる施設整備の補助や適正譲渡講習会の実施等を充実、継続し、引き続き選定防止の推進を図る取り組みの支援を行っていく必要がある。	都道府県等における犬・猫引取り数：平成16年度から半減(21万頭)(平成29年度)	約42万匹(平成16年度)	—	・調査連絡事務費 ・動物収容譲渡対策施設整備補助	43
571	○ 所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、犬又は猫に関する所有明示の実施率を平成15年度の基準(犬：33%、猫：18%)から平成29年度までに倍増を図るとともに、国及び地方公共団体、関係団体などの協力のもとに、データベースの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーなど、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ります。(環境省)			進捗中	・所有明示措置の実施率(平成22年度)は、平成15年度と比べて犬は33%から36%、猫は18%から20%に増加している。マイクロチップの登録数も、62,799匹(平成18年度末)から602,405匹(平成23年度末)に増加している。	・所有明示の実施率の目標達成に向け、自治体や獣医師会等の関係者とも連携して一般飼養者に向けた継続的な普及啓発を行うて行く必要がある。	犬及び猫の所有明示の実施率：平成15年度：犬：33%、猫：18%、平成15年度から倍増(犬：66%、猫：36%)(平成29年度)	犬：33% 猫：18% (平成15年度)	—	・動物適正飼養推進・基盤強化事業	44
572	○ 国及び地方自治体は、関係団体などと連携しつつ、学校、地域、家庭などにおいて、動物愛護週間行事や適正飼養講習会などの実施、各種普及啓発資料の作成、配布などにより、動物の愛護と管理、その健康とペットフードの安全に関する教育活動や広範な活動などを実施することともに、動物愛護推進員などの地域の人材の育成などに努めます。また、今後継続して、動物の飼養者権について各種調査を行い、施策の立案、動物の適正飼養の普及啓発に役立てていきます。(環境省)			進捗中	・動物愛護週間には関係団体等と協力して国が中央行事を開催した他、全国116自治体が231の動物愛護週間行事を開催した(平成24年度)。動物愛護推進員は60の関係自治体で計2,915名となっている。	・動物愛護週間行事や各種普及啓発資料等を通じて、動物愛護管理に関する活動を継続して実施していくとともに、動物愛護推進員等の人材育成をさらに進めていく必要がある。	—	動物愛護推進員数：2,801人(平成23年4月1日)	—	・飼養動物の安全・健康保持推進事業 ・動物適正飼養推進・基盤強化事業	
第3節 外来種等の生態系を攪乱する要因への対応											
(総括) 外来生物法の一部を改正したほか、「外来種被害防止行動計画」(仮称)や戦略的外来種リスト(仮称)の検討を進めています。また、遺伝子組換え生物等については最新の動向・リスク評価等の情報収集等を行い、また、化学物質などについても、フィールド調査や影響評価を進めています。											
1 外来種対策											

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
573	○ 外来生物法施行後5年が経過していることから、生物多様性委員第10回締約国会議の成果も踏まえ、同法の施行状況の検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じます。(環境省、農林水産省)		B-4	既に達成済み	平成24年に中央環境審議会野生生物部会で外来生物法施行状況の検討が行われ、同年12月に中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対し、「外来生物法の施行状況等に関する今後の講ずべき必要な措置」について意見書がなされた。この意見書に基づき、外来生物が交雑することにより発生した生物を規制対象とすること、特定外来生物が付着・混入している輸入品等の消毒等の措置を命ずることができ、等、外来生物法の一部を改正する法律が平成25年6月に成立し公布された。	改正外来生物法に定める日(公布から1年以内)の政令で定める日)に向けて、新たに規制対象とされた、外来生物が交雑することにより発生した生物の特定外来生物の指定や、輸入品等の消毒基準の設定制度等を行い、改正外来生物法の適切な執行体制を確保する。あわせて、意見書を踏まえ、外来生物法(仮称)や「外来種被害防止行動計画(仮称)」(仮称)の活用、一層の普及啓発に努める。	外来種:75% 外来生物法:25% (平成29年)	外来種(外来生物)という言葉の意図を知っている人の割合:64.7% 外来生物法の内容を知っている人の割合:11.8% (平成23年度)	—	・外来生物対策管理事業費(一部)	
574	○ 特定外来生物の輸入、飼養などの規制など、外来生物法の適切な施行を通じ、農林水産や生態系などへの影響の防止を図るとともに、多様な分野と連携しながら普及啓発を強化し、外来種問題への認識と外来生物対策への理解を深めます。(環境省、文科省、農林水産省)	①	B-4	進捗中	・外来生物法(仮称)については、基本的な考え方を記述するとともに、教育機関や動物園、報道機関等普及啓発に重要な役割を持つ主体を含めて、様々な主体に求むる役割を整理している。同じく作成作業中の「侵略的外来種リスト(仮称)」では、掲載種の生態的特徴や定着経路、対策の方向性、利用上の留意事項等についてわかりやすく示すこととして	・「外来種被害防止行動計画(仮称)」を策定するための会議の検討、関係者からの意見聴取等の作業を進めている。	外来種被害防止行動計画(仮称)の策定(平成25年度)	外来種被害防止行動計画(仮称)の策定(平成25年度)	—	・外来生物対策管理事業費(一部)	45
575	○ 「外来種被害防止行動計画(仮称)」を策定することにより、防除の優先度を踏まえた計画的な防除等を推進するとともに、各主体の役割分担を整理し、各主体における外来種対策に関する行動を促します。(環境省、農林水産省)	②	B-4	進捗中	・「侵略的外来種リスト(仮称)」を作成するための会議の検討、関係者からの意見聴取等の作業を進めている。	・NGOや外来種を利用している関係団体との意見交換を図り、各主体における外来種対策を促進し、計画的な防除の実施等の推進を図る。	—	—	—	・外来生物対策管理事業費(一部)	46
576	○ 法規制の対象となっていない外来種も含めて、特に侵略性が高く、わが国の生態系等への被害を及ぼしている外来種や、今後被害を及ぼすおそれのある外来種(仮称)として、「外来種ブラックリスト(仮称)」を作成し、掲載種について分布や定着経路、対策の方向性などの情報を整備します。これによって普及啓発や計画的な防除等の外来種対策を推進します。(環境省)	②	B-4	進捗中	・「侵略的外来種リスト(仮称)」を作成するための会議の検討、関係者からの意見聴取等の作業を進めている。	・リスト掲載種についての分布や定着経路、対策の方向性、やむを得ず利用されている種についての利用上の留意点などの情報を整備し、活用し、普及啓発等の作業を通じて普及啓発を行い、外来種対策の推進を図る。	—	—	—	・外来生物対策管理事業費(一部)	
577	○ 奄美大島において希少種への脅威となつてしまっているマンダークラスについて、低密度状態におけるより効果的な捕獲方法を確立して、根絶に向けた捕獲を進めるとともに、根絶の目標年次を科学的に検討します。さらに、より効果的・効率的な防除手法を検討し、早期の根絶を目指します。希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除を進めるほか、アライグマ、オオクワガタなどさまざまな種の防除手法などの検討を行い、地方公共団体などが実施する防除への活用を図ります。(環境省、農林水産省)	② ③	B-4	進捗中	・奄美大島及び沖繩本島やほろ橋威立園におけるマンダークラスの脅威となるアライグマの防除、伊豆沼・内沼、程野湖、蘭生田などのラムサール登録地域においてオオクワガタ等防除モデル事業を実施した。 ・国有林野の保護林等において、希少種であるアマミノクロウサギ等の生息状況や死傷個体の調査を行うなど、マンダークラスの防除に資する情報収集等を実施した。	・マンダークラスの防除については、平成34年度までに奄美大島及び沖繩本島やほろ橋威立園において根絶を目指すとともに、根絶に向けて引き継ぎ防除事業を実施する。また、低密度下における効果的な捕獲手法の開発を行う。全国的に定着しているアライグマ及びオオクワガタ等については、引き継ぎ特微的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。	奄美大島のマンダークラス捕獲数及び1000万円相当な日当たりの捕獲頭数:272頭・0.13 (平成23年度)	奄美大島のマンダークラス捕獲数及び1000万円相当な日当たりの捕獲頭数:272頭・0.13 (平成23年度)	0.08 (平成24年度)	・特定外来生物防除等推進事業(一部) (環境省) ・森林整備・保全費(農林水産省)	26 27
578	○ 生物多様性保全推進支援事業による地域取組支援や国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンカー事業)による国立公園内での取組などにより、地域住民などが主体となった効果的な外来種対策を推進します。(環境省)	②	B-4	進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業により外来種対策を支援している。平成25年9月時点で10地域にて実施。	・今後、引き継ぎ、地域主体の外来種対策を支援し、全国各地での防除事業の推進を図る。	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支援事業	
579	○ 外来種による食害防止に向けた効果的な駆除手法を開発します。(農林水産省)	③	B-4	進捗中	平成24年度からの委託事業により効果的な駆除手法を開発中。	現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・内水面漁業振興対策事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
580	○ 小笠原群島、南西群島などの島嶼(とう)や島など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討を実施します。この際、国有林に隣接・介在する民有林における対策も公益的機能維持増進協定制度を活用するなど一体的に推進します。(環境省、農林水産省)	②	B-4	進捗中	・香妻大島、沖繩本島やんばる地域において、マングローブの防除、小笠原国立公園におけるグリーンアノールや西表石垣国立公園におけるオオヒメカエルの駆除作業を実施。 ・国有林野において、外来植物であるアカギ、モクマオウなどの駆除等を実施した。 ・外来植物の効率的な駆除を推進するたため、国有林に隣接・介在する民有林における対策として公益的機能維持増進協定制度の活用を検討している。	・マングローブ防除事業については、相絶に向けて引き続き防除事業を実施するとともに、低密度下における効率的な補植手法の開発を行う。外来種について新たな懸念を防ぐことが課題。 ・引き続き、外来植物の駆除等を実施する。公益的機能維持増進協定制度の活用を推進する。	香妻大島のマングローブ獲数及び1000㎡未満の捕獲頭数:272頭・0.13 (平成23年度)	0.08 (平成24年度)		・特定外来生物防除等推進事業(一部) ・(環境省) ・森林整備・保全費(農林水産省)	26 27
581	○ 国立公園、都市公園や道路法面などにおける外来緑化植物及び外国産在来緑化植物の取扱いの基本的事務方などを整理し、外来緑化植物及び外国産在来緑化植物の適切な管理のあり方などについて検討を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	B-4 C-2	進捗中	・自然公園における法面緑化のあり方を検討する検討会を平成23年度より設置し、自然公園における法面緑化の適正化を図る指針策定に向けた検討を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	・国立公園内生物多様性保全対策費		
582	○ 例えば外来の牧草などの外来緑化植物や外国産在来緑化植物による生態系影響についてデータを収集分析するとともに、外国産在来緑化植物による緑化を推進するため、在来緑化植物の遺伝的多様性についての実態把握を推進します。(環境省)	③	B-4 C-2	既に達成済み	・平成20～24年度の5年間で緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法に関する研究を実施し、国立公園における外来緑化植物の生態系影響及び在来緑化植物の遺伝的多様性の実態について概要を把握し、緑化指針策定への基礎資料として研究成果として取りまとめた。	・当該研究成果を平成25年度から検討を進めている自然公園における法面緑化指針の策定に役立てる。	—	—	・公害防止等試験研究費 ・国立公園内生物多様性保全対策費		
583	○ 近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となっており、引き続き河川における外来種対策を進めるとともに、外来種と外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討します。(国土交通省)	⑤	B-4	進捗中	・河川保護課、市町村、地域住民等が共同で外来種対策を行うための取組が継続的に実施されている。また、河川における外来種物や外来魚の効果的な対策に外来種対策の引ききと事例集を公表予定。	・外來種の侵入を未然に防止することが重要であるとともに、継続的な対策の実施が重要。	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
584	○ 非意図的な導入を含めて、外来種の導入・定着を防ぐより効果的な対策についての調査・検討を進めます。(環境省)	②	B-4	進捗中	・改正外来生物法において、特定外来生物が付着・混入している輸入品等の検査や、消毒・廃棄等の措置を命ずることができること新たに規定された。作成に向けて作業を進めている「侵略的外来種リスト(仮称)」では定着経路に係る情報等についても収集・整理している。また、飼料等への外来種の混入状況等の調査を実施し、効果的な対策を検討する上で情報の整理を行っている。また、主要港湾等の周辺において、モニタリングを実施している。	・改正外来生物法の施行に向け、特定外来生物が付着・混入している輸入品等の消費基準等の設定を進め、法律の効率的な運用を行う。また、引き継ぎ、非意図的な導入リスクが高い輸入品や輸入経路等の情報収集に努め、より効果的な検査・モニタリング体制等を検討する。	—	—	・外来生物対策管理事業費(一部)		
585	○ 国内の他地域から持ち込まれる外来種や遺伝的構造の異なる在来種ももたらす問題については、「外来種被害防止行動計画(仮称)」や「外来種ブラックリスト(仮称)」の作成等により、基本的な考え方を整理し、多様な主体に対して注意喚起するとともに、自然公園法や自然環境保全法の適正な運用をはじめ、生物多様性保全上重要な地域における防除対策、飼養動物の適正管理などを進めます。(環境省)	②	B-4	進捗中	・生物の移動による同種内の遺伝的かく乱の問題を含めて、「外来種被害防止行動計画(仮称)」において基本的な考え方を整理するとともに、国内由来の外来種を含め、日本の生態系等に被害を及ぼす外来種をリスト化する(侵略的外来種リスト(仮称))の策定に向けて作業を進めている。国立公園等における国内由来の外来種の防除を実施している。また、飼養動物の適正管理について、普及啓発を実施。	・外来種被害防止行動計画や侵略的外来種リスト(仮称)を通じて、国内由来の外来種や生物の移動による同種内の遺伝的かく乱の問題について、理解を深むよう努める。リスト掲載種については、国内由来の外来種について、被害を及ぼす地域等の情報を情報を通じて普及啓発を行い、外来種対策の推進を図る。	—	—	・外来生物対策管理事業費(一部)		
586	○ 船舶バラスト水投棄管理条約の発効に向けた国際海事機関(IMO)の議論に、引き続き積極的に参加します。(国土交通省、外務省、環境省)	④	進捗中	進捗中	【施策番号396(同じ)】	【施策番号396(同じ)】	【施策番号396(同じ)】	【施策番号396(同じ)】	【施策番号396(同じ)】	—	

2. 遺伝子組換え生物等

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
587	○カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図ります。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		進捗中	進捗中	・遺伝子組換え生物等の第一種使用(拡散防止措置を執らない使用)について、個々の申請案件に対し学識経験者から意見を聴取し、生物多様性影響が生じうる可能性の有無を検討。その意見を基に、平成26年8月までに264件の遺伝子組換え第一種使用規程を承認した。 また、第二種使用については生物多様性影響を防止するため、使用者に対して適切な拡散防止措置が定められていない場合は主務大臣の承認を受けた上で、当該拡散防止措置を執ることとしている(平成25年8月までの確認件数:研究開発分野1643件、農林水産分野149件、医薬品等分野183件、鉱工業分野1575件)	・引き続きカルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	
588	○最新の知見に基づいた適切な生物多様性影響の評価手法の検討など、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見などの集積に努めます。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		進捗中	進捗中	・遺伝子組換え生物等の最新の動向・リスク評価等に関する情報収集を行うとともに、我が国の一般の環境中における遺伝子組換えナタの分布状況を調査すること等により、科学的知見の取組を促すこと等により、科学的知見の取組を行った。	・引き続き遺伝子組換え生物等の情報収集・調査を行うことにより、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見の収集に努める。	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	
589	○カルタヘナ法やその施行状況、科学的知見などについてホームページなどを通じ公表し、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図ります。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		進捗中	進捗中	・日本版バイオフェーフリーアリアリナグハウズ(J-BCH)にて、施行状況の点検を含めたカルタヘナ法に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の調査研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供している。また、各ホーメーページにおいてカルタヘナ法の制度の概要等についての情報を提供している。	・引き続き日本版バイオフェーフリーアリアリナグハウズ(J-BCH)や各ホーメーページ等を通じて情報提供を行い、カルタヘナ法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	
3 化学物質など非生物的要因										
590	○平成21年5月に公布された改正化学物質審査規制法に基づき、すべての化学物質に対し、一定量以上の製造・輸入を行う事業者には毎年、前年度の実績数値の届出を義務づけることとし、必要に応じて有害性情報の届出を求めるとともに、生態系などへの影響を考慮した安全性評価を着実に実施します。また、高次捕食動物に対する鳥類に対する長期毒性の疑い、物理化学的状態から生態毒性を予測する定量的構造活性相関(QSAR)の開発、試行を行います。(環境省、経済産業省)	③ ⑤	進捗中	進捗中	・事業者から届け出られた化学物質の製造・輸入実績数値等を2012年度に新ニング評価を優先し、平成24年度に新たに45物質を優先評価化学物質に指定した。 ・ヘキサブロモシクロトキシカン等を被験物質とした繁殖阻害試験を実施し、試験結果がPOP条約に基づく残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)のリスプロファイルに引用され、国際的な廃絶への取組が進むこととなった。 ・生態毒性を予測するQSARに関して、環境省・国立環境研究所が開発した生態毒性予測システム(KATE)の単行結果が、新規化学物質の審査における参考情報として取り扱われており、引き続き活用方策の検討を進めている。	・引き続き、現在の取組を継続して進めていく。 ・以前から市場に存在する化学物質を含むすべての化学物質について、届出の内容及び有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」に指定し、リスク評価を行う	優先評価化学物質を40物質指定 (平成25年3月末)	優先評価化学物質を95物質指定 (平成24年3月末)	・化学物質の審査及び製造等に関する法律施行経費	
591	○事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境に有害な化学物質の排出を削減し、人の健康や生態系への影響を低減させる化学物質の排出量や事業所外への移動量の集計・公表などを実施します。(環境省、経済産業省)		進捗中	進捗中	・化学物質の環境への排出量(廃棄物と移動量は全体として減少傾向)。法施行後継続して届出対象物質である218物質は、平成23年度の総届出排出量(移動量は、356千トン(対前年度6%増加)。平成23年度と初年度(13年度)を比較すると、31%の減少。	化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成24年3月に事業者から届出のあった化学物質の平均22年度の排出量・移動量のデータを集計・公表などを行った結果、届出排出量と届出移動量の合計は381千トン、また届出が確認された届出外排出量は255千トンであった	化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成24年3月に事業者から届出のあった化学物質の平均22年度の排出量・移動量のデータを集計・公表などを行った結果、届出排出量と届出移動量の合計は381千トン、また届出が確認された届出外排出量は255千トンであった	化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成24年3月に事業者から届出のあった化学物質の平均22年度の排出量・移動量のデータを集計・公表などを行った結果、届出排出量と届出移動量の合計は381千トン、また届出が確認された届出外排出量は255千トンであった	・PRTR制度運用・データ活用事業	

施策番号	基本的戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
592	具体的施策 ○ 水質・底質・生物(自殖・魚類及び鳥類)及び大気の大気多媒体に ついて化学物質残留性を把握するための調査などを行うとともに、 生態面への影響の観点を含めて相対的に環境リスクの高い化学 物質をスクリーニングする。環境リスク初期評価を引き続き実施し ます。(環境省、農林水産省)		進捗中	・(化学物質環境モニタリング)平成24年度 は59の地方自治体協力の下、352地点 で44物質の調査を実施し、平成25年度 末までに結果をとりまとめ公表する予 定。 ・平成25年度調査も、59の地方自治体 協力の下、現在実施中。 ・(化学物質環境リスク初期評価)平成 24年度は、環境リスク初期評価のため の基礎情報の収集、検討作業を実施し、 23物質について環境リスク初期評価結 果をとりまとめました。 ・平成25年度は、14物質について評価を 進めるとともに、評価方法の見直しを 検討中。	・運搬なく化学物質対策関連施策に準 用するために、引き続き、一般環境中の 化学物質残留状況を的確に把握すると ともに環境リスクの初期評価を実施して いく。	—	化学物質環境モニタリング により、昭和49年度から 平成23年度まで(計231 物質)の残留状況を把握。 また、平成25年9月現在 で29物質について生態 影響の観点からリスク初 期評価を実施	化学物質環境モニタリング により、昭和49年度から 平成23年度まで(計231 物質)の残留状況を把握。 また、平成25年9月現在 で29物質について生態 影響の観点からリスク初 期評価を実施	・化学物質環境モニタリング ・化学物質環境モニタリング初期評価	
593	○ 化学物質の内分液かく乱作用問題に関する対応として、平成 22年にとりまとめた「化学物質の内分液かく乱作用に関する今後の 対応」EXTEND2010—1に基づき、専門家によるフィールド調査、メカ ニズム解明に関する基礎的研究、試験法開発等を進めるととも に、内分液かく乱作用の評価手法の確立と評価の実施を加速化し て進めます。(環境省)	⑤	進捗中	・「化学物質の内分液かく乱作用」に関す る今後の対応—EXTEND2010—1に基 づく、専門家によるフィールド調査、メカ ニズム解明に関する基礎的研究、試験 法開発等を進めるとともに、内分液かく 乱作用の評価手法の確立と評価の実施 を進めている。 【施策番号278に同じ】	・引き続き、類型指定の検討に必要な情 報を収集、整理する。	40水域 (平成24年度末)	37水域 (平成23年度末)	平成24年度まで(計85物 質)を文獻の信頼性評価 を実施する対象として選 定。	・環境汚染等健康影響基礎調査費 ・化学物質の内分液かく乱作用に関する 評価等推進事業	
594	○ 水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域 は、平成22年度末時点で37水域となっていました。残りの海域につい ても、番線に必要な資料がそろった水域から、順次検討を進めていき ます。平成24年度末には40水域とすることを目標とします。(環境 省)	③	既に達 成済み	【施策番号278に同じ】	・引き続き、類型指定の検討に必要な情 報を収集、整理する。	40水域 (平成24年度末)	37水域 (平成23年度末)	40水域	・水域類型指定設定・見直し検討費	21
595	○ 「都道府県が行う水質環境指定事務の処理基準」の通知(平 成18年6月)により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る 普及を図ります。(環境省)	③	進捗中	【施策番号279に同じ】	・引き続き、必要に応じて通知を改正し、 都道府県等に周知を行う。	—	—	—	—	—
596	○ 毒性値が高いとされる物質について必要な科学的知見のレ ビューを行い、有害性評価を進めていきます。(環境省)	③	進捗中	【施策番号280に同じ】	【施策番号280に同じ】	—	—	【施策番号280に同じ】	【施策番号280に同じ】	—
597	○ 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際して、その維 持・達成のために排水規制などの必要な管理施策を適切に講 じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況につ いて常時監視を行います。(環境省)	③	進捗中	【施策番号281に同じ】	【施策番号281に同じ】	—	—	【施策番号281に同じ】	【施策番号281に同じ】	—
598	○ 「河川、湖沼等におけるダイオキシン類対策時監視マニュアル (案)」(平成17年9月)及び「内分液かく乱化学物質調査の考え方 (案)」(平成24年5月)に基づき、河川・湖沼等においてダイオキ シン類及び内分液かく乱化学物質のモニタリングを行います。 また、「底質ダイオキシン類対策の基本的考え方」(平成19年7 月)、「底質ダイオキシン類対策技術資料集(案)」(平成19年4 月)、「河川、湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル (案)」(平成20年4月改訂)の活用により、汚染された河川・湖沼等 の底質対策を促進します。(国土交通省)	③ ⑤	進捗中	・「ダイオキシン類対策特別措置法」で定 義されているダイオキシン類については 平成11年度から、内分液かく乱化学物 質として疑いのある物質については平 成10年度から、全国一級水系で継続的 に調査を実施している。 ・平成24年度は、ダイオキシン類につ いては、平成24年度は水質215地点、底質 215地点で調査を実施しており、内分液 かく乱化学物質については56地点で調 査を実施している。 なお、底質に関して、ダイオキシン類の 環境基準を超えた地点は存在しない。	・引き続きダイオキシン類、内分液かく乱 化学物質のモニタリングを実施。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
599	○ 農薬取締法に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登 録保留基準の設定を進めます。(環境省)	②	進捗中	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同 じ】	【施策番号182に同 じ】	【施策番号182に同 じ】	【施策番号182に同 じ】	14
600	○ 鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアルの策定、普及な ど、環境に配慮した農薬のリスク管理措置の推進を図ります。(環 境省)	① ②	既に達 成済み	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同 じ】	【施策番号183に同 じ】	【施策番号183に同 じ】	【施策番号183に同 じ】	【施策番号183に同 じ】	—
601	○ 農用地及びその周辺環境の生物多様性を保全・確保できるよ う、農薬の生物多様性への影響評価手法を開発します。(環境省)	②	進捗中	【施策番号184に同じ】	【施策番号184に同 じ】	—	—	【施策番号184に同 じ】	【施策番号184に同 じ】	—
602	○ 公害対策ガイドラインに沿った対策が取られるよう、ガイドライ ンの普及啓発を図ります。(環境省)	その他	既に達 成済み	・継続して普及啓発を図っているところ。 【施策番号184に同じ】	・引き続き普及啓発を進めていく。	—	—	—	—	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	進捗評価	その他	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
603	○ 光量刃鋸カイドランの内窓は、照明関連技術の向上などに基き見直されるべきものであることから、必要に応じて逐次ガイドラインを見直し、その効果を図ってまいります。(環境省)			その他			継続して普及啓発を図っているところ。	引き続き普及啓発を進めていく。					
604	○ 生態系への影響について、定量的な評価に基づきリスク管理ができれば、種の感受性分布を活用した評価手法を開発します。(環境省)	②	B-2	進捗中			【施策番号276に同じ】	【施策番号276に同じ】					
第4節 農林水産業													
(総括) 農林水産省生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進しています。また、森林や漁場環境の生物多様性への影響評価等にも取り組んでいます。													
1 農林水産業と生物多様性													
605	○ 農林水産業・農山漁村と生物多様性を取り巻く状況に的確に対応するため、次に掲げる生物多様性を保全する施策を総合的に推進します。(農林水産省) ① 田園地域・里地里山の保全(第1章第6節に詳述) ② 森林の保全(第1章第5節に詳述) ③ 里海・海洋の保全(第1章第9節に詳述)	① ② ③ ④ ⑤	A-1 B-2	進捗中	農林水産省は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など、生物多様性に貢献することを踏まえ、生物多様性保全をより重視した農林水産業を総合的に推進するため、平成24年2月に「農林水産省生物多様性戦略」を決定し、生物多様性保全をより重視した施策を総合的に展開している。	農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進。 ・魚つき保安林の指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	引き続き、農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進するとともに、魚つき保安林の指定を推進。						
606	○ 田園地域・里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業者等による広業種等の補給活動への支援、魚つき保安林の指定とその保全、漁場保全のための森林整備など、森林・川の生物多様性保全の取組を積極的に推進します。(農林水産省、国土交通省)		③	進捗中	農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進。 ・魚つき保安林の指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	引き続き、農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進するとともに、魚つき保安林の指定を推進。						・保安林整備事業委託費等	
607	○ 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進(2章6節に詳述) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進と遺伝子組換え農作物などの規制によるわが国の生物多様性の確保を図ります。(農林水産省)		⑤	進捗中	農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進。 ・魚つき保安林の指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	引き続き、農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進するとともに、魚つき保安林の指定を推進。						・農業生物資源研究所運営費交付金	
608	○ 国内外におけるわが国の経緯と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。(農林水産省)		④	進捗中	海外での現地調査や国際水管理研究所(IWMI)への拠出、専門家派遣を通じて、「土地・水資源の劣化防止」、「気候変動に適応した水資源の持続可能な利用」、「農業と生態系を結びつけた循環型農業」、「再生エネルギーを導入した農業農村開発」といった地球環境保全に貢献するための技術・手法を開発中。	開発した技術・手法をまとめたマニュアルを作成し、多くの国で活用されるよう普及を推進する方針。						・海外農業農村地球環境問題等調査事業 ・気候変動適応型灌漑排水施設保全対策検討調査事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
609	○ 農林水産業の生物多様性指標の調査(第2章第8節(3)経過) 農林水産業が立脚する生物多様性保全は、国民に良質な農林水産物を安定供給するために必要不可欠です。 この間、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施にあたっては、生物多様性に配慮しつつ、例えば農業における環境保全型農業等の取組効果を把握できる指標及び評価手法の開発に取り組む、ほ場レベルでの生物多様性指標を主体とする評価を評価しました。しかしながら、農山漁村環境全体で生物多様性を評価可能な科学的根拠に基づいた指標は開発されておらず、これらの農林水産関連施策の効果的推進を促すうえで、指標の開発が必要であり、生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。(農林水産省)	③ ⑤	E-2	進捗中	・森林の生物多様性の状態を基す指標を検討するため、全国を気候区分及び植種ごとに分け、代表的な林分を対象に、種生調査、昆虫調査等の現地調査を行い、データの収集整理・分析を実施し、指標の候補を抽出した。 ・平成20年から24年度まで、漁場環境生物多様性評価手法開発事業において、漁場環境における生物の多様性について評価手法の開発に取り組み、平成24年度までに有効と見込まれる数種の指標の調査分析手法をまとめた。現在、漁場環境生物多様性評価手法実証調査事業において、これらの指標を用いた評価法の実証化に向け、実証的取組を進めているところ	・指標の候補が様々なタイプの森林において生物多様性の状態を表す指標として適用できるかの検証を行い、指標を特定する。さらに特定した指標について、それぞれのタイプの森林ごとに更なるデータの蓄積を図るための調査を行い、森林の生物多様性を表す指標の特性について検討する。 ・平成25年度から28年度まで(5か年計画)漁場環境生物多様性評価手法実証調査事業において、引き続き生物多様性評価手法の実用化(評価指標の開発)に向けた取組を進めていく。	—	—	—	・森林環境保全総合対策事業 ・漁場環境生物多様性保全総合対策事業費	
610	○ 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きもの、土壌・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表示し(生多のマーク)の活用などを通じて、こうした取組への国民的理解を促進します。また、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。(農林水産省)	①	A-1	進捗中	【施策番号1911に同じ】	【施策番号1911に同じ】	—	—	—	【施策番号1911に同じ】	
611	○ 農林水産物の経済的価値のみならず、農林水産業が育んでいる生物多様性についても経済的価値を行い、その価値を明らかにすることによって、農林水産業の果たしている役割が多岐にわたることを理解されよう努めます。また、経済的価値にとどまらず、生物多様性の保全や利用に向けた活動が促進されるよう、こうした評価の活用のあるり方を検討します。(農林水産省)	①	A-1	進捗中	・農林水産分野における生物多様性保全活動を支援するため、農業者が行う生物多様性保全に関する生産活動等に対して、生物多様性の評価を活用して、企業等による支援を促す仕組みについて検討した	・農林水産分野における生物多様性の経済的価値や、生物多様性保全活動について実地検証を行い、普及性の高い支援の仕組みを検討し、ガイドラインとして取りまとめます。	—	—	—	・農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業のうち生物多様性保全推進調査事業	
第5節 エコトウリスム											
(総括) エコトウリスムを推進する地域の支援、優れた取組の表彰などを行い、生物多様性の保全と活力ある持続可能な地域社会の実現を進めています。											
1 エコトウリスム											
612	○ 地域の魅力を再評価し、活力ある持続的な地域づくりに進むため、平成20年4月施行されたエコトウリスム推進法に基づく「全体構想」の策定を支援します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	①		進捗中	・全体構想策定目標としている地域について認定申請内容について関係省庁とともに財言等の支援を行っている。	・左記支援の地、引き続き地域主体のエコトウリスムの推進に関する活動を支援していく。	—	—	—	・エコトウリスム総合推進事業費	
613	○ エコトウリスム推進法に基づき、関係省庁で構成するエコトウリスム推進連絡会議において、エコトウリスムの総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行います。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	①		進捗中	・エコトウリスム推進連絡会議の構成員は各省局長級であるのに対し、「エコトウリスム推進連絡会議の設置について」平成21年3月に各申し合わせを行っており、この中で各省の課長級で構成する幹事会を設けており、平成21年3月から実施している。そのほか、各省担当者レベルでの打合せを実施している。	・エコトウリスム推進法附則に定める法律施行状況の点検時期があることから、連絡調整を行い点検を進める。	—	—	—	—	
614	○ エコトウリスムに関する特に優れた取組の表彰などを開催するとともに、山岳地域、里山地域、島しょ地域、海城などのタイプ毎に地域資源の活用方法や保全などに係るノウハウの蓄積と情報の共有化を図ります。(環境省)	①		進捗中	・エコトウリスムに関する優れた取組を表彰するエコトウリスム大賞の表彰を実施し、パンフレットやホームページでの取組の紹介を行っている。	・現在、第9回エコトウリスム大賞の募集を開始し、エコトウリスムの普及啓発のために取り組んでいる。	—	—	—	・エコトウリスム総合推進事業費	
615	○ 環境教育・環境学習の推進、エコトウリスムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)	①		進捗中	・自然公園等におけるエコトウリスムの推進を図ることにより、生物多様性を保全しながら、活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与している。	・引き続き、地域主体の活動を支援し、エコトウリスムの推進を支援する。引き続き戦略的な情報発信等を行い国立公園の魅力を増し、地域活性化を図る。	—	—	—	—	
616	○ 利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の悪化を防止するため、利用誘導などによる利用の分散や平準化のための管理手法を検討・実施するとともに、自然公園法に基づく利用調整地区の指定や管理を行います。(環境省)	③ B-1 B-5 C-2		進捗中	【施策番号311に同じ】	【施策番号311に同じ】	—	—	—	【施策番号311に同じ】	
617	○ 既存の世界自然遺産地域及び隣接地におけるエコトウリスムの推進を図ります。(環境省)	①		進捗中	・エコトウリスムを推進する地域を支援する取組として、エコトウリスム地域活性化支援事業(交付金事業)、エコトウリスム推進アドバイザー派遣事業、エコトウリスムガイド養成事業を行っている。	・利用者の集中に伴う自然環境への負担に対応するため、エコトウリスム推進全体構想の策定に引き続き支援していく。	—	—	—	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
618	○ 地域固有の魅力を活用し、活力ある持続可能な地域づくりを進めるため、エコツアーを意欲的に推進する地域に対し、地域の自然資源や文化を解説し、その魅力を伝えるガイドやコーディネーター等の人材を育成するとともに、地域の特性を活かしたエコツーリズムづくり等を支援します。また、国立公園において地域と一体となったエコツーリズムの取組を展開するために必要な活動拠点施設などを整備します。(環境省)	①	進捗中	進捗中	・エコツアーを推進する地域を支援する取組として、エコツアー地域活性化支援事業(交遊型事業)、エコツーリズム推進アドハイサー派遣事業、エコツーリズムガイド養成事業を行っている。	・利用者の集中に伴う自然環境への負担に対応するため、エコツーリズム推進全体構想の策定に引き続き支援していく。	—	—	—	・日本の自然を活かした地域活性化推進事業	
第6節 生物資源の持続可能な利用											
(総括) 遺伝資源の利用のための活用のための収集・保存を進めています。遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)については、名古屋議定書の可能な限り早期の締結と効果的な実施を目指して検討を行っているところです。											
1 遺伝資源の利用と保存											
619	○ 今後とも、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止に努めるとともに、遺伝子組換え技術を応用した医薬品の品質、有効性及び安全性を確保します。(厚生労働省)		進捗中	進捗中	・医薬品の分野において、遺伝子組換え生物等の使用等による生物の多様性の確保に関する法律の適正な運用が行われている。	・引き継ぎ、医薬品の分野においても遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性の確保を図っていくこととする。	—	—	—	—	
620	○ 厚生労働省関係の独立行政法人医薬品基礎研究所の薬用植物資源研究センターでは、薬用植物などの種群的な収集・保存を、必要に応じて、薬用植物の栽培、育種に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、外国産未利用植物資源の開発に関する研究、薬用植物資源の組織培養などの研究などを行っている。(厚生労働省)		進捗中	進捗中	・厚生労働省関係の独立行政法人医薬品基礎研究所の薬用植物資源研究センターでは、薬用植物などの種群的な収集・保存を行っており、また、薬用植物の栽培、育種に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、外国産未利用植物資源の開発に関する研究、薬用植物の組織培養などの研究などを行っている。	・引き継ぎ、事業を実施する。	—	—	—	・厚生労働科学研究費補助金の一部	
621	○ 食料、環境、エネルギー問題の解決に際しては、遺伝子の多様性を活用し、遺伝子の機能の解明を進めます。(農林水産省)		進捗中	進捗中	・農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	・引き継ぎ、農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	—	—	—	委託プロジェクト(新農業展開ゲノムプロジェクト、平成24年度で終了) 委託プロジェクト(ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト、平成25年度から5年間の予定で実施) 委託プロジェクト(アグリ・ヘルス実用化研究推進プロジェクト、平成22年度から5年間の予定で実施)	
622	○ 遺伝子を染色体上の目的とする位置に導入する技術や導入した遺伝子の発現をコントロールする技術、遺伝子の特定の部位を改変する技術、複合病害抵抗性などの形質転換作物の開発など、単離した遺伝子を操作し、その機能を最大限に活用するための技術を開発します。(農林水産省)		進捗中	進捗中	・農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	・引き継ぎ、農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	—	—	—	委託プロジェクト(新農業展開ゲノムプロジェクト、平成24年度で終了) 委託プロジェクト(ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト、平成25年度から5年間の予定で実施) 委託プロジェクト(アグリ・ヘルス実用化研究推進プロジェクト、平成22年度から5年間の予定で実施)	
623	○ 農業上重要と考えられる有用形質の機能を遺伝子レベルで解明し、高収量性作物や不気味環境耐性作物など、食料・環境、エネルギー問題の解決に貢献するような機能を有する作物を開発するとともに、動物や昆虫のゲノム情報を活用した有用物質生産技術の確立などを行い、新産業の創出を目指します。(農林水産省)		進捗中	進捗中	・農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	・引き継ぎ、農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	—	—	—	委託プロジェクト(新農業展開ゲノムプロジェクト、平成24年度で終了) 委託プロジェクト(ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト、平成25年度から5年間の予定で実施) 委託プロジェクト(アグリ・ヘルス実用化研究推進プロジェクト、平成22年度から5年間の予定で実施)	



施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標	
630	○ 最新の知見に基づいた適切な生物多様性影響評価の評価手法の検討など、カルタヘナ法に基づいた適切な運用に関する科学的知見などの収集に努めます。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)			進捗中	・遺伝子組換え生物等の最新の動向・リスク評価等に関する情報収集を行うとともに、我が国の一般の環境中における遺伝子組換えナノの分布状況を調査すること等により、科学的知見の収集を行った。	・引き続き遺伝子組換え生物等の情報収集・調査を行うことにより、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見の収集に努める。	—	—	—	・遺伝子組換え生物対策事業		
631	○ カルタヘナ法やその施行状況、科学的知見などについてホームムベーンなどを通じ公表し、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図ります。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)			進捗中	・日本版バイオセーフティークリアリングハウス(J-BCH)にて、カルタヘナ法に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の調査研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供している。また、各省庁・ムベーンにおいてカルタヘナ法の制度の概要等についての情報を提供している。	・引き続き日本版バイオセーフティークリアリングハウス(J-BCH)や各省ホームページ等を通じて情報提供を行い、カルタヘナ法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。	—	—	—	・遺伝子組換え生物対策事業		
632	○ カルタヘナ法に関する必要措置の検討に参画している。また、カルタヘナ法に関する必要措置の検討に参画している。また、カルタヘナ法に関する必要措置の検討に参画している。	④		進捗中	・平成22年10月に開催された第5回締約国会議において採択されたハイオセーフティーに関するカルタヘナ法に関する責任及び救済に関する名古屋・クアララール補足補定書J1については、我が国は平成24年3月に署名したところであり、早期の締結を目指し、カルタヘナ法の改正等、締結に向けた検討を進めているところ。	・引き続きカルタヘナ法補定書締約国会議などを通じ、補定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画している。	可能な限り早期に締結補定書を締結している	—	—	・遺伝子組換え生物対策事業		
633	○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、難病バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源センター及び重篤型医薬品研究センターが、生物資源の収集と研究者への供給事業を引き続き実施していきます。また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品医療機器総合機構と協力をし、研究者への生物資源の供給事業を引き続き実施していきます。(厚生労働省)			進捗中	・独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、難病バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源センター及び重篤型医薬品研究センターでは、生物資源の収集と研究者への供給事業を行っている。また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品医療機器総合機構と協力をし、研究者への生物資源の供給事業を引き続き実施していきます。(厚生労働省)	・引き続き、事業を実施する。	—	—	—	・厚生労働科学研究費補助金の一部		
634	○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、難病バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源センター及び重篤型医薬品研究センターが、生物資源の収集と研究者への供給事業を引き続き実施していきます。また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品医療機器総合機構と協力をし、研究者への生物資源の供給事業を引き続き実施していきます。(厚生労働省)			進捗中	・独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、難病バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源センター及び重篤型医薬品研究センターでは、生物資源の収集と研究者への供給事業を行っている。また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品医療機器総合機構と協力をし、研究者への生物資源の供給事業を引き続き実施していきます。(厚生労働省)	・引き続き、事業を実施する。	—	—	—	・厚生労働科学研究費補助金の一部		
635	○ 薬用植物に関する情報は、医薬品医療機器総合機構は、難病バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源センター及び重篤型医薬品研究センターが、生物資源の収集と研究者への供給事業を引き続き実施していきます。また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬品医療機器総合機構と協力をし、研究者への生物資源の供給事業を引き続き実施していきます。(厚生労働省)			進捗中	・薬用植物に関する情報は、医薬品医療機器総合機構は、難病バンク、実験用小動物バンク、薬用植物資源センター及び重篤型医薬品研究センターにおいて、薬用植物の持続可能な利用の観点から、薬用植物の種の低温保存を行い、遺伝子資源の保存を図っています。また、薬用植物の遺伝子資源の収集・確保するため、世界の植物園や研究機関に種子リストを送付し、必要に応じ種子交換を引き続き行っていきます。(厚生労働省)	・引き続き、事業を実施する。 * 種子リストの送付：世界62か国、396機関(平成24年度) * 種子リストの送付：世界62か国、397機関(平成23年度)	—	—	—	—	・厚生労働科学研究費補助金の一部	
636	○ 国立感染症研究所では、病原性微生物の収集、保管、国内外の関係機関との研究交流、情報交換を引き続き行っていきます。(厚生労働省)			進捗中	・病原性微生物の収集を行い、世界の感染症に関する最新の知見を収集し、国内外の関係機関との研究交流、情報交換を引き続き行っていきます。(厚生労働省)	・社会生活に脅威となる新しい感染症に対応するための研究体制をひき続き構築維持する。	—	—	—	・国立感染症研究所の試験研究に必要な経費の一部		

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
637	○ 新しい品種の育成などや研究に提供するため、植物、動物、微生物のDNA、林木、水産生物の各部門の遺伝資源の収集・保存や特性評価をシンパング事業の一環として引き続き実施します。この内、食料農業植物遺伝資源の収集、保全及び利用に当たっては、植物遺伝資源の持続的な利用を確保する観点から、それを保全すること軸足を置きつつ対し、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図ります。(農林水産省)			進捗中	・食料・農業上の関係及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在(平成29年3月末)までに、国内外の植物遺伝資源約22万点、微生物約3万点、動物約1万点、DNA約50万点を保存し、試験研究(育種を含む)又は教育用に、国内の国立・独法機関、都道府県、大学、民間等、海外へも広く配布し、多様な関係者へ遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等、幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く遺伝資源の超低温保存法の開発も推進している。					・農業生物資源研究所運営費交付金	
638	○ 貴重な遺伝資源の減少を防ぐとともに、林木の新品種の開発や先端技術の開発に用いるため、林木及びひきごの類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などを推進します。(農林水産省)	③ ④ ⑤	B-2 C-2	進捗中	・林木遺伝資源について平成28年度1293点の収集の他、保存・配布・特性評価を推進した。	・林木及びひきごの類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などを継続的に推進する。	・森林・林業に関するシンパング事業などを実施	・林木及びひきごの類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などを引き続き推進	・林木及びひきごの類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などの推進について進捗中	・独立行政法人森林総合研究所研究・育種助定運営費交付金	
639	○ シンパング事業の一環として、貴重な遺伝資源が消失する危険性が高い開発途上地域における遺伝資源の多様性の保全と利用のための国際的な共同研究を行うほか、国際連合食糧農業機構(FAO)への資金拠出などを通じ、生物多様性の保全に貢献します。(農林水産省、外務省)	④		進捗中	・FAOトラストファンドプロジェクトとして、アジア諸国(15ヶ国)に対し、ITPGR制度に依る能力開発をすすめるためのワークショップ等を実施。 ・農業生物資源シンパング事業においては、毎年数回程度、遺伝資源を保有する途上国から研修生を受け入れ、国際協力機構(JICA)を通じたODA事業では、例えば、「インドネシア生命科学」研究及びバイオテクノロジー促進のための国際標準の微生物資源センターの構築プロジェクト及び「ヒト・生きた遺伝資源」の多様性評価と持続的な利用の保全に資する協力を実施中。(右記案件は現在実施中であるため、各案件の成果に対する評価は現時点で実施していない。)	・林木及びひきごの類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などについて、本プロジェクトの成果を踏まえて検討する。 ・農業生物資源シンパング事業においては、引き続き、植物遺伝資源に関してアジア諸国を中心に研究協力・共同調査を進めるほか、アジア諸国における遺伝資源の管理・研究における能力向上に貢献する。 ・途上国における生物多様性の保全に資する支援を、国際協力機構(JICA)を通じてODA事業などにより引き続き実施する。	・FAOトラストファンドプロジェクトについて、平成25年10月にプロジェクト最終大会を開催し、今後のアジア地域協力を進めることについて、本プロジェクトの成果を踏まえて検討する。			・FAOトラストファンド事業「植物遺伝資源アクセス・品種保護制度総合推進事業」 ・FAOトラストファンド事業「アジアにおける植物遺伝資源の保全と持続的利用の強化のための能力開発と地域協力」 ・農業生物資源研究所運営費交付金 注>ODA予算については予め援助分野を決めることなく予算要求を行っているため、内訳を示すことはできない。	
640	○ 国有林野において、研究機関と連携を図りながら、林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした「林木遺伝資源保存林」をばしめとした保護林を指定し、適切な保全管理を推進します。(農林水産省)	③		進捗中	・国有林において、林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした「林木遺伝資源保存林」等をはじめ、林木遺伝資源の保存等に資する各種「保護林」を指定し、モニタリングの適切な実施等により適切な保全管理を推進した。	・引き続き、「林木遺伝資源保存林」の設定等を推進するとともに、モニタリング等を通じて適切な保全・管理を推進する。		保護林面積 90万3千ha (平成23年4月)	保護林面積 96万5千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	
641	○ 平成14年度より開始された「ライフサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソースの整備を行う「ナショナルバイオリソースプラットフォーム」において、ライフサイエンス分野における知的基盤として重要かつ戦略的に整備することが必要不可欠なリソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備を引き続き行います。(文部科学省)			進捗中	【施策番号629]と同じ】	【施策番号629]と同じ】				【施策番号629]と同じ】	
642	○ 新畜種において、絶滅危惧種植物の種子の保存を進めます。また、歴史的な価値の高い植物を保存していくとともに、蓄積された知見や栽培技術が国内外で活用されるよう、情報の集約や提供の仕組みを検討し活用を図ります。(環境省)	②		進捗中	・新畜種は(公社)日本植物園協会の植物多様性保全拠点として絶滅危惧植物の種子保存等の役割を果たすとともに、その拠点ネットワークを活かして蓄積された知見や栽培技術が国内外で活用されるよう連携して活動を行っている。	・現在の取組を継承して進めます。					
2	微生物資源の利用と保存										
643	○ 独立行政法人製薬工業協会において、資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行い、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図っていきます。(経済産業省)			進捗中	【具体的な進捗状況については施策番号644と645を参照】	・名古屋講定書が発効すればそれに沿った対応が必要。				・独立行政法人製薬工業協会 運営費交付金	

実施番号	実施内容	基本的戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
644	○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組として、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、タイ、中国、モンゴルの6か国の政府機関及び傘下の研究機関との間で、信頼関係を築きつつ、微生物資源の保全と利用に関する文書を作成し、海外の微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施しています。これにより、引き続き資源保有国に遺伝資源の保全や収集、利用に関する技術情報を移転するとともに、海外資源へのアクセスの確保及び資源国との合意に基づき資源移転とその利用により、我が国の企業に遺伝資源の利用の機会を引き続き提供していきます。(経済産業省)			進捗中	・ミャンマーとの交流が再開した。 ・インドネシア、ベトナム、ミャンマー、タイ、中国、モンゴルの6か国と協力関係を継続し、微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施している。	・ベトナム、モンゴル、ミャンマーに関しては、利用に関する技術移転がまだ十分でないため、今後引き続き行っていく。インドネシア、タイ、中国については、十分な技術を有するため、生物遺伝資源機関同士の関係を醸成していく。	—	—	—	・独立行政法人製品評価技術基盤機構 運営費交付金	
645	○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組として、日本、韓国、インドネシアなど12か国による微生物資源の保全と利用を目的としたアジア・コンソーシアムを設立(平成16年)。各国の遺伝資源機関とのネットワークの構築により、保存微生物、技術情報、遺伝資源移転のネットワークの共有化及び人材育成などを引き続き実施するとともに、参加国・機関数を増やしアジア諸国の遺伝資源機関のネットワークの拡大と強化を行います。(経済産業省)			進捗中	・アジア・コンソーシアムに、新たにインドネシア、韓国、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、タイ、中国、モンゴルの6か国と協力関係を継続し、微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施している。定期的に会合を開催し、左記取組を推進するための個別のタスクフォースを設立し、活発に課題解決の活動を行っている。	—	—	—	—	・独立行政法人製品評価技術基盤機構 運営費交付金	
646	○ 平成14年より、ライフサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソースの整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、基礎・基礎研究に重要な微生物資源にも焦点をあて、中核的拠点を整備し、収集、保存、提供、バックアップ事業を推進するとともに、利活用に向けたデータベースや付随情報の整備を引き続き取り組めます。(文部科学省)			進捗中	・微生物資源を含むライフサイエンス分野における知的基盤として重要な戦略的に整備することが必要となる収集・保存・提供・バックアップ体制の整備及び利活用に向けたデータベースや付随情報の整備を継続して行いました。	—	—	—	—	・ナショナルバイオリソースプロジェクト	
647	○ 農林水産省や工業などに利用できる微生物資源の効率的な保存・開発、分類・同定のための学術的解析を進めます。また、研究・産業に提供するための遺伝資源の収集・保存や特許評価の強化、研究材料の配布及び情報の整備によって研究開発、産業利用のための知的基盤を整備します。(経済産業省、農林水産省)			進捗中	・長期保存が困難な生物資源について、安定した長期保存法の開発を行うこと。MALDI/TOFMSを用いた迅速同定法を導入し、遺伝資源の評価と保存における品質管理を導入している。遺伝資源のゲノム解読を加速し、情報整備を行っている。	・引き続き、微生物資源を含むライフサイエンス分野における知的基盤として重要な戦略的に整備することが必要となる収集・保存・提供・バックアップ体制の整備及び利活用に向けたデータベースや付随情報の整備を行います。	—	—	—	・独立行政法人製品評価技術基盤機構 運営費交付金	
648	○ 日本国内外の微生物を簡便に利用できる体制を構築するために、日本国内における主要な微生物遺伝資源機関が協力してオンラインカタログを作成し、ネットワーク上での連携を進めます。(経済産業省、文部科学省、農林水産省)			進捗中	・2機関を加え計18機関で連携し、利用者の検索が可能となっている。	・さらなる国内BRC機関の連携に向け整備を進める。	—	—	—	・独立行政法人製品評価技術基盤機構 運営費交付金	
649	○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センターにおいて、日本国内から収集した農林水産業及び工業などに有用な微生物資源の保存及び研究開発や産業利用のための提供を継続して行います。(経済産業省、農林水産省)			進捗中	・微生物及び微生物由来DNAワロンを保存し、研究開発や産業利用のための分譲を行っている。	・微生物及び微生物由来DNAワロンの収集及び提供を更に進める。	—	—	—	・独立行政法人製品評価技術基盤機構 運営費交付金	
3	遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)										
650	○ 関係する産業界や学術界の意見を聴きながら、関係省庁が連携して国内措置の検討に取り組み、可能な限り早期に名古屋議定書を締結します。議定書に基づき、提供国のABS(Access and Benefit-Sharing)に関する国内制度の遵守の促進、国内における遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置、普及啓発などを実施します。遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を奨励させることで、生物多様性の保全と持続可能な開発に貢献します。(環境省、外務省、財務省、農林水産省、労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	④	D-3	進捗中	・可能な限り早期に名古屋議定書を締結することを旨として、関係する産業界や学術研究分野の意見を聴きながら、関係省庁が連携して国内措置の検討に取り組んでいる。	・現在の取組を進め、名古屋議定書の可能な限り早期の締結と効果的な実施を目指す。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたGPOP10主要課題検討調査費(環境省)	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
651	○ 名古屋議定書の早期発効及び効果的な実施のため、地球環境アフリカ（GEF）や名古屋議定書実施基金等を通じ、途上国におけるABS国内制度の発展、民間セクターの参画や遺伝資源の保全や持続可能な利用への投資促進、途上国に固有の伝統的知識への適正なアクセスを確保するための原住民族社会の構築などの支援の促進を図ります。（外務省、財務省、環境省）	④	進捗中	進捗中	・名古屋議定書の早期発効及び効果的な実施のため、地球環境アフリカ（GEF）や名古屋議定書実施基金等を通じ、途上国におけるABS国内制度の発展、民間セクターの参画や遺伝資源の保全や持続可能な利用への投資促進、途上国に固有の伝統的知識への適正なアクセスを確保するための原住民族社会の構築などの支援の促進を図ります。なお、2013年9月現在、名古屋議定書実施基金によるプロジェクトを8件承認。	・名古屋議定書実施基金 ・生物多様性条約拠出金（生物多様性日本基金）	—	—	—		
第7節 国際的取組の推進											
(総括) 生物多様性日本基金に拠出し、途上国の能力育成への協力を進めています。また、生物多様性条約をはじめとする諸条約の会合に積極的に参加し、それぞれの取組の進展への貢献を図つたほか、第1回アジア国立公園会議を開催し、我が国の取組を発信しています。更に開発途上国に於いても、ODAやJICAを通じた取組により効果的かつ効果的に国際協力を進めています。											
1. COP10の成果を受けた国際貢献											
652	○ 生物多様性条約閣議合会への参加を通じ、効果的な条約実施の推進、我が国の知見、取組の共有など、地球規模での生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献していきます。（環境省、内閣官房、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、関係府省）	④ ⑤	A-1 E-2	進捗中	・COP11をはじめ、IPBES第一回総会、第五回国別報告書アジア地域ワークショップ、第7回CBD/ロンドン/ハイム会合など、生物多様性条約閣議合会に参加し、積極的に議論に参加した。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・愛知目標の達成に向けたCOP10主要課題検討調査費	
653	○ COPや生物多様性条約の科学的・技術的補助機関(SBSTTA: Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice) などにおける議論の状況や互に決定、勧告の内容を紹介するなど、生物多様性条約などについて、国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促します。（環境省）	④ ⑤	A-1 E-2	進捗中	・我が国がCOP10議長国としてCOP11の準備を進めるとともに、COP11及び閣議合会にも出席し、積極的に議論に参加するとともに、ハンフレット及びウェブページを作成して結果の広報を行った。	・今後閣議合会のCOPやSBSTTA等においても、現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
654	○ 生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約閣議合会への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の参画・支援、育成を行います。（環境省、外務省、関係府省）	④ ⑤	E-1	進捗中	・COP11やIPBES第一回総会等の生物多様性条約閣議合会に国内の専門家を派遣した。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
655	○ アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、各国の生物多様性の現状について情報交換などを行い、地域の連携を深めます。（環境省、外務省）	④	E-1	進捗中	・AP-BON/Asia-Pacific Biodiversity Observation Network等を通じて、各国の生物多様性の現状について情報交換などを行い、地域の連携を促進している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
656	○ 日本の国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムや持続可能な農林水産業などわが国の先進的な取組を国内外に発信します。（環境省、農林水産省）	② ④	C-1	進捗中	・平成25年11月に山口市で開催される第1回アジア国立公園会議等において、日本の国立公園における多様な主体との協働による保護地域管理のあり方等についてアジア各国と共に現状や今後のあり方について検討を行うとともに、我が国の取組を事例集としてとりまとめることにより発信する。	・引き続き様々な機会を活用しながら我が国の取組を積極的に発信していく。	—	—	—		
657	○ 途上国がCOP10で採択された戦略計画2011-2020(愛知目標)を達成するための国際協力を推進します。（環境省、外務省）	④	E-1	進捗中	・生物多様性条約事務局に設置した生物多様性日本基金への拠出を通じて、途上国の愛知目標達成に向けた能力育成への協力を進めている。現在生物多様性条約閣議合会・改訂の地域WSを20地域以上で開催し、700名以上が参加した。	・生物多様性日本基金については2020年まで実施し、愛知目標達成への国際協力を推進する予定。	—	—	—	・生物多様性日本基金	
658	○ 第5回国別報告書の提出等を通じて、愛知目標の達成評価に積極的に貢献します。（環境省、外務省、関係府省）	④	E-2	進捗中	・第5回国別報告書アジア地域ワークショップへの参加などを通じて情報収集を行い、執筆作業を進めている。	・期限までに提出し、愛知目標の達成評価に積極的に貢献する予定。	第5回国別報告書を提出(平成26年3月末まで)	—	—	・生物多様性国家戦略推進費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
659	○ COP10の決意を踏まえ、「アジア・太平洋」の国際パートナーシップ(IPSI)を有効なツールとして、二次の自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用を目指す「SATOYAMAイニシアチブ」を世界規模で推進していきます。(環境省)	④	D-1	進捗中	・定期会合の開催 傷鳥専列収獲や研修の実施促進、持続可能な自然資源の活用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、特に「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」を推進するとともに、「グリーン経済」への移行の推進に貢献した。平成25年9月現在、SATOYAMAイニシアチブ国際パートナーシップへの参加団体は155団体し、パートナー間の協働活動は29案件が形成されている。	・定期会合の開催 傷鳥専列収獲や研修の実施促進、持続可能な自然資源の活用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、特に「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」を推進するとともに、「グリーン経済」への移行の推進に貢献した。平成25年9月現在、SATOYAMAイニシアチブ国際パートナーシップへの参加団体は155団体し、パートナー間の協働活動は29案件が形成されている。	—	(参考)IPSIのメンバー：政府機関、先住民、コミュニティ、研究機関、企業、国際機関など37カ国の123団体 (平成24年9月)	IPSIのメンバー：政府機関、先住民、コミュニティ、研究機関、企業、国際機関など37カ国の155団体 (平成25年9月)	・国連大学拠出金(SATOYAMAイニシアチブ国際パートナーシップ実施事業)	
660	○「SATOYAMAイニシアチブ」をより一層推進するため、COP10期間中に設立された「SATOYAMAイニシアチブ国際パートナーシップ」への参加を広く呼びかけるとともに、参加団体間の情報共有や協働活動を促進します。(環境省)	④	D-1	進捗中	・定期会合の開催 傷鳥専列収獲や研修の実施促進、持続可能な自然資源の活用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、特に「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」を推進するとともに、「グリーン経済」への移行の推進に貢献した。平成25年9月現在、SATOYAMAイニシアチブ国際パートナーシップへの参加団体は155団体し、パートナー間の協働活動は29案件が形成されている。	・定期会合の開催 傷鳥専列収獲や研修の実施促進、持続可能な自然資源の活用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、特に「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」を推進するとともに、「グリーン経済」への移行の推進に貢献した。平成25年9月現在、SATOYAMAイニシアチブ国際パートナーシップへの参加団体は155団体し、パートナー間の協働活動は29案件が形成されている。	—	IPSIのメンバー：政府機関、先住民、コミュニティ、研究機関、企業、国際機関など37カ国の123団体 (平成24年9月)	IPSIのメンバー：政府機関、先住民、コミュニティ、研究機関、企業、国際機関など37カ国の155団体 (平成25年9月)	・国連大学拠出金(SATOYAMAイニシアチブ国際パートナーシップ実施事業)	
661	○ 地球環境交渉プロセス(GEF)やリチャード・ニコル・エコシステム・パートナーシップ基金(GEPF)等を通じて、SATOYAMAイニシアチブに関連した活動に対する支援の機会を促進します。(環境省、財務省、外務省)	④	E-1	進捗中	・同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援している。2010年7月から2011年6月までの間、GEPFはアジアをはじめとする途上国の19の生物多様性ホットスポットにおける生物多様性の保全に係る取り組みに対して、支援を実施した。支援対象団体数 1,588団体(2010年時点)	・引き継ぎ同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していく。	—	—	—	経済協力費	
662	○ 野生生物の生息地として重要な水田の環境を創出・維持する農法や管理手法などについて取組んだ事例を国際的な場や一般向けに発信することにより、その普及・定着を図ります。(農林水産省、環境省)	① ④	A-1 B-2	進捗中	・生物多様性に配慮した農林水産物であることをあわせて「生息地のマーカー」の取組について、その事例や活動を実施する際の要点をまとめた「生息地のマーカーガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進した。 ・生物多様性条約第11回締約国会議では、我が国の提案により、内陸水に関する決議XII/23において、水田等の農業生態系の重要性を認識する決定X/34を想起することが決定された。	・引き続き「生息地のマーカーガイドブック」の配布を通じて、農林水産業の生物多様性保全への貢献について発信していく。 ・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	—	
663	○ 愛知目標(保護地域の関連部分)の達成及び保護地域作業計画(POWPA)の実施に向けたアジア地域の協力の枠組として「アジア保護地域パートナーシップ」の構築を、アジア各国、生物多様性条約事務局、国際自然保護連合(IUCN)等と協力して進めます。その中で、国と、地方公共団体や地域住民との協働による日本の国立公園の管理方策や、三陸復興国立公園の取組の地、アジア各国の先進事例を取りまとめ、相互に情報共有・発信を進め、各国の国立公園の保全管理の水準を向上させます。そのため、取組として、平成25年に東北地方の都市で、第一回アジア自然公園会議を開催します。(環境省)	② ④	C-1	進捗中	・平成25年11月に仙台市において国際自然保護連合(IUCN)との共催により、「第一回アジア国立公園会議」を開催する。会議では、アジア各国との調整を進める。また、平成26年11月にシドニーで開催される「第6回世界国立公園会議」等に際して、第6回世界国立公園会議の成果を発信していく。	・会議における議論を踏まえ、「アジア保護地域パートナーシップ」の構築に向けて、アジア各国との調整を進める。また、平成26年11月にシドニーで開催される「第6回世界国立公園会議」等において、アジア国立公園会議の成果を発信していく。	—	—	—	・アジア保護地域イニシアチブ構築推進事業	
664	○ 生物多様性に関する国際的な科学的情報基盤である地球規模生物多様性情報基盤(GBIF: Global Biodiversity Information Facility)、生物多様性観測ネットワーク(GEO BON: Group on Earth Observations Biodiversity Observation Network)、国際長寿生態学ネットワーク(ILTER: International Long Term Ecological Research)など既存の地球規模の生物多様性に関する情報基盤の整備に対して協力します。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・GBIF事務局に対し毎年、活動資金を拠出する(2012年度は2000万円)とともに、理事会に出席し「データ・アクセス」作成など事業の円滑な実施に寄与。	・引き続き資金拠出を継続するとともに、現在進行中の事務局長のガバナンスや財政見直しを支援するなど、継続的な活動の実施に貢献していく。	—	—	—	・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)拠出金 ・地球規模生物多様性情報基盤(GBIF)拠出金	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
665	○ GBIF-RGBE BIONなどの既存の国際プログラムとの連携協力を図りながら、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの活動を重点的に支援します。(環境省)	④	E-1	進捗中	・既存の国際プログラムとの連携協力を図りながら、AP-BON等を通じて、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの活動に協力している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
666	○ 国内では、主要な研究者によって平成21年5月に設立された日本生物多様性観測ネットワーク(JBON: Japanese Biodiversity Observation Network)と連携、協力することによって、日本の生物多様性情報のネットワーク化を支援します。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・AP-BON等を通じて、JBONIに連携、協力し、日本の生物多様性情報のネットワーク化を支援している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
667	○ 東・東南アジア各国において、生物多様性の保全と持続可能な利用のための意思決定に貢献するよう関係各国・関係機関と連携しながら、域内の生物多様性に関する情報収集・整理し、分野別に関する研修などを行う東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII: East and Southeast Asia Biodiversity Information Initiative)を推進します。(環境省)	④	D-3	進捗中	・東・東南アジア各国において、生物多様性の保全と持続可能な利用のための意思決定に貢献するようESABIIを推進している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	ESABIIのメンバー147名、3機関、3ネットワーク(平成24年3月末)	ESABIIのメンバー147名、3機関、2ネットワーク(平成25年3月末)	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
2. 生物多様性関連諸条約の実施											
668	○ カルタヘナ法の適切な施行を通じ、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を推進します。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)			進捗中	・遺伝子組換え生物等の第一種使用(拡散防止措置を執らない使用)について、個々の申請案件に対し学識経験者から意見を聴取し、生物多様性影響が生じる可能性の有無を検討。その意見を基に、平成25年8月までに264件の遺伝子組換え第一種使用規程を承認した。 ・また、第二種使用については生物多様性影響を防止するため、使用者に対して適切な拡散防止措置が定められている場合、当該拡散防止措置を執ることで、当該拡散防止措置を執ることとして、平成25年8月までの確認件数、研究開発分野1643件、農林水産分野149件、医薬品等分野183件、鉱工業分野1579件)	・引き続きカルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。	—	—	—	・遺伝子組換え生物対策事業	
669	○ カルタヘナ議定書締結国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置を検討し、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置を講ずる。また、カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOPS)において採択された、平成24年3月にわが国が署名した名古屋・クアラルンプール補足議定書については、他国の状況や締約国会合における今後の議論等も踏まえ、締結に向けた必要な作業を進めていきます。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)	④		進捗中	・平成22年10月に開催された第5回締約国会議において採択された「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び教養に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」については、我が国は平成24年3月に署名したところであり、他国の状況や締約国会議における今後の議論等も注視しつつ、本補足議定書の義務を履行するために必要な国内法の改正等、締結に向けた検討を進めているところ。	・引き続きカルタヘナ議定書締約国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置を講ずるべくしていく。	・可能な限り早期に補足議定書を締結する	補足議定書に署名し、締結に向けた検討を進めている	—	・遺伝子組換え生物対策事業	
670	○ ラムサール条約(昭和46年採択)は、国際的に重要な湿地と、そこに生息・生育する動植物について、これらの保全と賢明な利用(ワイルドユース)を進めるための条約で、わが国は昭和55年に加入しました。ラムサール条約では、国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として最低1ヶ所登録することが義務づけられており、わが国は平成24年8月までに46ヶ所の湿地を登録しました。また、ラムサール条約湿地の国際的な基準を満たすわが国の湿地については、潜在候補地を選定し、公表しました。同条約の流れとしては、平成11年の第7回締約国会議において目標とした、1条約湿地数を2,000ヶ所にまで増やすことを達成(平成24年5月現在2,006ヶ所)し、登録湿地数の増加のみならず、登録湿地の質をより充実させ、より方向が重視されてきていることから、わが国においても既に登録された湿地について、条約の理念に沿って保全と賢明な利用の真の向上を図ります。具体的には、平成32年までに、これまで登録された全ての湿地についてラムサール情報票(RIS)の更新を行うとともに、地域の理解と協力を前提として必要な登録区域の拡張を図ります。なお、国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであれば、登録によって地域による保全等が円滑に推進されることを考えられる湿地については、これまでの登録状況にもかかわらず、平成32年までに新たに10ヶ所程度の登録を目指します。(環境省、農林水産省)	① ② ③ ④ ⑤	A-1 B-1 B-2 B-3 C-1 C-2 D-1 E-2	進捗中	【施策番号591に同じ】	【施策番号591に同じ】	【施策番号591に同じ】	【施策番号591に同じ】	【施策番号591に同じ】	【施策番号591に同じ】	4

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
671	○ラムサール条約湿地を拓く市町村が任意に加盟する「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」をはじめ、関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。 また、条約湿地の保全と賢明な利用（ワイズユース）のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、各条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。（環境省、農林水産省、国土交通省）	① ② ③ ④ ⑤	A-1 B-1 B-2 B-3 C-1 C-2 D-1 D-2 E-2	進捗中	・普及啓発に係るシンポジウムの開催、準備。	・予算不足が課題、引き続き業務を縮小しながらも頭上げを上げるよう努めていく。	—	—	—	・アジア太平洋地域野生生物多様性保全推進費	—
672	○国際的には、特にわが国に課求する水鳥種の遷りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発を進めるなどにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約実施の促進や、渡り鳥及び湿地保全への協力を行います。（環境省、外務省）	① ③ ④	B-1 C-1 C-2 D-1 E-2	進捗中	・ミヤンマーにおける普及啓発活動等。	・一定程度の成果をあげてきたため、現地でのニーズや状況の再確認を行い、方向性を検討していく。	平成27年までにアジア太平洋地域におけるラムサール条約湿地を3カ所追加	—	—	・アジア太平洋地域野生生物多様性保全推進費 ・野生動物の調査や普及啓発等	47
673	○「絶滅のおそれのある野生動物種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」（昭和48年採択）は、絶滅のおそれのある野生動物種の種の保護を図るための国際取引の規制を定めており、我が国は昭和55年に締結しました。わが国では、本条約の附属書に掲げられた種は「外国為替及び外国貿易法」等によって輸出入が規制されており、特に条約附属書Ⅰに掲げられた種については「種の保存法」に基づき、国内での譲渡し等も制限されています。これらの法律等を適切に運用するとともに、引き続き関係省庁、関係機関が連携、協力して、違法行為の防止、補完に努めます。あわせて、輸出入や国内流通の規制に必要な情報の収集を進め、あらゆる違法取引の削減に向けてワシントン条約下での取組に協力していきます。（環境省、警察庁、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省）	④	進捗中	既に達成済み	・国際希少野生動物種に関する種の保存法に基づき引継ぎを国内での取引規制を行った。ワシントン条約附属書Ⅰに掲げられた種に対する取締りを推進した。また、違法行為の防止に向け関係省庁との連携を図った。「種の保存法」及び「外国為替及び外国貿易法」を適用し、条約対象種の違法取引を抑制した。また、関係省庁との連携により、関係団体に対する指導等を実施した。 また、ワシントン条約事務局（MIKE）プロジェクトへの支援を実施。また、本年度より、CITESへの新規加盟国及び途上国に対する法執行面での国内法整備等にかかわるキャパシティビルディングへの支援を実施することを決定。	・引き続き関係省庁等の連携を促進させ、絶滅のおそれのある種の違法取引削減に努める。引き続き、希少野生動物種の密輸出入や国内での違法取引に関する事犯の取締りを実施する。	—	—	・ワシントン条約対策費 ・ワシントン条約事務局への任意拠出金による支援	—	
674	○また、「希少野生動物の国内流通管理の点検結果」では、種の保存法等の制度の幅広い周知を図ることや違法な国内流通に対する罰則の強化の必要性が指摘されました。これらの指摘を含めた点検の結果を踏まえ、流通に関する悪影響を最も顕著に抑制できる対策の検討を進めていきます。（環境省、関係府省）	④	進捗中	既に達成済み	・平成25年6月に種の保存法が改正された。	・改正法の適切な執行を実施する。	—	—	—	—	—
675	○野生動物種の保護について、資源利用と生態系・環境の保全を調和させる特許可能な利用の考え方に立つ措置がとられるよう、ワシントン条約関連委員会に積極的に参画し、関係の締結国と必要に応じて種別的な情報交換を行うとともに、条約を適切に実施します（外務省、農林水産省、経済産業省、環境省）	④	進捗中	進捗中	・2013年のワシントン条約第16回締結国会議では商業漁業対象種であるサメ類が附属書Ⅱに掲載され、我が国は留保を付した。他方で、国際協力を重視し、地域漁業管理機関（RFMO）を通じて他国と協力しつつサメ類等の保存管理に努力すること、自主的行動としてCITESの輸出許可証の手続きを行うこと等を宣言した。 また、同条約事務局が実施するプロジェクト（VIA）の密猟監視や法制度能力構築支援等）に対しても協力を行った。	・ワシントン条約等、国際的な枠組みを適切に実施し、他国とも協力しつつ、条約を継続可能な利用を実現する。	—	—	—	—	—
676	○奄美・琉球諸島（ナカラ列島以南の南西諸島が検討対象）については、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに、保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。（環境省、文部科学省、農林水産省）	③	進捗中	進捗中	【施策番号691に同じ】	【施策番号691に同じ】	—	—	—	【施策番号691に同じ】	—
677	○世界遺産の定期報告を通じて、わが国の世界遺産の保全に関する経験やアジア太平洋地域を中心とした締結国と共有し、各国の世界遺産地域の保全管理の質の向上に貢献します。（環境省、外務省、文部科学省、農林水産省）	④	既に達成済み	既に達成済み	・平成23年7月に定期報告書を世界遺産センター（世界遺産条約事務局）に提出し、平成24年6-7月の第38回世界遺産委員会において我が国が属するアジア太平洋地域の定期報告が報告され、審査された。	・引き続き、これまでの世界遺産委員会や諮問機関からの報告事項に適切に対応すると共に、世界自然遺産としての価値が将来にわたって維持されるよう、モニタリングを進めつつ、最新の科学的知見を反映した保全管理を行う。	—	—	—	—	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
678	○ 平成24年は、ユネスコ世界遺産委員会の選定後40周年を迎え、世界遺産を改めて振り返り、世界遺産委員会の将来を考慮する節目の年であるとして、世界各地で世界遺産委員会の採択40周年記念行事が行われ、世界各地で世界遺産委員会の採択40周年記念行事が行われ、ユネスコ全体の40周年を締めくくるとして最終委員会を開催し、積極的な国際貢献の推進や同委員会の意義について国民の理解を深めます。(外務省、文部科学省、農林水産省、環境省)	④	既に達成済み	平成24年11月に京都において、同年名古屋で行われた世界遺産委員会の採択40周年記念行事を締めくくるとして、ユネスコ全体の40周年を締めくくるとして一定の方向性を示す成果文書「京都ビジョン」を発表した。	・平成24年11月に京都において、同年名古屋で行われた世界遺産委員会の採択40周年記念行事を締めくくるとして、ユネスコ全体の40周年を締めくくるとして一定の方向性を示す成果文書「京都ビジョン」を発表した。 ・ボコバ、ユネスコ事務局長や歴代世界遺産センター所長、条約締結国関係者、内外の世界遺産の専門家等主要関係者の出席を得た最終委員会を開催し、このことにより、国内における条約の意義に対する理解を推進するとともに、対外的には、ユネスコ及び世界遺産の分野における我が国のプレゼンスを高め、我が国の世界遺産保護に対する積極的な国際貢献及び世界遺産条約への積極的な取組を印象づけた。	・引き続き、我が国の知見を活かした条約運用への貢献等を継続する。	—	—	—	・世界遺産条約40周年記念委員会開催費	—
679	○ 世界遺産条約40周年を機に我が国の世界自然遺産地域における今後の取組、持続的な利用、地域社会に果たす役割等について、今後の世界自然遺産地域の効果的な保全管理等に設立して。(環境省、農林水産省)	③	C-1	既に達成済み	平成24年8月に学識者からなる「新たな世界自然遺産候補地の考え方」に関する懇談会を開催して、国内の既存世界自然遺産地域における成果と今後の保全管理のあり方について検討を行い、平成25年5月に議論の結果を取りまとめた。	・平成24年8月に学識者からなる「新たな世界自然遺産候補地の考え方」に関する懇談会を開催して、国内の既存世界自然遺産地域における成果と今後の保全管理のあり方について検討を行い、平成25年5月に議論の結果を取りまとめた。	—	—	—	—	—
680	○ 油及び有害液体物質流出事故にも対応した沿岸環境脆弱圏(魚類・底生動物や生態区分(干潟、藻場など)の情報の更新を行います。(環境省)	③	進捗中	進捗中	OPRC条約及びOPRC-HNS議定書を担保した国家緊急時計画に基づき、大規模流出事故に対応した脆弱沿岸海域(ESIMマップ)及び有害物質流出事故に対応した脆弱沿岸脆弱圏(HNS-ESIMマップ)を作成した。	・脆弱沿岸脆弱圏は個別の有害液体物質毎に対応しているため、毎年、海上輸送可能な有害液体物質が追加される毎に、図を更新し、突発的な大規模流出事故に対応可能なよう、整備を行っている。	—	環境省HPで公開中 <a href="http://www.env.go.jp/vel/sz/esr/esr_title.html">http://www.env.go.jp/vel/sz/esr/esr_title.html</a>	—	・海洋基本計画推進経費の油等汚染対応国内対応事業費	—
681	○ 水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方自治体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。(環境省)	②	進捗中	進捗中	水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を実施。	・引き続き、水鳥の油汚染対応等のための研修を実施する。	—	—	—	・水鳥救護研修センター—維持費	—
682	○ 南極環境美観把握モニタリング事業等により、昭和基地におけるモニタリング手法等を検討し、わが国観測隊による定期的な環境モニタリングを実施します。(環境省、文部科学省)	④	進捗中	進捗中	平成24年度に昭和基地において、基地活動による影響を調査するために採取したサンプリングについてのモニタリングを、平成25年度を目標に実施中。	・採取したサンプリングの分析を進めるとともに、現場の事情をふまえたモニタリング・マニュアルの改訂及び効果的かつ効果的なモニタリングを行うためのモニタリング長期計画の検討。	—	—	—	・南極環境美観把握モニタリング事業費	—
683	○ 昭和31年に開始された我が国の南極地域観測事業では、南極の海洋、陸上の生態系や生物相を対象に、南極観測隊による海洋調査、湖沼における潜水調査、氷河末端域における調査を実施するとともに、遺伝子解析を中心とした様々な手法による極地環境と遺伝的特徴の解明を行います。また、南極生物多様性データベースを介した成果の公開を行います。(文部科学省)	④	E-2	進捗中	・南大洋の海洋域及び海氷域において、深層域(200~2000 m)の海洋観測を実施し、動物プランクトン等の現在量・生物量に関する希少なデータを得ることに成功した。 ・昭和基地沿岸のベンギン営業地に於いて連続観測を実施しベンギンの繁殖成功・ヒナの成長率に大きな変動があること等を明らかにした。 ・昭和基地の沿岸域において、原核生物分離解析のための土壌、湖沼底泥等、生物多様性の観点から見た南極陸域・生態系の発達・遷移の解明につながる試料を採取した。	・海洋生態系については、日本側の定常観測点の長期的な基礎データと併せた解析による、海洋基礎生産やプランクトン群集の中長期的な変化や変動傾向の分析を行う予定である。 ・陸上生態系については、ベンギン調査により取得したデータの解析を進め、集団レベルでの採餌行動、繁殖成績、行動生態と海水状況との関係を探る。また、コケ類、地衣類、微小動物類、微生物類などこれまでに得られた試料を用い、乾燥前性と光合成活性の相応課程、陸上生態系の置換化への寄与等について、多様な手法による解析を進める。	—	南極生物多様性データベース 公開データ数: 87,404件 (平成23年度末) アクセス件数: 42,101件 (平成25年9月19日)	南極生物多様性データベース 公開データ数: 85,535件 (平成22年度末) アクセス件数: 40,230件 (平成24年5月21日)	・南極地域観測事業費 ・国立大学法人運営費交付金の内数	—
684	○ 砂漠化の被害影響国の途上国に対して、ODAなどを通じ、砂漠化対策の支援をします。(外務省、農林水産省、環境省)	④	進捗中	進捗中	有償資金協力(「灌漑開発事業」)や技術協力(「土地劣化抑制」有効利用促進)の能力向上、「乾燥地生物資源の機能解明と有効利用」、「半乾燥地小規模灌漑開発管理」などを実施中。	・砂漠化対策に資する支援を、ODAなどにより引き続き実施する。	—	—	—	・ODA予算	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
685	○ 乾燥地草原等の自然資源を総合的に「保全・管理する」ための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を条約締結国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組めます。(環境省、外務省、農林水産省)	④	進捗中	進捗中	・平成25年9月には、第11回科学技術委員会(GST)に日本の科学者を科学技術・引き継ぎ調査事業を実施するとともに、砂漠化対策条約へ調査事業の情報を提供するなどとして貢献を行う。 ・モンゴルにおける持続可能な土地利用のための砂漠化対策に係る調査を実施。	・条約の効果的な実施及び国際枠組み作りを引き続き貢献することが重要。 ・引き継ぎ調査事業を実施するとともに、砂漠化対策条約へ調査事業の情報を提供するなどとして貢献を行う。	—	—	—	・砂漠化対策条約拠出金 ・砂漠化防止対策調査経費	
686	○ わが国はアメリカ合衆国、中国、オーストラリア、ロシアとの間で渡り鳥の保全等に関する二国間条約・協定を締結しています。この枠組みに基づき、特に生態系・保全の重要性の高い、アホウドリ、ズグロカモメなどの希少種をはじめとする種について、二国間で共同調査を実施するとともに、日中間で実施する共同調査についても検討を行います。(環境省)	④ ⑤	進捗中	進捗中	・アホウドリ、ズグロカモメの渡り経路の把握を継続中。	・日中間調査については、露南と協議をしつつ引き続き検討中。	—	アホウドリとズグロカモメの衛星追跡を継続中	アホウドリとズグロカモメの衛星追跡を継続中。一部データをとりまとめ、相手国と共有している。	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ③アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	
687	○ 韓国との間で「環境の保護の分野における協力に関する日韓両国政府と大韓民国政府との協定(日韓環境保護協力協定、平成5年発効)」に基づき渡り鳥などの保護協力が行われているところであり、二国間渡り鳥条約・協定の締結交渉に向けた準備を進めます。(環境省、外務省)	④ ⑤	進捗中	進捗中	・韓国政府と調整を進めているところ。	・今後も韓国政府と調整を進める	—	二国間渡り鳥条約・協定の締結交渉にむけて準備中	二国間渡り鳥条約・協定の締結交渉にむけて準備中	—	
688	○ 条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を締結するための進捗の検討を進めます。(環境省、国土交通省)	③	進捗中	進捗中	【施策番号397に同じ】	【施策番号397に同じ】	—	批准国数 35カ国、合計商船船体重量7.95% (平成24年5月28日)(日本は未批准)	—	・海洋環境関連条約対応事業費	
689	○ 条約の実施のためのガイドラインの策定など、引き続き国際海事機関(IMO)の議論に積極的に参加していきます。(国土交通省、環境省、外務省)	① ⑤	進捗中	進捗中	【施策番号398に同じ】	【施策番号398に同じ】	—	【施策番号396に同じ】	【施策番号396に同じ】	—	
690	○ 条約の発効に備え、条約の基準を満足するバラスト水管理システムの承認を進めます。(国土交通省)	④	進捗中	進捗中	・条約の基準を満たすことができる日本国籍船舶用バラスト水管理システムの承認を進めている。	・条約の基準を満たすことができる日本国籍船舶用バラスト水管理システムの承認を進めている。	—	—	—	—	
691	○ 「移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)」(昭和54年採択)では、条約の附属書に掲載された絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全のため、捕獲の禁止や種毎の協定・覚書の締結などが行われています。わが国は、本条約が締結される動物について意見を異にする部分があるため、本条約を批准していませんが、渡り鳥の類については近隣諸国と二国間条約・協定を結ぶほか、渡り鳥の様々な条約等を通じた絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全に努めています。	④	進捗中	進捗中	・二国間渡り鳥条約・協定、ワシントン条約等の関連条約を通じて取組を実施するとともに、ボン条約における活動についての情報収集に努めた。	・引き続き二国間条約を通じて取組の推進と情報の収集を図る。	—	—	—	—	
692	○ 食料及び農業のための植物遺伝資源条約(取組)の締結に向けた検討を行います。(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省)	④	既に達成済み	既に達成済み	・食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約については、平成25年6月24日に加入につき国会承認を得て、同年7月30日に加入書を寄託した。これにより、本条約は、我が国について、本年10月28日に効力を生ずることになる。	・我が国による本条約の適切な実施。	—	—	—	—	
693	○ 平成22年12月の国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)における成果を踏まえ、すべての国が参加する新しい将来枠組の構築に向け積極的に関与するとともに、COP17に際して発表された「世界気候変動成長ビジョン」に基づき、東アジア低炭素成長パートナーシップ構想、アフリカ・グリーン成長戦略等を通じ、世界の低炭素成長の実現に向け主導的な役割を果たしていただきます。(外務省、経済産業省、環境省)	④	進捗中	進捗中	・国連気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)では、日本はすべての国が参加する新しい枠組の構築に向け、引き続き積極的に関与し、その結果、既存の2つの作業部会が終了し、新たな国際枠組の構築に向けた交渉に専念できる環境が整った。 また、国際交渉を推進する様々な具体的取組として、「気候変動に関する更なる行動」に関する非公式案台、第2回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話等を開催。	・全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組の構築を目指し、引き続き国際交渉においてリーダーシップを發揮していく。	—	—	—	・気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	

施策番号	基本戦略	国別目標	進捗評価	具体的施策	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標	
694	③		進捗中	○ ロンドン条約1996年議定書に基づき、海洋環境を保護するた め、廃棄物の海洋投入処分を原則禁止するとともに一部に廃棄物 について許可制度を導入して、引き継ぎ向可制度を適切に運 用します。また、同議定書の改正により導入された二酸化炭素の 海底下への地下貯留(GCS)海底下貯留に関する許可制度につ いても、海洋環境への影響を考慮した適正な事業実施を図るため、 同制度を適切に運用します。(環境省)	・廃棄物の海洋投入処分について、許 可制度を導入し、運用した結果、主に産業 廃棄物の海洋投入処分量は年々減少 傾向にある。 ・GCS海底下貯留については、許可制度 を適用した事例はないものの、平成23年 省の美証試験が吉小牧で行われ、許可 申請書の提出が早込まれたことから、こ れまでに収集した知見や今後の調査で 得る知見を活用して審査を実施する。	・廃棄物の海洋投入処分について、許 可制度を適切に運用することにより、今 後も引き継ぎ海洋投入処分量の削減に 努めて参りたい。 ・GCS海底下貯留については、経済産業 省の美証試験が吉小牧で行われ、許可 申請書の提出が早込まれたことから、こ れまでに収集した知見や今後の調査で 得る知見を活用して審査を実施する。			・海洋環境関連条約対応事業費			
3 国際的プログラムの実施												
695	① ② ③ ④ ⑤	A-1 B-1 B-5 C-1 C-2 D-1 E-2	進捗中	○ 「東アジア・オーストラリア地域フライング・ハートナード」(アジア・オーストラリア地域の渡り鳥の飛 来経路(フライング・ハート)において、国の政府機関、国際機関、NGO等 の様々な主体の連携、協力促進、渡り性水鳥とその重要な生 息地を保全するための体制づくりです。我が国には29カ所のネット ワーク参加地があり、これらの参加地において、普及啓発、調査研 究、研修、情報交換などの活動を推進します。(環境省)	・モニタリング活動の推進、ネットワーク 参加地間の交流準備等。 ・潜在候補地を調査した。	・ネットワーク参加地間の交流の推進や モニタリング活動の推進を行う	ネットワーク参加地間 の交流会を4回開催 し、また普及啓発 ツールを充実させる (平成22年まで)	一般向けパンフレットを 作成した。		・アジア太平洋地域生物多様性保全推進 費 ②アジア地域における生物多様性保 全推進費	48	
696	③ ④ ⑤	B-1 B-5 C-1 E-2	既に達 成済み	○ ネットワーク参加地の潜在候補地を抽出し、参加地拡充のベ ースとします。(環境省)						・アジア太平洋地域生物多様性保全推進 費 ②アジア地域における生物多様性保 全推進費		
697	③ ④ ⑤	E-2	進捗中	○ 中国、韓国との間で、黄海どわが国の間を渡り、特に保全の必 要性の高い、ズグロカモメなどの希少種をばしめとする種につ いて、三カ国間で情報共有を進めます。(環境省)						・アジア太平洋地域生物多様性保全推進 費 ③アジア地域渡り鳥等国際共同研究 推進費		
698	④	C-1	進捗中	○ IORI(International Coral Reef Initiative)や国際熱帯海洋生態 系管理システム(ITRIMS: International Tropical Marine Ecosystems Management Symposium)への参加を通じ、引き継ぎ 国際的なサンゴ礁生態系保全の推進に貢献します。(環境省)	・IORI総会に毎回参加し、IORI東アジア 地域委員会等の報告等を行っている。					・アジア太平洋地域生物多様性保全推進 費 ①アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネッ トワーク構築事業		
699	④	B-5 C-1	進捗中	○ IORI東アジア地域委員会を開催し、平成22年に策定した東アジア サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010に基づき、サンゴ礁保護区 ネットワークの強化及び充実を関係各国と連携して推進します。 (環境省)	・平成20年より毎年IORI東アジア地域 委員会を開催し、この中で策定した「IORI 東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワー ク戦略2010」の実施フォローアップを維 続している。	・日本がIORI事務局をホストする(平成 26-27年度)。	平成26年から2年間 IORI事務局をホストす る	東アジア地域の取組を主 導		・アジア太平洋地域生物多様性保全推進 費 ①アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネッ トワーク構築事業		
700	⑤	B-5	進捗中	○ 「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター(沖縄県石垣市)」(な どを通じ、わが国のサンゴ礁などに関する研究や保全などを情報 発信するとともに、ミクロネシア地域における拠点として設立を支援 した)パラオ国際サンゴ礁センター」の研究、教育機能などの推進 に協力します。(環境省、外務省)	・「国際サンゴ礁研究・モニタリングセン ター」の情報発信機能及び人員の充実 パラオで実施されている科学技術振興 機構及びICAの研究課題に助言。	・国際サンゴ礁研究・モニタリングセン ターの情報発信機能及び人員の充実 パラオ国際サンゴ礁センターへの継続 支援	国際サンゴ礁研究・ モニタリングセンタ ーの活用の推進	パラオ国際サンゴ礁セン ター-JICAの技術協力が 2012年7月で終了後は、 JSTを通じた学術交流を 予定		・アジア太平洋地域生物多様性保全推進 費 ①アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネッ トワーク構築事業		
701	④	D-1	進捗中	○ わが国はUNESCOに対して、平成14年度より、ユネスコ持続可 能な開発のための科学推進事業「日本信託基金(平成19年度より) ユネスコ地球規模の課題解決のための科学推進事業(日本信託基金)」を 拠出し、アジア・太平洋地域における生物圏保存地域のネットワー ク活動を積極的に支援しています。(文部科学省、外務省)	・平成25年4月、アジア太平洋ネットワー ク会議(ユネスコ/ジャカルタ事務所主 催)がベトナム・ハノイで開催され、アジ ア太平洋地域の8か国32名が参加。各 国のBR活動についての発表、意見交換 を通じ、域内ネットワーク機能の強化に 貢献した。なお、我が国からは日本ユネ スコ国内委員会MAB(計画)分科委員会が 総ユネスコエコパーク等について発表し た。	・ユネスコにおいて、BRの地域ネット ワーク強化は重点課題とされているた め、引き継ぎアジア・太平洋地域にお けるBRネットワーク安全の附帯等を通じ て、BR相互の協力やネットワーク機能の 向上を図る。			・ユネスコ地球規模の課題の解決のため の科学推進事業信託基金拠出金			
702	① ④	D-1	進捗中	○ 世界的な潮流を踏まえ、生態系の保全と持続可能な利活用の 調和(自然と人間の共生)を目的とする生物圏保存地域(ユネ スコエコパーク)の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検 討を進めます。(文部科学省、農林水産省、環境省)	・地元市町村を中心として関係行政機関 や地元関係団体で構成する生物圏保存 地域(ユネスコエコパーク)以下、BRとす る。運営協議会に関係者も参画す るなどして、地域での取組みへの助言 等を行った。 ・BR関係自治体に対し、BRの活動とユ ネスコエコパークやESDとの連携を図る ことにより、学校教育を通じた、生物多様 性の保全と持続可能な地域づくりを担う 次世代育成の実践につながるよう助言 しており、複数の自治体からは、ユネス コスクール申請が出てきている。	・引き続き、BRの仕組みを活用した地域 の取組みへの助言等を行う。 ・その一環として、平成25年10月、日本 BRネットワーク会議を開催し、BRにつ いての理解促進、担当者間の知識・経験 の共有を図るとともに、BRでの活動の推 進、活用方法について検討する。					・日本/ユネスコパートナーシップ事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
703	○平成18年に策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、森林認証などにより証明された木材・木材製品を政府調達のみならず、地方公共団体、民間企業、一般消費者まで普及していきます。(農林水産省、環境省)	①	進捗中	進捗中	・平成25年3月、オーストラリアに8,782の林業・木材事業者が国内で合法性証明の取組に登録。 ・2013年(平成25年)4月の第10回国連森林フォーラムにおいて、AFPIに関するサイドイベントを、我が国、米国、インドネシア政府との共催により開催。サイドイベントでは、多様な利害関係者が対等なパートナーとして違法伐採関係等に關して議論し、問題解決に向けた取組を進められてきたことについて参加者から評価を得るとともに、これまでの活動を総括して終了。	・合法性証明の信頼性・透明性の向上や合法木材の消費者等への普及を促進。	—	—	—	・地域材供給倍増事業	
704	○我が国とインドネシアが構築し、持続可能な開発に関する世界首脳会議において地理的バレルの対症の場として発足した「アジア森林・バイオ・シンク(ABP)」などを通じ、森林減少・森林劣化の抑制、森林面積の増加、違法伐採対策に取り組み、アジア地域での持続可能な森林経営を推進します。(農林水産省、外務省、環境省)	④	既に達成済み	既に達成済み	・2013年(平成25年)4月の第10回国連森林フォーラムに参画し、我が国のUNFCCC各国直轄イニシアチブ(2011年にインドネシア政府と共催で開催した国際セミナー)「持続可能な森林経営の挑戦」について報告。特に、モントリアル・プロセスについては、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会や技術諮問会議の開催等の実施に加え、他の国際的な基準・指標・プロセスとの連携・協力の促進等についても関係会合を開催するなど貢献。	—	—	アジア・太平洋地域における持続可能な森林経営を推進するため、各国政府、国際機関、NGO等が参画するAFPプラットフォームを積極的に参画	—	—	
705	○国連森林フォーラム(UNFF)等の国際的な政策対話の場への積極的な参画などを通じて、世界の森林資源がはくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果たしていきます。(農林水産省、外務省、環境省)	④	進捗中	進捗中	・2013年(平成25年)4月の第10回国連森林フォーラムに参画し、我が国のUNFCCC各国直轄イニシアチブ(2011年にインドネシア政府と共催で開催した国際セミナー)「持続可能な森林経営の挑戦」について報告。特に、モントリアル・プロセスについては、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会や技術諮問会議の開催等の実施に加え、他の国際的な基準・指標・プロセスとの連携・協力の促進等についても関係会合を開催するなど貢献。	・現在の取組を継続して実施。	—	世界における持続可能な森林経営を推進するため、UNFF等の国際対話に参画し、UNFFを推進するため、関係国、各国政府、国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進した。とりわけモントリアル・プロセスについては、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会や技術諮問会議の開催等の実施に加え、他の国際的な基準・指標・プロセスとの連携・協力の促進等についても関係会合を開催するなど貢献。	—	—	
706	○モントリアル・プロセスについては、平成19年から、我が国が事務局を担った世界の持続可能な森林経営の確立に向けて「リーダーシップ」を發揮しつつ、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けたプロセス及び他の国際プロセス(国際熱帯木材機関(ITTO: International Tropical Timber Organizations)、フオレスト・ヨーロッパ等)と連携した取組を推進します。(農林水産省)	④	進捗中	進捗中	・本プロセスの事務局として、他の国際的なプロセス(FAO、ITTO、フオレスト・ヨーロッパ等)と連携し、森林資源共同調査(CFRQ)の作成を推進。2012年(平成24年)12月、我が国でモントリアル・プロセス技術諮問委員会をホストするとともに、CFRQ/パートナーシップ委員会及び国際報告に関する国際セミナーを開催	・現在も継続した推進が必要である。	—	本プロセスの事務局として、本プロセスの指標の改訂作業(平成20年)に、参加各国の第2回国別報告の作成(平成21年)、本プロセス総会開催(5月、平成19~23年)等の活動を企画調整。また、国連森林フォーラム(UNFF)、他の国際的なプロセス(ITTO、フオレスト・ヨーロッパ)、国際機関等と連携した国際セミナーを企画し、我が国で実施(平成23年)	—	—	
707	○引き続き、グリーン購入法に依る基本方針に基づく持続可能な政府調達を推進します。(環境省)	①	既に達成済み	既に達成済み	・国等においてはほとんどの品目で高い調達率を達成しており、持続可能な政府調達を推進されている。	・今後も継続した推進が必要である。	—	—	—	・国等におけるグリーン購入推進経費	
708	○平成20年にITTOが策定した「熱帯生産林における生物多様性ガイドライン」の普及と適用を推進するとともに、CBDの森林の生物多様性作業計画実施ITTOのプロジェクトを通じ支援します。(外務省、農林水産省)	④	進捗中	進捗中	・国際熱帯木材機関(ITTO)を通じ、平成24年度には、生物多様性を目的としたプロジェクト4件を支援。	・今後も引き続き、ITTOを通じた多国間の支援を推進する。	—	—	—	・ITTO-CBD共同プロジェクト拠出金 ・熱帯林違法伐採対策新体制推進事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
709	○ 世界銀行が森林保全活動を通じて森林減少の抑制に取り組む途上国を支援するために設置した森林炭素バートナーシップ基金（FCPF）に対し、我が国は14億ドル（平成20年度に1千700万ドル、平成23年度に4億700万ドル）の拠出を行っており、REDD国家戦略を実施するための能力向上支援、途上国の森林減少を抑制するためのモニタリング技術開発に積極的に貢献していきます。（財務省、外務省、農林水産省、環境省）	① ② ③ ④	進捗中	森林炭素バートナーシップ基金では、2013年6月までに14億ドルのFCPF拠出計画（R-PP）が参加者委員会による審査を経て承認され、活動を実施または準備中である。 ○ 被支援国のキャパシティの向上、FCPFの活動を通じて得られた教訓の普及が田舎に行われている旨、外部評価で指摘されている旨、外部評価で指摘された森林経営に関する協力を推進した。 ○ REDD+などの気候変動対策の手法に関する協力を推進した。	○ 外部評価による今後の課題は以下の通り ・FCPF資金へのアクセスを拡大（市民社会や原住民にも認められる） ・支援計画の策定プロセスに被支援国において重要な役割を果たす層の参加を強化 ・Preparation and Readiness Grantを善用した額を供与するシステム構築 ・R-PPが適切かつ早急に実施されるよう引き続き支援を行っていく	—	—	—	—	・一般会計（経済協力費）	
710	○ 開発途上国における持続可能な森林経営や、途上国における森林減少・劣化による排出の削減等（REDD+）を促進する（「森林減少・劣化による排出の削減等（REDD+）を促進する（森林水産省、外務省、環境省）」をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発、人材育成などに取り組む）	④	進捗中	REDD+バートナーシップ、UN-REDD、FCPF等の委員会に参加し、REDD+の取組にかかわる国際的な連携、協力の推進に貢献した。 また、気候変動交渉において、REDD+の実施のための方法論等について議論した。 開発途上国や貧困問題から森林の過剰利用が見られる地域における森林造成・管理手法、半乾燥地域の水収支バランス等に支援した。 衛星画像等による森林のモニタリング手法等の開発や人材育成、森林技術の研究・普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等を支援した。	・持続可能な森林経営や地球温暖化防止対策の推進のため、引き続き、これらの取組を実施する。	—	—	—	—	・途上国持続可能な森林経営推進事業 ・途上国森林減少・劣化防止推進事業 ・REDD推進体制緊急整備事業 ・UN-REDDプログラム基金	
711	○ 平成22年までに、19ヶ所の生物多様性ホットスポットの保全が実施され、支援対象国数は1,588に上ったところ、引き続き共同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していくことを検討します。（財務省、環境省）	① ② ③ ④	進捗中	平成24年までに、21ヶ所の生物多様性ホットスポットの保全取組が実施され、支援対象国数は1,773に上った。（2012年末）	・引き続き共同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していく。	—	—	—	—	—	
712	○ 政策決定プロセスにおける科学的知見の活用を促進し、科学と政策のインターフェースを強化するため、IPBES（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）に対して科学的根拠に基づいた効果的、効率的な取組となるよう積極的に参加、貢献し、そのための国内体制を整備します。（環境省、外務省、農林水産省）	⑤	横断中	平成25年度から30年度の事業として我が国の生物多様性・生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測の実施を開始している。今年度は生態系サービスの定量的評価に関する調査に関するヒアリング会を3回程度実施予定。 ・拠出金を通じて、IPBES体制整備、IPBES活動内容の協議、調整、GBIFデータ集積を支援している。	・当該施策は今年度より実施しているが、我が国の生物多様性と生態系サービスの評価・予測を行い、平成27年度に報告書を作成。 ・IPBES作業計画2014-2018を支援し、生物多様性に関する科学的知見を政策立案・実施に効果的に活かす。また、IPBESでの評価のための重要な基盤データとなるGBIFも支援していく。	—	—	—	—	・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）拠出金・地球規模生物多様性情報機構（GBIF）拠出金 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費	
713	○ アジア・オセアニア地域における地域プロジェクトへの貢献などを通じ、分類学研究の進展を図るとともに、分類学データベースの開発、生物種標本の管理状況の改善などを通じた、分類学に関する各種の情報へのアクセス改善に取り組み、地球規模での生態系生物種の実態解明に貢献していきます。また、特に研究活動を通じて、同地域の発展途上国における分類学研究のための組織的な能力向上を行っていきます。（環境省、文部科学省）	④	D-3 進捗中	・発展途上国における分類学研究のための組織的な能力向上を行っている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
714	○ 生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）については、環境省が日本のフォーカルポイントとしての役割を十分に発揮できるように、国内外との情報交換・連携を推進します。（環境省）	④	E-1 進捗中	・生物多様性クリアリングハウスメカニズム（CHM）の普及啓発を関係機関やJICA研修で行った結果、メタデータの登録件数が、平成24年9月と比較して約3割増加した。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
715	○ すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国内外向け対応を進めるなど、国内外への自然環境情報の発信を強化します。（環境省）	④	E-1 進捗中	・ネット自然研究所ウェブサイトにおいて、ユーザーインターフェースを高めるとともに、一部英語サイトを開設し、自然環境情報の発信を強化している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
716	○ クリアリングハウス・メカニズム戦略計画に基づき、国内における調査研究の促進により情報の蓄積に努めるとともに、開発途上国支援の観点からも各国との情報の交換を積極的に行います。また、生物多様性情報システムとの連携を促進するとともに、データ提供者も増やします。さらに、いろいろな情報システムを相互に連携させ、利用者が利用できる情報量を増やします。(環境省)	④	D-3 E-1	進捗中	・JICA研修において、クリアリングハウスメカニズムの仕組みや留意性について講義を行い、利活用への促進に努めている。また、生物多様性情報システムやインターネット自然研究所ウェブサイトにおいて、適宜調査成果を公表し、提供している。情報量の増大に努めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性情報システム整備 推進費	
717	○ 国連資源計画(UNEP)、国連食糧農業組織(FAO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、経済協力開発機構(OECD)をはじめとする国際機関などが開催する各種国際会議において、今後とも積極的に情報の交換を行うとともに、多国間条約や二国間科学技術協力などに基づき(調査・研究情報の交換を進めます。(環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)	④		進捗中	・既存の枠組みを通じた連携を進めるとともに、生物多様性と生態系サービスに関する地球規模での動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりやを強化することを目的として2012年4月に設置されたIPBES生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォームの委員会等において、調査・研究に関する情報交換を行っている。	・IPBESなど既存の国際的な枠組みへの関与等を通じ、引き続き調査・研究情報の交換を促進していく。	—	—	—	—	
718	○ 東アジア地域の13か国が参加する東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)では、平成21年時点で19地域の土壌、18地域の森林植生、17の湖泊・河川について、酸性雨による生態系への早期把握・実態解明のためのモニタリングを実施しています。今後も、東アジアにおける酸性雨による影響を未然に防止するため、同ネットワークの活動を推進していきます。(環境省)	⑤		進捗中	・平成23年に19地域の土壌、18地域の森林植生、18の湖泊・河川について、酸性雨による生態系への早期把握・実態解明のためのモニタリングを実施。	現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・EANET拠出金 ・東アジア地域における越境汚染対策のための国際協調推進費	
719	○ 北太平洋地域における海洋及び沿岸の環境保全・管理・開発のための行動計画(NOMPAP、Northwest Pacific Action Plan)の活動への積極的な参加や支援を通じて、北西太平洋海域における海洋環境に係るデータ等の集積及び海洋汚染の原因等の科学的解明への貢献、国際協力体制の構築等の推進を図り、海洋環境汚染防止の観点から生物多様性の保全の向上を図ります。また、海洋保護区については、適正な保護区の設定の推進や管理の向上のため、特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(GEARAC、Special Monitoring & Coastal Environmental Assessment Regional Activity Centre)への支援を通じて各国の海洋保護区の設定の考え方や管理の在り方等について整理します。(環境省)	③		進捗中	・GEARACの活動を積極的に支援、特にNOMPAPのプロジェクトである調査・モニタリングの判定手法について、手法の柔軟な適用を奨励するとともに、これを柔軟に活用する観点から、これを活用する試みの実施及び改善の検討を行っている。 また、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法について、各国共通の手法の開発に向けた課題の抽出・整理を行った。 NOMPAP政府間委員会においては、我が国からCBD-COPIUの成果等を報告する等、各国の生物多様性に関する情報を共有した。 地域で連携したモニタリングを実施し、得られたデータ等を活用しつつ、海洋環境評価手法の確立に向けた検討を行い、海洋汚染の防止を図ることで、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	・GOP10で合意された愛知目標の観点においても、海洋の生物多様性の保全に際してその重要性が認識されているものの、海洋の生物多様性に係る知見は不足していることから、引き続き情報の収集・整理に努めるとともに、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法に確立に向けた検討を進め、日本海における海洋生物多様性の保全を引き続き促進する。	—	—	—	・北西太平洋地域海洋行動計画推進費	
720	○ NOMPAPにおける漂着ごみに関する地域行動計画(RAP-MALI)を通じて、発生源の究明のための相互の情報交換や政策対話等の協力を推進し、外国由来の漂流・漂着ごみ問題への対応を強化します。(環境省)	③		進捗中	・海洋ごみ地域行動計画(RAP-MALI)に基づき、各国において種々の施策が実施され、NOMPAP国際海岸クリーンアップや海洋ごみ管理ワークショップの実施等により、各国における海洋ごみ問題に関する施策推進に寄与した。 また、陸上からの汚染物質の流入と隣接する沿岸域における環境変化との関係を解明するため、NOMPAPの代表的な地域においてケーススタディを実施することで、河川に含まれる化学物質等が沿岸・海洋域の環境に与える影響に関する知見が蓄積され、海洋生物多様性の保全の向上に貢献した。海洋ごみ地域行動計画(RAP-MALI)を推進し、NOMPAP国際海岸クリーンアップや海洋ごみ管理ワークショップを実施し、また、陸上からの汚染物質の流入と隣接する沿岸域における環境変化との関係に関する知見を得ることで、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	・海洋ごみ地域行動計画(RAP-MALI)に基づき、各国において異なる取り組みを実施するとともに、各国間の連携を図っていく必要がある。 また、ケーススタディにより得られた知見を踏まえ、海洋環境の改善のための河川と沿岸域の統合管理に関する取り組みを推進する必要がある。	—	—	—	・北西太平洋地域海洋行動計画推進費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
721	○ GISPI(Global Invasive Species Programme)への協力を進めることとを検討します。(環境省)			進捗中	GISPIに関する情報収集に努め、GISPIへの協力のあり方について検討中。	引き続き整理・検討を進める。	—	—	—	・外来生物対策管理事業費(一部)	
722	○ 地球観測に関する国際的枠組みの将来を展望して、今後ともGEO(Group on Earth Observation)を積極的に支援し、全地球観測システム(GEOSS: Global Earth Observation System of System)の構築に貢献するため、地球観測を推進していきます。(文部科学省)	④ ⑤	E-2	進捗中	生物多様性、気候変動、災害などの地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献する情報(全地球観測システム(GEOSS)10年実施計画)に基づいて各国の衛星・海洋・地上観測ネットワークの強化、取得した地球観測データ等の共有基盤の整備等を国際協力により推進し、全地球観測システム(GEOSS)の構築に貢献している。	・生物多様性等の地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献する情報の創出を目標し、全地球観測システム(GEOSS)の構築に向けて引き続き地球観測を実施するとともに、国際協力を推進する。	—	—	・地球観測に関する政府間委員会(GEO)拠出金		
723	○ 生物多様性観測ネットワーク(GEO BON: Group on Earth Observations Biodiversity Observation Network)との連携協力を図りながら、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの活動を重点的に支援します。(環境省)	④	E-1	進捗中	AP-BON等を通じて、GEO BONに連携、協力し、日本の生物多様性観測のネットワーク化を支援している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
4 開発途上国への支援及び協力											
724	○ 開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、より効果的かつ効果的に生物多様性分野を旨とした環境分野における国際協力を推進します。(外務省)	④		進捗中	・ODA本拠及びODA中間政策に基づき、生物多様性分野を含む環境分野における国際協力を効果的かつ効果的に推進した。	・今後も、開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、効果的かつ効果的に生物多様性分野を旨とした環境分野における国際協力を継続する。	—	—	—	・ODA予算	
725	○ 開発途上国などのニーズを基に、生物多様性に関する研究を含む環境分野や生物資源分野などにおける地球規模課題を対象とし、その解決及び科学技術水準の向上に資する新たな知見を獲得すること、及び開発途上国の人材育成とその課題対応能力の向上を目的として、社会実装の構想を有する国際共同研究をODAと組み合わせて実施する、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)」を推進します。(文部科学省、外務省)	① ④		進捗中	・文部科学省および科学技術振興機構(JST)、外務省および国際協力機構(JICA)は、開発途上国のニーズに基づき、地球規模課題の解決につながる新たな知見の獲得と科学技術水準の向上を目的とする地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)を実施している。この事業では環境、エネルギー、生物資源、防災、感染症を協力の分野として設定しており、H24.9～H25.9までに実施した生物多様性関係プロジェクトは、16件である。	現在の取組を継続して進めていく。	—	生物多様性関連プロジェクトの実施数: 12件 (平成24年5月24日)	生物多様性関連プロジェクトの実施数: 16件 (平成25年9月20日)	・地球規模課題対応国際科学技術協力	
726	○ 国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。(農林水産省)	④		進捗中	【施策番号608Iに同じ】	【施策番号608Iに同じ】	—	—	—	【施策番号608Iに同じ】	
727	○ 二国間協定としては、国際協力機構(JICA)を通じて技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営を推進します。(外務省、農林水産省)	④		進捗中	・ベトナム北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト(技術協力プロジェクト)、ガボン持続的森林経営に資する国家森林資源インベントリーシステム強化プロジェクト(開発調査技術プログラム)などを実施するとともに職員を派遣。課題別研修(持続可能な森林経営のための実施手段の強化、「国家森林モニタリングシステム整備のための人材育成」など)を実施した。 ※該項目については、具体的施策の内容に適合する性格のあるODA関連事業の一部を準備と捉えて記載している。このため、各個別事業の進捗をむとつて、具体的施策を実施した成果を(数値など)により評価するに至らなかった。	・今後も引き続き、国際協力機構(JICA)を通じて技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営を推進する。途上国政府からの要請に応じ森林保全・復元に係る協力を検討する。 ・現在の取組を継続して実施。	—	—	—	・ODA予算	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
728	○ 多国間協力としては、国連食糧農業機関(FAO)や国際熱帯木材機関(ITTO)などを通じ、途上国において違法伐採対策などの持続可能な森林経営の推進を目的としたプロジェクトを推進します。(外務省、農林水産省)	④	進捗中	・国連食糧農業機関(FAO)や国際熱帯木材機関(ITTO)への任意拠出、職員による派遣等を行った。国際熱帯木材機関(ITTO)に対して、違法伐採対策などのプロジェクトを実施するための資金拠出を行った。ITTO統計によると、持続可能的に経営されている熱帯林は、2005年のITTO統計対象地域(8,59億ha)のうち、3,640万平方キロ(42%)から2010年7、83億haのうち、5,330万平方キロ(68%)に増加した他、持続可能な森林経営に関する国際協力を推進した。	・我が国はITTOホスト国、また最大途上国として引き続き違法伐採対策など熱帯林の持続可能な経営の促進に資するプロジェクトの実施を支援していく。	—	—	—	—	・ITTO分担金 ・ITTO、CBD共同プロジェクト拠出金 ・国際連合食糧農業機関拠出金 ・国際熱帯木材機関拠出金 ・ITTO任意拠出金	
729	○ 水産業における多国間協力としては、国連食糧農業機関(FAO)や東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)などへの資金拠出などを通じて、持続的な漁業の推進を目的としたプロジェクトを推進します。(農林水産省)		進捗中	・国連食糧農業機関(FAO)や東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)などへの資金拠出などを通じて、持続的な漁業や増産事業の発展に貢献した。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	・東南アジア地域持続的水産業推進事業	
第8節 情報整備・技術開発の推進											
(総括) 自然環境基礎調査やモニタリングサイト1000のほか、保護林、緑の回廊におけるモニタリング調査をはじめ各種の調査を行っているほか、河川水辺の国勢調査を含めたそれらの調査結果や情報の整理・公開や施策への活用を図っています。											
1. 生物多様性の総合評価											
730	○ わが国の生物多様性の現状や動向を的確に把握し、国民の生物多様性に関する理解を進めるため、生物多様性の現状の状況や各種施策の効果を把握する適切な指標を設定し、わが国の生物多様性に関する現状を総合的に評価します。また、評価結果等生物多様性に関する現状を分かりやすく取りまとめるとともに、定期的に更新していきます。(環境省、関係府省)	⑤	進捗中	・わが国の生物多様性の現状の総合的な評価に向け、過去50年間の生物多様性総合評価報告書(2015年)を踏まえ、課題の整理等を行っているところ。	・平成27年に総合的な評価を取りまとめるために、検討を進めていく。	生物多様性の現状及び各種施策の効果を把握するための指標を設定し、わが国の生物多様性の現状について総合的な評価を行う(平成27年まで)	—	—	—	・生物多様性国家戦略推進費	
731	○ 農地、森林、藻場、干潟等ごとのような生きものが生育・生息しているかを調査するとともに、農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物多様性の特性や過去に得られた基礎的なデータを活用するなど、農林水産業の生物多様性への正の影響を把握し、関連施策を効果的に推進するための科学的根拠に基づいた生物多様性指標の開発を推進し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。(農林水産省)	④ ⑤	進捗中	・森林の生物多様性の状態を基す指標を検討するため、全国を気候区分及び植生ごとに分け、代表的な林分を対象に、植生調査、昆虫調査等の現地調査を行い、データの収集整理・分析を実施し、指標の候補を抽出した。 ・平成20年から24年度まで油桐環境生物多様性評価手法開発事業において、油桐環境における生物の多様性について評価手法の開発に取り組み、平成24年度までに有効と見込まれる数種の指標の調査分析手法をまとめた。現在、油桐環境生物多様性評価手法実証調査事業において、これらの指標を用いた評価法の実証化に向け、実証的取組みを行っているところ。	・指標の候補が様々なタイプの森林において生物多様性の状態を表す指標として適用できるかの検証を行い、指標を特定する。さらに特定した指標について、それぞれのタイプの森林ごとに異なるデータの蓄積を図るための調査を行い、森林の生物多様性を表す指標の特性について検討する。 ・平成25年度から28年度まで(5か年計画)油桐環境生物多様性評価手法実証調査事業において、引き続き生物多様性の評価手法の実用化(評価指標の開発)に向けて取組みを行なっていく。	—	—	—	—	・森林環境保全総合対策事業 ・油桐環境生物多様性保全総合対策事業費	
2. 調査・情報整備の推進											
732	○ 昭和48年度から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現状把握や変化状況の監視を進めます。国土の自然環境の基本情報図である縮尺2万5千分の1縮尺図については、国土の約60%が24年度現在を整備している状況ですが、平成32年度までに国土の可能な限り広い面積を整備する等早期の全国整備を進めます。(環境省)	⑤	進捗中	・自然環境保全基礎調査の一環として縮尺図整備を引き続き推進している。	・現在の取組を継続して進めていく。	縮尺2万5千分の1縮尺図整備(国土の約60%)(平成24年3月末)	縮尺2万5千分の1縮尺図整備(国土の約64%)(平成25年3月末)	—	—	・自然環境保全基礎調査費	
733	○ わが国の陸域に生息・生育する動物種の分布に関する継続的な情報収集を行います。わが国の海域における自然環境(一帯の環境、関係府省)	⑤	進捗中	・新たな生物情報収集・提供システムである「いさぎ」を開発している。	・生物情報収集・提供システムである「いさぎ」を2013年10月15日に供用開始し野生動物の分布・生息情報の収集を実施する予定。	—	—	—	—	・自然環境保全基礎調査費	
734	○ 生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広く収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。(環境省)	⑤	A-1 E-2	進捗中	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
735	○ニホンジカやクマ類をはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類、哺乳類の老幼個体の保護管理施策を進めるため、これら特定の野生動物に係る重点的な生息情報の収集を実施します。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	【施策番号550に同じ】	【施策番号550に同じ】	—	—	【施策番号550に同じ】	・税制等事項名 【施策番号550に同じ】	
736	○「モニタリングサイト1000」事業において、退園化影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより的確に把握するために、継続的に調査を実施します。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	【施策番号519に同じ】	【施策番号519に同じ】	—	—	【施策番号519に同じ】	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
737	○日本各地における生態系モニタリングを実施し、各都道府県のモニタリングの共有、相互利用の推進などの連携強化や情報性の向上を図り、わが国の自然環境の総合的な監視体制の構築を進めます。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・モニタリングサイト1000において、専門家・NGO、ボランティア、地方自治体等の多様な主体の参画・協力を得て調査を実施し、結果を公表した。また、市民参加型調査であるいきものみつけを実施し結果を公表している。	・現在の取組を継続して進めていく。 ・市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである、いきもの口グ」を新たに構築し、2013年10月15日に供用開始する予定。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
738	○モニタリングの重点にあたっては、専門家・NGO、ボランティア、地方自治体をはじめ、多様な主体の参画・協力を得て、効果的かつ継続的な調査の実地を行うとともに、調査結果の公表と自然環境情報の調査・提供を同時に行い、生物多様性の保全施策への活用を進めます。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・モニタリングサイト1000において、専門家・NGO、ボランティア、地方自治体等の多様な主体の参画・協力を得て調査を実施し、結果を公表した。また、市民参加型調査であるいきものみつけを実施し結果を公表している。	・現在の取組を継続して進めていく。 ・市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである、いきもの口グ」を新たに構築し、2013年10月15日に供用開始する予定。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
739	○国内のみならず海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図り、生物多様性観測ネットワーク(GEO BON)など地球規模の生物多様性に関する情報基盤の整備に貢献します。(環境省)	④	E-1	進捗中	・AP-BON等を通じて、GEO BONに連携し、協力し、日本の生物多様性観測のネットワーク化を支援している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
740	○官・学の連携を強化しつつ、生物多様性条約の履行のため設立された世界分類学インシアティブ(GIT)や、Species 2000、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)など国際的プロジェクトとの協力を図りながら、野生動物種の目録などの整備・公開を進めます。また、目録の基礎となる野生動物種の標本や資料の体系的収集・情報の共有を図ります。(環境省、文部科学省)	④	E-1	進捗中	・GITや、GBIFなど国際的プロジェクトとの協力を図りながら、野生動物種の目録などの整備・公開を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
741	○生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進めます。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・生物多様性センターでは約85,000点の生物標本及び約30,000点の資料を所蔵し、収集及び維持管理体制の強化を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・生物多様性センター維持運営費	
742	○各種調査の実施により得られた自然環境情報について一層の電子化を進め、生物多様性情報システム(J-HIS)を活用した情報提供を充実強化しアクセス数の増加を図るなど、インターネットを通じて広く国内外への情報公開を進めます。特に、さまざまな主体により整備される各種自然環境情報の重ね合わせや解析をウェブ上で可能とするWebGISを活用したデータの整備・提供、他の統計などデータを含めた多様な解析を可能とする機能の充実を進めます。(環境省、関係府省)	①	E-2	進捗中	・過去の調査成果について順次電子化を進めるとともに、自然環境情報GIS提供システムにおいて、各種調査成果をGISデータとして提供している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
743	○生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)については、環境省が日本のフォーカルポイントとしての役割を十分に発揮できるように、国内外との情報交換・連携を推進します。(環境省)	④	E-1	進捗中	・生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)の普及啓蒙を関係機関やJICA研修で行った結果、メタデータの登録件数が、平成24年3月末と比較して約3割増加した。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	メタデータ登録数 3,140件 (平成24年3月末)	メタデータ登録数 4,427件 (平成25年3月末)	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
744	○すべての利用者に便宜がよいか、利用しやすいものとなるよう、自然情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供される情報の国内外向け対応を進めるなど、国内外への自然環境情報の発信を強化します。(環境省)	①	A-1	進捗中	【施策番号715に同じ】	【施策番号715に同じ】	—	—	【施策番号715に同じ】	【施策番号715に同じ】	
745	○わが国の生物多様性に関する「調査」「情報」「普及啓蒙」「標本資料収集」の取組を推進するため、中核的拠点としての生物多様性センターの組織や機能の充実強化を図ります。特に、地球温暖化などによって影響を受けるわが国の生物多様性及び生態系を、重層的に評価し適切な対策を講じるため、自然環境保全基礎調査に加えモニタリング1000を推進します。また、関係省庁、地方公共団体、研究機関、博物館、NGO、専門家、市民など、それぞれが保有する生物多様性情報とこれら主体が施策や活動に利用できているようにするため、生物多様性センターが核となり、ネットワークの構築を推進し、情報の相互利用・共有化を図ります。地球規模の生物多様性保全推進のための国際的プロジェクトに貢献するとともに、海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を進めます。(環境省)	① ④ ⑤	A-1 E-1 E-2	進捗中	・自然環境保全基礎調査に加え、モニタリングサイト1000において、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施し調査結果を公開した。また、市民参加型調査であるいきものみつけを実施し結果を公表している。 また、地球規模の生物多様性保全推進のための国際的プロジェクトに貢献するとともに、海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図っている。	・現在の取組を継続して進めていく。 また、市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである、いきもの口グ」を新たに構築し、2013年10月15日に供用開始する予定。	—	—	—	・生物多様性センター維持運営費 ・自然環境保全基礎調査費 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
746	○関係府省を任じ、地方自治体、大学、民間団体、その他調査研究機関、博物館など多様な主体が取得した生物多様性情報の電子化、相互利用及び公開の推進に向けて取組を強化します。特に、平成16年に設置された自然環境情報に関する省庁情報連携ワーキンググループや、自然系調査研究連絡会議などを活用し、各種の連絡組織などを通じ、自然環境情報に関する情報交換、連携・交流、ネットワークの強化を進めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	①	A-1	進捗中	・自然系調査研究連絡会議の開催等を通じ、相互の情報交換、情報共有を促進し、ネットワークの強化を進めていく。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	—
747	○生物多様性センターの図書資料データベース登録数は平成24年3月現在、約24,000件となっていますが、引き続き登録件数及び登録データ内容の充実を図っていきます。(環境省)	①	A-1	進捗中	・生物多様性に関する図書資料を収集し、生物多様性センターの図書資料データベース登録数は24,304件となった。愛知目標の達成に向け、生物多様性の理解や普及啓発、環境学習にも資するものとして、国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)の子供向け推薦図書書の配架など、内容の充実を図った。	・現在の取組を継続して進めていく。	図書資料データベース登録数 約24,000件 (平成24年3月末)	図書資料データベース登録数 24,304件 (平成25年3月末)	—	・生物多様性センター維持運営費	—
748	○全国約15,700地点の定点プロットにつき、地況、植生、枯損木、鳥獣の生息痕跡、病虫駆害などに係る調査を継続的に実施します。また、成長予測や天然更新等の樹木の生態的特性に係る知見の収集・分析といった地域森林計画の適切なかつ円滑な作成を行うことを目的とした、モニタリング調査を実施します。(農林水産省)	③ ⑤	B-2	進捗中	【施策番号770に同じ】	【施策番号770に同じ】	—	【施策番号170に同じ】	【施策番号170に同じ】	【施策番号170に同じ】	【施策番号170に同じ】
749	○森林生態系多様性基盤調査(森林資源モニタリング調査含む)の三巡目までの結果などに基づき、FAOの「基準・指標」に対応した2015年世界森林資源評価国別レポートを作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。(農林水産省)	④		進捗中	【施策番号771に同じ】	【施策番号771に同じ】	—	—	【施策番号171に同じ】	【施策番号171に同じ】	【施策番号171に同じ】
750	○森林空間データ、森林生態系多様性基盤調査の結果及びデジタル空間データなどを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。(農林水産省)	③ ⑤	B-2	進捗中	【施策番号773に同じ】	・調査結果の解析や得られたデータの有効な活用について、引き続き取り組む。	—	—	【施策番号173に同じ】	【施策番号173に同じ】	【施策番号173に同じ】
751	○国有林野における保護林について、設定後の状況を把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、森林や樹生の現況、野生動物の生息状況、入山者の利用状況などについて保護林の区分に応じたモニタリング調査を進め、状況に応じた植生回復などの適切な対策を行います。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	・国有林野のうち、「保護林」について、設定状況を客観的に把握するため5年毎に森林や動物等の状況変化などについてモニタリング調査を実施した。また、モニタリング調査等を踏まえ、保護林の適切な保全管理の一環として、植生等回復措置やワカサギによる食害を防ぐための保護柵の設置等を実施した。	・引き続き、「保護林」の適切な保全管理を行うための適切なモニタリング調査を継続的に実施する。	—	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月)	保護林面積:96万5千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	—
752	○国有林野における緑の回廊について、森林の状況や野生動物の生息・生育実態を把握するため、林分構造調査や野生動物の生息実態などモニタリング調査を進め、状況に応じて植生回復などの適切な対策を行います。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	・国有林野のうち、「緑の回廊」について、森林の状況や野生動物の生息・生育実態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を実施した。また、モニタリング調査等を踏まえ、人工林内の広葉樹を積極的に保全するなどの野生動物の生息・生育環境に配慮した施策を実施した。	・引き続き、「緑の回廊」の適切な保全管理を行うための適切なモニタリング調査を継続的に実施する。	—	緑の回廊:58万6千ha (平成23年4月)	緑の回廊面積:58万3千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	—
753	○自然環境保全基盤調査をモニタリングサイト1000などを実施し、全国の森林を含めた自然環境をモニタリングします。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	【施策番号774に同じ】	【施策番号774に同じ】	—	—	【施策番号174に同じ】	【施策番号174に同じ】	【施策番号174に同じ】
754	○河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育環境などを容易に把握することができるよう、河川環境情報図の作成の推進を図るとともに、河川の整備、管理に活用します。(国土交通省)	③ ⑤	E-2	進捗中	【施策番号302に同じ】	【施策番号302に同じ】	—	—	—	【施策番号302に同じ】	【施策番号302に同じ】
755	○魚類・産生動物調査については原則5年、それ以外については原則10年ごとの調査を一巡できるよう河川水辺の国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全国的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。(国土交通省)	③ ⑤	E-2	進捗中	【施策番号302に同じ】	【施策番号302に同じ】	—	—	—	【施策番号302に同じ】	【施策番号302に同じ】
756	○河川環境GISの整備及び公開を引き続き進めます。また、自然環境保全基盤調査など他の全国的調査データとの相互利用を進めます。(国土交通省、環境省)	③ ⑤	E-2	進捗中	・河川水辺の国勢調査で得られたGISデータを「河川環境データベース」にて公開している。	・引き続き、相互利用を含めた取り組みの推進を図る。	—	—	—	・治水事業等関係費	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
757	○ 海産資源データベースへのデータの蓄積と内容の充実化を図ります。(国土交通省)	⑤	E-2	進捗中	・海産資源データベースの蓄積。またデータベースの内容の充実化について実施中。	・引き継ぎ観測データの蓄積及び内容の充実化を実施する。	-	-	-	・港湾整備事業費	
758	○ 日本海洋データセンターへの海産資源に関する情報を蓄積し、インターネットにより公開している。	⑤	E-2	進捗中	・日本海洋データセンターへ海産資源に関する情報を蓄積し、インターネットにより公開している。	・引き継ぎ日本海洋データセンターへの海産資源に関する基礎データの集積を推進する。	-	-	-	・海洋情報の収集・管理・提供業務の推進	
759	○ 海産資源・生態系の保全等を効果的に進めるために各種海産資源情報を適切に提供すること、重要なため、政府等が保有する海洋に関する情報を一元的に管理し利用しやすい形で提供する海洋台帳を整備します。(国土交通省)	⑤	E-2	進捗中	・各種海産資源の収集・管理し、海洋台帳によりインターネット上で公開している。	・引き継ぎ海洋台帳の充実・機能強化を推進する。	-	-	-	・海洋情報の収集・管理・提供業務の推進	
760	○ 大規模な油流出事故等が発生した場合に、的確に対応するために必要となる沿岸域の情報を関係機関等の協力を得て収集、その情報をデータベースとして管理し、インターネットにより提供することを、CaisNet(シー・ネット)を運用するとともに、CaisNetから情報項目を照会し、印刷できるようにしたES(環境脆弱性指標)マップをPDFにより提供します。(国土交通省)	⑤	E-2	進捗中	・沿岸海産資源保全情報を整備し、インターネットにより公開している。また、より速やかに事故現場での措置が講じられるよう、スマートフォンによる提供も実施している。	・引き継ぎ沿岸海産資源保全情報の収集・整備を行う。	-	-	-	・海洋情報の収集・管理・提供業務の推進	
761	○ 国立公園の管理運営に必要な科学的情報については、関係行政機関、研究者、地域の専門家などの協力を得て収集し、これらの情報を蓄積した国立公園の適切な管理運営を進めていきます。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・関係行政機関、研究者、地域の専門家などの協力を得て、国立公園の管理運営を行った。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	・自然環境資源の持続的活用推進事業 活用推進事業	
3	研究・技術開発の推進										
762	○ 環境研究総合推進費では、環境研究・環境技術開発の推進戦略における重点課題等にもつき、東日本大震災による生態系への影響の解明、アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究、気候変動対策と生物多様性保全の連携を目標とした生態系サービス評価手法の開発などの研究を実施します。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・「自然共生型社会」分野において、平成24年度は新規課題7件を採択し、継続課題20件と合わせて計27件の研究開発を実施した。平成25年度は新規課題6件を採択し、継続課題15件と合わせて計21件の研究開発を実施している。 ・事後評価においては、平成24年度終了課題12件のうち9件が「A」、残り3件も「B」評価と、概ね所期目標を達成し、生態系サービスから見た森林劣化抑制プログラムでの改良提案、生物多様性の動能評価手法及び環境指標の開発、等の成果を挙げた。	・「推進戦略」の平成25年度フォローアップにおいて今後必要な対応方針として示された。以下、テーマに係る研究開発を、より一層推進していく必要がある。 ○生物多様性観測技術を活用した生物多様性総合評価 ○外来種対策を総合的に推進するため調査研究 ○遺伝資源へのアクセスと利益配分の国際的仕組み構築に向けた調査研究 ○生態系サービスの経済価値に係る研究 ○生態系サービス確保に有効な保護地域の管理のあり方に関する研究 等	-	-	-	・環境研究総合推進費	
763	○ 第1期環境経済の政策研究(平成24-26年度)では、国内の生物多様性保全の経済的価値を適正かつ効率的に評価する手法の開発や、評価結果の効果的な普及と方策などの研究を実施します。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・奄美大島のマンガース対策の経済評価を実施し、外来種対策の経済効果を検討するための手法の開発について検討を行った。また、国立公園指定・世界遺産登録における、生物多様性保全と観光利用の価値についての評価手法の開発について検討を行った。	・今後はコンジョイント分析や最新のトランプコスト分析手法など適用して最新の分析手法を適用し、より精度の高い適正な評価が可能となるよう評価方法の高度化に向けた研究を進める。	-	-	-	・グリーン経済の進捗に向けた政策研究 と環境ビジネス情報整備・発信事業	
764	○ 生物多様性観測ネットワークに大量に蓄積されている生物多様性情報を統合化することで、生物多様性変動の予測・評価手法を開発すること、他の環境情報も用いて生物多様性の保全、地球温暖化への適応を目指すための研究開発及び人材育成を行います。(文部科学省)	③ ④ ⑤	E-2	進捗中	・平成23年度より「大学発グリーンイノベーション」創出事業「グリーン・ネットワーク・オブ・エクセレンス」(GREENE)事業環境情報分野を開始し、分散している生物多様性・生態系情報の収集・整備・標準化、生物多様性・生態系観測の高度化、モザイク地帯における生物多様性・生態系・物質循環、機能やサービス等の評価を実施している。 また、地球温暖化への適応に関する取組として、平成24年度より「気候変動リスク情報創生プログラム」を開始し、地球温暖化による生物多様性への影響の評価を実施するための研究開発に着手した。	・「IGRENE環境情報分野」において、平成27年度までに、DIASとの異なる密な連携によって、既存データ収集と新規データ取得を一層進め、植物などの機能形態分布やポリネーションサンピスの評価、地固化・変動可視化アルゴリズムなどを高度化させ、モザイク地帯に限らず、より広域での評価手法を確立していく。 また、「気候変動リスク情報創生プログラム」において、平成28年度までに、気候変動によって増大するリスクのマネジメントに資する基礎的データを創出し、生物多様性に関する影響評価を実施する。	-	-	-	・気候変動適応戦略イニシアチブ ・大学発グリーンイノベーション創出事業 ・気候変動リスク情報創生プログラム	



施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	進捗	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項	数値目標
776	○ 地球温暖化等による海洋環境の変化や食糧資源としての海洋生物資源の安定的供給に関する国民意識の高まりを踏まえ、海洋生物の生理機能を解明し革新的な生産につなげる研究開発や、海洋生物の正確な資源量予測を行うための生態系を総合的に解明する研究開発を推進します。(文部科学省、農林水産省)	⑤	E-2	進捗中	○ 海洋生物多様性および生態系を把握するための革新的な計測技術と精密なモニタリングの研究開発を行い、これらによる保全・再生に必要となる基盤技術を開発することを旨とします。(文部科学省)	○ 平成23年度より、海洋生物資源の安定した供給を確保するための、海洋生物資源確保技術高度化事業を開始し、海洋生物の生理機能を解明し、生殖細胞移植技術を用いて大型魚の繁殖や海洋生態系を総合的に解明し、環境の変化や漁業活動による生態系への影響評価を可能とするモデルの開発を推進している。	○ 平成23年度までに「借リ腹技術」を確立することや海洋生態系モデルを高度化することを目指す。研究開発を推進する。	—	—	—	・研究開発推進費	
777	○ 海洋生物多様性および生態系を把握するための革新的な計測技術と精密なモニタリングの研究開発を行い、これらによる保全・再生に必要となる基盤技術を開発することを旨とします。(文部科学省)	⑤	E-2	進捗中	○ 海洋生物多様性および生態系を把握するための革新的な計測技術と精密なモニタリングの研究開発を行い、これらによる保全・再生に必要となる基盤技術を開発することを旨とします。(文部科学省)	○ 海洋生物資源の安定した供給を確保するための、海洋生物資源確保技術高度化事業を開始し、海洋生物の生理機能を解明し、生殖細胞移植技術を用いて大型魚の繁殖や海洋生態系を総合的に解明し、環境の変化や漁業活動による生態系への影響評価を可能とするモデルの開発を推進している。	○ 平成23年度までに、海洋生物多様性および生態系を把握するための革新的な計測技術と精密なモニタリングの研究開発を推進する。	—	—	—	・戦略的創造研究推進事業	
778	○ 海洋を中心とする生物圏について、生物の調査および生態・機能等の研究を行うとともに、資源としての多様な生物における潜在的有用性を掘り起こし、社会と経済の発展に資する知見、情報を提供します。また、これらの生物圏の気候、海洋や固体地球との相互関係を理解することで、将来発生し得る地球環境変動の影響評価に貢献します。(文部科学省)	⑤	E-2	進捗中	○ 海洋を中心とする生物圏について、生物の調査および生態・機能等の研究を行うとともに、資源としての多様な生物における潜在的有用性を掘り起こし、社会と経済の発展に資する知見、情報を提供します。また、これらの生物圏の気候、海洋や固体地球との相互関係を理解することで、将来発生し得る地球環境変動の影響評価に貢献します。(文部科学省)	○ 海洋研究開発機構では海洋生物を中心に、日本周辺の海洋生物に関する多様な情報を持つデータベース(BISMarL: Biological Information System for Marine Life)を運用し、科学データの発信並びに情報交換を促進している。世界規模での海洋生態学、生物地理学、系統分類学などの発展、生態系変動、生物多様性に対する影響評価などに貢献している。	○ 日本周辺データの受け入れ、並びにOBISへのデータの提供、ユーザーコミュニティの向上を行う。	—	—	—	・運営費交付金の内割のためなし。	
779	○ 東北沖において、海洋の回復に資する科学的知見を提供するため、モデル海域を中心に、先端的な観測・解析技術を用いた調査研究を推進し、海洋生態系の変動メカニズムを明らかにする調査研究に取り組みます。(文部科学省、農林水産省、環境省)	⑤	E-2	進捗中	○ 東北沖において、海洋の回復に資する科学的知見を提供するため、モデル海域を中心に、先端的な観測・解析技術を用いた調査研究を推進し、海洋生態系の変動メカニズムを明らかにする調査研究に取り組みます。(文部科学省、農林水産省、環境省)	○ 平成23年度より、東北沖のサイエンス拠点形成事業を開始し、東日本大震災の地震・津波により甚大な被害を受けた東北沿岸の海域において、海洋の物理・化学的環境と生物動態に関する幅広い調査を実施している。	○ 平成23年度より、海洋生態系の回復過程や産業復興による海洋生態系への影響調査を通じて、被災地域の海洋生態系変動メカニズムを総合的に解明する。	—	—	—	・教育・科学技術等復興政策費	
第9節 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進												
(総括) 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス吸収源対策として、森林の適切な管理・保全、都市緑化等の推進、木質バイオマスなどの活用を進めました。また、温暖化の観測・予測・影響評価に関する既存の科学的知見を取りまとめたことを受け、気候変動が日本に与える影響及びリスク評価の後討を開始しています。												
1	生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進	② ③	B-2 D-1 D-2	進捗中	○ 森林吸収源対策、バイオマスの活用、施設園芸・農業機械・漁船の省エネルギー対策、環境保全型農業の推進による節電量の低減など、農林水産分野における地球温暖化防止策を推進します。(農林水産省)	○ 森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に向けて、平成25年5月に「森林の回復促進の推進に関する特別措置法」を改正し、同法に基づき、森林吸収量3.5%の確保に向けて、年間52万ha(平成25～32年平均)の間伐や保安林等の適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用拡大等の森林吸収源対策を推進。	○ 森林吸収量3.5%の確保に向けて、年間52万ha(平成25～32年平均)の間伐や保安林等の適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用拡大等の森林吸収源対策を推進。	○ 森林吸収量3.5%の確保に向けて、森林の回復促進の推進に関する特別措置法を改正し、同法に基づき、森林吸収量3.5%の確保に向けて引き続き、取り組む。	—	—	・森林整備事業 ・森林・林業再生基金づくり交付金 等	
781	○ わが国が引き続き地球温暖化対策に最大限の努力を行うための観点から、気候変動枠組条約のCOPI7等国際的に合意された森林経営による森林吸収量の算入上限である基準年排出量比3.9%の確保に向けて必要な取組を加速し、健全な森林の育成や森林吸収量の算入対象となる森林の拡大整備、保安林などの適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、木材製品の利用促進による炭素貯蔵機能の発揮、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進などの総合的な取組を、政府、地方自治体、林業・木材産業関係者、国民などと各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。(農林水産省)	② ③	B-2 D-1 D-2	進捗中	○ わが国が引き続き地球温暖化対策に最大限の努力を行うための観点から、気候変動枠組条約のCOPI7等国際的に合意された森林経営による森林吸収量の算入上限である基準年排出量比3.9%の確保に向けて必要な取組を加速し、健全な森林の育成や森林吸収量の算入対象となる森林の拡大整備、保安林などの適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、木材製品の利用促進による炭素貯蔵機能の発揮、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進などの総合的な取組を、政府、地方自治体、林業・木材産業関係者、国民などと各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。(農林水産省)	○ 森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に向けて、平成25年5月に「森林の回復促進の推進に関する特別措置法」を改正し、同法に基づき、森林吸収量3.5%の確保に向けて、年間52万ha(平成25～32年平均)の間伐や保安林等の適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用拡大等の森林吸収源対策を推進。	○ 森林吸収量3.5%の確保に向けて、森林の回復促進の推進に関する特別措置法を改正し、同法に基づき、森林吸収量3.5%の確保に向けて引き続き、取り組む。	○ 森林吸収量3.5%の確保に向けて、森林の回復促進の推進に関する特別措置法を改正し、同法に基づき、森林吸収量3.5%の確保に向けて引き続き、取り組む。	—	—	・森林整備事業 ・森林・林業再生基金づくり交付金 等	8

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
782	○ 都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)	③	D-2	進捗中	・平成23年度には、新たに、都市公園等整備面積：960ha、屋上緑化施工面積：29ha、壁面緑化施工面積：3,9haが増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	・引き続き取組みを推進。	—	都市公園の整備面積：118,056ha、箇所数9,874箇所(平成23年3月) 屋上緑化施工面積：304ha 壁面緑化施工面積：39ha(平成23年3月)	都市公園等整備面積：119,016ha、101,111箇所(平成24年3月) 屋上緑化施工面積：330ha 壁面緑化施工面積：48ha(平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	
783	○ 継続しても、光合成により大気中から吸収したエネルギー供給効率を向上させるため、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有するバイオマスは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替として活用を推進することにより、温暖化の防止に資するものであり、その利活用を推進します。(農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)	④		進捗中	・木質バイオマスの利用拡大に向けた支援体制の構築や技術開発等に対し支援 ・バイオマス事業化戦略(H24.9策定)に事業化を推進するバイオマスの一つとして木質を選択した。	・未利用間伐材等が年間2,000万m <sup>3</sup> 程度発生している状況。このため、課題解決に向けた支援体制の構築や新たな技術開発等により木質バイオマスの利用拡大を図る。 ・引き続き「バイオマス産都市」の構築を推進する。	木質バイオマス利用量(間伐材等由来)：600万m <sup>3</sup> (平成32年)	木質バイオマス利用量(間伐材等由来)：55万m <sup>3</sup> (平成22年)	木質バイオマス利用量(間伐材等由来)：89万m <sup>3</sup> (平成24年)	・木質バイオマス産業化促進事業 ・地域バイオマス産業化推進事業	49
784	○ 平成21年7月に成立したエネルギー供給効率高度化法に基づき、バイオマスを含む非化石エネルギー源の利用の拡大を図るため、エネルギー供給事業者の計画的な取組みを促進、具体的に、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進に関する基本方針を策定。さらに、非化石エネルギー源の利用の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組み、べき措置に関し、エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)の内容も踏まえつつ、事業者の事業ごとに判断の基準を策定しています。(経済産業省)	③	D-2	進捗中	【施策番号249】と同じ	【施策番号249】と同じ	—	【施策番号249】と同じ	【施策番号249】と同じ	—	
785	○ 屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への意識度や、生物の生態系環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。(国土交通省)			その他	・緑化や委縮等の対策効果の効量や導入に対してその効果や留意事項について整理した「ヒートアイランド対策ガイドライン」及び「ヒートアイランド対策推進マニュアル」等を作成し、普及・啓蒙を図っているところ。	・引き続き、関係府省と連携しつつ、広範な促進施策を行う予定。	—	—	—	—	
786	○ ヒートアイランド現象の緩和のために、屋上緑化、壁面緑化及び高反射性塗料などの対策技術を推進します。(環境省)				【施策番号249】と同じ	【施策番号249】と同じ	—	—	—	—	
787	○ 国内外における持続可能な森林経営や、途上国における森林産業に対する国際協力等を推進し、砂漠化防止、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に関与します。(農林水産省)	④		進捗中	【施策番号249】と同じ	【施策番号249】と同じ	—	—	—	【施策番号249】と同じ	
788	○ 開発途上国における持続可能な森林経営や、途上国における森林減少・劣化防止対策等(REDD+)を推進し、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に関与します。(農林水産省)	④		進捗中	・REDD+パートナーシップ、UN-REDD、FCO等の発案に参画し、REDD+の取組にかかわる国際的な連携、協力の推進に貢献した。 また、気候変動交渉において、REDD+の実施のための方法論等について議論した。 開発途上国や貧困問題から森林の過剰利用が見られる地域における森林造成・管理手法、半乾燥地域の水収支バランスに配慮した森林造成・管理手法の開発等を支援した。 衛星画像等による森林のモニタリング手法等の開発や人材育成、森林技術の研究、普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等を支援した。	・持続可能な森林経営や地球温暖化防止対策の推進のため、引き続き、これら取組を実施する。	—	アフリカ等難民キャンプ周辺地域における森林等の保全・普及活動の実施 乾燥地域の水収支バランスに配慮した森林造成・管理手法の開発等の支援を実施 衛星画像等による森林のモニタリング手法の開発や人材育成、森林技術の研究、普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等の支援を実施	—	・途上国持続可能な森林経営推進事業 ・途上国森林減少・劣化防止推進事業 ・REDD推進体制緊急整備事業 ・UN-REDDの活動に対する拠出 ・REDD+パートナーシップに対する拠出	
789	○ 国際的な気候変動対策を進めるための技術的ベネフィットとなるIPCCガイドライン(森林分野)の改訂作業へ積極的に参画します。(農林水産省、環境省)	④ ⑤	D-2	進捗中	【施策番号118】と同じ	【施策番号118】と同じ	【施策番号118】と同じ	【施策番号118】と同じ	【施策番号118】と同じ	【施策番号118】と同じ	
790	○ 国連森林フォーラム(UNFF)等の国際的な政策対話の場への積極的な参画などを通じて、世界の森林資源がはくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果たしていきます。(農林水産省、外務省、環境省)	④		進捗中	【施策番号705】と同じ	【施策番号705】と同じ	—	【施策番号705】と同じ	【施策番号705】と同じ	【施策番号705】と同じ	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
791	○ 世界銀行が森林保全活動を通じて森林減少の抑制に取り組む途上国を支援するために設置した森林炭素パートナーシップ基金(FOPF)に対し、わが国は14日ワトドルの拠出を行っており、途上国における森林減少の抑制や、そのモニタリングなどのための能力向上支援に積極的に貢献してまいります。(財務省、外務省、農林水産省、環境省)	① ② ③ ④	進捗中	進捗中	【施策番号709に同じ】	【施策番号709に同じ】	—	—	【施策番号709に同じ】	【施策番号709に同じ】	
792	○ 風力発電施設にオジロシロなどの希少な鳥類が衝突する事故(ハートストライク)が発生しており、野生生物保護及び風力発電の推進の両者のひびきとなっていることから、風力発電施設へのハートストライクのリスクを軽減するための技術の開発に努め、野生生物の保護と風力発電の推進の両立を目指します。(環境省)	②	進捗中	進捗中	・バードストライク防止策について検討を進めている。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	—	—	—	・自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業	
793	○ アジア太平洋地域地球変動研究ネットワーク(APN)を通じて、地域研究者との共同研究を通じ、地域各国の政策担当等との関係強化を促進します。(環境省)	⑤	進捗中	進捗中	・平成24年生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)が設立されたことに伴い、アジア太平洋地域の活動のあり方を検討するためのワークショップを開催した。	・APN IPBESワークショップの成果は、PBES第2回総会に提出される予定。今後、APNを通じてアジア太平洋地域の科学者の知見を活かし、IPBESに貢献していく。	平成22-27年のAPN第3期戦略計画では、生物多様性生態系、生物多様性ホットスポット、SATOYAMA-インシアティブ関連イベントも継続して実施中	—	—	・地球環境に関するアジア太平洋地域協同研究・観測事業拠出金	
794	○ 「モニタリングサイト1000」事業において、温暖化の影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより詳細に把握するために継続的に調査を実施します。また、温暖化の影響を含むモニタリング結果を基に、気候変動などの地球の変化への適応力が高い生態系ネットワークのあり方や健全な生態系を保全・再生するうえでの留意点など、生物多様性の保全施策の立場からの適応方策について検討を進めます。(環境省)	⑤	進捗中	進捗中	・モニタリングサイト1000において、高山地域や沿岸地域などの生態系を含め、日本を代表する生態系の全体的なモニタリング調査を実施している。 ・適応方策については検討のための情報の収集をはじめたところ。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
795	○ 生物多様性委員会で議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制及びプログラムを構築します。(環境省、農林水産省)	③ ④	進捗中	進捗中	【施策番号63に同じ】	【施策番号63に同じ】	—	—	【施策番号63に同じ】	【施策番号63に同じ】	
796	○ 知床世界自然遺産地域について、海洋環境と高山植生などの変化など、気候変動が遺産地域の生態系や生物多様性に与える影響を把握するためのモニタリングを実施するとともに、エゾシカの食害をはじめとした環境影響の軽減など、気候変動の適応策を検討・実施します。(環境省、農林水産省)	③ ④	進捗中	進捗中	・世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムを作成し、モニタリングに着手。 ・エゾシカについては、平成24年3月に第2期知床半島エゾシカ保護管理計画を策定し、これに基づき管理を進めている。 ・補償等によるエゾシカの個体数調整を進めた結果、一定の成果が見られ、種生にも若干の回復傾向が確認されている。	・引き継ぎ、海洋等を含めた世界自然遺産地域全体のモニタリング体制及びプログラムを構築するとともに、モニタリングを実施していく必要がある。 ・引き継ぎ、科学委員会等からの助言を得つつ、遺産地域におけるエゾシカの個体数調整などの取組を進める。	—	—	—	・森林環境保全総合対策事業 ・森林整備・保全費 ・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・特定地域自然環境保全整備費 ・国立公園等シカ管理対策事業費 ・自然公園等事業費	
797	○ 生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、身近な自然現象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。(環境省)	① ⑤	進捗中	進捗中	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	—	—	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	
798	○ 温暖化などの環境変化に際して、生物が移動・分散する経路を確保するため、生態系ネットワークの形成を推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③ ③	進捗中	進捗中	・国有林野において、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設け、野生動物の生息・生育地を結び、移動経路を確保することにより、温暖化にも対応できる健全な森林生態系の確保を推進した。	・必要に応じて、隣接する国有林と連携・協力しながら、引き継ぎ、設定等を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
799	○ 国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)のサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対する適応策を検討するため、サンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援などを行うほか、海洋酸性化に係る研究に取り組みます。(環境省)	⑤	進捗中	進捗中	【施策番号333に同じ】	【施策番号333に同じ】	—	—	【施策番号333に同じ】	【施策番号333に同じ】	
800	○ 地球温暖化に伴う気象・海象の変化や基期的な海水面上昇が懸念されており、海岸によっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、潮位、波浪、変化などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するための所要の検討を進めます。(農林水産省、国土交通省)	③ ④ ⑤	進捗中	進捗中	【施策番号388に同じ】	【施策番号388に同じ】	—	—	—	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
801	○ 今後避けることができない地球温暖化の農林水産業への影響や集中豪雨等に起因する山地等災害や洪水、渇水といった国民の安全・安心を脅かす恐れがある影響に対応するため、著しい強い品種の開発や野生鳥獣害・病虫害への対応、山地災害等の防止対策などの適応策の開発・普及に取り組みます。(農林水産省)	② ③	B-2 D-1 D-2	進捗中	・気候変動に対応した適型型食料生産等の確立のためのプロジェクトにおいて、コメの高湿耐性品種の開発等を実施 ・山腹崩壊地の復旧整備を実施するため、国土保全機能が低下した森林の整備を強化し、山地防災力の向上を図っているところ。 ・被害先端地域における秋刈虫被害の拡大防止の取組等を推進。	・事前防災・減災に向けた取組の一層の強化を図る。	—	—	—	・森林整備事業 ・治山事業等	
802	○ 乾燥地等々の自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を委託機関や補助機関などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組んでいます。(外務省、環境省、農林水産省)	④		進捗中	・平成25年4月、ドット・ポイントにて条約実施レビニュー委員会(CRIC)第11回会合及び科学技術委員会(CST)第3回特別会合が開催され、ベストプラクティスの活用に関する議論等に参画した。同年9月、アムステルダム・ワシントンにおいて第11回条約国会合が開催され、クロウ・リ・メカニズムの抜いに関する議論を決定させたほか、条約事務局の平成26-27年予算につき成立させた。これらの会合を通じて、条約事務局の取組の効率化、砂漠化対応のスタンダードの意識や取組組みが向上した。 ・平成25年9月には、第11回科学技術委員会(GST)に日本の科学者を科学技術連絡員(STC)として派遣し、科学技術委員会の活動支援を行った。また、科学的助言体制の確立に向け、科学政策インターフェイスが設置された。 ・モンゴリアにおける持続可能な土地利用のための砂漠化対策に係る調査を実施中。	・条約の効果的な実施及び国際枠組における議論に貢献することが引き続き必要。 ・引き続き調査事業を実施するとともに、砂漠化対応条約へ調査事業の情報を提供するなどして貢献を行う。	—	—	—	・砂漠化対応条約拠出金 ・砂漠化防止対策調査経費	
803	○ 自然生態系分野をはじめ、食料、水資源、水資源、水資源、水資源、沿岸・健康、国民生活、都市生活などの各分野における温暖化影響に関する最新の知見を取りまとめ、日本の温暖化とその影響について統一した科学的知見の予測・評価を実施し、その情報をもとに、わが国における適応の基本的な考え方、適応策の立案、実施に当たった分野横断的な留意事項、重点分野、各主体の役割などを取りまとめた適応指針を策定し、関係省庁、地方自治体などにおける適応策の推進を支援します。(環境省)	③	D-2	進捗中	・平成24年度に、温暖化の観測・予測・影響評価に関する既存の科学的知見の取りまとめとして、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」を作成・公表した。 ・平成25年度には、平成27年度夏頃を自覚とした適応計画策定に向けて、気候変動が日本に与える影響及びリスクの評価を審議するための、中央環境審議会地球環境部会の下に気候変動影響評価等小委員会を設置し、8/28に第1回会合を実施した。	・気候変動影響評価等小委員会における審議を平成27年1月頃まで行い、「日本における気候変動の影響及びリスク評価」に関する報告と今後の課題(意見書)を取りまとめ、各分野において適応策の検討を遂行し、各分野において適応策の検討を実施。平成27年度夏頃を目途に適応計画の刷新決定を行う。	—	—	—	・気候変動影響評価・適応推進事業	
804	○ 国有林野においては、野生動物植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」(平成12年制度創設)を設け、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。(農林水産省)	③	D-2	進捗中	・「保護林」を中心とした生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、より広範囲で効果的な森林生態系の保護を実施した。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動物植物等を保護する観点から「保護林」や保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。 ・必要に応じて、隣接する国有林との連携・協力を推進する。	—	保護林面積：90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積：58万6千ha (平成23年4月)	保護林面積：96万5千ha (平成25年4月) 緑の回廊面積：58万3千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	
805	○ 国有林野のうち緑の回廊においては、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹冠層の多様化を図ることとし、優れた林分の維持を確保しつつ人工林の中に自然に生えたる広葉樹を積極的に確保するなど、野生動物植物の生息・生育環境に配慮した施策を行うこととし、森林の生態系・生育環境の回復・保全を図る。また、国有林野においては緑の回廊として隣接する国有林の広がり確保できない場合などは、必要に応じて隣接する国有林へも協力を依頼し設定するよう努めます。また、溪流等水辺の森林等について、その連続性を確保することにより、よりきめ細かな森林生態系ネットワークの形成に努めます。(農林水産省)	③	D-2	進捗中	【施策番号63に同じ】	【施策番号153に同じ】	—	—	—	【施策番号153に同じ】	



施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
815	○ 下水道は貴重な有用資源が奪まれる都市鉱山の一種であり、総合型社会の構築に向けて、需要先と連携して回収、資源化の取組を推進します。(国土交通省)	②	進捗中	進捗中	平成22年5月に「下水道におけるリン資源化の手引き」をとりまとめ公表した。 ・下水道革新的技術実証事業においてリン回収に係る実証を実施中。 ・リン資源化について、全国5カ所において実施中。	・下水道革新的技術実証事業の成果について、ガイドライン化を図ること等によって低コスト・高効率のリン資源化技術の普及を図る。 ・下水道革新的技術実証事業において下水汚泥のエネルギー化に係る実証を実施中。 ・下水汚泥エネルギー化率は13%(平成23年度実績)。	—	—	—	・社会資本整備総合交付金	
816	○ 下水処理によって発生する下水汚泥について、社会資本整備総合交付金による支援、下水道革新的技術実証事業の実施等によって、固形燃料化やメタン発酵によって生じるバイオガスの有効利用等、エネルギー化を推進します。(国土交通省)	②	進捗中	進捗中	社会資本整備総合交付金より、地方公共団体による下水道における下水汚泥のエネルギー化を支援した。 ・下水道革新的技術実証事業において下水汚泥のエネルギー化に係る実証を実施中。 ・下水汚泥エネルギー化率は13%(平成23年度実績)。	・下水道革新的技術実証事業の成果について、ガイドライン化を図ること等によって低コスト・高効率のエネルギー化技術の普及を図る。 ・下水汚泥の固形燃料について、市場拡大を目的としたJIS規格化を行う。 ・下水道事業に係るベンチマークシステムの導入による優良事例の全国展開を推進する。	—	—	—	・社会資本整備総合交付金 ・グリーン投資減税	
817	○ 下水処理によって発生する下水汚泥のバイオマス利用を促進します。(国土交通省)	②	進捗中	進捗中	建設資材等のマテリアル利用に加え、固形燃料化やメタン発酵によって生じるバイオガスの有効利用等、エネルギー化を推進した。 ・下水汚泥のリサイクル率は55%(平成23年度実績)。	・引き続き、建設資材等のマテリアル利用に加え、エネルギー化を推進する。	—	—	—	・社会資本整備総合交付金	
818	○ 下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。(国土交通省)		進捗中	進捗中	【施策番号2333に同じ】	【施策番号2333に同じ】	—	—	—	【施策番号2333に同じ】	
819	○ たい肥などによる土づくりや化学肥料・化学合成農薬の低減の一時的に取り組み継続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域から原則5割以上削減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組み場合などの先進的な取組を推進します。(農林水産省)	②	B-2	進捗中	【施策番号186に同じ】	【施策番号186に同じ】	—	—	【施策番号186に同じ】	【施策番号186に同じ】	
820	○ 化学肥料・農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを多く含む有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、実需者の有機農産物への理解促進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。(農林水産省)	②	B-2	進捗中	【施策番号187に同じ】	【施策番号187に同じ】	—	—	【施策番号187に同じ】	【施策番号187に同じ】	
821	○ 養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁業の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。(農林水産省)		進捗中	進捗中	【施策番号365に同じ】	【施策番号365に同じ】	—	—	【施策番号365に同じ】	【施策番号365に同じ】	
822	○ 魚類養殖において、残餌による環境負荷の低減のため、低環境負荷飼料の開発を推進します。(農林水産省)		進捗中	進捗中	【施策番号366に同じ】	【施策番号366に同じ】	—	—	【施策番号366に同じ】	【施策番号366に同じ】	
823	○ 平成21年7月に成立したエネルギー供給高度化法に基づき、バイオマスを含む非化石エネルギー源の利用の拡大を図るため、エネルギー供給事業者の計画的な取組の拡大を図る。具体的には、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進に関する基本方針を策定し、さらに、非化石エネルギー源の利用の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組み決定に関する取組、エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)の内容も踏まえつつ、事業者の事業ごとに判断の基準を策定し公表します。(経済産業省)		進捗中	進捗中	【施策番号784に同じ】	【施策番号784に同じ】	—	—	【施策番号784に同じ】	【施策番号784に同じ】	
824	○ バイオマス活用に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目指す。平成22年12月にバイオマス活用推進基本計画が閣議決定され、平成30年に達成すべき目標を定めており、今後、市町村バイオマス活用推進計画の策定を推進します。(農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)	③	進捗中	進捗中	・地域の事情に応じた地域推進計画の策定が進められるよう、「都道府県・市町村バイオマス活用推進計画」の作成に努めることとするなど、現在の取組を継続して進めていく。	・市町村・都道府県バイオマス活用推進計画の作成に努めることとするなど、現在の取組を継続して進めていく。	—	市町村バイオマス活用推進計画(18市町村策定)(平成23年度)	市町村バイオマス活用推進計画(18市町村策定)(平成23年度)	—	50

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
825	○ 概算でも、光合成により大気中から吸収した二酸化炭素を放出するのみであるため、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有するバイオマスは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替として利活用することにより温暖化の防止に資するものであり、その利活用を推進します。(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	④	進捗中	【施策番号783に同じ】	・平成24年度9月にバイオマス事業化戦略を策定し、具現化のためにバイオマス産業者都市の構築を進める。既に関係府省で8つの地域を産業者都市として選定。	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	49
826	○ 平成24年2月に、外部有識者から構成されるバイオマス事業化戦略検討チームを設置し、事業や施設の効率性の改善等の観点から、原料生産から収集・運搬、製造・利用までの各段階における課題の整理と事業化に向けた戦略の検討を進めていきます。(農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)	③	既に達成済み		・平成24年度は3地区において実証事業を実施し、事業化に向けた課題の克服に取り組みしており、原料の多様化や製造コストの削減等一定の成果が得られた。	・引き続きバイオマス産業者都市の構築を進めるとともに、選定された地域のバイオマス事業化を支援する。	—	—	—	・地域バイオマス産業者推進事業	
827	○ 平成19年度より進めていた原料調達からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した大規模実証事業について、平成24年度から、これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための取組として支援します。(農林水産省)	②	進捗中		・平成24年度は3地区において実証事業を実施し、事業化に向けた課題の克服に取り組みしており、原料の多様化や製造コストの削減等一定の成果が得られた。	・引き続き事業化に向けた課題を克服する取組を実施する。	—	約4万キログラムのバイオ燃料を生産(平成23年度)	—	・バイオ燃料生産拠点確立事業	
828	○ 平成19年度より、資源作物の育成や低コスト栽培、稲わらや木質バイオマスなどの非食用資源や資源作物全体から草刈草にエタノール生産する技術の開発を進めています。また、平成20年度からは稲わらなどのソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した技術の確立を行う実証事業を進めており、低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発などを行っています。(農林水産省)	②	進捗中		・平成24年度は3地区において実証事業を実施し、ソフトセルロース系を原料とした製造技術が確立されるとともに、品質や製造コスト等について一定の成果が得られた。	・実証事業は平成24年度で完了したが、今後は本実証事業による成果を元に、今回実証を行った事業者をはじめとする民間団体等による更なる技術の確立が期待できる。	—	—	—	・ソフトセルロース利活用技術確立事業	
829	○ バイオ燃料の技術開発に向け「バイオ燃料技術革新計画」に基づき、食糧と競合しないセルロース系エタノールなどの生産技術の開発を図るため、各種バイオマスから化学製品原料を製造する技術や、メタン発酵を効率化する技術の研究開発を行います。また、2030年頃の商用化が期待されるBTL(Biomass to liquid)、微細藻類由来バイオ燃料製造技術等の開発も行い、バイオマス資源の総合利活用を行います。(経済産業省)	②	進捗中		・2015年～2020年におけるバイオエタノール製造コスト40円/L(※)、2020年に占める年産20万Lでの商業化を実現するため、資源作物の栽培からバイオエタノールの製造と環境問題に配慮したバイオ燃料生産システムの構築を目指す研究開発を行っている。 また、化学品原料の多様化を図りつつ、エタノール多消費産業である化学産業の製造プロセスの革新的なエタノール化を目指すため、非可食性バイオマス原料から機能性及びコストの両面で競争力のある化学製品を一気通貫で製造するエタノール生産システムの開発を開始したところ。 ・加えて、2030年頃のバイオ燃料本格生産を可能とする次世代バイオ燃料製造技術を開発し、微細藻類からのバイオエタノール製造技術、微細藻類からのバイオエタノール製造技術の研究を行っている。	・食糧との競合や、生態系、森林破壊、ライフサイクル全体での環境負荷増大等を引き起こすことがないよう、引き続きバイオ燃料の開発に関する施策を推進していく。	—	—	—	・バイオ燃料製造の有効な要素技術開発事業 ・セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業 ・革新的エタノール化学プロセス技術開発プロジェクト ・戦略的次世代バイオマスエタノールリーディング技術開発事業	
830	○ 平成24年7月に施行された、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、再生可能エネルギー電気の導入促進を図ります。(経済産業省)	②	進捗中		・平成24年度までの累積導入量は、平成23年度末までの累積導入量と比較して、1割程度伸びているなど、順調に導入が拡大している。	・再生可能エネルギーについては、今後3年間で最大限、普及を加速することと定めて運用していく。	—	—	—	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度	
831	○ 畜水圏等から発生する剪定枝等の木質バイオマスの活用に向けた技術開発を推進し、その普及に努めます。(国土交通省)	②	進捗中		・都市由来の廃棄物素材を活用したバイオマス発電の一連のプロセスについての実証実験等を実施した。	・引き続き実証実験を行い、その結果をもとに当該システムの導入に関するガイドラインの作成等を行う。	—	—	—	—	
832	○ 循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化、メタン化などを行う施設の整備を推進します。(環境省)	②	進捗中		・当該施設を整備する市町村に対して財政的支援を行っているところ。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	—	—	—	・循環型社会形成推進交付金	
833	○ 循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスのバイオディーゼルの製造などを行う施設の整備を推進します。(環境省)	②	進捗中		・当該施設を整備する市町村に対して財政的支援を行っているところ。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	—	—	—	・循環型社会形成推進交付金	
834	○ 里地里山の保全に伴い生じる草木質バイオマスのエネルギー源としての利活用をはじめとする、早期に実用化が必要かつ可能なエタノール・起酵二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究に取り組みます。(環境省)	②	進捗中		【施策番号806に同じ】	【施策番号806に同じ】	—	—	—	【施策番号806に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
835	〇 風力発電施設にオゾンなどの有害な異種が衝突する事故の防止対策が実施されており、野生生物保護及び風力発電の推進の両者のひとつとなり、風力発電施設へのハードウェアのリスクを軽減するための技術の開発に努め、野生生物の保護と風力発電の推進の両立を目指します。(環境省)	②	E-2	進捗中	【施策番号792に同じ】	【施策番号792に同じ】	—	—	【施策番号792に同じ】	【施策番号792に同じ】	
第3章 東日本大震災からの復興・再生											
第1節 東日本大震災からの復興・再生											
(総括) 三陸復興国立公園を創設するとともに、みちのく潮風トレイルの一部開通をはじめ、グリーン復興プロジェクトを進めています。また、原子力発電所事故に対しては野生動物植物のモニタリングを実施しました。更に、被災した防災林の普及・再生や復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっての地産生態系系の復元・保全等を推進しています。											
1 三陸復興国立公園の創設											
836	〇 三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクト(①三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成)、②里山・里海・フィールド・プログラムと施設整備、③地域の宝を活かした自然を深らねる旅(復興エコツアー)、④南北につながる交流を促める道(東北海岸トレイル)、⑤森・里・川・海のつながりの再生、⑥持続可能な社会を担うづくり(ESD)の推進、⑦地震・津波による自然環境への影響の把握(自然環境モニタリング))を推進することで、森・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと奇蹟を学びつつ、それらを活用しながら復興に貢献します。(環境省)	② ③		進捗中	〇 平成25年5月に三陸復興国立公園を創設するとともに、みちのく潮風トレイル(東北海岸トレイル)については、路線検討を進め、平成25年8月に一部開通に先立ちポイントを実施。施設整備については、平成25年7月に岸工ヶ浜集団施設地区の海岸遊歩道の開通など、被災施設地の復旧を実施。復興エコツアーシステムでは、モアール地域(6地域)での自立したエコツアーの確立のための取組を行い、8月には1)地域でモニターツアーを実施、自然環境調査を実施し、中間とりまとめ報告書を作成し、2)海苔の調査を実施し、科学的データの集積を行うなど、グリーン復興プロジェクトを着実に実施している。	—	—	—	—	・三陸復興国立公園再編成等推進事業	
2 原子力発電所事故への対応											
837	〇 福島第一原発の周辺地域での放射性物質による生態系への影響を把握するため、関係する機関・団体とも協力しながら、植物の種子やネズミ等の試料の採取と分析を進めている。生態系への影響の把握には、何世代にも渡る長期的な調査が必要となるため、関係する研究機関や学識経験者とも連携しながら、モニタリング方法の検討し、生態系への影響把握を進めている。(環境省)	⑤		進捗中	〇 平成23年度より、旧警戒区域内外で、野生動物植物の試料採取及び分析を実施。	—	—	—	—	・放射線による自然生態系への影響調査費	
838	〇 福島第一原発の事故により、半径20km(警戒区域内)に取り残された被災ベント(犬及び猫)を保護するため、福島県と全面的に協力し、関係する機関・団体とも協力しながら、被災ベント(犬及び猫)の保護回収、シエルトでの飼育管理、飼い主への返還、譲渡等を進めています。(環境省)			進捗中	〇 福島県と連携し、被災ベントの保護回収を行うとともに、適正な飼養を図りながら、返還・譲渡を進めている。これまでに犬459頭、猫544頭を保護し、犬404頭、猫348頭を返還・譲渡している(平成25年9月1日)。	—	—	—	—	・警戒区域内における被災ベント保護活動事業	
3 防災林等の活用											
839	〇 海岸防災林は、津波・高潮含む潮害の防備、飛砂・塵害の防備等の災害防止機能を有しており、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしています。東日本大震災の津波により、福島県から千葉県にかけて253箇所、約1718haが被災しました。震災以降、防潮堤等の災害復旧事業に早業着手するとともに、林野行は、平成23年5月に海岸防災林の被災状況を把握するとともに、復旧方法の検討等を行うことを目的として学識経験者等からなる「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を設置し、5回の議論を経て、平成24年2月に「今後における海岸防災林の再生について」(以下、「報告書」)をとりまとめました。報告書では、海岸防災林は、津波自体を完全に抑止することはできないものの、津波エネルギーの減衰効果や漂流物の捕捉効果等の軽減効果が見られることから、まちづくりの観点において多重防壁の一つとして位置づけることができるようになりました。今後、海岸防災林の本格的な復旧・再生を進めるにあたっては、被災箇所ごとに被災状況、自然条件や地域のニーズ、地域の生態系保全の必要等を踏まえ、広葉樹の植栽による多様な森林づくり等についても考慮するなど、生物多様性に配慮して海岸防災林の再生に取り組むこととしています。(農林水産省)	③	B-2 D-1	進捗中	〇 東日本大震災の津波により青森県から千葉県にかけて約140kmの海岸防災林が被災。平成24年度までに約50kmについて復旧・再生に着手したところであり、平成25年度中には、ガレキ処理等を含め約100km全てについて着手することを有する海岸防災林の早期復旧・再生し被災地の復興に向けて貢献。	〇 引き継ぎ、海岸防災林の早期の復旧・再生に向けた取組みを推進。	—	—	—	・治山事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
840	○ 今回の東海災害において、海豊郡の大部分の樹木が倒伏し、樹木自体が流出して被害が生じている一方、樹林が後背地の浸水被害を軽減し、土砂崩れや車両等の漂流物を捕捉した事例など、津波災害に一定の効果が認められました。このような状況を踏まえ、津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備等について、「東日本大震災からの復興に際する公園緑地整備に関する技術的指針」として被災都市の復興まちづくり計画の検討や、復興事業における公園緑地の計画・設計等の参考となるよう、平成24年4月に公表しました。この中で、公園緑地については、多重防衛の一つとして減災効果を期待するものであり、①一定の津波に対する津波エネルギーの減衰・漂流物の捕捉等、②津波に対する避難経路・避難地、③復旧・復興支援の場、④復興の象徴や防災教育機能等の機能を有するものとしました。加えて、地域の自然環境に応じた地域生態系由来の種の選定、森士の保全等を通じた地域生態系の復元・保全を行うことを求めており、今後の津波災害に強い復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっては、これらの取組を推進することとしています。(国土交通省)			進捗中	・「東日本大震災からの復興に際する公園緑地整備に関する技術的指針」を周知し、復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっての地域生態系の復元・保全を行う取組を推進した。	・引き続き「東日本大震災からの復興に際する公園緑地整備に関する技術的指針」を周知し、復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっての地域生態系の復元・保全を行う取組を推進する。	—	—	—	—	—
第2節 新たな自然共生社会づくりの取組											
(総括) 生態系ネットワーク、生物多様性の経済価値評価の試行、地域における保全活動の支援、里地里山の利用、管理の新たな枠組などを進めています。											
1 新たな自然共生社会づくりの取組											
841	○ 生態系ネットワークの形成を促進するため、生態系ネットワークの考え方、計画手法、実践手法等についての情報提供、普及啓発活動に努めるとともに、既存の施策や事業の効果について評価・検証を行います。(国土交通省、農林水産省、環境省)	③	C-1	進捗中	・生態系ネットワークの基本的な考え方、自治体向けの手引等を国土交通省HPに掲載し、情報提供、普及啓発を行うとともに、これまでの取組に関する点検を実施中。	・生態系ネットワークの形成を一層促進するため、点検の実施により進捗状況の把握、課題の整理を行い、今後の方向性を検討する。	—	—	—	・自然資本の活用観点からの生態系ネットワーク形成の推進に関する調査	—
842	○ 全国的、広域的な観点から自然再生の方向性や具体化の方向性について、わが国の生物多様性総合評価の結果や生態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、関係省庁が連携して検討し、計画の進捗のための取組を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	D-2	進捗中	・生物多様性総合評価や生態系ネットワーク構想の具体的な進展を踏まえ、連携しながら自然再生事業を推進。	・生物多様性総合評価、生態系ネットワーク構想の具体的な進展を踏まえ、引き続き取組を進める。	—	—	—	・自然再生活動推進費	—
843	○ 国内の自然保護制度や自然環境保全施策などを対象に、生物多様性の経済的価値、生物多様性の損失に伴う経済的損失効果の保全に要する費用などの評価を推進します。また、評価結果の普及と広報や、評価結果の活用の方策の検討も進めます。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度に「奄美群島の国立公園指定」、「全国的な食糧政策」により保全される生物多様性の価値について経済的価値を算出。 ・「環境経済の政策的な生物多様性の価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方策に関する研究」を採択し、マンダース防除により保全される生物多様性の価値を算出。 ・「地球環境研究総合推進費」により「薬場の資源供給サービス」の定量・経済価値と時空間的解析による沿岸管理方策の提案」を採択。平成25年度中に評価結果を取りまとめると予定。	・平成24年度に「奄美群島の国立公園指定」、「全国的な食糧政策」により保全される生物多様性の価値について経済的価値を算出。 ・「環境経済の政策的な生物多様性の価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方策に関する研究」を採択し、マンダース防除により保全される生物多様性の価値を算出。 ・「地球環境研究総合推進費」により「薬場の資源供給サービス」の定量・経済価値と時空間的解析による沿岸管理方策の提案」を採択。平成25年度中に評価結果を取りまとめると予定。	・平成24年度に「奄美群島の国立公園指定」、「全国的な食糧政策」により保全される生物多様性の価値について経済的価値を算出。 ・「環境経済の政策的な生物多様性の価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方策に関する研究」を採択し、マンダース防除により保全される生物多様性の価値を算出。 ・「地球環境研究総合推進費」により「薬場の資源供給サービス」の定量・経済価値と時空間的解析による沿岸管理方策の提案」を採択。平成25年度中に評価結果を取りまとめると予定。	—	—	・豪州目標の実現に向けたGPOP10主要課題検討調査費	—
844	○ 希少野生動物植物の保全や鳥獣の保護管理、外来種対策、生態系ネットワークの要となる重要な地域・再生など、地域が主体的に行う生物多様性の保全・再生活動のほか、「生物多様性基本法」や「生物多様性地域連携促進法」等に基づく法定計画等の策定の取組を支援します。(環境省)	① ② ③	A-1 B-1 C-1 C-2	進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業(委託)により、平成24年度末までに22の法定計画が策定された。また、生物多様性保全推進支援事業(交付金)により平成25年度までに55団体を支援しており、平成24年度までに支援が完了した31団体は様々な体制で活動が継続又は展開されている。	・地域生物多様性保全活動支援事業(委託)による支援は平成26年度で終了する。生物多様性保全推進支援事業(交付金)については、より効果的な事業となるよう見直しの上で継続する。	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支援事業	—
845	○ 環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を測る指標、生物多様性の保全に寄与する優れた取組に対する表彰制度などの情報を収集・発信することにより、生物多様性への民間参画を促進します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成22年度「23年度事業において認証制度や経済活動と生物多様性の関わりを測る指標等に関する情報収集を実施。平成24年度事業において業種毎の事業活動と生物多様性の関わりについて環境省のホームページで公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	・経済社会における生物多様性の主流化を促進する認証制度、指標、表彰制度等に関する情報を引き続き収集・発信する。	—	—	—	・豪州目標の實現に向けたGPOP10主要課題検討調査費	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
846	○ 生物多様性に配慮した「賢い消費者(スマートコンシューマー)」を育成するため、既存の環境認証制度の普及をはじめ、それらを取り扱う事業者や生物多様性の保全に熱心な事業者の情報と積極的な情報提供することにより、消費者の意識の向上を図ります。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度事業において、生物多様性分野における事業者による取組の実態調査に加え、取組事例を収集し、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を含む調査結果を環境省ホームページにて公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	・認証制度やそれらを取り扱う事業者、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を取集・発信する等、賢い消費者育成促進策を検討・実施する。	—	—	—	・認知目標の達成に向けたGPOP10主要課題検討調査費	
847	○ 各地域で行われている持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)事例の掘り起こしを行い、それらを可視化し、優良事例として共有・発信することや、ESDの関係者を連携させる人材を育成することを通じて、地域に根ざしたESDを全国に普及します。(環境省、文部科学省)			進捗中	【施策番号482に同じ】	【施策番号482に同じ】	—	—	—	【施策番号482に同じ】	
848	○ 地域固有の魅力を生直し、活力ある持続的な地域づくりを進めるため、平成20年4月施行された「エコツアーリズム推進法」に基づく「全体構型」の策定を支援します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	①		進捗中	・全体構型策定を目標としている地域について認定申請内容について関係省庁とともに助言等の支援を行っている。	・左記支援の他、引き続き地域主体のエコツアーリズムの推進に関する活動を支援していく。	—	—	—	・エコツアーリズム総合推進事業費	
849	○ 里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツアーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源(コモンズ)として管理し、持続的に利用する新たな取組を構築します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	① ② ③		進捗中	・地域資源を活用した環境教育やエコツアーリズムの場の提供による地域づくりを試行的に実施し、試行事例を整理した。草根系バイオマス利用の試行的な取組については、平成24年度より検討を実施した。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理する新たな取組については引き続き、各地域へ普及を行っている。	・今後は、草根系バイオマス利用の試行的な取組を通じ、有効活用手法の確立に向けた検討を実施する。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理する新たな取組の構築に向けたガイドラインについては引き続き、各地域へ普及を図る。	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	
850	○ 里地里山の保全活動の促進を図るため伝統的生活文化の知恵や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、全国への波及を図るために発信します。(環境省、文部科学省)	① ②	E-2	進捗中	・全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、検索可能なデータベースとして整理し、発信した。	・引き続き、検索可能なデータベース上で情報提供を行い、全国への波及を図る。	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	